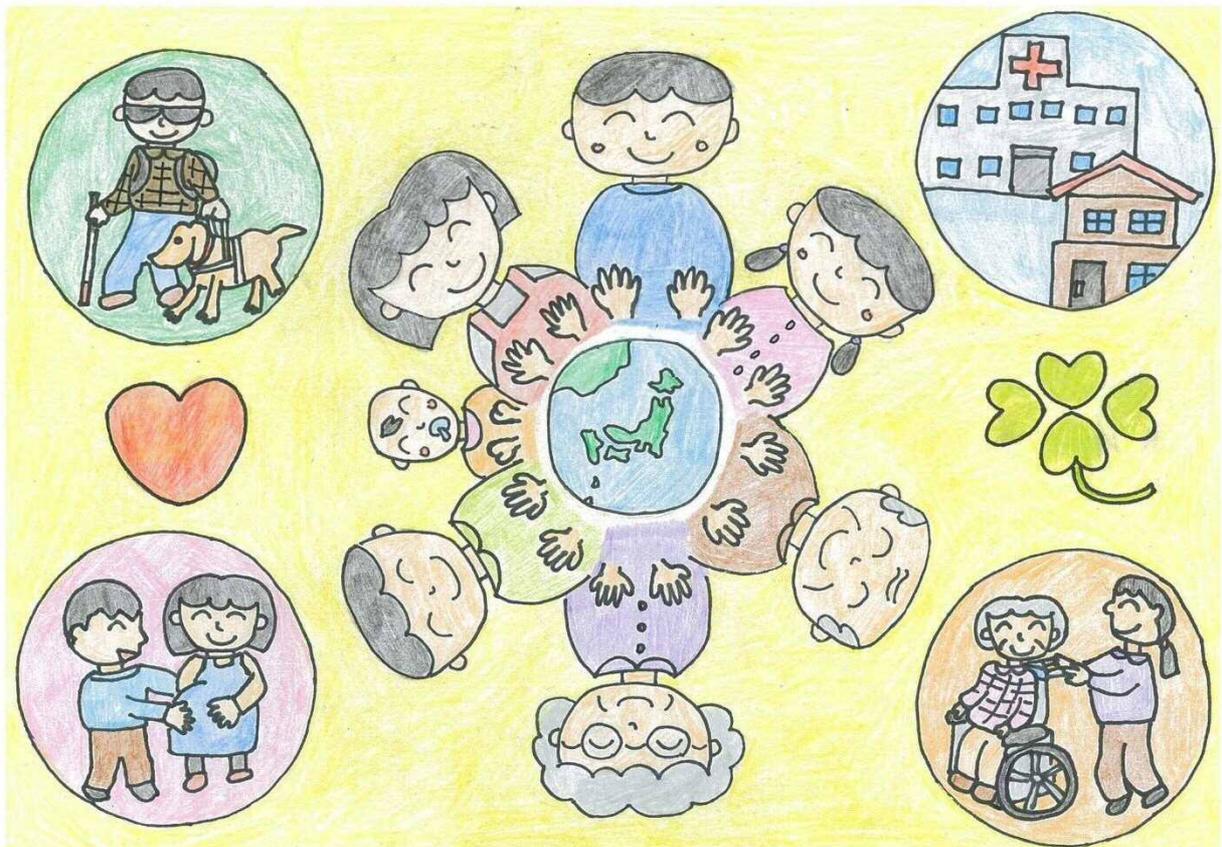


令和5年度版

川口市の福祉



「福祉の日デザイン画」 中学生・一般の部 最優秀賞 高瀬雅陽

福祉都市宣言

昭和43年12月25日 宣言

地方自治の本旨は、住民の福祉向上にあることは言をまたない。

本市は、鑄物工業を中心として発展してきたが、近年、東京都に隣接するという地理的条件と相まって、産業、経済及び文化等に著しい発展をみせている。

しかし、反面、産業公害、交通事故、火災、犯罪、水害など向上の影に発生している各種災害は、年々増加の傾向にあり、市民の日常生活をおびやかしている現状を決してゆるがせにはできない。

又、高度の経済成長は、市民生活水準の向上をもたらしたが、一方においては、社会の進展に、いまだ遅れ、恩恵に浴さない市民の存在も見逃しにはできない事実である。

これら、数多くの悲惨な災害や事故を絶滅し、同時に社会保障制度の充実をはかるため、全市民の協力のもとに、総力を結集して強力に施策を推進していかねばならない。

市民のすべてが憲法で保障された、健康で文化的な生活を営めるよう、全市民が一体となり、明るく住みよい都市の建設を決意し、ここに川口市を「福祉都市」とすることを宣言する。

目次

第1部 川口市の概要

第1章 令和5年度 当初予算	
1 当初予算	3
2 一般会計予算	3
3 一般会計予算の構成割合	4
4 福祉部・子ども部予算	5
第2章 福祉部・子ども部 行政機構	
1 福祉部・子ども部 行政組織	9
2 事務分掌	10
第3章 川口市の福祉概要	
第1節 川口市地域福祉計画	14
第2節 川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	17
第3節 川口市障害者福祉計画	21
第4節 川口市子ども・子育て支援事業計画	25

第2部 社会福祉

● 令和5年度 社会福祉事業予算の概要	29
第1章 社会福祉	
第1節 一般社会福祉	32
1 民生委員推薦会	32
2 民生委員	32
3 「福祉の日」推進事業	35
4 福祉資金	36
5 戦傷病者・戦没者遺族等援護	37
6 罹災者の援護	39
7 日赤事業	40
8 更生保護事業	40
9 生活困窮者自立支援事業	41
10 生活保護受給者自立支援事業	41
11 中国残留邦人等支援事業	42
12 社会福祉施設人材養成・確保支援事業	42
13 社会福祉施設等指導監査	43
第2章 生活福祉	
第1節 生活保護	46
1 被保護世帯及び人員の推移	46
2 単身保護世帯と2人以上保護世帯の推移	47
3 保護率(人口百人比)の推移	47
4 保護の開始・廃止の理由別構成	48
5 保護世帯類型及び労働力類型	49
6 病類別医療扶助人員の推移	50
7 生活保護扶助費の推移(決算額)	50
8 生活保護の予算	51

第3部 高齢福祉

● 令和5年度 高齢者福祉事業予算の概要	53
第1章 長寿支援	
第1節 高齢者人口	56
1 高齢者人口の推移	56
2 ねたきり・ひとり暮らしの高齢者	57
第2節 在宅福祉サービス	58
1 軽度生活支援事業	58
2 自立生活支援員派遣事業	58
3 日常生活用具給付事業	58
4 福祉機器貸与事業	59
5 寝具乾燥消毒事業	59
6 認知症高齢者相談事業	59
7 配食サービス事業	59
8 福祉電話の貸与	60
9 緊急通報装置の貸与	60
10 社会福祉法人利用者負担軽減補助	60
11 重度要介護高齢者福祉手当	59
12 外国人高齢者等福祉手当	61
第3節 健康と生きがい	61
1 老人クラブ助成	61
2 高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助	62
3 生きがいづくりアドバイザー	63
4 地域支え合いあんしんカード事業	63
第4節 敬老及び啓発	63
1 敬老祝金の贈呈	63
2 敬老祝賀事業	63
第5節 生活環境整備	64
1 高齢者世帯住替家賃助成	64
2 高齢者住宅改善整備費補助事業	64
3 入居保証支援事業	65
第6節 施設	66
1 サンテピア	66
2 老人デイサービスセンター	67
3 施設措置	67
第7節 地域支援事業・地域包括支援センター	68
1 地域支援事業	68
2 地域包括支援センター運営事業	70

第4部 介護保険

● 令和5年度 介護保険事業予算の概要	73
第1章 介護保険	
第1節 被保険者の状況	76
1 第1号被保険者の推計	76
2 要支援・要介護認定者数の推計	76

3	居宅サービス利用者数の推計	76
4	地域密着型サービス利用者数の推計	76
5	施設サービス利用者数の推計	77
第2節	財政状況	77
1	令和4年度決算	77
第3節	保険料の状況	78
1	第8期（令和3年度から令和5年度）の第一号被保険者保険料（年額）	78
2	保険料所得段階別賦課徴収状況（令和4年度決算）	79
第4節	保険給付	80
1	保険給付サービスの種類と内容	80
2	介護サービスの利用者負担	84
3	利用者負担額の軽減	84
第5節	要介護認定者の状況	86
1	要介護認定申請状況	86
2	介護認定審査会	86
3	要介護度判定状況	86
4	要介護認定者内訳	86
第6節	介護保険給付状況	86
1	居宅サービス受給者数	86
2	施設サービス受給者数	86
3	居宅サービス利用者負担額補助	86
4	介護（介護予防）サービス給付状況	87
5	高額介護（介護予防）サービス給付	87
6	高額医療合算介護サービス給付	87
7	特定入所者介護（介護予防）サービス給付	87
第7節	川口市介護保険運営協議会	88
1	委員の構成	88
2	協議会の開催状況	88
第8節	介護サービス事業者への支援事業	89
1	介護人材の育成に関する支援	89
2	介護サービス事業者への補助	90

第5部 障害福祉

●	令和5年度 障害福祉事業予算の概要	93
第1章	障害福祉	
第1節	障害者手帳登録状況	96
1	身体障害者手帳	96
2	療育手帳	96
3	精神障害者保健福祉手帳	96
第2節	相談・指導	97
1	相談支援事業	97
2	相談員	97
第3節	手当・年金	98
1	福祉手当	98
2	特別児童扶養手当	99
3	心身障害者扶養共済制度	99

第4節	医 療	100
1	重度心身障害者医療費助成	100
2	更生医療給付	101
3	育成医療給付	101
第5節	給 付	102
1	補装具	102
2	日常生活用具	102
3	居宅改善費助成	102
4	自動車改造費助成	103
5	自動車運転免許取得費助成	103
6	重度心身障害者福祉タクシー利用料助成	104
7	重度心身障害者福祉ガソリン利用料助成	104
第6節	サービス	105
1	入浴サービス	105
2	紙おむつ支給	105
3	広報紙等点字訳・録音発行	105
4	リフト付自動車貸出	105
5	障害児（者）生活サポート	106
6	生活ホーム	106
第7節	障害者自立支援事業	107
1	自立支援給付事業	107
第8節	行 事	108
1	「彩の国ふれあいピック」春季大会	108
2	「彩の国ふれあいピック」秋季大会	108
3	川口市障害者週間記念事業	108
第9節	住みよいまちづくり	109
1	公共施設改修整備	109
第2章 心身障害福祉センターわかゆり学園		
第1節	心身障害福祉センターわかゆり学園	111
1	就労移行支援事業所・就労継続支援B型事業所及び生活介護事業所	111
2	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所	113
3	地域活動支援センター	114

第6部 児童福祉

●	令和5年度 児童福祉事業予算の概要	117
第1章 子ども育成		
第1節	児童健全育成	120
1	児童センター	120
2	アドベンチャープレイ事業	120
3	おやこの遊びひろば事業	120
4	子育てサポートプラザ事業	121
5	鳩ヶ谷こども館事業	121
6	南鳩ヶ谷地域子育て支援センター事業	121
7	ファミリー・サポート・センター事業	122
8	緊急サポートセンター事業	122
9	病児・病後児保育事業	123

10	訪問型病児・病後児保育利用助成制度	123
11	パパ・ママ応援ショップ事業	124
12	「赤ちゃんの駅」設置事業	124
13	赤ちゃんにっこり応援事業	124
14	子どもの生活・学習支援事業	125
第2節	児童手当制度	126
1	児童手当	126
第3節	子ども医療費	127
1	子ども医療費支給事業	127
第4節	母子父子福祉	128
1	母子父子寡婦福祉資金貸付	128
2	ひとり親家庭等医療費支給事業	129
3	児童扶養手当	130
4	ひとり親家庭自立支援給付金事業	131
5	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	131
6	養育費確保支援事業	132
7	母子・父子自立支援プログラム策定事業	132
第5節	施設	133
1	児童遊園	133
2	児童センター	133
第6節	青少年健全育成事業	134
1	青少年センター	134
2	野外活動施設	134
3	青少年体験活動事業	135
4	親子ふれあい事業	135
5	明るい街づくり推進事業	136
6	青少年団体活動支援事業	136
第7節	いじめ防止推進事業	137
1	いじめ防止推進事業	137
第2章 子育て相談		
第1節	児童保護	139
1	家庭児童相談室	139
2	子ども家庭相談室	140
3	要保護児童対策地域協議会	141
4	子どものショートステイ事業	141
5	子どものトワイライトステイ事業	141
6	乳児家庭全戸訪問事業	141
7	養育支援訪問事業	142
8	ヤングケアラー支援事業	142
9	発達相談支援事業	142
第2節	助産制度	144
1	助産施設	144
第3節	母子父子福祉	144
1	母子生活支援施設への入所	144
2	母子等緊急一時保護	144
第3章 保 育		
第1節	保 育	146
1	保育所等運営	146

2	家庭保育室	153
3	認可外保育施設	154
4	地域子育て支援センター・育児相談	154

第7部 外郭団体等

第1章 社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

●	令和5年度 社会福祉協議会事業予算の概要・事業計画	157
第1節	社会福祉協議会の概要	159
1	組織	159
第2節	令和5年度当初予算	160
第3節	実施事業	161
1	会員募集と啓発事業	161
2	地区社協支援	162
3	地域福祉・ボランティア活動推進事業	163
4	共同募金配分事業	171
5	放課後児童クラブ事業	173
6	子育てサポートプラザ事業	174
7	ファミリー・サポート・センター事業	182
8	高齢者福祉事業	185
9	老人居宅介護等事業	185
10	高齢者自立支援事業	186
11	障害福祉サービス事業	186
12	障害者相談支援事業	187
13	手話通訳者派遣事業	189
14	障害者居宅サービス技術援助事業	191
15	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	193
16	生活福祉資金貸付事業	194
17	やすらぎ会館事業	195
18	住民参加型福祉サービス事業	196
19	交通遺児育英事業	198
20	老人福祉センター青木たたら荘	199
21	居宅介護支援事業	200
22	地域包括支援センター	201
23	成年後見センター	204
24	生活困窮者自立相談支援事業	207
25	生活支援体制整備事業	212
26	多機関協働事業	213

第2章 社会福祉法人 川口市社会福祉事業団

●	令和5年度 社会福祉事業団事業予算の概要	219
第1節	社会福祉事業団の概要	221
1	組織等	221
2	令和5年度当初予算	222
第2節	老人福祉施設	223
1	老人福祉センター「たたら荘」	223
2	高齢者総合福祉センター「サンテピア」	224
3	やすらぎの家	225

4	老人デイサービスセンター「れんげそう」	225
5	居宅介護支援事業所	227
6	社会福祉センター（神根福祉センター）	228
7	地域包括支援センター	229
8	鳩ヶ谷福祉センター	230
第3節	児童福祉施設	232
1	児童センター	232
第4節	障害福祉施設	233
1	相談支援事業	233
2	地域活動支援センター事業	233
3	生活介護事業	234
4	就労継続支援B型	234

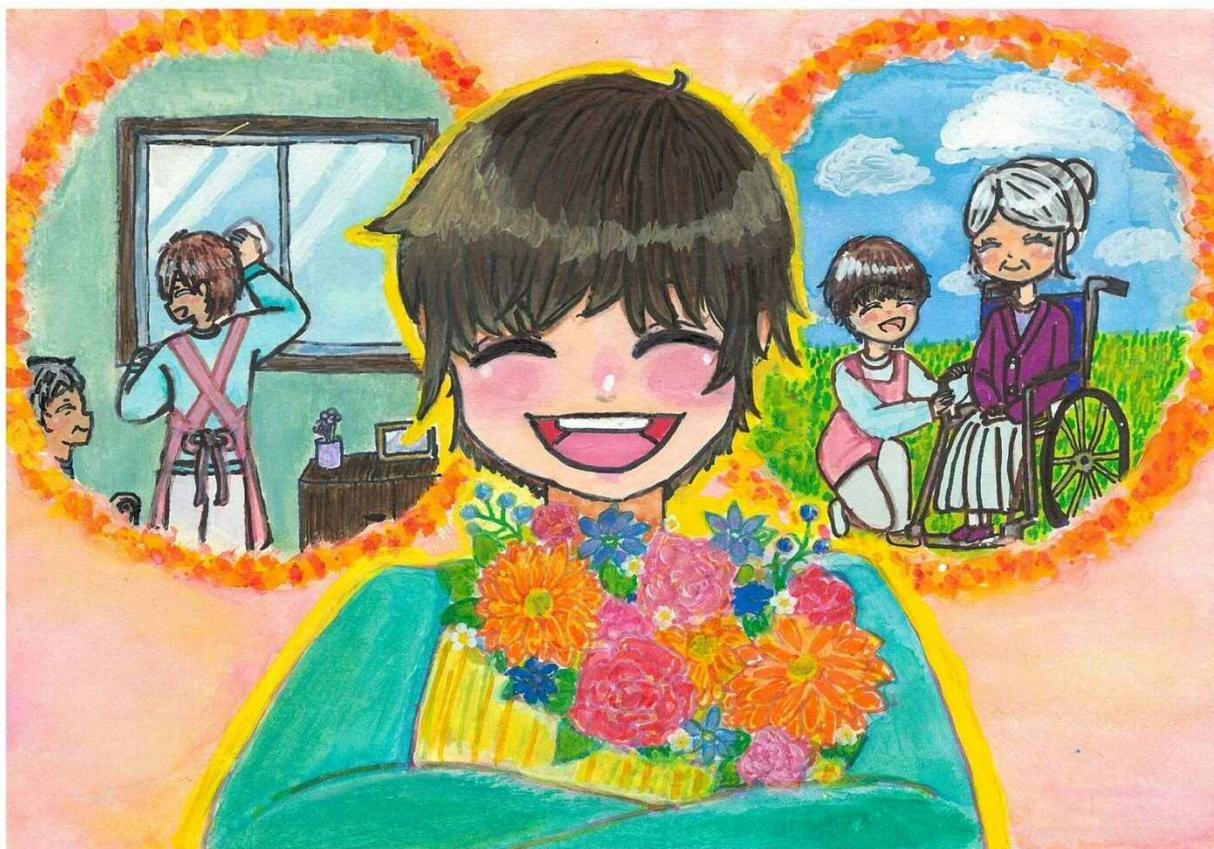
福祉関係団体名簿	236
----------	-----

第1部 川口市の概要



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 最優秀賞 浅倉美羽

第1章 令和5年度 当初予算



「福祉の日デザイン画」 中学生・一般の部 佳作 山川聖愛

第 1 章 令和 5 年度 当初予算

1 当初予算

(単位：千円)

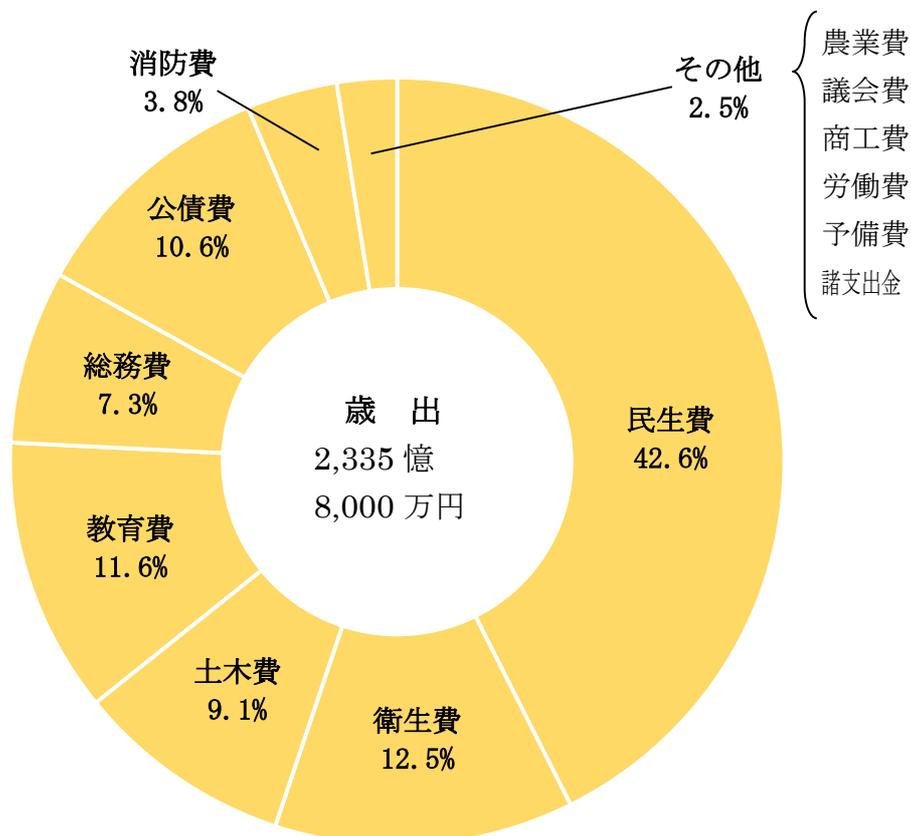
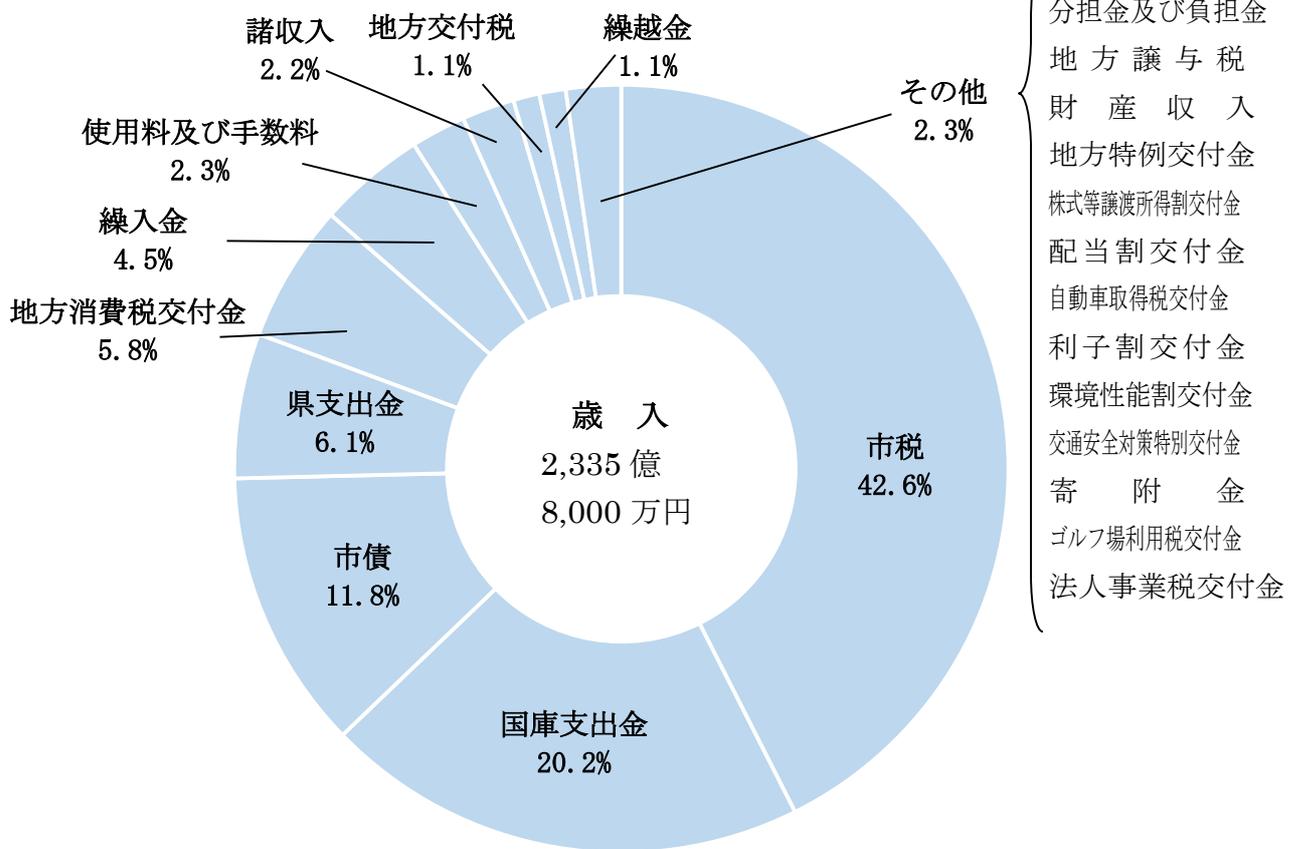
区 分	予 算 額	構 成 比 (%)
一 般 会 計	233,580,000	53.1
特 別 会 計	144,651,000	32.9
企 業 会 計	61,650,000	14.0
計	439,881,000	100.0

2 一般会計予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
区 分	予 算 額	区 分	予 算 額
1 市 税	99,483,751	1 議 会 費	928,497
2 地 方 譲 与 税	943,000	2 総 務 費	17,111,442
3 利 子 割 交 付 金	30,000	3 民 生 費	99,452,494
4 配 当 割 交 付 金	600,000	4 衛 生 費	29,226,047
5 株式等譲渡所得割交付金	450,000	5 労 働 費	299,917
6 法人事業税交付金	860,000	6 農 業 費	3,433,422
7 地方消費税交付金	13,500,000	7 商 工 費	865,771
8 コール場利用税交付金	7,500	8 土 木 費	21,304,563
9 自動車取得税交付金	1	9 消 防 費	8,820,029
10 環境性能割交付金	140,000	10 教 育 費	27,025,840
11 地方特例交付金	760,000	11 公 債 費	24,911,977
12 地方交付税	2,600,000	12 諸 支 出 金	1
13 交通安全対策特別交付金	60,000	13 予 備 費	200,000
14 分担金及び負担金	979,523		
15 使用料及び手数料	5,454,402		
16 国庫支出金	47,276,070		
17 県 支 出 金	14,117,832		
18 財 産 収 入	507,024		
19 寄 附 金	29,040		
20 繰 入 金	10,584,373		
21 繰 越 金	2,500,000		
22 諸 収 入	5,105,184		
23 市 債	27,592,300		
計	233,580,000	計	233,580,000

3 一般会計予算の構成割合



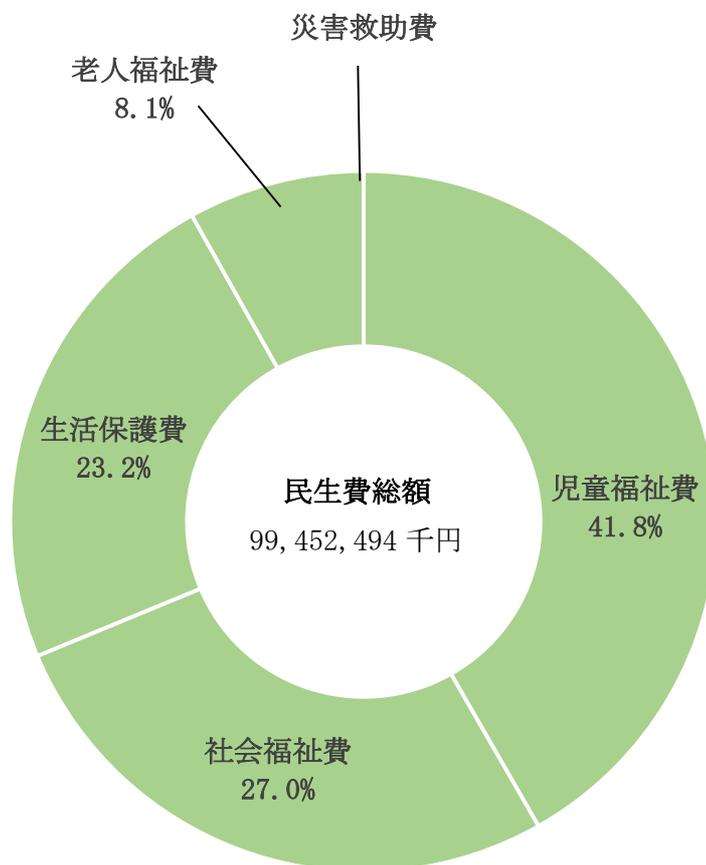
4 福祉部・子ども部予算

民生費予算

(単位：千円)

項	目	予 算 額
社 会 福 祉 費	社 会 福 祉 総 務 費	13,201,729
	障 害 者 福 祉 費	1,911,201
	障 害 者 総 合 支 援 事 業 費	10,961,248
	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 費	694,441
	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 費	59,637
	小 計	26,828,256
老 人 福 祉 費	老 人 福 祉 総 務 費	6,955,515
	老 人 福 祉 費	357,688
	老 人 福 祉 施 設 費	684,123
	小 計	8,037,326
児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 総 務 費	1,352,008
	ひ と り 親 家 庭 福 祉 費	1,960,618
	保 育 所 費	20,572,071
	児 童 健 全 育 成 費	422,520
	家 庭 児 童 相 談 費	287,742
	障 害 児 通 所 支 援 費	3,412,314
	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 費	167,425
	児 童 発 達 支 援 事 業 所 費	46,801
	家 庭 保 育 室 費	49,989
	入 院 助 産 費	14,280
	児 童 手 当 費	8,780,319
	子 ど も 医 療 費	2,094,192
	私 立 幼 稚 園 支 援 費	2,268,500
	青 少 年 対 策 費	26,020
	保 育 所 建 設 費	76,022
小 計	41,530,821	
生 活 保 護 費	生 活 保 護 総 務 費	1,077,413
	扶 助 費	21,978,671
	小 計	23,056,084
災 害 救 助 費	災 害 救 助 費	7
合 計		99,452,494

民生費内訳

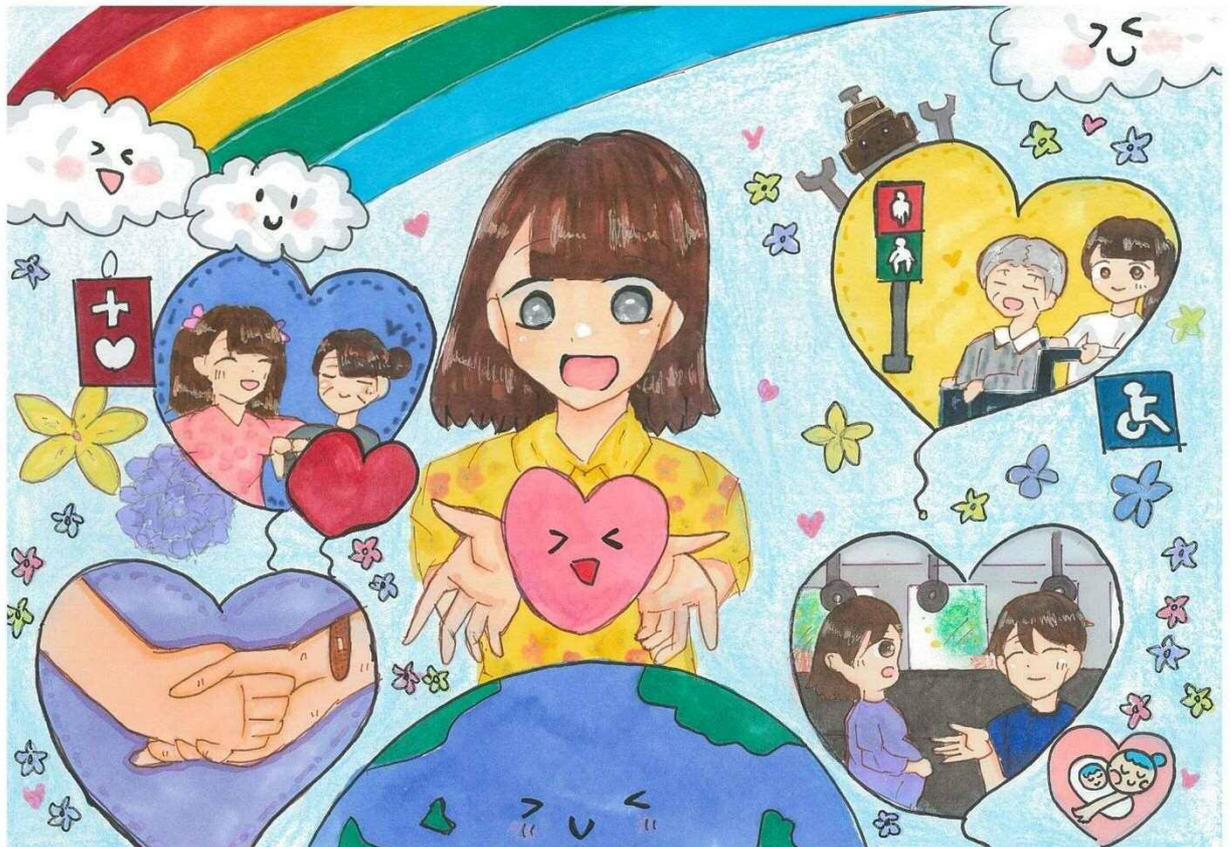


特別会計予算

(単位：千円)

区 分	本年度	構成比	前年度	比 較	増減率	
特別会計合計	144,651,000	100.0%	144,071,600	579,400	0.4%	
福祉部・子ども部関係	川口市介護保険事業特別会計	44,002,700	30.4%	43,804,500	198,200	0.5%
	川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	148,000	0.1%	158,000	△ 10,000	△ 6.3%
	小 計	44,150,700	30.5%	43,962,500	188,200	0.4%

第2章 福祉部・子ども部 行政機構

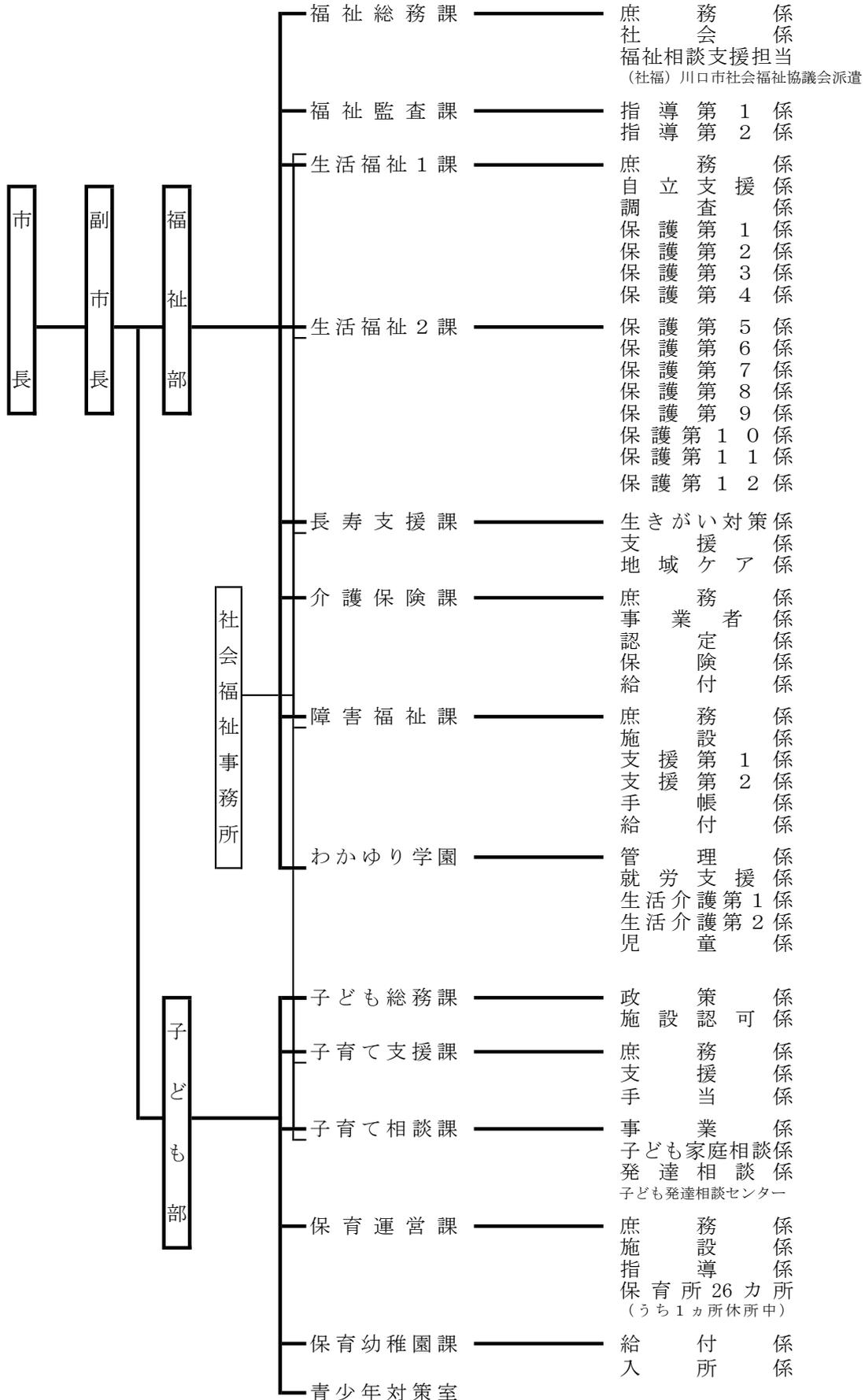


「福祉の日デザイン画」 中学生・一般の部 佳作 中村真央

第2章 福祉部・子ども部 行政機構

1 福祉部・子ども部 行政組織

令和5年4月1日現在



2 事務分掌

福祉部

福祉総務課

- (1) 部内の連絡調整に関する事。
- (2) 福祉に係る施策の調査研究及び企画調整に関する事。
- (3) 福祉資金に関する事。
- (4) 被災者の援護に関する事。
- (5) 戦没者遺族等の援護に関する事。
- (6) 民生委員・児童委員に関する事。
- (7) 更生保護事業の援助に関する事。
- (8) 北朝鮮による拉致問題の解決に向けた支援に関する事。
- (9) 第二庁舎の管理に関する事。
- (10) 福祉に係る相談及び支援の調整に関する事。
- (11) 青木会館に関する事。

福祉監査課

- (1) 社会福祉施設等の指導監査に関する事。
- (2) 社会福祉施設整備工事検査に関する事。
- (3) 介護サービス事業者等の指導監査に関する事。
- (4) 障害福祉サービス事業者等の指導監査に関する事。

生活福祉1課・生活福祉2課

- (1) 生活保護に関する事。
- (2) 生活困窮者に対する支援に関する事。
- (3) 中国残留邦人等に対する支援給付に関する事。
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。

長寿支援課

- (1) 高齢者の援護に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る相談及び指導に関する事。
- (3) 高齢者の権利擁護に関する事。
- (4) 高齢者の社会参加及び生きがい推進に関する事。
- (5) 敬老祝金に関する事。
- (6) 重度要介護高齢者福祉手当に関する事。
- (7) 高齢者福祉施設の整備に関する事。
- (8) 地域支援事業に関する事。

介護保険課

- (1) 介護保険に関する事。

障害福祉課

- (1) 障害者及び障害児の援護に関すること。
- (2) 障害者及び障害児に係る相談及び指導に関すること。
- (3) 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (4) 重度心身障害者医療費に関すること。
- (5) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (6) 指定障害福祉サービス事業所の指定に関すること。
- (7) 指定通所支援の事業所の指定に関すること。

わかゆり学園

- (1) 児童発達支援センター通園児の支援に関すること。
- (2) 児童発達支援事業所通園児の支援に関すること。
- (3) 生活介護事業所利用者の支援に関すること。
- (4) 就労移行支援事業所利用者の支援に関すること。
- (5) 就労継続支援B型事業所利用者の支援に関すること。
- (6) 地域活動支援センター事業に関すること。
- (7) 障害児者相談支援事業に関すること。
- (8) 保育所等訪問支援事業に関すること。

子ども部

子ども総務課

- (1) 部内の連絡調整に関すること。
- (2) 子どもの福祉に係る施策の調査研究及び企画調整に関すること。
- (3) 児童福祉施設の設置認可に関すること。
- (4) 認可外保育施設の届出に関すること。

子育て支援課

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) ひとり親家庭等の福祉に関すること。
- (3) 子ども医療費に関すること。
- (4) ひとり親家庭等医療費に関すること。
- (5) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。

子育て相談課

- (1) 家庭児童相談に関すること。
- (2) 発達支援に関すること。

保育運営課

- (1) 公立保育所の運営に関すること。
- (2) 保育施設への立入に関すること。

保育幼稚園課

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用に関すること。
- (3) 特定子ども・子育て支援施設等の利用に関すること。
- (4) 家庭保育室の利用に関すること。
- (5) 私立幼稚園に係る補助に関すること。

青少年対策室

- (1) 青少年に係る行政施策の総合調整に関すること。
- (2) 青少年に係る相談、育成及び指導に関すること。
- (3) 青少年に係る行政機関及び団体との連絡調整に関すること。

第3章 川口市の 福祉概要



「福祉の日デザイン画」 中学生・一般の部 佳作 瀧澤絢萌

第3章 川口市の福祉概要

第1節 川口市地域福祉計画

きらり川口 地域ふれあいプラン

1 はじめに

地域福祉とは、地域に暮らす一人ひとりが地域のことに関心を持ちながら、そこに暮らす様々な人たちとのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりするような関係を築いていこうという考えです。

本市では、地域福祉を総合的かつ効率的に推進していくための基本指針として平成15年度に10年間を計画期間とする「川口市地域福祉計画」を策定し、計画の中間年にあたる平成20年度には見直しを図り、計画を実行してきました。

平成25年度には、同じく10年間を計画期間とする「第2期川口市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきたところです。また、本市は平成30年4月1日から中核市に移行し、市民に身近な多くの行政サービスの権限が県から移譲され、これまで以上に自らの判断と責任で地域の実情に合った、より質の高い市民サービスを提供することができるようになりました。

そこで、社会環境の変化や住民ニーズの移り変わりなど、様々な要因を踏まえ、令和元年度から令和5年度までの本市における地域福祉の推進に資する取組の方向性を示す計画として、「第2期川口市地域福祉計画」を見直し、「第2期川口市地域福祉計画（後期）」を策定しました。

2 基本的な考え方

(1) 基本理念 「きらり川口 地域ふれあいのまちづくり」

- ・かがやく自助（じりつ）の意識づくり
- ・さわやか互助・共助（ささえあい）の地域づくり
- ・こまやか公助（サポート）のまちづくり

(2) 基本目標

① 地域で支えあう仕組みづくり

地域に存在する様々な問題・課題を解決するために、地域コミュニティの創造・強化や、分野を超えた相談・コーディネート体制の充実を進めます。

② 伝え育む仕組みづくり

地域の課題を福祉サービスにつなげ、解決へと導くために、市民の啓発やサービス提供者の情報発信力の強化に取り組むとともに、次世代を担う地域の福祉人材の育成・発掘に努めます。

③ その人らしく暮らす環境づくり

様々な特性を持った市民がお互いの多様性を認めあい、自己実現を図ることができる環境づくりを進めます。

3 基本施策

(1) 地域で支えあう仕組みづくり

① 多様な分野との連携

(「ネットワークづくりとコーディネート体制の充実」「分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備」)

② 地域コミュニティの創造・強化

(「地域に目を向ける活動の推進」「地域住民交流の促進」「地域活動ネットワークづくり」「社会福祉協議会の活動支援」「地域福祉実践体制の強化」「ボランティア活動の活性化と質の向上」「地域福祉活動団体の創出・支援」)

③ ライフステージに着目したコミュニティ活動の強化

(「子育て支援の地域づくり」「若い世代の活動機会づくり」「勤労世代の活動の促進」「退職者等の活動支援」)

④ 地域の見守り活動の推進

(「地域ぐるみの防災・防犯の取組」「孤立・孤独を防ぐ地域の活動」)

⑤ 福祉サービスの充実

(「相談・ケアマネジメント体制の整備」「サービス評価体制の確立」「生活困窮者の自立支援の推進」)

(2) 伝え育む仕組みづくり

① 情報発信の強化(啓発)

(「利用者の立場に立ったサービス情報提供体制の充実」「関係する法制度の周知・活用の促進」)

② 教育(人材育成)

(「地域福祉人材の育成・発掘」「差別・偏見を解消する取組」「福祉教育・学習の充実」「ボランティア活動のきっかけづくり」)

(3) その人らしく暮らす環境づくり

① バリアフリー化の推進

(「安全・安心な住環境づくり」「移動・情報伝達手段のバリアフリー化の推進」)

② 自己実現の支援

(「特別支援教育の推進」「障害者・高齢者の就労機会の拡大」「障害者・高齢者の社会参加の促進」)

③ 権利擁護の推進

(「権利擁護の推進」「苦情解決体制の整備」「虐待防止体制の整備」「市民後見人の育成」)

第2節 川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

やさしさ あんしん いきいきプラン

1 第8期（令和3年度から令和5年度）高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成12年度の介護保険制度の開始以降、本市では制度の円滑な運営に努めるとともに、総合的な保健福祉サービスの一層の充実を図り、保健・福祉・介護に関する施策を一体的に進めて参りました。

第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進を念頭に、第7期計画における基本理念を踏襲し、令和3年度から令和5年度までの3年間の具体的な施策や達成すべき目標を定めました。

2 基本理念

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する。

3 3つの基本方針とそれに基づいた施策

(1) いつまでも元気に楽しく暮らせるまち

住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう、社会参加や交流の場の充実を図るとともに、介護予防を推進し、いつまでも元気に暮らせるまちをめざします。

- 健康・生きがいをづくり
 - ・ 健康づくり施策との連携
 - ・ 生きがいをづくり・社会参加
- 介護予防・自立生活支援の充実
 - ・ 介護予防の推進
 - ・ 在宅福祉・生活支援サービス等の充実
 - ・ 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進
 - ・ 高齢者の住まいの確保
 - ・ 家族介護者支援事業
- 認知症施策の推進
 - ・ 普及啓発・本人発信支援
 - ・ 早期発見・早期対応の体制整備
 - ・ 認知症の人の介護者への支援
 - ・ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり
- 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進
 - ・ 成年後見制度の利用促進
 - ・ 高齢者虐待の防止

(2) 介護が必要となっても安心して暮らせるまち

一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの能力に応じた質の高い介護サービスを受けながら、安心して暮らせるまちをめざします。

また、中・重度の要介護状態であっても安心して生活をおくれるまちをめざします。

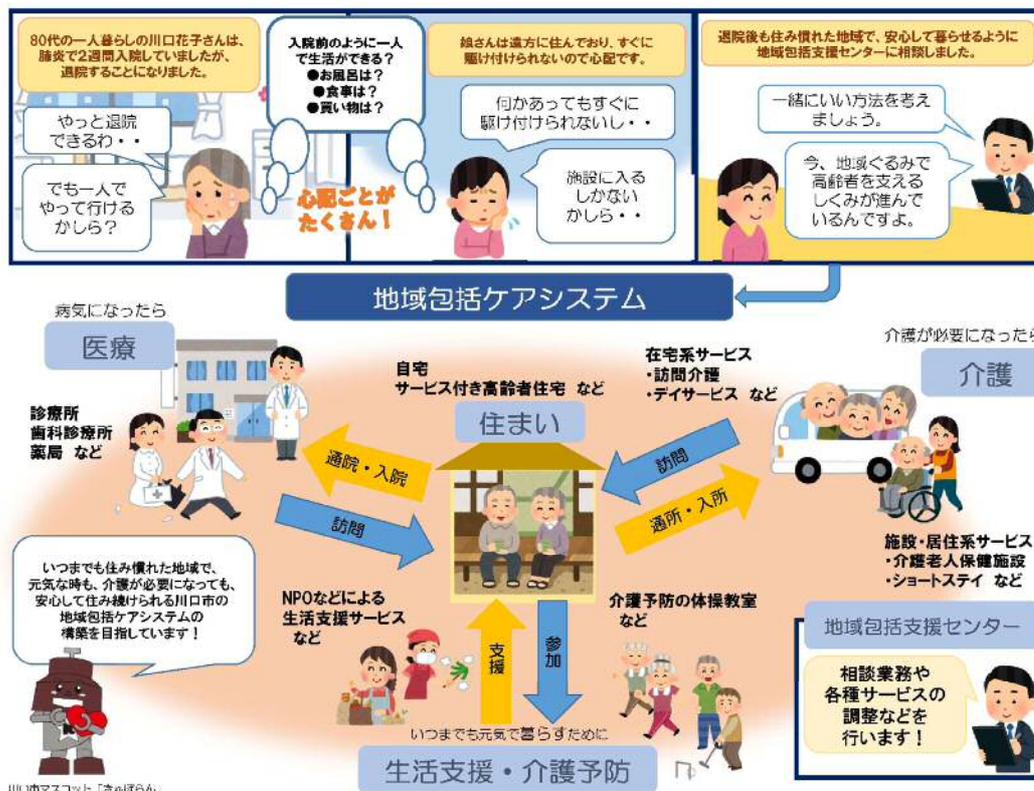
- 介護保険サービスの充実
 - ・ 在宅サービスの充実
 - ・ 地域密着型サービスの充実
 - ・ 施設サービスの充実
- 介護保険サービスの適正化と質の向上
 - ・ 介護給付費の適正化の推進
 - ・ 介護人材の確保と資質の向上
 - ・ 介護サービス従事者等の質の向上
 - ・ 介護サービス事業者の質の向上
 - ・ 低所得者対策
 - ・ 情報提供体制の充実

(3) 地域が連携して支えあいながら暮らせるまち

保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケア体制の充実した、また、地域住民による声かけや見守り活動等の充実した、地域で支えあいながら暮らせるまちをめざします。

- 地域包括支援センターの効果的な運営
 - ・ 地域を支援する体制の強化
 - ・ 効果的な運営体制の構築
- 地域包括ケアを支えるしくみの整備・充実
 - ・ 在宅医療・介護連携の推進
 - ・ 地域ケア会議の推進
 - ・ 生活支援体制の基盤整備
- 安心して暮らすことのできる地域社会の実現
 - ・ 地域で支えあうしくみづくり
 - ・ 伝え育むしくみづくり
 - ・ その人らしく暮らす環境づくり
 - ・ 安全で安心なまちづくりの推進

4 地域包括ケアシステムの深化・推進



地域包括ケアシステムとは

高齢者が住み慣れた地域で、介護、予防、医療、生活支援、住まいなどのサービスを切れ目なく利用することができるしくみを地域包括ケアシステムといいます。

国においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて、この地域包括ケアシステムの構築を全国的に進めています。

本市では、第6期において、地域包括ケアシステムの構築のために必要な機関やサービスの設置・導入、人員配置等の整備を行うことにより「つながるしくみ」づくりを推進し、第7期においては、これらの「つながり」をより強固なものとし、さらに深化・推進するために、「支えあいのしくみ」づくりを進めてきました。

第8期においては、これまでに構築してきた「支えあいのしくみ」を基盤として、地域における具体的な課題解決を加速するために「切れ目なく支えあい、つながり続ける地域づくり」を進めます。

5 切れ目なく支えあい、つながり続ける地域づくり

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて、「切れ目なく支えあい、つながり続ける地域づくり」として、これまでに構築した支援体制をもとに、地域や個別ケースにおける具体的な課題解決につなげるとともに、高齢者や地域の支え手をそれぞれの状態に応じて適切に支えあいの輪に取り込み、つながりを保ち続けられる地域づくりを推進します。

6 重点施策

(1) 介護予防の推進

高齢者の多様な生活支援のニーズに対応するため、引き続き、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けたサービスの充実を図ります。

(2) 認知症施策の推進

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深めるための普及啓発、早期発見・早期対応のための体制整備、介護者への支援を推進するとともに、認知症サポーターによる見守り活動など、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげるしくみづくりを進めます。

(3) 在宅サービスの充実

在宅生活をおくる中・重度者の増加を見込み、医療・介護サービスが提供される、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護などについて、日常生活圏域ごとに整備を進めることにより、サービスの充実・向上を図ります。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の現状や課題をより詳細に把握し、医療・介護関係者の研修の充実を図りながら、地域における医療・介護関係者の連携を推進するためのしくみづくりや人材育成を推進します。

(5) 地域ケア会議の推進

個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにするとともに、他の事業との連携を図りながら、多職種協働によるネットワークの構築や地域に不足する資源の開発等に取り組み、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進します。

(6) 生活支援体制の基盤整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、地域の多様な主体の連携・協働による取り組みの充実を図るとともに、ボランティア活動や就労的活動など、高齢者の生活支援の担い手としての社会参加を促進し、地域の人々がお互いに支えあう地域づくりを推進します。

第3節 川口市障害者福祉計画

ともに生き、みんなが元気に輝くまち

1 策定の背景と趣旨

「障害者権利条約」の発効にともない、同条約の締結に向けた国内法の整備をはじめとする障害者制度改革が進められ、平成23年8月に障害者基本法が改正されるとともに、平成24年10月には障害者虐待防止法が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、平成25年3月に川口市障害者福祉計画（平成25年度～平成29年度）を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を進めてきました。

このような環境の変化やニーズに対応し、地域に暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざして、既存の障害者福祉計画を見直し、平成30年3月に川口市障害者福祉計画（平成30年度～令和5年度）を策定しました。

この計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6カ年です。

2 計画対象者の範囲

本計画では、障害者基本法第2条第1項に基づき、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）並びに難病も対象とします。

3 川口市障害者福祉計画（平成30年度～令和5年度）の全体像

基本理念

「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」

- 障害のある人もない人も地域の中で社会を構成する一員として社会・経済・教育・文化その他のあらゆる活動に参加する機会が与えられることが必要です。
- 本市の障害者施策は、障害のある人もない人も一緒に地域の中で健康で安心して暮らせることが正常な状況であるとする考え方（ノーマライゼーション）と、障害は身体的特徴である機能障害と社会のさまざまなバリアとの相互作用であり、バリアのない社会をめざして、合理的配慮をしないことは差別になると決めている障害者権利条約の理念のもとに推進します。
- すべての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあうという意味の「ソーシャル・インクルージョン」、そして子ども・高齢者・障害者などすべての人々が役割を持ち、自分らしく暮らすことができる社会という「地域共生社会」の視点も踏まえ、障害者が地域の一員としてみんなで支えあう社会の実現をめざします。

(1) 3つの基本目標

- ①市民だれもが自分らしく生きることのできる環境づくり
障害者の社会活動を促進し、一人ひとりが自分らしく生きていくことのできる地域社会の形成をめざします。
- ②みんなで支えあい、共生できる地域づくり
すべての人々が相互に理解し、地域で支えあうことのできる地域共生社会の形成をめざします。
- ③すべての人々にとってバリアのない社会づくり
障害者にとって快適な暮らしを支援するため、すべての人々にとって安全・安心・快適で利用しやすい社会づくりをめざします。

(2) 6つの基本施策と施策の展開方向

ライフステージに応じた支援

6つの基本施策の展開にあたっては、

- 乳幼児期（おおむね妊娠・出産から5歳まで）
- 就学期（おおむね6歳から17歳まで）
- 成年期・壮年期（おおむね18歳から64歳まで）
- 高齢期（おおむね65歳以上）
- 生涯を通じて

など、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

①地域共生社会の実現

- 1-1 障害者の権利擁護と合理的配慮への取り組み
- 1-2 啓発活動・福祉教育の推進
- 1-3 地域における支えあい活動の促進

②障害児とその家庭への支援

- 2-1 早期発見・早期療育
- 2-2 障害児保育と療育体制の充実
- 2-3 特別支援教育の推進

③地域における障害者の自立支援

- 3-1 相談体制の充実
- 3-2 日常生活を支える福祉サービスの充実
- 3-3 地域生活への移行促進
- 3-4 生活支援のための施策・制度の推進

④障害者の社会活動の支援

4-1 雇用・就労の促進

4-2 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

4-3 障害者の外出支援と移動手段の確保

⑤保健・医療体制の充実

5-1 保健活動の充実

5-2 医療体制の充実と経済的負担の軽減

⑥障害者にとって安全・安心のまちづくり

6-1 バリアフリーのまちづくりの推進

6-2 防災・防犯対策等の充実

4 重点施策「将来にわたる安心施策」

(1) 障害者と家族の高齢化への対応

障害者とその家族が抱えている不安を解消するため、グループホームなどの居住系サービスの充実、短期入所施設の充実を図ります。また、家族の切実な要望である入所施設については、その確保に向けた取組みを進めます。

[施策の展開方向]

- 生活の場（住まいの場）の確保
- 短期入所施設の充実
- 自立を見据えた生活支援の充実
- 医療や介護との連携の推進

(2) 障害者の地域生活支援

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、サービス提供方法の改善に引き続き取り組みます。また、必要なときに必要な支援を受けられるよう、障害者相談支援センターの周知など相談支援体制の充実を図ります。さらには、ホームヘルパーの研修への参加を促進し、サービス事業所の質の向上に努めます。

[施策の展開方向]

- 相談体制の充実
- 地域移行支援の充実
- サービス支援の充実

(3) 障害者の雇用・就労支援

障害者が可能な限り一般就労し定着できるよう、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を進めるとともに、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。

[施策の展開方向]

- 一般就労の促進
- 障害者就労支援センターの充実
- 福祉的就労の場の充実

(4) 災害時の障害者への支援体制の整備

災害時において要援護者の支援を迅速かつ的確に行うために、日頃から地域における要援護者の人数や居住実態を把握し、情報を行政と地域の関係機関で共有し、災害時に活用できるよう努めます。

[施策の展開方向]

- 地域で助けあえる体制整備
- 障害特性に配慮した福祉避難所の整備

第4節 川口市子ども・子育て支援事業計画

みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち

1 計画策定の背景と目的

わが国では、出生率減少と少子化に早期に歯止めをかけるため、子育て環境の充実を国全体の最重要テーマのひとつとしています。こうした社会状況を背景に、平成27年度から全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく事業がはじまりました。本市では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「川口市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するべく、総合的かつ計画的に子育て支援の充実を図っています。

本計画は、子ども・子育て支援を幅広い視点で推進していくため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」など、他の子ども・子育て関連計画を包含するものとして位置付けています。

本計画に基づき、市民・企業・関係団体等と協力・連携して、より質の高い教育・保育を提供するとともに、すべての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。

2 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち

(2) 基本目標と施策の方向性

目標1 すべての家庭の 安心で楽しい「子育て」のために【家庭支援】

施策の方向性1 子育てと就労を安心して両立できる環境づくり

- ① 子育てと就労を安心して両立できる保育環境の充実
- ② 保育の質を高める取り組みの推進

施策の方向性2 すべての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実

- ① 子育ての喜びを支える相談支援の充実（育児不安の軽減）
- ② 子育てに関する学習と地域とつながる機会の充実
- ③ 子育て家庭の経済的支援

目標2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育て」のために【子ども支援】

施策の方向性1 心身の健やかな成長の支援

- ① 子どもと保護者の健康の確保・増進
- ② 食育の推進
- ③ ヤングケアラーへの支援の充実

施策の方向性2 個性を伸長する教育と次世代育成

- ① 子どもの居場所づくりの拡充
- ② 日本語学習の支援

目標3 すべての市民が参加する 子育て・子育てにやさしい「まちづくり」のために
【子育て環境づくり】

施策の方向性1 子育て・子育て参加の意識啓発と実践

- ① 市民が応援する子育て・子育ての環境づくり
- ② 児童虐待防止対策の強化

施策の方向性2 様々な状況にある子育て家庭への支援

- ① 子育て家庭の状況に応じた支援
- ② 子どもの発達を支援する取り組み
- ③ 障害児への支援の充実

重点項目

- ① 認定こども園への移行促進
- ② 公立保育所のあり方の検討
- ③ 子ども家庭総合支援拠点の整備
- ④ 放課後児童対策の推進（新・放課後子ども総合プラン）
- ⑤ ヤングケアラーへの支援の充実

3 川口市子どもの貧困対策計画

(1) 計画策定の背景と目的

平成28年の国民生活基礎調査の結果では、平成27年の子どもの貧困率が13.9%、およそ7人に1人の子どもが経済的に貧困の状態であること、子どもの貧困率が1980年代から上昇傾向であること、ひとり親世帯の貧困率が他の世帯に比べて高いこと等が分かりました。

こうした実態や貧困対策の地域格差等を受けて、国の子どもの貧困対策の推進に関する法律が令和元年6月に改正され、子どもの貧困対策についての計画の策定が市町村の努力義務とされました。

本市では、困難な状況に置かれている子どもとその家庭を取り巻く状況を把握し、子どもの貧困に対する施策立案に反映するため、平成30年度に市内の小・中学生及びその保護者を対象とした子どもの生活実態調査を実施しました。この結果を踏まえ、困難な状況に置かれている子どもとその家庭を取り巻く状況に応じて子どもの貧困対策を進めます。

(2) 子どもの貧困対策の基本方針

基本理念

すべての子ども達に、生まれ育った家庭の経済状況等に関わらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を保証します。

目標1 教育の支援

子どもが質の高い教育を受け、自分の能力や可能性を伸ばすことのできる支援を行います。

目標2 生活の支援

子どもが社会的に孤立することのないよう、生活面の支援を行います。

目標3 保護者の就労支援と経済的支援

保護者が経済的、社会的に自立できるよう、支援を行います。

重点施策1 子どもの生活・学習支援事業

重点施策2 社会資源のネットワーク化

第2部 社会福祉



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 優秀賞 森田恭士郎

令和5年度 社会

事業名	予算額 (千円)
民生委員児童委員活動	67,638
福祉資金の貸付 (市)	2,079
遺家族の援護 (市)	2,078
罹災者の援護 (市)	1,500
更生保護活動 (市)	4,356
「福祉の日」推進活動 (市)	6,000
社会福祉に関する諸事業 ・団体への補助・助成	374,122
生活困窮者自立支援事業	131,625
中国残留邦人等支援事業	41,671
行旅病人・行旅死亡人援護費	1,113
社会福祉施設人材養成・ 確保支援事業 (市)	1,800
社会福祉施設等指導監査費	10,181

一般社会福祉

生活保護施策

生活保護

生活保護扶助費	21,978,671
生活保護受給者自立支援事業	48,562

福祉事業予算の概要

Ⓒは、市単独事業

事業内容
民生委員の日常の活動に対する経費
臨時の出費による一時的な生活困窮者への貸付金
戦没者遺族・戦傷病者に対する各種年金・一時金の支給進達事務 戦没者に対する追悼式等の諸行事に関する費用・遺族会活動費補助
災害により被害を受けた者又はその遺族に対する見舞金、弔慰金の支給
社会を明るくする運動をはじめとした犯罪者の更生・青少年の非行防止等の活動に対する保護観察協会への助成金
10月25日を「福祉の日」と定め、福祉の心を啓発する社会福祉大会を中心に各種啓発事業を実施する「推進委員会」への費用補助
社会福祉協議会及び社会福祉事業団への助成
生活困窮者自立支援法に定める必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、任意事業として就労準備支援事業を実施するもの
中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための支援給付事業
行旅病人及び行旅死亡人の援護
社会福祉施設職員の資格取得とスキルアップ等に係る費用の助成 産休代替職員設置費等の助成
社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査業務

生活扶助費	食費、衣類、光熱水費などの費用
住宅扶助費	家賃、住宅の補修などの費用
教育扶助費	義務教育における学用品費、給食費などの費用
介護扶助費	介護などの費用
医療扶助費	治療、薬剤などの費用
出産扶助費	出産等の費用
生業扶助費	自立のために技能を修得するなどの費用
葬祭扶助費	葬祭等の費用
施設事務費	救護施設等へ入所している場合に必要な費用
就労自立給付金	就労による自立の促進及び保護脱却後の税負担等を補填するための費用
進学準備給付金	大学等に進学する者に対して進学の際の新生活立ち上げの費用
委託事務費	日常生活支援住居施設において社会生活支援を受けているかたがいる場合に必要な費用
生活保護受給者のうち、就労経験や資格・技能がない、就労意欲が低下しているなどの困難を抱えたかたに対し、技能習得や支援員による求職活動支援を行うもの	

第1章 社会福祉



「福祉の日デザイン画」 中学生・一般の部 佳作 松田陸杜

第1章 社会福祉

第1節 一般社会福祉

1 民生委員推薦会

民生委員の選出にあたっては、民生委員法に定めるところにより市町村に設置される民生委員推薦会の推薦が必要であり、本市においては、昭和51年5月から設置されています。

選挙権等を有する者のうち、法等で定める基準を満たす民生委員候補を推薦します。

2 民生委員（民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された方々です。）

民生委員は、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行って地域社会の福祉の増進に努めるために熱意のある人の中から選ばれた民間の奉仕者です。そして、援助を必要とする人が福祉サービスを適切に活用するために必要な情報の提供をはじめ、その他の援助を行うなど、社会福祉行政の協力者として活動しています。なお、民生委員は児童委員を兼ねていません。

児童委員は、児童や妊産婦、母子家庭の福祉の増進を図るための適切な援助や指導を行います。その具体的な活動は、担当する区域内における個別援助、児童健全育成、子育て支援等にわたって、主任児童委員と連携を図りながら推進しています。

主任児童委員は、平成6年1月1日、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として設置されました。以来、児童委員活動を円滑に推進するために児童福祉関係機関との連絡調整をはじめとして、各区域を担当する児童委員との連携を図りながら、必要となる援助と協力を行っています。

(1) 地区別民生委員数

(令和5.4.1現在)

地区名	定数	現員数	内 訳	
			男	女
中央	57	53	18	35
飯塚	26	25	8	17
横曽根	25	23	4	19
青木	38	36	8	28
上青木	26	26	5	21
前川	20	20	1	19
南平	40	37	11	26
朝日	33	29	3	26
新郷	38	37	12	25
神根	51	51	8	43
芝東	51	51	11	40
芝西	52	49	12	37
安行	29	19	8	11
戸塚	52	52	10	42
鳩ヶ谷第1	29	26	9	17
鳩ヶ谷第2	33	33	7	26
鳩ヶ谷第3	33	31	4	27
合計	633	598	139	459

(主任児童委員 39名含む)

(2) 民生委員活動状況

区分		年度	元	2	3	4
内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	在宅福祉	556	292	369	364	
	介護保険	485	426	378	484	
	健康・保健医療	861	1,197	867	948	
	子育て・母子保健	193	228	164	369	
	子どもの地域生活	1,214	1,548	1,048	1,399	
	子どもの教育・学校生活	1,247	1,164	944	1,333	
	生活費	267	230	258	248	
	年金・保険	67	50	64	47	
	仕事	57	46	48	64	
	家族関係	416	414	323	438	
	住居	190	255	205	253	
	生活環境	596	711	787	735	
	日常的な支援	1,891	1,739	1,644	1,879	
	その他	2,676	2,773	2,142	3,047	
	計	10,726	11,073	9,241	11,608	
分 野 別 相 談 ・ 支 援 件 数	高齢者に関すること	6,089	5,947	5,077	6,370	
	障害者に関すること	363	425	271	551	
	子どもに関すること	2,749	3,027	2,389	3,136	
	その他	1,525	1,634	1,504	1,551	
	計	10,726	11,033	9,241	11,608	
そ の 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握	32,392	25,327	24,833	25,219	
	行事・事業・会議への 参加・協力	15,574	6,627	6,037	9,378	
	地域福祉活動・自主活動	17,725	14,379	12,127	16,161	
	民児協運営・研修	18,256	14,718	13,875	17,748	
	証明事務	549	513	469	532	
	要保護児童の発見の 通告・仲介	164	81	68	81	
訪 問 回 数	訪問・連絡活動	46,48	36,124	37,133	40,535	
	その他	60,918	43,988	48,839	46,707	
連 絡 訪 問 回 数	委員相互	48,662	45,065	43,825	56,559	
	その他の関係機関	23,133	19,432	18,466	22,390	
活動日数		79,194	67,378	70,794	77,650	

(3) 年齢別委員数

(令和5.4.1現在)

	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合計	平均年齢
民生委員	2	9	93	260	195	559	65.7
主任児童委員	0	7	24	8	0	39	55.1

(4) 在職年数別委員数

(令和5.4.1現在)

	3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 40年未満	合計	平均 在職年数
民生委員	173	122	142	105	17	559	6.1
主任児童委員	7	9	15	8	0	39	6.1

(5) 民生委員協力員

本市では、民生委員の活動に対する負担軽減を図るとともに、新たな地域福祉の担い手となる人材を育成することにより、地域福祉の増進を図るため、民生委員活動の補佐・協力をする「民生委員協力員」制度を、令和元年12月1日から開始しました。

・協力員数 38名 (令和5.4.1現在)

3 「福祉の日」推進事業

これからの福祉を推進するためには、地域社会のもつ社会連帯機能を重視し、健康で安らぎのある地域づくりを進めるとともに、特にボランティア活動を核とした総ぐるみの福祉という環境をつくり「思いやり」「いたわりあい」「たすけあい」の精神を広く市民各層に涵養する必要があります。

そのため、本市では毎年10月25日を「福祉の日」と定め、福祉の心を啓発する各種事業を実施しております。

(1) 川口市社会福祉大会

- ・ 日時 令和4年10月22日(土) 午後1時30分～4時
- ・ 会場 川口総合文化センター「リリア」
- ・ 内容 金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚賀詞贈呈、功労者表彰、記念講演等

(2) その他の事業

- ・ デザイン画募集事業
令和4年度応募総数 1,462作品

4 福祉資金

臨時的な出費によって、一時的に生活が窮迫した世帯に対して貸し付けを行い、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、昭和44年4月1日から実施しています。

(1) 資格

- ・ 市内に3ヵ月以上居住し、世帯の生計中心者であること。
- ・ 生活保護を受けていないこと。
- ・ 他からの融資を受けることができないこと。
- ・ 返済能力があり、かつ、市内（市長が特別の事由があると認めるときは、近隣の交通至便で、かつ、債権を回収するために赴くことが容易である区域）に引き続き1年以上居住する独立して生計を営む確実な連帯保証人が得られること。
- ・ 市長が貸付けを適当と認めるものであること。

(2) 貸付限度額

- ・ 1世帯につき10万円を限度とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは25万円を限度とする。
- ・ 助産費の貸付については、出産育児一時金支給見込額の80%を限度とする。

(3) 貸付状況

(単位：千円)

年度 区分	30		元		2		3		4	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活資金	1	100	4	350	1	100	3	270	2	165
住宅資金	5	890	2	235	0	0	2	275	1	250
就学資金	1	90	0	0	0	0	0	0	0	0
医療費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助産費	1	150	1	200	0	0	0	0	0	0
葬祭費	2	500	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	10	1,730	7	785	1	100	5	545	3	415

5 戦傷病者・戦没者遺族等援護

戦没者の遺族をはじめ、戦傷病者等の各種施策については、国家補償の精神に基づき関係法律により、援護が行われています。

(1) 恩給法関係

種 類		対 象 者	
本人 に 対 す る 給 付	普通恩給	最短恩給年限以上在職して退職した者	
	傷病恩給	増加恩給	公務に起因する傷病により、重度の障害を有する者（在職年数に関係なく普通恩給が併給される）
		傷病年金	公務に起因する傷病により、増加恩給の程度には達しないが、一定以上の障害を有する者
		特例傷病恩給	昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連する傷病により障害を有する旧軍人等
	一時恩給	引き続き実在職年が3年以上ある者	
	一時金	断続した実在職年が合算して3年以上ある旧軍人等	
	傷病賜金	公務に起因する傷病により、傷病年金が支給される程度に至らない軽度の障害を有する下士官以下の旧軍人	
遺 族 に 対 す る 給 付	普通扶助料	普通恩給受給者又は受給権者の遺族	
	公務関係 扶助費	公務扶助料	公務に起因する傷病により死亡した者の遺族（在職年の長短に関係ない）
		増加非公死 扶助料	公務以外の事由により死亡した増加恩給受給者の遺族
		特例扶助料	昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人の遺族
	傷病者遺族特別年金	公務以外の事由により死亡した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族	
	一時扶助料	一時恩給の受給権を有する者の遺族	
	遺族一時金	一時金の受給権を有する者の遺族	

(2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法関係

区 分		対 象 者
年 金	遺 族 年 金	軍人・軍属・準軍属、障害年金受給者が公務傷病により死亡した場合、その遺族に支給
	特例遺族年金	軍人・軍属・準軍属、障害年金受給者が勤務関連傷病により死亡した場合、その遺族に支給
	特 設 年 金	軍人・軍属・準軍属、障害年金受給者が併発死した場合、その遺族に支給
	障 害 年 金	公務傷病又は勤務関連傷病により一定以上の障害になった軍人、軍属、準軍属
	障 害 者 遺 族 特 例 年 金	公務傷病により第2款症以下又は勤務関連傷病による障害年金受給者が平病死した場合、その遺族に支給
	平 病 死 遺 族 年 金	公務傷病により第1款症以上の障害年金受給者が平病死した場合、その遺族に支給
国 庫 債 券	弔 慰 金	公務傷病又は勤務関連傷病にかかり、軍人、軍属、準軍属が死亡した場合、その遺族に弔慰のために支給

※その他、戦没者等の妻及び父母等に対する特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金があります。

(3) 関連団体

戦没者の英霊顕彰及び遺家族の処遇改善を目的として組織された川口市遺族会の支援を行っています。

事業内容

- ・ 遺家族の処遇改善運動の実施
- ・ 川口市戦没者追悼式への参加
- ・ 定期総会の開催
- ・ 会員の見識の向上を図るために県外研修を実施
- ・ 組織の拡充を期し、県遺族連合会等の各種研修会に参加

6 罹災者の援護

災害により、被害を受けたかた又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を交付しています。

(1) 見舞金等交付基準

区 分	見舞金の金額（円）
全焼又は全損壊	2人以上の世帯 50,000
	単身世帯 20,000
住家の3分の1以上の焼失又は損壊及び 床上浸水並びに水損	2人以上の世帯 20,000
	単身世帯 10,000
死 亡	50,000
重 傷（1ヵ月以上の負傷）	20,000
軽 傷（1週間以上1ヵ月未満の負傷）	10,000

※ 受給資格は、市内に居住し住民基本台帳に記録されているかた。
但し特別措置もあり。

(2) 災害見舞金等交付状況

(単位：円)

年 度	全焼・壊		1/3以上焼・壊 (水損)		床上浸水		死者 重軽傷者		住民登録無		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	人数	金額	件数	金額	件数	金額
30	12	600,000	1	20,000			死1	50,000			25	820,000
	2	40,000	(2)	40,000								
元	18	900,000	6	120,000	57	1,140,000	死5	250,000			129	2,945,000
	8	160,000	(5)	100,000	21	210,000			5	25,000		
2	10	500,000	0	0	3	60,000	死2	100,000			34	965,000
	6	120,000	(6)	120,000	3	30,000			1	5,000		
3	5	250,000	3	60,000	0	0	死7	350,000			37	1,025,000
	9	180,000	(6)	120,000	0	0			1	5,000		
4	5	250,000	3	60,000	0	0	死2	100,000			31	720,000
	6	120,000	(5)	100,000	0	0			2	10,000		

※上段：2人以上の世帯 / 下段：単身世帯

※住民登録無：1人あたり5,000円（令和4年度分は水損2件）

7 日赤事業

日本赤十字社は世界各国の赤十字社と手を握って、人類の福祉と世界平和のため、国の内外にわたり活動を続けています。また、日赤埼玉県支部川口市地区においても、次のような事業を行っています。

(1) 事業内容

- ・ 災害援護活動〔令和4年度交付状況〕ふとん(29セット)・日用品(19個)・毛布(30枚)
- ・ 献血事業の推進
- ・ 家庭看護法、救急法等講習会の開催
- ・ 会員増強運動の実施
- ・ 重度身体障害児援護事業
- ・ 日赤奉仕団による奉仕活動
- ・ その他、赤十字思想普及に関する事業

(2) 日赤活動資金募集状況（市民からの募金）（単位：円）

区分 年度	日赤埼玉県支部から の割当目標額	実績額	達成率
30	34,062,700	22,272,329	65.3%
元	34,062,700	22,127,757	64.9%
2	34,062,700	19,566,758	57.4%
3	32,440,600	19,476,908	60.0%
4	31,630,200	19,720,596	62.3%

8 更生保護事業

更生保護は、罪を犯した人たちの更生や、青少年の非行防止、健全育成などを目的としており保護司をはじめ各団体に属する市民に支えられています。

活動状況

区 分	目 的	内 容
川口地区保護司会	保護司の職務は、罪を犯した者の更生を助けたり、犯罪及び再犯防止のための啓発を行い、個人及び公共の福祉に貢献することを目的とする。	1. 社会を明るくする運動 2. 定期駐在（更生保護相談） 3. 公開事例研究(非行防止教室等) 4. 少年院等の激励慰問
川口地区 更生保護女性会	ボランティア精神に基づいて国が行う更生保護事業に女性の立場から協力し、罪を犯した人を助け、非行少年の健全育成と地域社会の犯罪防止を通し明るい社会の実現につくすことを目的とする。	1. 社会を明るくする運動に協力 2. ミニ集会（スライド映写などによる活動報告会） 3. 少年院等の激励慰問

9 生活困窮者自立支援事業

(1) 事業概要

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、及び就労準備支援事業を実施し、生活困窮状態からの早期自立を支援するものです。

① 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、適切な情報提供を行うとともに、課題の評価分析、自立に向けたプランを作成し、関係機関と連携しながら生活全般にわたる包括的な支援を実施するものです。

② 住居確保給付金支給事業

2年以内（当該期間に、疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により連続して30日以上求職活動できなかった場合は、当該事情により求職活動できなかった日数を2年に加算することができ、加算できる日数は2年までとし、合計で最長4年）の離職・廃業または個人の都合によらない休業等により収入が減少し、住居を失ったまたはそのおそれの高い生活困窮者で就労意欲・能力ともにあるかたを対象に、安心して求職活動ができるよう、家賃に充てるための費用を支給するものです。

③ 就労準備支援事業

直ちには就労が困難な生活困窮者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため対象者一人ひとりの状況に応じ、日常生活の自立・社会生活の自立・就労自立に関する支援を実施するものです。

(2) 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①自立相談支援相談件数	1,336件	897件	970件
②住居確保給付金 決定件数・支給額	931件 187,928,809円	487件 109,186,784円	197件 44,552,602円
③就労準備支援利用件数	6件	2件	2件

10 生活保護受給者就労支援事業

(1) 事業概要

被保護世帯に属するかたで稼働能力があり、かつ就労を阻害する要因がないかたを対象に、支援を実施することにより就労意欲を助長し、自主的な求職活動により就労を実現し、経済的自立を促進することを目的として実施するものです。

職業相談等の経験者である就労支援員が、履歴書の書き方や面接の受け方の指導等、就職活動の基本的訓練や公共職業安定所への同行訪問等の専門的な支援を行うものです。また、就労に向けた準備が整っていないかたに対しては、基礎能力の形成及び職業訓練を行うものです。

(2) 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労支援を行った支援件数	1,572件	2,514件	3,522件
就労開始人数	140人	136人	127人

1.1 中国残留邦人等支援事業

(1) 事業概要

中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための支援策に係る経費を給付するもので、平成20年度から実施しています。

(単位：円)

令和4年度決算額		令和5年度予算額		構成比
生活支援給付費	12,271,028	生活支援給付費	14,040,000	34.3%
住宅支援給付費	5,286,300	住宅支援給付費	5,724,000	14.0%
医療支援給付費	8,669,740	医療支援給付費	19,200,000	47.0%
介護支援給付費	859,856	介護支援給付費	1,012,000	2.5%
その他の支援給付費	0	その他の支援給付費	424,000	1.0%
配偶者支援金	518,532	配偶者支援金	528,000	1.2%
合計	27,605,456	合計	40,928,000	100.0%

※給付世帯数13世帯、給付人員数19人（令和5年3月31日現在）

1.2 社会福祉施設人材養成・確保支援事業

(1) 事業概要

市内に在所する社会福祉法人が設置する社会福祉施設等において、質の高いサービスの提供、職員の意欲及び技術の向上、女性職員の仕事と家庭の両立を図るため、キャリアアップ事業補助金、子育て事業補助金を交付し、福祉人材の定着を目的として実施しています。

① キャリアアップ事業補助金

資格取得と処遇技術の向上を支援し、社会福祉施設におけるサービスの向上を図るため、施設が職員の資格取得費用や研修費用を負担した場合に、その費用の一部について補助金を交付しています。

② 子育て支援事業補助金

出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合において、当該職員の勤務を行わせるための産休等代替職員の臨時的任用を促進し、もって職員の母体の保護、又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的とし、当該社会福祉施設に対し、補助金を交付しています。

また、家庭と仕事の両立を支援し、社会福祉施設の職員が育児短時間勤務をすることに対応するため、職員の加配を行った施設に対し、補助金を交付しています。

(2) 実績

	令和2年度 (予算額1,800,000円)	令和3年度 (予算額1,800,000円)	令和4年度 (予算額1,800,000円)
① キャリアアップ支援事業補助金	5施設(41人) 796,774円	7施設(33人) 1,800,000円	6施設(34人) 1,351,900円
② 子育て支援事業補助金	0施設	0施設	0施設

1.3 社会福祉施設等指導監査

事業概要

社会福祉法人、社会福祉施設等の健全かつ適正な運営及び利用者への適切なサービスの提供を確保するため、各施設において指導監査を行っています。

指導監査対象	件数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
社会福祉法人	3件	16件	9件
児童福祉施設等	44件	190件	198件
老人福祉施設、介護保険施設、介護サービス事業所等	196件	225件	284件
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	80件	157件	192件
合計	323件	588件	683件

社会福祉審議会

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項の規定により都道府県、指定都市、中核市に設置することとなっており、社会福祉法をはじめ、民生委員法や身体障害者福祉法、児童福祉法等の法令に基づき、広く社会福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関です。

(1) 委員の定数 50名以内

(2) 委員の資格

下記の者から市長が任命する。

- ・ 議会の議員
- ・ 社会福祉事業に従事する者
- ・ 学識経験者

(3) 役割

社会福祉審議会は、調査・審議内容が社会福祉という広範な分野に関わることから、複数の専門分科会や部会で構成され、通常は、専門分科会等において調査・審議が執り行われることとなります。

専門分科会や部会では具体的・専門的な案件について審議することから、専門分科会及び部会における決議を、審議会全体の決議とすることができます。

(4) 構成

専門分科会等の設置については、法令で義務付けられているもの（法定必置）と、必要に応じて設置するもの（任意設置）があり、川口市社会福祉審議会は、民生委員審査、障害者福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会と障害者福祉専門分科会審査部会、児童福祉施設設置認可部会で構成されます。

第2章 生活福祉



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 佳作 堀ノ内千歳

第2章 生活福祉

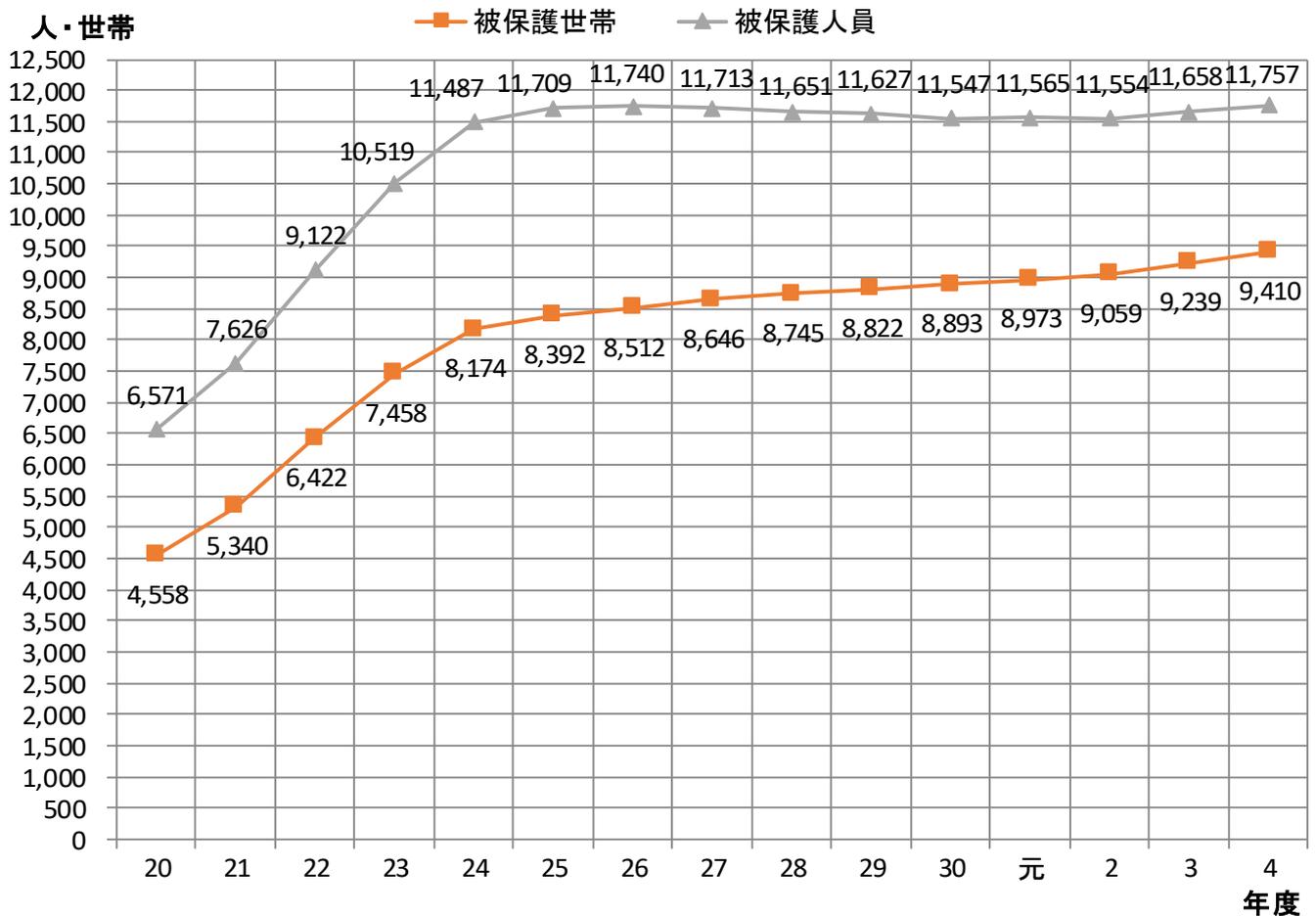
第1節 生活保護

生活保護法は、憲法第25条の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。保護は、生活に困窮するが、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。

1 被保護世帯及び人員の推移

平成20年度以降、不況の影響を受け、被保護世帯、被保護人員ともに急激な伸びを示していましたが、平成25年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。単身高齢者世帯は増加傾向にあり、被保護世帯は微増しています。

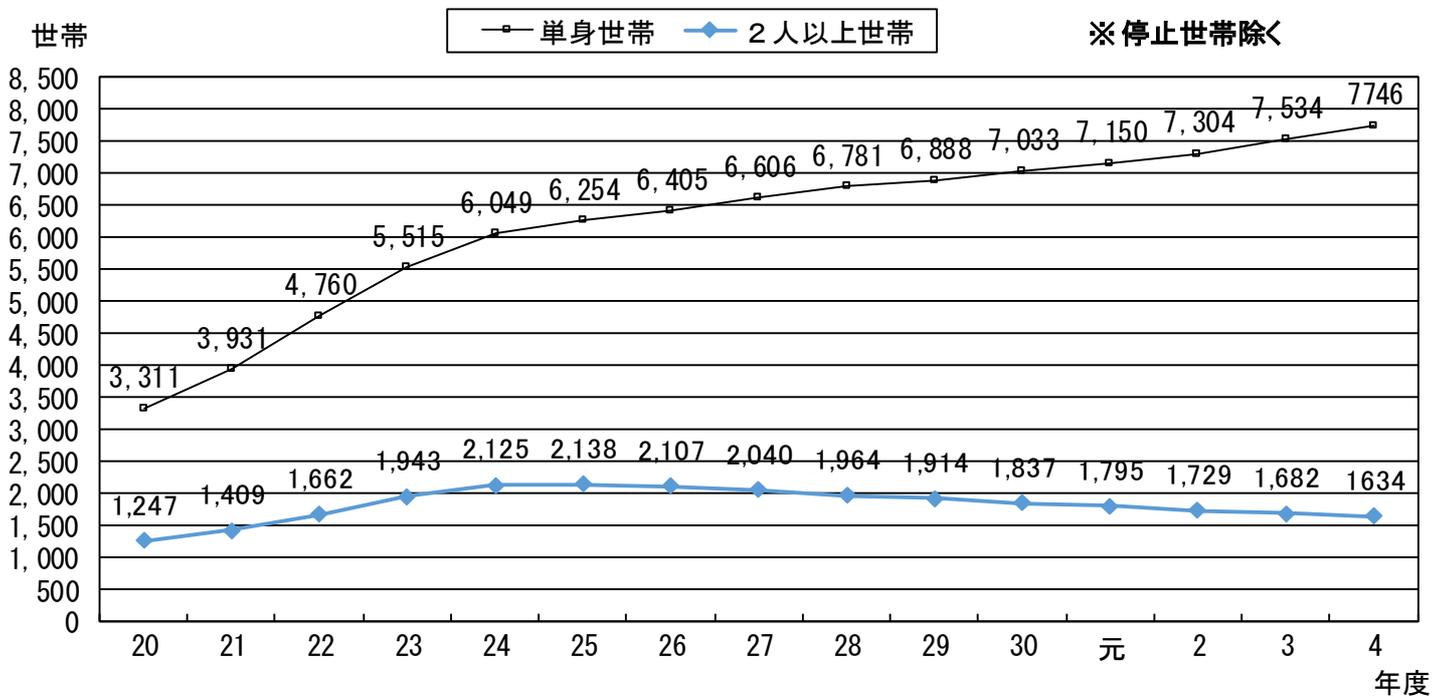
被保護世帯及び人員の推移(各年度月平均)



2 単身保護世帯と2人以上保護世帯の推移

単身保護世帯と2人以上保護世帯の推移を比較すると、平成20年度以降、単身保護世帯の増加が目立っています。

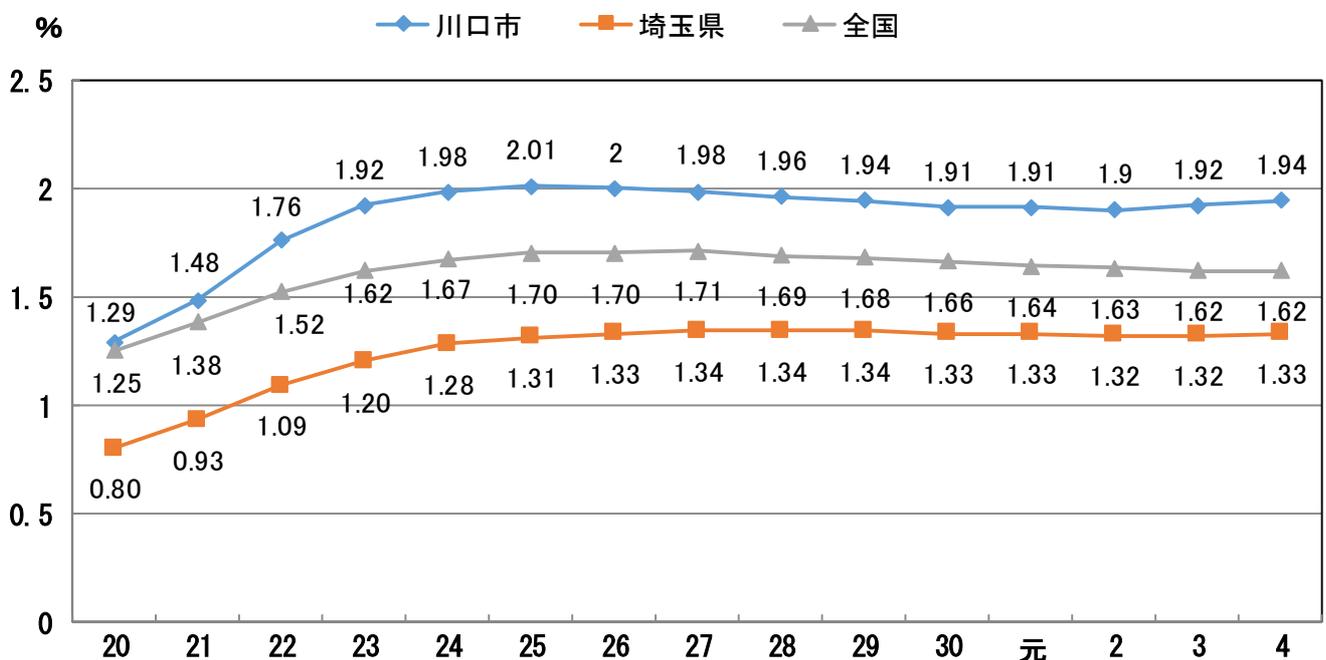
単身保護世帯と2人以上保護世帯の推移(各年度月平均)



3 保護率（人口百人比）の推移

保護率は、東京都に隣接する地域的特性を反映して県下でも高い保護率を示しており、全国平均、県平均ともに上回った状態が続いています。

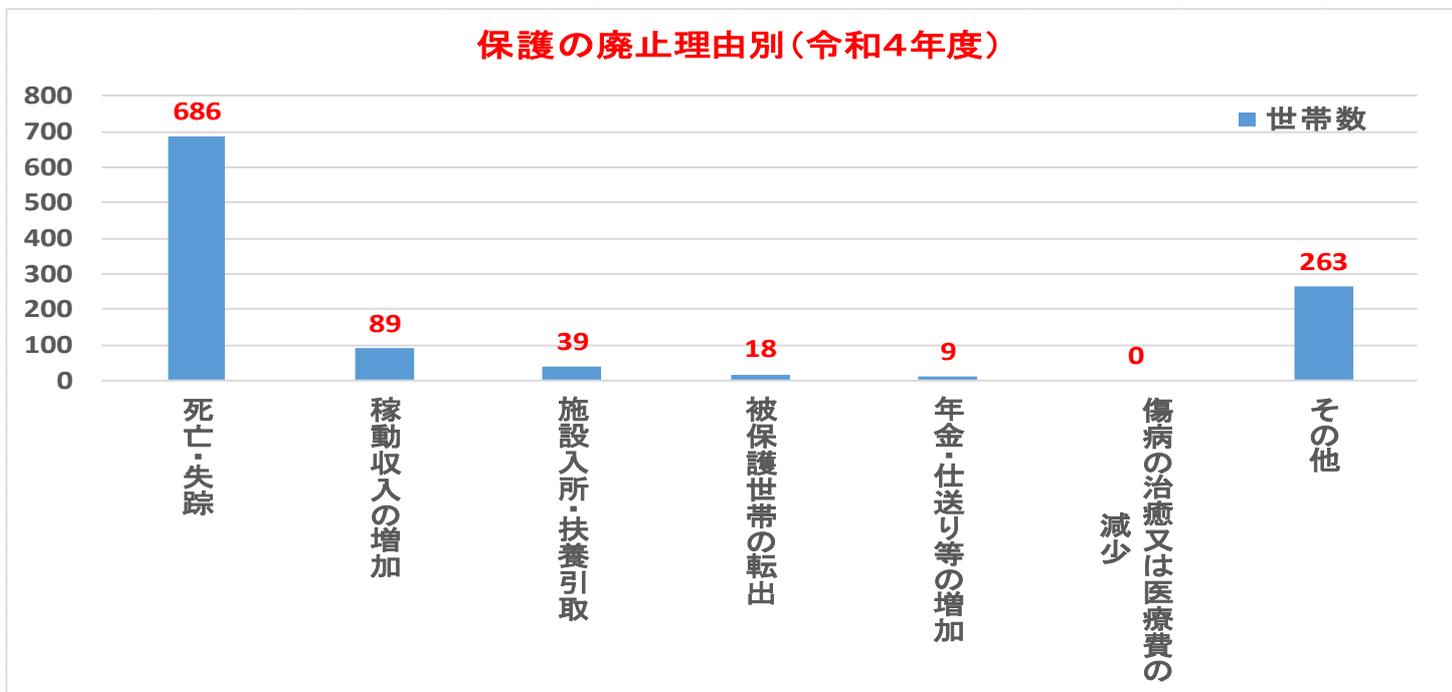
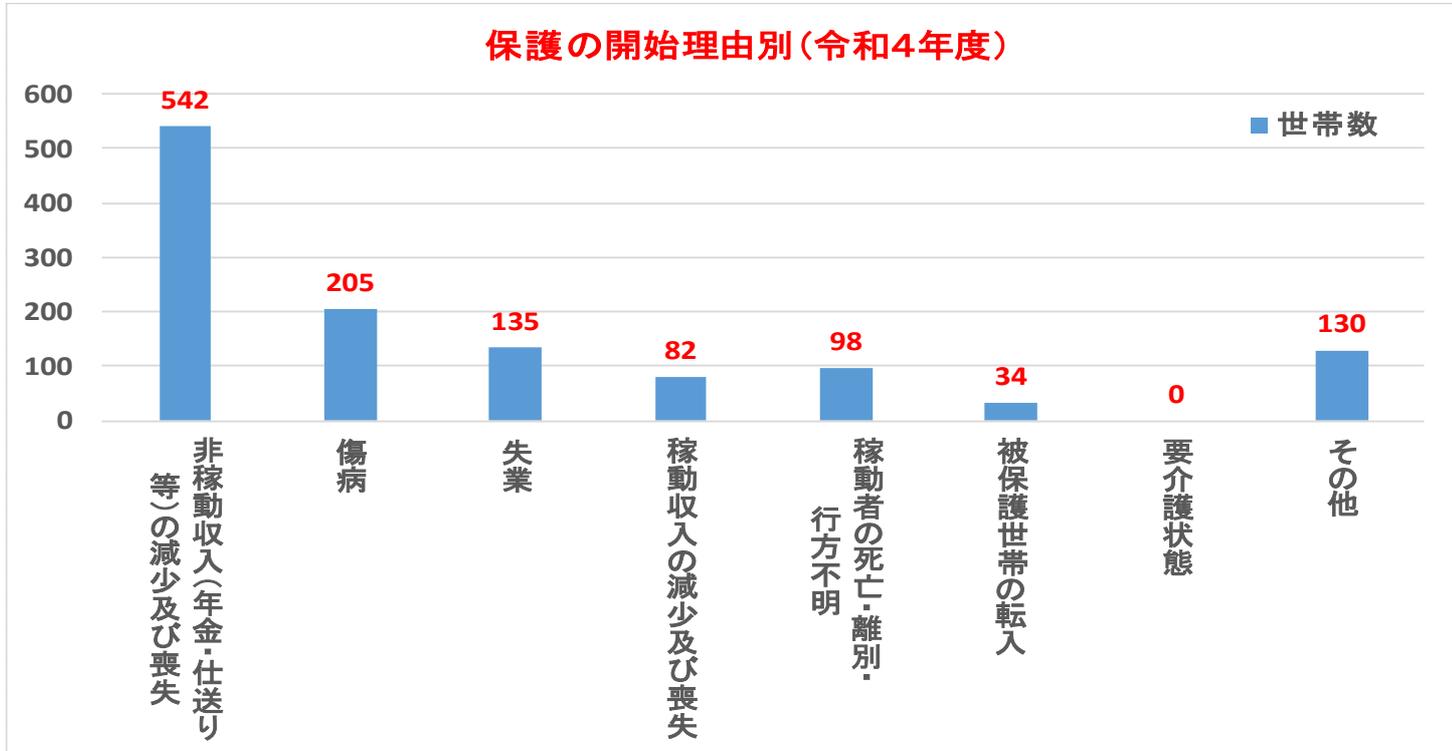
保護率の推移(各年度月平均)



4 保護の開始・廃止の理由別構成

保護の開始理由は、世帯主の非稼働収入の減少及び喪失に起因するものが最も多く、542世帯となっています。

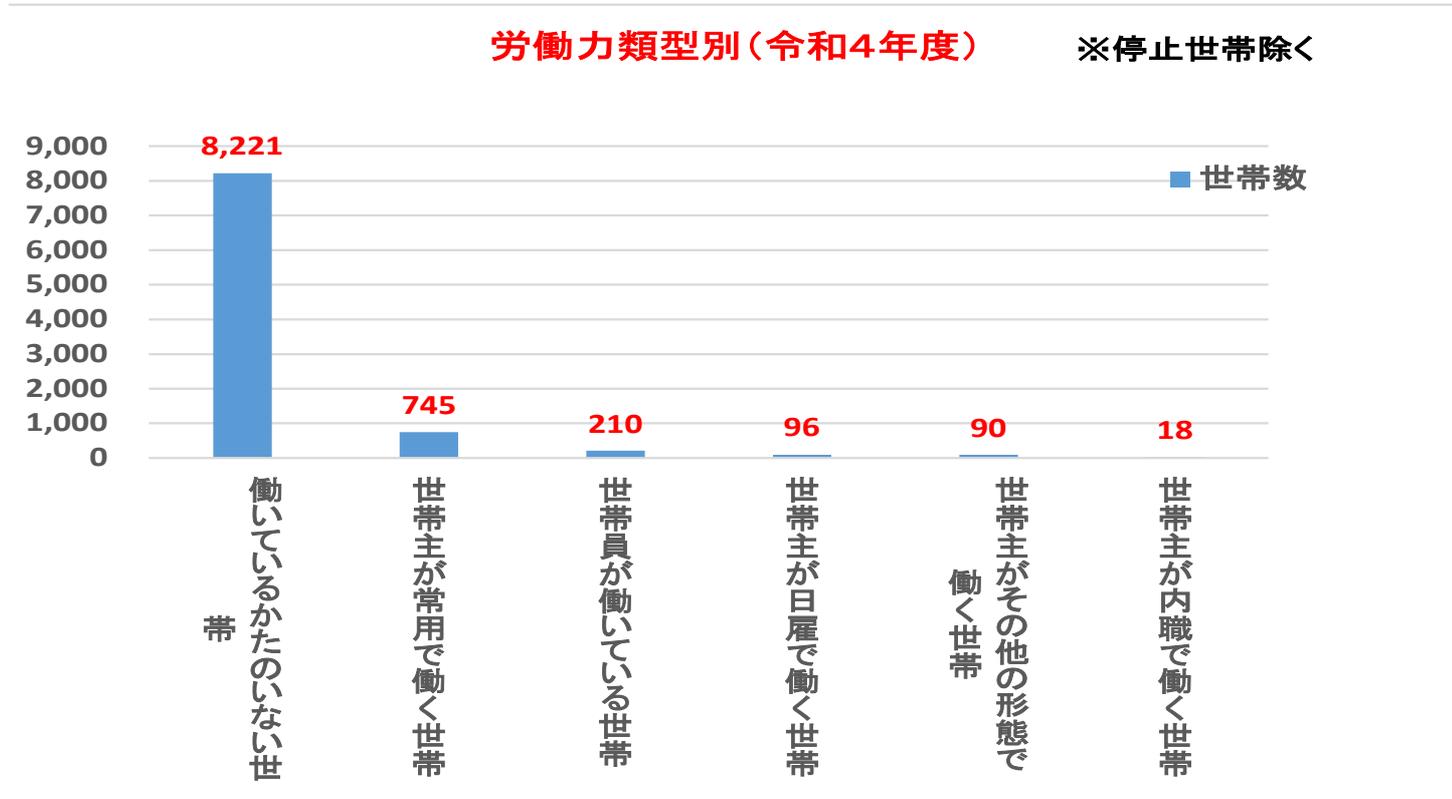
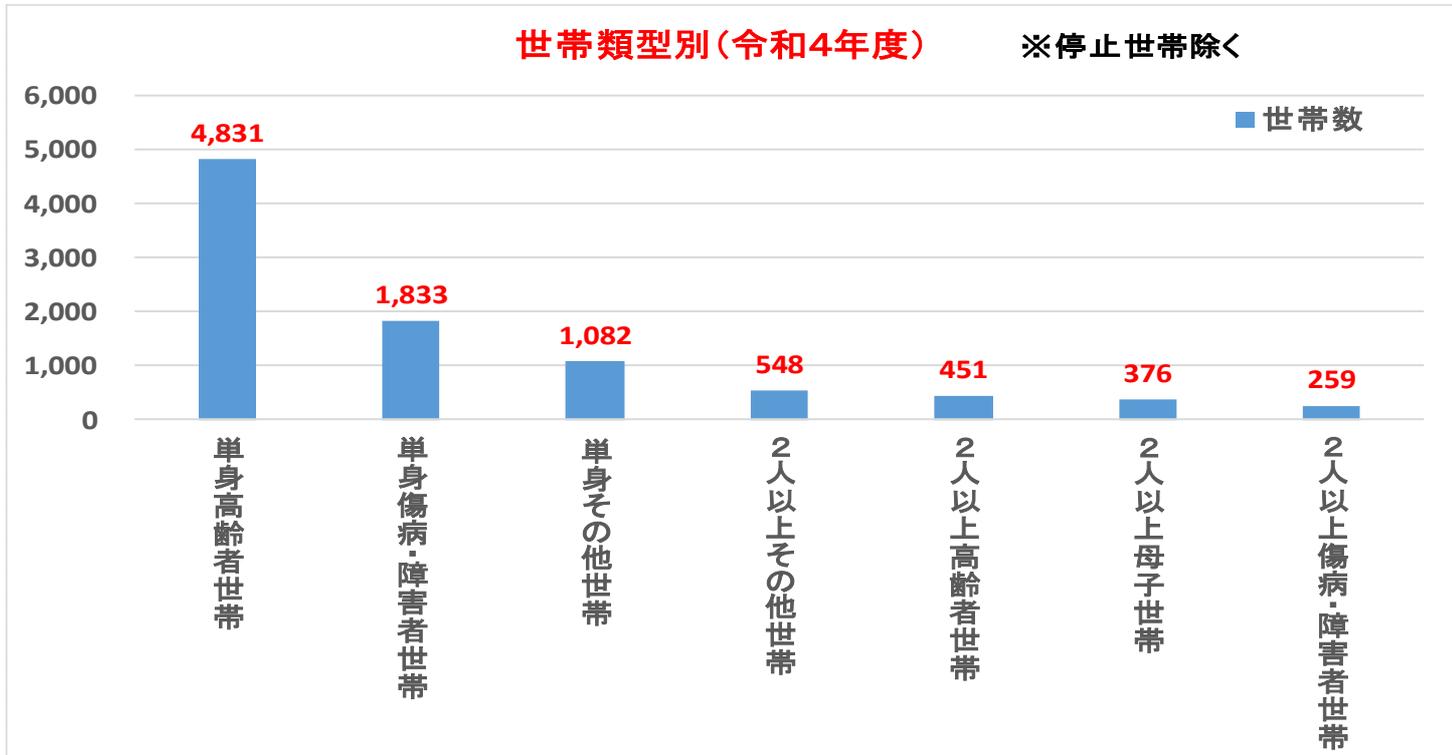
また、保護の廃止理由では、死亡・失踪に起因するものが最も多く、686世帯となっています。



5 保護世帯類型及び労働力類型

世帯類型別では、単身高齢者世帯が最も多く、4,831世帯となっています。

また、労働力類型別では、働いているかたのいない世帯が最も多く、8,221世帯となっています。



6 病類別医療扶助人員の推移

医療扶助人員の内訳をみると、令和3年度までは減少傾向でしたが、令和4年度は微増となっています。

(各年度月平均)

年度	入院			入院外			合計		
	精神	一般	計	精神	一般	計	精神	一般	計
30	144 41.1%	206 58.9%	350	264 3.3%	7,730 96.7%	7,994	408 4.9%	7,936 95.1%	8,344
元	133 37.8%	219 62.2%	352	309 3.9%	7,698 96.1%	8,007	442 5.3%	7,917 94.7%	8,359
2	135 38.2%	218 61.8%	353	309 4.0%	7,500 96.0%	7,809	444 5.4%	7,718 94.6%	8,162
3	137 38.8%	216 61.2%	353	299 3.8%	7,486 96.2%	7,785	436 5.4%	7,702 94.6%	8,138
4	126 40.3%	187 59.7%	313	337 4.2%	7,603 95.8%	7,940	463 5.6%	7,790 94.4%	8,253

(注) 下欄は構成比

7 生活保護扶助費の推移（決算額）

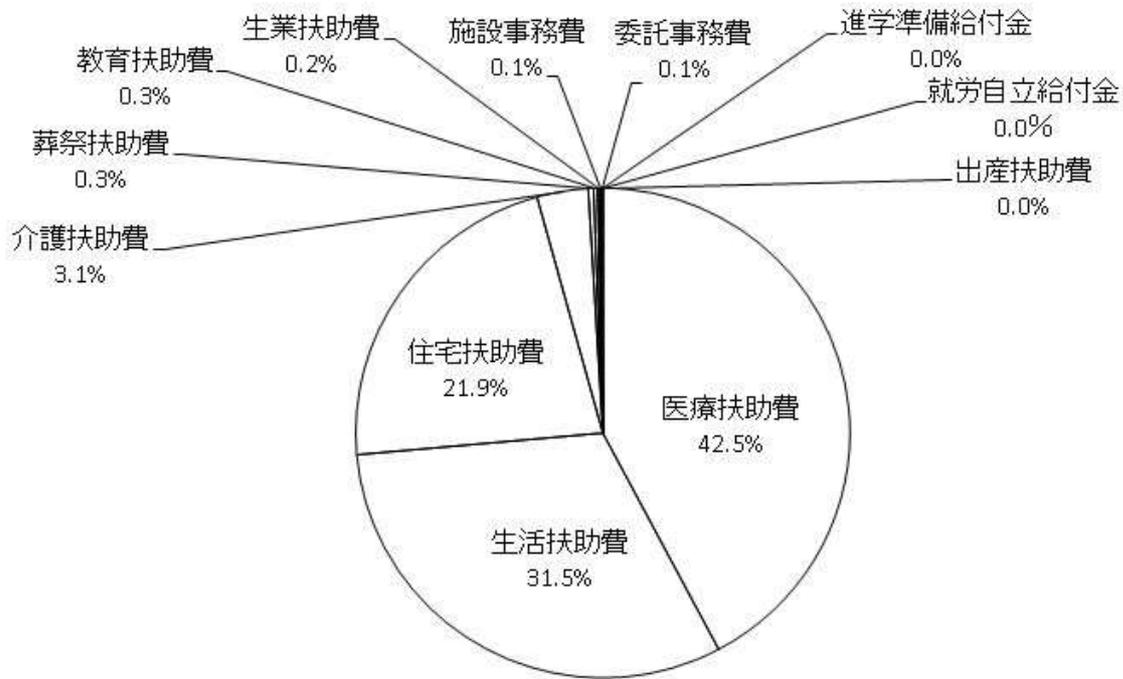
(千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活扶助費	6,838,902	6,750,249	6,738,905	6,820,235	6,877,235
住宅扶助費	4,489,927	4,552,180	4,607,183	4,686,530	4,748,227
教育扶助費	79,196	61,823	64,145	56,124	51,234
介護扶助費	578,921	639,968	652,870	678,852	742,711
医療扶助費	8,596,923	8,809,554	8,836,682	9,125,961	9,236,913
出産扶助費	191	765	344	267	44
生業扶助費	36,574	31,239	30,050	28,883	28,029
葬祭扶助費	54,373	66,135	68,995	72,882	74,013
施設事務費	24,986	23,960	24,419	24,137	24,631
就労自立給付金	2,759	3,263	3,313	2,203	3,093
進学準備給付金	3,800	4,100	3,300	2,300	3,200
委託事務費	—	—	2,248	7,472	9,689
合計	20,706,552	20,943,236	21,032,454	21,505,846	21,799,019

8 生活保護の予算

扶助費は市予算（一般会計歳出）の9.4%を占めています。また、扶助費の総額中、医療扶助費は42.5%占めており、毎年度増加傾向にあります。

令和5年度生活保護費予算額



(単位：円)

区 分	予 算 額	構 成 比
生 活 扶 助 費	6,891,367,000	31.5%
住 宅 扶 助 費	4,859,611,000	21.9%
教 育 扶 助 費	56,806,000	0.3%
介 護 扶 助 費	736,883,000	3.1%
医 療 扶 助 費	9,281,943,000	42.5%
出 産 扶 助 費	1,000,000	0.0%
生 業 扶 助 費	29,255,000	0.2%
葬 祭 扶 助 費	76,320,000	0.3%
施 設 事 務 費	25,200,000	0.1%
就 労 自 立 給 付 金	3,600,000	0.0%
進 学 準 備 給 付 金	3,400,000	0.0%
委 託 事 務 費	13,286,000	0.1%
合 計	21,978,671,000	100.0%

第3部 高齢福祉



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 優秀賞 宇田川祐希

令和5年度 高齢者

		事業名	予算額(千円)
在宅福祉施策	在宅福祉サービス	軽度生活支援事業	345
		自立生活支援員派遣事業	8,441
		日常生活用具給付事業	751
		福祉機器貸与事業	393
		寝具乾燥消毒事業	6,041
		認知症高齢者相談事業	7,570
		配食サービス事業	73,730
		福祉電話の貸与事業	225
		緊急通報装置の貸与事業	17,178
		社会福祉法人利用者負担軽減補助	1,470
		重度要介護高齢者福祉手当	57,243
		外国人高齢者等福祉手当	240
		成年後見制度利用促進事業	24,859
		ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業	3,040
	生きがい	老人クラブ助成	13,590
		高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助	6,616
		老人福祉センター事業費助成	84,577
		老人福祉センター運営委託	111,351
生きがいづくりアドバイザー(相談員)制度		1,719	
敬老及び啓発	敬老祝金	79,530	
	長寿者慰問	9,582	
生活環境整備	世帯住替家賃助成	1,788	
	住宅改善整備費補助	3,600	
	高齢者入居保証支援事業	50	
施設福祉施策	施設利用・措置	施設保護措置	149,818
		特別養護老人ホーム(定員100人)運営委託	100,822
		養護老人ホーム(定員50人)運営委託	132,264
		老人デイサービスセンター運営委託	118,114
		短期入所生活介護措置	550
		介護老人福祉施設措置	567
		ケアハウス(定員50人)運営委託	72,951
		社会福祉センター運営委託	52,987
	施設整備	老人福祉施設管理	9,919
		福祉施設整備	12,972

福祉事業予算の概要

(注)市は市単独事業

事業内容
おおむね65歳以上の単身者又は高齢者世帯で、日常生活上の軽度な作業の支援を実施
おおむね65歳以上で傷病等により日常生活に支障のあるかたを対象に、自立生活支援員(ホームヘルパー)を派遣
おおむね65歳以上で日常生活機能の低下した高齢者を対象に日常生活用具を給付
おおむね65歳以上で心身の機能低下や傷病等で、日常生活に支障のあるかたを対象に、福祉機器を貸与
おおむね65歳以上のねたきりのかたで、寝具を十分に乾燥させることができない世帯を対象に、寝具の乾燥消毒を実施
認知症高齢者の家族からの相談に対応する
おおむね65歳以上の食事を作ることが困難な単身又は虚弱高齢者世帯に、毎日夕食を宅配し、安否確認を行う
おおむね65歳以上で、所得の少ない単身のかたに電話を貸与し、定期的な安否確認を行う
おおむね65歳以上の急変をきたすおそれがある疾患のある高齢者を対象に貸与 緊急時に受信センターにつながり、必要に応じて救急搬送を要請する
社会福祉法人が行う介護保険サービス利用者負担軽減に対し、その一部を補助
65歳以上の在宅高齢者で、要介護4・5、介護保険料段階1～5段階のかたに月額5,000円の手当を支給
大正15年4月1日以前に出生した外国人及び昭和57年1月1日において満20歳以上の身体障害者の外国人に月額5,000円の手当を支給
成年後見センターを設置し、制度の普及啓発や制度利用における相談・支援、市民後見人の養成や活動支援を行う
市民税非課税でおおむね65歳以上のねたきり等で失禁状態にあるかたを対象に紙おむつを支給(要支援・要介護認定者を除く)
おおむね60歳以上の高齢者で構成する老人クラブ連合会に助成、地区老人クラブ連合会と単位老人クラブに対し、それぞれ会員数に応じて助成
65歳以上の高齢者に敬老の日や福祉の日、毎週土曜日に入浴料の割引を行う公衆浴場組合に対する補助
川口市社会福祉事業団が運営するたたら荘及びびやすらぎの家、鳩ヶ谷福祉センターの事業費を助成
老人福祉センター安行・神根・芝・新郷・仲町・青木たたら荘等の管理運営を指定管理者へ委託
高齢者の日常生活の悩み事の相談や、各種アドバイスなどの情報提供を行うアドバイザー(相談員)を置く
賀寿を迎えられたかたに対し、敬老と長寿を祝福するため祝金5,000～50,000円を贈呈
傘寿の80歳及び卒寿の90歳のかたに市長のお祝いのメッセージに粗品を添えて贈呈。100歳を迎えたかたに、国の祝辞を贈呈
民間賃貸住宅居住の取り壊し等により、転居を迫られた住民税非課税の高齢者世帯に対し、転居前と後の家賃の差額を助成(2万円を限度)
65歳以上で要支援、要介護のかたが、車イス段差解消機・階段昇降機等を設置する場合、費用の3分の2を補助(20万円を限度)
保証人が得られないため、賃貸住宅の契約が困難な高齢者世帯に対し、市と協定を結ぶ家賃保証会社と契約を締結した場合に、その初回保証料の一部を助成
養護老人ホームに入所されているかたを扶助する
特別養護老人ホーム入所者に対し、介護や日常生活上の世話を行う
65歳以上で、経済的理由等のため居宅で養護を受けられないかたに生活の場を提供
在宅の要介護者等に対し、デイサービスセンターへの通所サービスを提供
65歳以上のかたで、居宅で介護を受けることが困難となり、介護保険法の適用も図れない場合の短期入所。また、必要に応じ緊急的に高齢者を一時的に保護する
65歳以上で介護が必要なかたが、居宅で介護を受けることが困難となり、介護保険法の適用も図れない場合の施設入所
65歳以上で、環境上の理由のため在宅生活に支障のあるかたに低額料金で生活の場を提供
在宅の要介護者等に対し、リハビリ・入浴等のサービスを行う
指定管理施設等に係る小破修繕や建築物・建築設備定期点検、施設賠償責任保険、除草等委託
高齢者福祉施設の整備・運営等についての助成等

第1章 長寿支援



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 佳作 大倉愛莉

第1章 長寿支援

第1節 高齢者人口

1 高齢者人口の推移

高齢者人口の割合は、令和5年4月1日では60歳以上28.4%、65歳以上23.0%で県及び全国の高齢化率に比べて低くなっています。しかし、高齢者人口は年々増加の一途をたどっており、65歳以上の高齢化率は、徐々に県全体の数値に近づいています。

(1) 高齢者人口年次推移

(各年4月1日)

区分 年度	総人口	60歳以上			65歳以上			割合	
		男	女	合計	男	女	合計	60歳以上	65歳以上
元	604,675	77,501	89,514	167,015	62,149	75,539	137,688	27.7	22.8
2	608,390	77,881	90,424	168,305	62,619	76,323	138,942	27.7	22.8
3	607,750	78,319	90,955	169,274	62,704	76,597	139,301	27.8	22.9
4	605,067	78,789	91,625	170,414	62,516	76,797	139,313	28.1	23.0
5	604,894	79,369	92,238	171,607	62,362	76,774	139,136	28.4	23.0

(2) 高齢者人口の比較

(国勢調査人口)

区分	年度	川口市			埼玉県			全国		
		総人口	60歳以上	65歳以上	総人口	60歳以上	65歳以上	総人口	60歳以上	65歳以上
人口	12	千人 460	千人 86	千人 56	千人 6,938	千人 1,316	千人 889	千人 126,926	千人 29,741	千人 22,005
	17	480	109	75	7,036	1,674	1,157	127,286	34,217	25,672
	22	500	132	95	7,195	2,045	1,465	128,056	39,283	29,246
	27	578	162	129	7,267	2,259	1,789	127,095	41,920	33,465
	2	594	167	138	7,345	2,331	1,935	126,146	42,633	35,336

区分	年 度	川 口 市			埼 玉 県			全 国		
		総 人 口	60歳以上	65歳以上	総 人 口	60歳以上	65歳以上	総 人 口	60歳以上	65歳以上
人 口 構 成 比	12	% 100.0	% 18.7	% 12.2	% 100.0	% 19.0	% 12.8	% 100.0	% 23.4	% 17.3
	17	100.0	22.7	15.6	100.0	23.8	16.4	100.0	26.9	20.2
	22	100.0	26.3	18.9	100.0	28.4	20.4	100.0	30.7	22.8
	27	100.0	28.0	22.4	100.0	31.0	24.6	100.0	33.0	26.6
	2	100.0	28.1	23.2	100.0	31.7	26.3	100.0	33.8	28.6

※平成27年度及び令和2年度の全国65歳以上の人口割合は不詳補完値により算出。

2 ねたきり・ひとり暮らしの高齢者

ねたきり及びひとり暮らしの高齢者は、高齢者人口の増加及び少子化の傾向に伴い、今後さらに増加することが考えられます。

ねたきり・ひとり暮らしの高齢者数年次推計(各年6月1日現在の単身高齢者調査による)

区分 年度	70歳以上人口	単身ねたきり高齢者		単身高齢者		高齢者世帯
		人 数	比 率	人 数	比 率	世帯数
29	94,180	49	0.05	15,100	16.0	11,104
30	99,089	48	0.05	16,002	16.1	11,727
元	103,369	50	0.04	17,039	16.5	12,465
2	70,776	30	0.04	13,073	18.5	6,977
3	71,577	41	0.06	13,201	18.4	6,850
4	74,695	41	0.05	14,087	18.9	7,321

※令和2年度から調査基準日を10月1日とし、調査対象となる年齢を75歳に引き上げたため、令和2年度以降の各項目は75歳以上の人数及び世帯数を記載しています。

第2節 在宅福祉サービス

1 軽度生活支援事業

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続、要介護状態の進行予防等を図るものです。平成13年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

おおむね65歳以上の単身高齢者又は高齢者世帯で、傷病等により軽度な作業の支援を必要とするかた

(2) 内容

庭木の水やり、草取り、家具転倒防止器具等の取付

(3) 令和4年度実績 43件

2 自立生活支援員派遣事業

要介護認定の対象にならないかたについて訪問介護が必要な場合、在宅生活を円滑にし要介護状態になること等を予防するための支援を行います。平成12年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

要介護認定で自立と認定されたかた、またはおおむね65歳以上で傷病等により日常生活に支障のあるかた

(2) 内容

自立生活支援員（ホームヘルパー）の派遣により、家事援助（掃除、洗濯、買い物、調理等）、及び身体介護（入浴、清拭、排せつ介助）を本人一部負担により週2回を限度に実施しています。

(3) 令和4年度実績 1,007回

3 日常生活用具給付事業

高齢者の在宅生活支援を目的として、日常生活用具を給付しています。平成13年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

日常動作機能の低下した高齢者や、ねたきりの高齢者で在宅のかた

(2) 内容

本人一部負担により次の日常生活用具を給付しています。

- ・シルバーカー、杖： 要介護認定において、要支援1以上のかた
- ・電磁調理器： 高齢者世帯で要支援1以上のかたのいる世帯
- ・布団一式： 要介護4・5のかた
- ・火災警報器： 非課税世帯で持ち家に居住する単身及び高齢者世帯
又は要介護4・5のかた（無料）
- ・QRコード見守りシール： 認知症等により徘徊のおそれのある要支援1以上のかた

(3) 令和4年度実績

シルバーカー4件、電磁調理器4件、布団0件、T字杖20件、火災警報器4件
QRコード付き見守りシール7件

4 福祉機器貸与事業

要介護認定の対象にならないかたについて、在宅生活を円滑にして要介護状態になること等を予防するため介護機器の貸与を行なっています。平成12年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

要介護認定で自立認定のかた、又はおおむね65歳以上で傷病等により日常生活に支障のあるかた

(2) 内容

介護機器として、介護用ベッド、エアーマット、車いす、手すりの貸与を行なっています。

(3) 令和4年度実績

介護用ベッド20人、エアーマット0人、車いす7人、手すり6人

5 寝具乾燥消毒事業

寝具を十分に乾燥できない状況にある場合、衛生を保持するため寝具の乾燥消毒・洗濯を行なっています。平成6年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

おおむね65歳以上で、寝具を十分に乾燥できない状況にあるかた

(2) 内容

寝具乾燥消毒を月1回（夏秋は月2回）、洗濯を年2回

(3) 令和4年度実績

乾燥消毒817回 ・ 洗濯118回

6 認知症高齢者相談事業

認知症高齢者及びその家族等が抱える保健、医療、福祉等に係わる各種の心配ごと、悩みごとに対し、専門相談員及び専門医による医療相談（月2回要予約）を実施しています。平成6年4月1日から実施しています。

(1) 設置場所

川口 6-5-14（川口市高齢者在宅サービスセンター3階）

電話 048-258-1476

(2) 令和4年度相談件数 延2,215件

7 配食サービス事業

食事をつくることが困難なおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、または虚弱な高齢者世帯に、夕食を毎日宅配するとともに安否の確認を行なっています。

平成9年10月1日から実施しています。

(1) 対象者

食事をつくることが困難なおおむね65歳以上の単身者、または虚弱な高齢者世帯

(2) 内容

夕食を毎日宅配するとともに安否の確認を行なっています。利用者負担は1食400円

(3) 令和4年度実績

利用者数 540人 配食数 160,280食

8 福祉電話の貸与

ひとり暮らし高齢者等に対し、電話を貸与し、定期的に通話を行なうことにより、当該高齢者の孤独感を和らげることを目的に、昭和54年5月1日から実施しています。

(1) 対象者

おおむね65歳以上で、市県民税非課税世帯に属する単身高齢者及びこれに準ずる高齢者

(2) 費用

設置費は市負担とし、基本料金及び通話料金は本人負担

(3) 実施方法

週2回のさわやかコールにより電話訪問サービスを実施しています

(4) 令和4年度末 貸与台数 53台

9 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活上の不測の事態における不安の解消を図るため、当該高齢者の住居に緊急通報装置を設置して、急病、事故等の緊急事態が発生した場合にボタンを押すと受信センターが通報を受信し、必要に応じて消防へ救急車の出動要請を依頼します。また、受信センターには看護師が24時間体制で常駐し健康・生活相談や月1回安否の確認を実施しています。

昭和62年4月1日から実施し、平成19年4月1日システムを一部変更しました。

令和2年8月より疾患要件は不要で、市と業務協定した事業者と契約し、有料で利用する方式を開始しました。

(1) 対象者

① おおむね65歳以上で急変をきたすおそれのある発作性、慢性疾患のあるかたで単身及び高齢者世帯

② おおむね65歳以上で単身及び高齢者世帯

(2) 費用

① 緊急通報装置の貸与は無料

② 有料（金額は協定事業者による）

(3) 実施方法

ア 受信センターが通報を受信し、必要に応じて消防局に救急車の出動要請をします

イ 消防局は、出動要請に応じ、ただちに救助を行います

(4) 令和4年度末 貸与台数 ①846台 ②20台

10 社会福祉法人利用者負担軽減補助

社会福祉法人が、所得の少ない利用者を対象に、介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設等）の利用者負担を軽減する場合、市に申請した当該社会福祉法人に対し補助をします。平成13年4月1日から実施しています。

11 重度要介護高齢者福祉手当

身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を営むことに著しく支障があり、かつ、所得の少ない高齢者の福祉の増進を図るために支給しています。

- (1) 対象者（次の要件をすべて満たすかた）
- ア 川口市に住民登録がある65歳以上のかた
 - イ 川口市が行う介護保険の被保険者で要介護状態4・5のかた
 - ウ 介護保険料段階が第1～5段階のかた
 - エ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護保険施設に入所していないかた
 - オ 生活保護の適用を受けていないかた
- (2) 手当の額及び支給時期
月額 5,000円（10月と4月の2回に分けて支給）
- (3) 令和4年度支給者数 1,339人

1.2 外国人高齢者等福祉手当

市内在住外国人の高齢者及び障害者の福祉の増進を図るために支給しています。

- (1) 対象者（次の要件をすべて満たすかた）
- ア 大正15年4月1日以前に出生したかた、または、昭和57年1月1日で満20歳以上で重度の障害者手帳の交付を受けているかた
 - イ 川口市に住民登録があり、1年以上居住しているかた
 - ウ 永住許可を受けているかた
 - エ 公的年金を受けていないかた
- (2) 手当の額及び支給時期
月額 5,000円（10月と4月の2回に分けて支給）
- (3) 令和4年度支給者数 3人

第3節 健康と生きがい

1 老人クラブ助成

教養の向上、健康の増進、レクリエーション及び地域社会との交流を柱として自主的な活動をしている老人クラブに活動状況・会員数に応じ助成しています。

(1) クラブ数・助成額年次推移

ア 単位老人クラブ

区分	年度	30	元	2	3	4
ク	ラ	183	182	179	178	178
会	員	12,774	12,446	12,097	11,541	11,211
1	クラブ平均会員数（人）	69	68	68	65	63
助	成	40,000 ～115,000	40,000 ～115,000	40,000 ～109,000	40,000 ～109,000	40,000 ～103,000

イ 地区老人クラブ連合会

区分	年度	30	元	2	3	4
地区連合会数		30	30	30	30	30
助成金(年額円)		45,000 ～ 60,000	45,000 ～ 60,000	45,000 ～ 60,000	45,000 ～ 60,000	45,000 ～ 55,000

ウ 老人クラブ連合会

区分	年度	30	元	2	3	4
連合会数		1	1	1	1	1
助成金(年額円)		500,000	500,000	500,000	500,000	500,000

(2) 老人クラブの活動

老人クラブは「たたら荘の運営をすすめる」「会員を一割ふやそう」「健康・体力づくりをすすめよう」「教養の向上をはかろう」「友愛活動をひろげよう」「クラブ活動をひろげよう」の6点を重点目標として、各種事業を展開しています。

老人クラブ連合会の活動

区 分	活 動 内 容
研 修 部 会	老人大学、指導者研修会、各種講習会
奉 仕 部 会	90歳以上会員への友愛訪問、環境衛生美化運動、共同募金への協力、友愛募金運動
福 利 厚 生 部 会	各種スポーツ大会、大演芸大会
広 報 部 会	会報 キューポラ川口の発行、各主催行事のPR
交 通 安 全 部 会	交通事故防止の啓発
グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ 部 会	グラウンドゴルフの普及と大会開催
女 性 部 会	会員相互の友愛訪問、女性リーダーの育成

2 高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助

高齢者の福祉の向上を目的に、埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合川口支部が行う高齢者公衆浴場入浴料減免事業に対して助成金を交付しています。(協力店舗数6店舗※10月に1施設廃業)

対 象 者	内 容	日数	利用者延数	助成額
入浴サービス 65歳以上であんしんカードを有するかた	毎週土曜日に1日1回に限り半額程度で入浴できる	52日	23,873人	6,091,500円
特定日入浴サービス 65歳以上であんしんカードを有するかた	敬老の日・福祉の日に1日1回に限り半額程度で入浴できる	2日	493人	

3 生きがいきづくりアドバイザー

高齢者の健康と生きがいきづくりの啓発を目的として、平成8年度から実施しています。

生きがいきづくりアドバイザー（相談員）が、市内の各たたら荘及び鳩ヶ谷福祉センターを巡回し、たたら荘利用者の日常生活での悩み事の相談や余暇の活動機会の情報提供等を行っています。

令和4年度実績 相談件数 458件

4 地域支え合いあんしんカード事業

外出時における高齢者の緊急時の迅速な身元確認と連絡手段の確保を図るとともに、高齢者を地域で見守り・支え合う体制の強化を目的とし、65歳以上のかたに、あんしんカードを配付しています。平成27年6月1日から実施しています。

第4節 敬老及び啓発

1 敬老祝金の贈呈

本市では、高齢者に敬老の意を表するとともに長寿を祝福し、敬老祝金の贈呈を昭和57年4月1日から実施しています。この制度は毎年8月31日において市内に1年以上居住している高齢者で、賀寿を迎えたかたに年1回9月に贈呈しています。

令和4年度は贈呈者総数7,487人のかたに総額77,635,000円を贈呈しました。

対象者・贈呈実績

年 齢	祝 金 の 種 類	祝 金 の 額	4 年 度 贈 呈 者 数
満77歳	喜 寿 の 祝 金	5,000円	5,043人
満88歳	米 寿 の 祝 金	20,000円	2,326人
満99歳	白 寿 の 祝 金	50,000円	118人

2 敬老祝賀事業

高齢者に敬老の意を表するとともに長寿を祝福し、9月の敬老月間に市長からのお祝いのメッセージと粗品を贈呈しています。（平成28年より実施）

令和4年度実績 80歳 5,697人
90歳 1,875人

第5節 生活環境整備

1 高齢者世帯住替家賃助成

民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等により転居を求められた高齢者世帯に対して、転居後の家賃の差額を助成することにより、住まいの安定を図り福祉の向上に寄与することを目的として、平成5年4月1日から実施しています。

(1) 対象者（次の要件をすべて満たすかた）

- ア 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上のかたを含む高齢者世帯であること
- イ 市内に引き続き2年以上住所を有していること
- ウ 生活保護を受けていないこと
- エ 世帯の構成員全ての住民税が非課税であること
- オ 市内の住宅への転居であること
- カ 転居後の家賃（共益費を除く）が月額70,000円未満であること
- キ 転居による新たな賃貸借契約を締結してから10年間を超えない期間であること

(2) 助成金の額

助成金の額は、転居前後の家賃の差額とし、月額2万円を限度としています。

(3) 助成状況年次推移

年度	対象者	助成金額
30	14人	2,509,200円
元	12人	1,970,050円
2	10人	1,684,000円
3	9人	1,535,000円
4	7人	1,156,400円

※平成26年度以前の申請者は、(1)カ・キは該当しない。(2)限度額は月額3万円

2 高齢者住宅改善整備費補助事業

日常生活動作の低下した高齢者が、在宅での生活の利便を図るために住宅の改善整備を行うとき、その改善費用の一部を助成し、生活環境の改善と自力更生を促進し、もって高齢者の福祉を図ることを目的として、平成6年4月1日から実施しています。（平成12年度から介護保険制度優先）

(1) 対象者（次の要件をすべて満たすかた）

- ア 65歳以上の高齢者、またはそのかたと同居している親族

- イ 引き続き2年以上市内に住所を有し、市内における住宅改善であること
- ウ 自己所有の建物であること
- エ 平成12年4月1日以降に、この事業により補助金の交付を受けていないこと
- オ 要介護認定において、要支援及び要介護1～5のかた
- カ 市税の滞納がないこと

(2) 補助金額

補助金の額は、改善整備に要する費用の3分の2の額（限度額20万円）

(3) 補助状況年次推移

年度	対象者	補助金額
30	11人	2,200,000円
元	13人	2,600,000円
2	12人	2,400,000円
3	13人	2,600,000円
4	14人	2,800,000円

3 入居保証支援事業

引き続き川口市内に居住することを希望しながら、身元保証人を確保することが困難である等の理由で民間賃貸住宅への転居が出来ない高齢者に対し、入居保証支援制度を実施し、もって高齢者の居住継続に資することを目的とし平成18年度より事業を開始しました。

(1) 対象者

- ア 市内に1年以上居住し、住民登録されており、引き続きその状況を有すること
- イ 65歳以上のひとり暮らし、又は世帯の構成員が65歳以上のかたを含む60歳以上のかたのみの世帯
- ウ 世帯の合計収入月額20万円以下である高齢者世帯
- エ 川口市内の民間賃貸住宅へ転居すること

(2) 保証内容

民間賃貸住宅の入居を希望する高齢者世帯が、市と協定を結ぶ保証会社の「家賃保証制度」を利用した場合、初回の保証料（共益費を含む家賃の半額）の1/2の額を助成します。

(3) 令和4年度対象者 0人

第 6 節 施 設

1 サンテピア（指定管理者 社会福祉法人川口市社会福祉事業団 平成18年4月1日）

(1) 特別養護老人ホーム（定員100人）

65歳以上の寝たきりや重度の認知症等で、要介護の認定を受けており、自宅において介護を受けることが困難なかたの入所施設です。

(2) 養護老人ホーム（定員50人）

経済的理由等のため居宅で養護を受けることが困難な65歳以上のかたに施設を提供し、生活指導等を目的として設置しています。

(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス・定員50人）

自炊できない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められるかたで、家族による援助を受けることが困難なかたが利用できる施設です。

(4) 入所人員

特別養護老人ホーム (定員100人)

年 度	男	女	合 計
4	27人	69人	96人

養護老人ホーム (定員50人)

年 度	男	女	合 計
4	7人	19人	26人

軽費老人ホーム (ケアハウス・定員50人)

年 度	男	女	合 計
4	18人	26人	44人

※各年度末人員

2 老人デイサービスセンター

介護保険法による要介護者等に対し、通所介護により生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、家族の身体的精神的負担の軽減等を図るため、通所により各種のサービスを提供しています。「横曽根れんげそう」「新郷れんげそう」「芝南れんげそう」「芝れんげそう」「鳩ヶ谷れんげそう」「神根デイサービスセンター」の各施設を設置しています。

(指定管理者 社会福祉法人川口市社会福祉事業団 平成18年4月1日)

令和4年度実績 37,820人(月別実利用者の合計)

3 施設措置

65歳以上で家庭においての養護又は介護を得られないかたに対し、施設での生活を援護するため施設に措置しています。なお、特別養護老人ホームについては平成12年度から介護保険制度が適用され、「やむを得ない事由」によると認められる場合に措置しています。

(1) 措置人員年次推移

※各年度末人員

年度	養 護 老 人 ホ ー ム				特 別 養 護 老 人 ホ ー ム				合計
	措 置 施設数	措 置 人 員			措 置 施設数	措 置 人 員			
		男	女	計		男	女	計	
30	10	17	54	71	0	0	0	0	71
元	10	20	53	73	0	0	0	0	73
2	10	21	50	71	0	0	0	0	71
3	9	17	42	59	0	0	0	0	59
4	8	14	37	51	0	0	0	0	51

第7節 地域支援事業・地域包括支援センター

1 地域支援事業

○介護予防・生活支援サービス事業

(1) 訪問型介護予防事業

生活機能の低下等により通所が困難である高齢者に対して、生活意欲の向上や生活活動の維持と向上を図り、要支援・要介護状態への移行防止を目的として、平成29年度から実施しています。

令和4年度実績 訪問回数 241回 訪問者数 25人

(2) 通所型介護予防事業(健康運動教室)

要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者に対して、介護予防を目的とした健康運動教室を平成18年度から実施しています。

令和4年度実績 開催回数44教室(1教室10回) 参加者数 335人

○介護予防普及啓発事業

元気な高齢者を対象に、介護予防に関する運動教室や知識の普及啓発を目的とした事業を実施しています。

(1) 老人大学

高齢者の介護予防に関する意識を高め、より充実した生活を送るための教養の向上と健康及び生きがいづくりを図るため、昭和57年度から実施しています。

令和4年度実績 開催日数 1日 参加者数 127人

(2) 生き生きデイサービス事業

生きがいや健康づくり、家庭での閉じこもり防止、及び要介護状態になることの防止等を目的として、市内たたら荘等を会場に、教養、体操等の諸活動を行います。平成13年6月から実施しています。

令和4年度実績 開催教室 528回 参加延人数 5,282人

(3) 運動教室事業(健康アップ教室)

運動器の機能向上を中心としながら、併せて栄養改善、口腔機能の向上などを網羅した総合的なプログラムを提供することにより対象者の生活意欲及び生活機能の維持向上を図ることを目的とし、平成21年10月から実施しています。

令和4年度実績 開催教室数 44教室(1教室8回) 参加者数 323人

(4) 介護予防ギフトボックス事業

高齢者が企業・団体等の様々な介護予防となり得る教室や活動に体験参加することにより、生活機能の維持向上を図り、継続して介護予防に取り組んでいけることを目的に「介護予防ギフトボックス事業」を実施しました。

令和4年度実績 全144教室 参加者数 314人

(5) 口腔教室事業

口腔機能の向上を中心としながら、併せて栄養改善等を含めた総合的なプログラムを提供することにより、対象者の生活意欲を向上させ、生活機能の維持向上を図ることを目的とし、平成18年から実施しています。

令和4年度実績 開催教室 22教室(1教室6回) 参加者数 111人

○地域介護予防活動支援事業

(1) 高齢者元気づくり推進リーダー養成講座

介護予防を促進するため、高齢者の心身の元気づくりに有効な知識を学び、地域での高齢者の支援を実践する人材の育成を図ります。平成17年5月から実施しています。

令和4年度実績 開催講座数 3講座(1講座5日間) 受講者数 37人

(2) 介護支援ボランティア事業

高齢者がボランティア活動を通じて、地域包括支援センターの活動を支援することにより、その地域における介護、保健、福祉、地域活動などさまざまな問題を見つめ、解決のための一助を行うことで、より住みやすい地域となることを目指し、併せて自らの介護予防を推進することを目的とし、平成23年1月から実施しています。

令和4年度実績 実施場所 14カ所 登録者数 179人

○紙おむつ支給事業

65歳以上の市民税非課税のかたで、要支援・要介護認定者のねたきりや認知症で失禁状態の高齢者を支援するため、月1回紙おむつを支給します。利用者負担は、1カ月1,300円。平成9年4月より実施しています。

令和4年度実績 延利用者数 22,564人

(ねたきりや認知症で失禁状態の高齢者については、高齢者一般施策で実施。

令和4年度 延利用者数 1,221人)

○成年後見制度利用支援事業

65歳以上の高齢者で、身寄り(2親等内)がなく、判断能力の不十分な認知症高齢者などに対して、市長が家庭裁判所に成年後見制度の後見等の審判の請求を申立てるものです。また、成年後見人への報酬助成も行っています。平成15年4月から実施しています。

令和4年度実績 申立件数 37件 報酬助成 80件

○認知症サポーター等養成事業

認知症について正しい知識を持ち、認知症のかたやその家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくための応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催しています。(平成20年度より実施)

(1) 令和4年度実績 開催回数 89回

(2) 令和4年 年間養成数 2,783人

2 地域包括支援センター運営事業

公正・中立な立場から、地域における①総合相談・支援、②包括的・継続的ケアマネジメント、③権利擁護を担う中核機関として、地域包括支援センターを20カ所設立しています。

川口市における地域包括支援センター

(令和5年4月1日現在)

名 称	管轄圏域	担当地区	開設時期
川口市中央 地域包括支援センター	中央	本町1丁目～4丁目・栄町1丁目～3丁目・金山町・舟戸町・幸町1丁目～3丁目・川口1丁目	平成19年6月
川口市横曽根 地域包括支援センター	横曽根	西川口1丁目～6丁目・仲町・宮町・南町1丁目～2丁目・緑町・並木元町・並木1丁目～4丁目	平成18年10月
川口市西 地域包括支援センター		川口2丁目～6丁目・飯塚1丁目～4丁目・飯原町・原町・荒川町	平成22年6月
川口市青木 地域包括支援センター	青木	青木1丁目～5丁目・中青木1丁目～5丁目・西青木1丁目～5丁目	平成18年4月
川口市上青木 地域包括支援センター		上青木西1丁目～5丁目・上青木1丁目～6丁目	平成21年6月
川口市前川 地域包括支援センター		前川町4丁目・南前川1丁目～2丁目・前上町・前川1丁目～4丁目・本前川1丁目～3丁目	平成28年10月
川口市南平 地域包括支援センター	南平	朝日1丁目～6丁目・末広1丁目～3丁目・新井町・弥平1丁目～4丁目	平成18年10月
川口市南平みなみ 地域包括支援センター		元郷1丁目～6丁目・東領家1丁目～5丁目・領家1丁目～5丁目・河原町	平成22年6月
川口市新郷 地域包括支援センター	新郷	大字赤井・大字東本郷・大字蓮沼・赤井1丁目～4丁目・江戸1丁目～3丁目・江戸袋1丁目～2丁目・本蓮1丁目～4丁目・東本郷1丁目～2丁目	平成21年1月
川口市新郷東 地域包括支援センター		大字東貝塚・大字大竹・大字峯・大字新堀・大字榛松・新堀町・榛松1丁目～3丁目・大字前野宿	平成27年10月
川口市神根 地域包括支援センター	神根	大字安行領在家・大字安行領根岸・大字木曾呂・在家町・大字東内野・大字道合	平成18年4月
川口市神根東 地域包括支援センター		大字赤芝新田・大字赤山・大字新井宿・大字石神・大字神戸・大字西新井宿・大字源左衛門新田	平成23年6月

(令和5年4月1日現在)

名 称	管轄圏域	担当地区	開設時期
川口市芝 地域包括支援センター	芝	芝中田1丁目～2丁目・芝新町・芝下1丁目～3丁目・芝1丁目～5丁目・芝樋ノ爪1丁目～2丁目	平成18年10月
川口市芝伊刈 地域包括支援センター		大字伊刈・芝高木1丁目～2丁目・芝宮根町・北園町・柳根町芝東町・柳崎1丁目～5丁目	平成21年6月
川口市芝西 地域包括支援センター		大字芝・大字小谷場・芝富士1丁目～2丁目・芝園町・芝塚原1丁目～2丁目・芝西1丁目～2丁目	平成24年10月
川口市安行 地域包括支援センター	安行	安行地区全域	平成19年11月
川口市戸塚 地域包括支援センター	戸塚	大字久左衛門新田・大字藤兵衛新田・大字長蔵新田・東川口1丁目～6丁目・戸塚鉄町・戸塚境町・戸塚東1丁目～4丁目・長蔵1丁目～3丁目	平成19年11月
川口市戸塚西 地域包括支援センター		大字西立野・大字行衛・大字差間・北原台1丁目～3丁目・戸塚1丁目～6丁目・戸塚南1丁目～5丁目・差間1丁目～3丁目	平成28年10月
川口市鳩ヶ谷東部 地域包括支援センター	鳩ヶ谷	桜町1丁目～6丁目・鳩ヶ谷本町1丁目～4丁目・坂下町1丁目～4丁目・三ツ和1丁目～3丁目・八幡木1丁目～3丁目	平成19年4月
川口市鳩ヶ谷西部 地域包括支援センター		大字里・大字辻・大字前田・鳩ヶ谷緑町1丁目～2丁目・南鳩ヶ谷1丁目～8丁目	平成21年4月

第4部 介護保険



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 優秀賞 植田芽来

令和5年度 介護保険

介護 保 険 施 策	認 定	事 業 名	予算額 (千円)	
		要 介 護 認 定 調 査	98,958	
		主 治 医 意 見 書 作 成	80,468	
	認 定	介 護 認 定 審 査 会	43,200	
		資 格 ・ 賦 課 徴 収		35,926
		資 格 得 喪、保 険 料 賦 課 徴 収 事 務		35,926
	保 険 給 付	居 宅 サ ー ビ ス 給 付 費	19,820,255	
		地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 給 付 費	4,702,538	
		施 設 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費	12,116,804	
		福 祉 用 具 購 入 費	53,476	
		住 宅 改 修 費	153,900	
		サ ー ビ ス 計 画 給 付 費	2,307,678	
		高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	949,812	
		高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	149,814	
		特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	881,856	
	地 域 支 援 事 業	介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業	850,879	
		介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 事 業	93,263	
		介 護 予 防 把 握 事 業	17,484	
		介 護 予 防 普 及 啓 発 事 業	46,863	
		地 域 介 護 予 防 活 動 支 援 事 業	1,789	
		地 域 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 活 動 支 援 事 業	1,520	
		家 族 介 護 支 援 事 業	49,531	
		成 年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業	26,784	
		地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 事 業	539,505	
		在 宅 医 療 ・ 介 護 連 携 推 進 事 業	15,263	
生 活 支 援 体 制 整 備 事 業		92,999		
認 知 症 総 合 支 援 事 業		54,566		
地 域 ケ ア 会 議 推 進 事 業		26,440		
趣 旨 普 及	広 報 啓 発		(市) 1,619	
	利 用 料 補 助 金		(市) 227,980	

事業予算の概要

(注) 市は市単独事業

事業内容
居宅介護支援事業者等による要介護認定のための調査
要介護認定申請者における主治医意見書の作成
介護認定審査会の開催
介護保険資格の取得、喪失及び介護保険料の賦課、徴収
要介護認定者等が居宅サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者等が地域密着型サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者が施設サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者等が居宅において福祉用具を購入した場合、一部負担金を除き残りを支給
要介護認定者等が居宅において住宅改修を行った場合、一部負担金を除き残りを支給
要介護認定者等が居宅介護支援事業者に居宅介護サービス計画等の作成を依頼した場合に給付
要介護認定者等の一部負担金が一定の限度額を超えた場合に超えた分を支給
要介護認定者等の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が一定の限度額を超えた場合に超えた分を支給
所得の少ないかたの負担軽減を図るため、介護保険施設入所者等の居住費及び食費の一部を補足給付
要支援認定者等が介護予防・生活支援サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付するほか、運動教室や訪問による介護予防事業を実施
地域包括支援センターが要支援認定者等の介護予防ケアマネジメントを実施した場合に給付
基本チェックリストの配布・回収により、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者の把握を行う
元気な高齢者を対象に、生き生きデイサービス事業や口腔教室など、介護予防に関する運動教室や知識の普及啓発を図る
元気な高齢者を対象に、高齢者元気づくり推進リーダー養成事業や介護支援ボランティア事業を実施し、介護予防に係る地域における自主的な活動の育成及び支援を実施
住民主体の通いの場等ヘリハビリテーション専門職等を派遣し、地域における介護予防の取組みを総合的に支援する
失禁状態にあるかたを対象に月1回紙おむつの給付や、認知症による徘徊のおそれがあるかたを対象にQRコード付き見守りシールを給付
身寄りのない認知症の高齢者等を対象に法定後見制度の利用を支援
高齢者の総合相談窓口として、市内20カ所の地域包括支援センターにおいて、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を実施
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、関係者の連携を図る
地域の高齢者のため元気な高齢者やNPO、社会福祉法人等と連携しながら、多様な生活支援サービス体制の充実・強化を図る
認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、認知症のかたやその家族のかたを支援できる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて研修等を実施し、認知症ケアの向上を図る
医療・介護等の多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等から地域課題を把握し、解決に必要な資源開発や地域づくりにつなげる地域ケア会議を推進
介護保険制度等パンフレット作成
要介護認定者等が居宅サービスを利用した場合、所得の低いかたに利用者負担金の一部を補助

第1章 介護保険



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 佳作 朝日梨美

第1章 介護保険

第1節 被保険者の状況

1 第1号被保険者の推計（第8期介護保険事業計画値）

各年10月1日現在

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上	139,634人	139,810人	140,133人

2 要支援・要介護認定者数の推計（第8期介護保険事業計画値）

各年9月末現在

要介護度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	2,418人	2,514人	2,604人
要支援2	2,561人	2,663人	2,757人
要介護1	5,570人	5,797人	6,006人
要介護2	4,716人	4,915人	5,104人
要介護3	3,469人	3,618人	3,763人
要介護4	3,015人	3,154人	3,290人
要介護5	2,432人	2,541人	2,646人
計	24,181人	25,202人	26,170人

3 居宅サービス利用者数の推計（第8期介護保険事業計画値）

一月当たり

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	4,389人	4,621人	4,891人
訪問入浴介護	324人	341人	360人
訪問看護	2,409人	2,524人	2,635人
訪問リハビリテーション	384人	402人	419人
居宅療養管理指導	4,608人	4,864人	5,119人
通所介護	4,933人	5,163人	5,378人
通所リハビリテーション	1,401人	1,463人	1,524人
短期入所生活介護	944人	996人	1,052人
短期入所療養介護(老健)	171人	180人	192人
福祉用具貸与	8,613人	9,105人	9,477人
特定福祉用具購入費	172人	180人	187人
住宅改修費	134人	138人	146人
特定施設入居者生活介護	1,767人	1,869人	1,945人
居宅介護支援	12,926人	13,530人	14,098人
計	43,175人	45,376人	47,423人

4 地域密着型サービス利用者数の推計（第8期介護保険事業計画値）

一月当たり

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	98人	104人	108人
夜間対応型訪問介護	10人	13人	16人
地域密着型通所介護	2,211人	2,309人	2,401人
認知症対応型通所介護	146人	165人	175人
小規模多機能型居宅介護	95人	118人	124人
認知症対応型共同生活介護	594人	612人	627人
地域密着型特定施設入居者生活介護	20人	20人	20人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	97人	97人	97人
看護小規模多機能型居宅介護	4人	15人	18人
計	3,275人	3,453人	3,586人

5 施設サービス利用者数の推計（第8期介護保険事業計画値）

一月当たり

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	2,408人	2,499人	2,594人
介護老人保健施設	928人	940人	959人
介護医療院	78人	78人	133人
介護療養型医療施設	46人	46人	0人
計	3,460人	3,563人	3,686人

第2節 財政状況

1 令和4年度決算

(単位：円)

歳入	決算
介護保険料	9,433,291,375
国庫支出金	9,088,772,928
国庫負担金	7,323,376,100
国庫補助金	1,765,396,828
支払基金交付金	10,581,179,000
県支出金	6,255,121,974
県負担金	5,988,692,150
県補助金	266,429,824
財産収入	79,020
繰入金	7,042,904,194
繰越金	1,346,295,237
諸収入	33,372,714
歳入合計	43,781,016,442

歳出	決算
総務費	861,022,482
保険給付費	38,353,819,930
介護サービス等諸費	35,921,413,526
介護予防サービス等諸費	583,771,873
その他諸費	27,622,000
高額介護サービス等費	857,406,979
高額医療合算介護サービス等費	133,393,815
特定入所者介護サービス等費	830,211,737
地域支援事業費	1,669,808,469
基金積立金	704,592,457
諸支出金	666,116,049
予備費	0
歳出合計	42,255,359,387

歳入歳出差引額	1,525,657,055
---------	---------------

基金保有額

(単位：円)

介護保険保険給付費等支払基金	2,575,183,035
----------------	---------------

第3節 保険料の状況

1 第8期（令和3年度から令和5年度）の第一号被保険者保険料（年額）

所得段階	令和3年度から令和5年度
第1段階	19,840円
第2段階	31,900円
第3段階	49,620円
第4段階	60,250円
第5段階	70,890円
第6段階	77,970円
第7段階	88,610円
第8段階	99,240円
第9段階	106,330円
第10段階	113,420円
第11段階	120,510円
第12段階	127,600円
第13段階	134,690円
第14段階	141,780円
第15段階	148,860円
第16段階	155,950円
第17段階	163,040円

- ・ 保険料額は、公費による減額後のものです。

2 保険料所得段階別賦課徴収状況(令和4年度決算)

所得段階	特別徴収		普通徴収		併徴 人数③	計	
	人数①	調定金額	人数②	調定金額		人数①+②-③	調定金額
	人	円	人	円	人	人	円
第1段階	19,924	373,300,540	9,209	157,638,800	1,339	27,794	530,939,340
第2段階	10,576	320,912,410	841	15,497,470	548	10,869	336,409,880
第3段階	10,107	481,297,460	663	17,069,440	405	10,365	498,366,900
第4段階	14,530	837,329,620	4,386	209,156,130	781	18,135	1,046,485,750
第5段階	16,526	1,145,529,110	573	24,301,930	285	16,814	1,169,831,040
第6段階	17,072	1,283,471,310	2,673	151,200,356	654	19,091	1,434,671,666
第7段階	6,445	553,651,190	810	52,927,680	161	7,094	606,578,870
第8段階	8,812	839,564,540	1,615	119,245,501	304	10,123	958,810,041
第9段階	5,107	523,719,800	1,299	103,082,090	205	6,201	626,801,890
第10段階	3,298	360,884,200	850	70,439,270	150	3,998	431,323,470
第11段階	2,379	276,627,430	646	57,963,950	121	2,904	334,591,380
第12段階	1,623	200,171,570	475	46,319,550	72	2,026	246,491,120
第13段階	1,202	156,611,030	367	38,214,560	56	1,513	194,825,590
第14段階	735	101,170,100	246	27,031,460	35	946	128,201,560
第15段階	939	134,805,390	355	39,951,450	53	1,241	174,756,840
第16段階	1,139	170,142,450	456	54,468,840	70	1,525	224,611,290
第17段階	2,522	392,871,810	1,055	138,120,288	153	3,424	530,992,098
計	122,936	8,152,059,960	26,519	1,322,628,765	5,392	144,063	9,474,688,725
過年度賦課	—	—	998	14,679,500	—	998	14,679,500
合計	122,936	8,152,059,960	27,517	1,337,308,265	5,392	145,061	9,489,368,225
収納額	8,152,059,960		1,234,390,215		—	9,386,450,175	
収納率	100.0%		92.3%		—	98.9%	

※併徴とは、年度途中で徴収方法（特別徴収・普通徴収）の切り替えがあることです。

第4節 保険給付

1 保険給付サービスの種類と内容

介：要介護1～5 予：要支援1・2のかたが利用可能なサービスです。

(1) 居宅サービス

サービス名	概要
訪問介護 (ホームヘルプ) <input type="checkbox"/> 介	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。 ※介護予防訪問介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスに移行しました。
訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	看護師、介護士が居宅を入浴車等で訪問し、入浴介助を行います。
訪問看護 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	主治医が必要と認めた場合、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	主治医が必要と認めた場合、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護 (デイサービス) <input type="checkbox"/> 介	定員が19名以上の通所介護施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護や支援、心身の機能維持等のための機能訓練等が受けられます。 ※介護予防通所介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」の通所型サービスに移行しました。
通所リハビリテーション (デイケア) <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	主治医が必要と認めた場合、介護老人保健施設等に通い、理学療法士や作業療法士等による、リハビリテーションが受けられます。
短期入所 (ショートステイ) <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	○短期入所生活介護 介護老人福祉施設等へ短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練等が受けられます。 ○短期入所療養介護 介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練、必要な医療等が受けられます。
特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	有料老人ホームやケアハウス等に入居しているかたが、入浴・排泄・食事等の介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練等が受けられます。

サービス名	概要
福祉用具貸与 <div style="text-align: right;"> 介 予 </div>	<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 (マットレス、サイドレール等) ・床ずれ防止用具 (エアーマット等) ・体位変換器 ・手すり (工事を伴わないもの) ・スロープ (工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト (つり具部分を除く) ・自動排泄処理装置 <p>※要支援1・2及び要介護1のかたは原則として、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトは利用できません。</p> <p>※要支援1・2及び要介護1～3のかたは原則として、自動排泄処理装置の利用はできません。(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)</p>
福祉用具販売 <div style="text-align: right;"> 介 予 </div>	<p>排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。</p> <p>同一年度内10万円を上限として購入費の9割(一定以上所得のあるかたは7割または8割)を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 ・排泄予測支援機器

(2)住宅改修費の支給

サービス名	概要
住宅改修費 <div style="text-align: right;"> 介 予 </div>	<p>手すりの取り付けや床段差の解消などの小規模な住宅改修の費用を支給します。</p> <p>20万円を上限として改修費の9割(一定以上所得のあるかたは7割または8割)を支給します。</p> <p>(住宅改修費支給の対象となる住宅改修の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他これらの改修に付帯して必要な改修

(3) ケアプランの作成

サービス名	概要
介護予防支援 予	介護予防サービスの適切な利用が可能となるよう、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）の保健師等が、要支援者の心身の状況、置かれている環境、意志や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく在宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。 提供機関：指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）
居宅介護支援 介	介護サービスの適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者等の心身の状況、置かれている環境、意志や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく介護サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。 提供機関：居宅介護支援事業所

(4) 介護保険施設サービス

サービス名	概要
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 介	ねたきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかが入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練や療養上の世話等が受けられます。 ※原則として要介護3以上のかた
介護老人保健施設 介	病状が安定しているかたに対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーション等を行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰を支援します。
介護療養型医療施設 介	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための医療機関の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。
介護医療院 介	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための介護施設の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

(5) 地域密着型サービス

サービス名	概 要
夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 介	夜間の定期的な巡回、又は利用者からの連絡によって居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護サービスを行います。
認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	認知症のかたを対象に、専門的なケアを提供する通所介護サービスです。
小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりを組み合わせる多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同で生活をする住宅です。 ※要支援1のかたは利用できません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 介	「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、定員が29人以下の小規模な施設となります。 ※原則として要介護3以上のかた
地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 介	「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、定員が29人以下の小規模な施設となります。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 介	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排泄、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） <input type="checkbox"/> 介	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。
地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> 介	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

2 介護サービスの利用者負担

介護サービスを利用するとき、費用の1割から3割を利用者が負担する。
また、施設サービスの場合、食費や居住費、日常生活費も負担する。

(1) 在宅サービスの費用のめやす

在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	限度基準単位	支給限度額のめやす	利用者負担（月額）
要支援1	5,032単位	50,320円	支給限度額の範囲内で原則としてサービスにかかった費用の1割から3割を負担する。
要支援2	10,531単位	105,310円	
要介護1	16,765単位	167,650円	
要介護2	19,705単位	197,050円	
要介護3	27,048単位	270,480円	
要介護4	30,938単位	309,380円	
要介護5	36,217単位	362,170円	

※川口市内の事業者については、1単位の単価はサービスの種類により10円から10,42円までの幅あり

(2) 施設サービスの費用のめやす

施設サービス費の利用者負担

$$\boxed{\text{サービス費用の1割から3割}} + \boxed{\text{食費}} + \boxed{\text{居住費}} + \boxed{\text{日常生活費}}$$

短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費、通所介護と通所リハビリテーションの食費は全額利用者の負担。

食費	食材料費＋調理コストに相当する費用		
居住費	施設の利用代（減価償却費）＋光熱水費等に相当する費用		
日常生活費	理美容代や消耗品、教養娯楽費等の費用		
基準費用額 (1日あたり)	食費	1,445円	
	居住費	ユニット型個室	2,006円
		ユニット型個室的多床室	1,668円
		従来型個室	1,668円 ※1
	多床室	377円 ※2	

※1 介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の基準費用額は1,171円

※2 介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の多床室は855円

3 利用者負担額の軽減

(1) 居宅サービス等利用者負担額の補助

介護保険居宅サービス等を利用する所得の少ないかたに対し、利用者負担額の一部を補助する。

対象者	①高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税のかた ②世帯全員が住民税非課税のかたで、合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた ③世帯全員が住民税非課税のかたで、②に該当しないかた (ただし、生活保護受給者・保険料滞納者を除く)	
補助率	上記①のかた	利用者負担額の10分の7
	上記②、③のかた	利用者負担額の10分の3

(2) 特定入所者介護サービス費

所得の少ないかたが施設を利用することが困難とならないよう、所得に応じた負担限度額までを負担する。

負担限度額（日額）

利用者負担段階		食費の負担限度額		居住費等の負担限度額			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得＋年金収入額が、80万円以下のかた	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得＋年金収入額が、80万円超120万円以下のかた	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得＋年金収入額が、120万円超のかた	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の額

※第2・3段階の要件である年金収入額は、非課税年金を含む年金収入額

※各段階ごとに預貯金等が一定額を超える場合は対象外

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合（生活保護受給者を除く）

第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※第2号被保険者は各段階ともに預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は対象外

（3）高額介護サービス費

利用者負担額（月額）が世帯合算で一定の上限額を超えた場合、超えた分が払い戻される。

対象者		上限額（世帯合計）
現役並み所得者	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
	課税所得380万円（年収約770万円）以上～同690万円（同約1,160万円）未満	93,000円
市民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満		44,400円
世帯全員が住民税非課税のかた		24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下のかた ・高齢福祉年金の受給者 		15,000円

（4）高額医療合算介護サービス費

医療費と介護費の両方で支払った1年間の負担が一定の上限額を超えた場合、払い戻される。

（8月1日から翌年7月31日までの1年間分を合算する。）

所得（基礎控除後の総所得金額）	70歳未満のかた	70歳以上のかた、後期高齢者医療制度で医療を受けるかた		
901万円超	212万円	課税所得	690万円以上	212万円
600万円超901万円以下	141万円		380万円以上 690万円未満	141万円
210万円超600万円以下	67万円		145万円以上 380万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	
住民税世帯非課税	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	
		低所得者Ⅰ※	19万円	

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

第5節 要介護認定者の状況

1 要介護認定申請状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）（単位：件）

	新規	区分変更	更新	計
件数	7,763	2,247	13,848	23,858
構成比	32.5%	9.4%	58.1%	100.0%

- 2 介護認定審査会 任期 2年
要介護・要支援の審査判定
委員 24合議体 120人 開催回数 531回（令和4年度）

3 要介護度判定状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）（単位：件）

	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	再調査	特定疾病 非該当	計
件数	72	1,870	1,513	3,253	2,698	2,466	2,073	1,988	0	0	15,933
構成比	0.5%	11.7%	9.5%	20.4%	16.9%	15.5%	13.0%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%

4 要介護認定者内訳（令和5年3月末）（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	2,637	2,387	5,612	4,517	3,545	3,051	2,166	23,915
第2号被保険者	44	55	141	125	138	68	75	646
計	2,681	2,442	5,753	4,642	3,683	3,119	2,241	24,561
構成比	10.9%	10.0%	23.4%	18.9%	15.0%	12.7%	9.1%	100.0%

第6節 介護保険給付状況

1 居宅サービス受給者数（令和4年度月平均） ※地域密着型サービス受給者数を含む（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	779	1,085	5,461	4,683	3,000	2,048	1,331	18,387
第2号被保険者	17	34	126	124	119	56	61	537
計	796	1,119	5,587	4,807	3,119	2,104	1,392	18,924
構成比	4.2%	5.9%	29.5%	25.4%	16.5%	11.1%	7.4%	100.0%

2 施設サービス受給者数（令和4年度月平均）（単位：人）

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	計
第1号被保険者	2,321	834	18	86	3,259
第2号被保険者	33	21	0	3	57
計	2,354	855	18	89	3,316
構成比	71.0%	25.8%	0.5%	2.7%	100.0%

3 居宅サービス利用者負担額補助（令和4年度決算）

	補助率	件数	金額
第1段階	利用者負担額の10分の7	0件	0円
第2段階	利用者負担額の10分の3	80,149件	224,590,694円
第3段階			
計		80,149件	224,590,694円

4 介護（介護予防）サービス給付状況（令和4年度決算）

（上段件数、下段支給額 単位：千円）

種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
訪問通所サービス	11,369	15,908	99,169	105,542	77,690	60,375	48,632	418,685
	102,936	198,176	2,550,590	3,127,262	2,865,026	2,341,079	2,107,453	13,292,522
短期入所サービス	44	69	1,243	1,897	3,701	2,850	1,550	11,354
	1,106	3,089	66,187	127,538	439,919	358,989	206,350	1,203,178
特定施設入居者生活介護	866	728	4,332	4,434	3,460	4,078	3,107	21,005
	48,874	66,901	704,654	802,836	694,892	892,212	736,682	3,947,052
福祉用具購入費	139	144	422	365	297	188	77	1,632
	3,836	3,627	12,543	10,802	9,363	6,529	2,995	49,695
住宅改修費	229	220	396	277	178	82	38	1,420
	24,333	22,151	34,579	25,264	16,480	7,266	3,315	133,388
居宅介護（介護予防）支援	8,060	12,042	49,230	41,418	25,578	15,565	10,011	161,904
	38,353	56,558	683,965	575,008	437,069	263,901	171,425	2,226,279
地域密着型サービス	39	65	12,705	10,595	7,114	4,525	2,928	37,971
	1,758	10,699	797,204	1,022,171	1,055,630	842,314	640,422	4,370,198
介護老人福祉施設			289	1,126	7,792	10,605	8,617	28,429
			60,263	263,410	1,975,554	2,862,376	2,509,680	7,671,282
介護老人保健施設			940	1,892	2,814	3,170	1,915	10,731
			239,645	506,032	820,192	963,767	612,146	3,141,783
介護療養型医療施設			1	1	1	53	175	231
			37	108	276	15,953	57,873	74,248
介護医療院			1	0	32	320	739	1,092
			149	0	9,429	110,027	275,955	395,560
計	20,746	29,176	168,728	167,547	128,657	101,811	77,789	694,454
	221,197	361,201	5,149,818	6,460,432	8,323,830	8,664,413	7,324,295	36,505,185

5 高額介護（介護予防）サービス給付（令和4年度決算）

	生活保護受給者等	住民税世帯非課税	一般世帯	現役並み所得者	計
件数	16,035件	45,348件	5,860件	2,271件	69,514件
支給額	188,053千円	522,608千円	87,270千円	59,476千円	857,407千円

6 高額医療合算介護サービス給付（令和4年度決算）

件数	4,000件
支給額	133,394千円

7 特定入所者介護（介護予防）サービス給付（令和4年度決算）

（支給額 単位：千円）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
食費分	0	16	819	1,952	7,412	8,665	6,634	25,498
	0	31	9,635	24,638	112,209	139,237	115,908	401,659
居住費分	0	16	833	1,959	7,441	8,706	6,753	25,708
	0	40	6,950	23,220	131,170	151,200	115,973	428,553

※ 上記表の支給額は、各項目千円未満四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合がある。

第7節 川口市介護保険運営協議会

川口市介護保険運営協議会は、川口市介護保険運営協議会条例に基づき、市長の諮問機関として設けており、介護保険事業の運営に関する重要事項について審議を行っている。

委員は、介護保険の円滑・適正な運営を図るため、知識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者各代表により組織する。

1 委員の構成（令和5年度）

知識経験者	2人
保健・医療・福祉関係者	8人
被保険者代表	5人

2 協議会の開催状況（令和4年度実績）

年 月 日	会 議 等
令和4年5月9日	第1回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 令和4年度 川口市介護保険施設等の整備方針（案）について
令和4年7月22日	第2回川口市介護保険運営協議会 介護保険事業の運営に関する各種報告
令和4年11月18日	第3回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る調査について 議題 ② 介護保険サービス事業者の選定について

第8節 介護サービス事業者への支援事業

1 介護人材の育成に関する支援（令和4年度）

○介護保険事業者育成事業

・介護事業所相談支援

各事業所における、賃金改善や離職防止、加算取得などの困りごとに対し、社会保険労務士や中小企業診断士など専門家による無料相談を実施する。

実施事業所数	回数	事業費
5事業所	13回	507,000円

・介護職員資格取得等支援助成金

市内の事業所に勤務する介護従事者の介護福祉士受験手数料及び主任介護支援専門員新規・更新研修受講料を助成する。

資格種別	人数	助成額	
介護福祉士	20人	200,000円	
主任介護支援専門員	新規研修	4人	40,000円
	更新研修	6人	60,000円

・介護に関する入門的研修

介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施する。

日程	参加人数	委託料
12/7、9、14、16	24人	864,600円

2 介護サービス事業者への補助（令和4年度）

（1）運営に対する補助

○軽費老人ホーム運営助成事業

軽費老人ホームを運営する事業者に対して、入居者から徴収すべき費用の一部を減免した場合に費用の一部を補助する。

事業所名	サービス種別	補助金額
ベルハウス	軽費老人ホーム	軽費老人ホームサービス提供費補助金 20,578,304円

（2）整備に対する補助

○地域密着型サービス等整備助成事業

新たに地域密着型サービス事業所を整備する事業者に対して、基盤整備及び開設準備に要する費用の一部を補助する。

事業所名	サービス種別	補助金額
ケアーズ 定期巡回・随時 対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪 問介護看護	地域密着型サービス等整備費等補助金 13,699,000円
そよ風定期巡回 かわぐち	定期巡回・随時対応型訪 問介護看護	地域密着型サービス等整備費等補助金 14,000,000円 地域密着型サービス基盤整備補助金 1,500,000円
小規模多機能ホーム芝西	小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービス等整備費等補助金 41,153,000円 地域密着型サービス基盤整備補助金 5,000,000円

○地域介護・福祉空間整備推進事業

高齢者施設の防災・減災対策を目的として非常用自家発電設備を設置した事業者に対し、費用の一部を補助する。

事業所名	サービス種別	補助金額
総合ケアセンター リバー・イン	介護老人福祉施設	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 5,236,000円
特別養護老人ホーム 川口シニアセンター	介護老人福祉施設	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 6,660,000円

第5部 障害福祉



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 優秀賞 高見奏太

令和5年度 障害

		事業名	予算額(千円)
		相談・指導	相談支援事業
手当	障害者等福祉手当	610,343	
医療	重度心身障害者医療費助成	963,529	
	自立支援医療費給付	1,334,063	
	歯科健康診査事業(市)	4,453	
給付	補装具交付・修理費給付	84,139	
	日常生活用具給付	132,420	
	居宅改善整備費助成	240	
	自動車改造費助成	1,000	
	自動車運転免許取得費助成	960	
	重度心身障害者福祉タクシー利用料助成(市)	53,729	
	重度心身障害者福祉ガソリン利用料助成(市)	24,377	
サービス	訪問入浴サービス事業	14,052	
	紙おむつ支給事業	2,937	
	広報紙等点字訳・録音事業	1,299	
	リフト付自動車貸出事業	1,500	
	障害児(者)生活サポート事業	10,492	
	手話通訳者設置事業	2,546	
	障害者就労支援事業	9,000	
	緊急通報システム事業(市)	706	
	成年後見制度利用支援事業	5,849	
	手話通訳者派遣事業	26,616	
	移動支援事業	133,543	
	日中一時支援事業	9,063	
	施設	しらゆりの家管理運営事業(市)	77,000
生活介護きじばと管理運営事業(市)		2,261	
就労継続支援きじばと管理運営事業(市)		1,559	
社会福祉センター管理運営事業(市)		46,040	
生活ホーム事業		1,796	
地域活動支援センター事業		104,000	
障害者自立支援事業	介護給付	5,262,065	
	訓練等給付	3,322,870	
障害児通所支援事業	障害児通所給付	3,342,179	
行事	障害者週間推進事業(市)	900	
心身障害福祉センターわかゆり学園		968,304	

障害福祉施策

福祉事業予算の概要

(注) ㊦は市単独事業

事業内容
在宅障害者に対する相談や支援、情報提供等総合的に実施
在宅重度障害者に対して、国または市の制度による手当を支給
重度心身障害者に対して、医療費の自己負担額を助成
障害の除去または軽減を目的とした医療費を給付
障害者総合支援法に基づく事業所に通所しているかたに対し、歯科検診等を行うもの
身体の障害を補うための補装具の交付及び修理費の給付
在宅障害者の日常生活を円滑にするための各種用具を給付、貸与
重度身体障害者の居宅を改善整備する場合の費用を一部助成
身体障害者が使用する自動車を改造する場合の費用を一部助成
障害者が自動車運転免許を取得する場合の費用を一部助成
重度心身障害者がタクシーを利用する場合の利用料を一部助成
重度心身障害者が自家用車を利用する際のガソリン料金を一部助成
在宅重度身体障害者の家庭に巡回入浴車が訪問
在宅で常時おむつを使用している障害者に紙おむつを支給
視覚障害者に対して点字訳や録音版の広報紙等を発行
在宅重度身体障害者が車いすで利用できるリフト付自動車を貸出
各種介護サービスの提供によって在宅障害者の地域生活を支援。一時預かり、外出時の介助等
聴覚障害者に行政サービスの伝達等のため庁舎内に手話通訳者を配置
障害者の一般就労の機会の拡大を図り生活の支援を行うもの
単身の重度身体障害者が災害時等受信センターに連絡できる通報装置を貸与し、緊急時消防局指令課に連絡
判断能力の不十分な知的障害者等を対象として、市が家庭裁判所に成年後見審判の申立てを行うもの
聴覚障害者等の外出時等に手話通訳者を派遣
移動が困難な障害者等について、外出時の支援を行うもの
介助を必要とする障害者等の日中の居場所を確保し、家族の一時的な休息を図るもの
市立の障害者短期入所施設で指定管理者が管理、運営を行うもの
市立の生活介護事業所で、指定管理者が管理、運営を行うもの
市立の就労継続支援B型事業所で、指定管理者が管理、運営を行うもの
市立の地域活動支援センターで、指定管理者が管理、運営を行うもの
生活ホーム運営費等の助成
障害者等に対し、創作的活動又は生産活動の提供、及び社会との交流の促進等を図るもの
居宅介護・重度訪問介護・療養介護・生活介護等の自立支援給付
就労移行・就労継続・共同生活援助等の自立支援給付
放課後等デイサービスなどの障害児通所サービスの給付
「障害者週間」(12月3日から9日)を記念して各種啓発事業を実施
児童発達支援センター、児童発達支援事業所、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センターの6施設からなる多機能型事業所

第1章 障害福祉

第1節 障害者手帳登録状況

1 身体障害者手帳

身体障害者手帳交付登録者には各種援護施策を実施しています。

身体障害者登録状況（人）

（各年度3月31日現在）

年 度	30	元	2	3	4
視 覚 障 害	1,165	1,173	1,178	1,177	1,177
聴覚・平衡機能障害	1,196	1,243	1,277	1,300	1,312
音声・言語・そしゃく機能障害	205	207	215	221	218
肢体不自由障害	8,592	8,601	8,462	8,363	8,010
内 部 障 害	6,217	6,478	6,655	6,822	6,726
心臓機能障害	2,676	2,765	2,801	2,825	2,788
じん臓機能障害	1,995	2,059	2,118	2,161	2,121
呼吸器機能障害	251	256	258	260	254
ぼうこう・直腸機能障害	1,068	1,153	1,231	1,322	1,291
小腸機能障害	19	18	16	17	16
その他内部障害	208	227	231	237	256
合 計	17,375	17,702	17,787	17,883	17,443

2 療育手帳

知的障害者に対する療育手帳交付登録者には各種援護施策を実施しています。

知的障害者登録状況（人）

（各年度3月31日現在）

年 度	30	元	2	3	4
㊤ 最重度 IQ 20以下	721	733	715	740	756
A 重 度 IQ 21~35	800	810	815	837	853
B 中 度 IQ 36~50	1,109	1,153	1,160	1,191	1,237
C 軽 度 IQ 51~70	1,157	1,235	1,295	1,328	1,425
合 計	3,787	3,931	3,985	4,096	4,271

※IQ=MA（精神年齢）/CA（暦年齢）×100

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳登録者には各種援護施策を実施しています。

精神保健福祉手帳登録状況（人）

（各年度3月31日現在）

級	30	元	2	3	4
1	393	417	422	417	446
2	2,542	2,763	2,899	3,131	3,412
3	1,289	1,432	1,528	1,643	1,857
計	4,224	4,612	4,849	5,191	5,715

第2節 相談・指導

1 相談支援事業

障害者、障害者の家族、障害者の介護をするかたなどからの相談に応じ、必要な情報の提供が権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的に以下の施設において実施しています。

(令和5年4月1日現在)

1	川口市障害者相談支援センター「わかゆり」
2	川口市障害者相談支援センター「きらり」
3	川口市障害者相談支援センター「グリーンハウス」
4	川口市障害者相談支援センター「みぬま」
5	川口市障害者相談支援センター「社協」
6	川口市障害者相談支援センター「いまむら」
7	川口市障害者相談支援センター「めだか」
8	川口市障害者相談支援センター「ひふみ」
9	川口市障害者相談支援センター「ひなぎく」
10	川口市障害者相談支援センター「ほっと」

2 相談員

市長から委嘱された身体障害者相談員13人、知的障害者相談員10人が障害者及びその家族などからの日常的な相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。

第3節 手当・年金

1 福祉手当

在宅の重度心身障害者に対し、障害によって生ずる特別な負担の一助として昭和45年4月1日から手当を支給しており、国の制度については昭和61年4月1日から現行の福祉手当に再編成されました。

(1) 対象者

(令和5年度)

区分	対象者	手当月額
国の手当	特別障害者手当 1. 20歳以上であって、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表2に定める障害を重複しているかた 2. 上記と同程度以上と認められるかた	27,300円 (～R5.3) 27,980円 (R5.4～)
	障害児福祉手当 1. 20歳未満であって、身体障害者手帳1級及び2級の一部のかた、または療育手帳(A)のかた 2. 上記と同程度以上と認められるかた	14,850円 (～R5.3) 15,220円 (R5.4～)
	経過的措置による福祉手当 20歳以上であって、制度改正前に福祉手当を受給しており、改正後特別障害者手当も障害基礎年金も受けられないかた	14,850円 (～R5.3) 15,220円 (R5.4～)
市の手当	1. 身体障害者手帳1級、2級のかた 2. 療育手帳(A) Aのかた 3. 精神障害者保健福祉手帳1級のかた 4. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bのかた 5. 身体障害者手帳3級かつ精神障害者保健福祉手帳2級のかた 6. 療育手帳Bかつ精神障害者保健福祉手帳2級のかた 7. 特別児童扶養手当等に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるかた 8. 超重症心身障害児と認められるかた(※)	5,000円
	1. 療育手帳Bのかた 2. 精神障害者保健福祉手帳2級のかた 3. 1. 2と同程度と認められるかた	3,000円

※超重症心身障害児と認められるかたへの支給は平成22年1月から実施

(2) 支給状況

年度	国の手当		市の手当	
	支給延べ人数	支給額(円)	支給延べ人数	支給額(円)
30	5,860	126,574,790	102,129	443,801,000
元	5,795	125,897,280	104,247	450,347,000
2	5,831	127,378,230	106,018	455,356,000
3	5,916	131,497,500	107,393	458,487,000
4	6,087	135,369,960	109,222	462,508,000

2 特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭において養育しているかたに対して、その負担を軽減するために国から手当を支給しています。

区分	対象者	手当月額 (令和5年度)	対象者数 (令和5年3月 31日現在)
1 級	1. 身体障害者手帳 1 級、2 級の児童を養育しているかた 2. 療育手帳 A 、A の児童を養育しているかた 3. 上記と同程度以上と認められる児童を養育しているかた	53,700円	363人
2 級	1. 身体障害者手帳 3 級、4 級の一部の児童を養育しているかた 2. 療育手帳 B のうち概ね I Q 50 以下の児童を養育しているかた 3. 上記と同程度以上と認められる児童を養育しているかた	35,760円	434人

3 心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者が一定期間掛金を拠出することによって、保護者が死亡又は障害となったとき、残された障害者の生活の安定を図るため県から終身年金を支給しています。

(1) 対象者

知的障害者、身体障害者 1 級、2 級、3 級又はこれと同程度の障害者の保護者で 65 歳未満のかた。

(2) 年金額

加入者が死亡又は障害となった月から 1 口の加入につき月額 20,000 円を支給します。
(2 口を限度)

(3) 加入及び支給状況

年 度		知的障害者	身体障害者	心身障害者	精神障害者	その 他	計
30	加入人数	64	22	3	11	1	101
	支給人数	61	29	0	3	2	95
元	加入人数	63	22	2	11	1	99
	支給人数	63	30	0	3	2	98
2	加入人数	60	20	2	10	1	93
	支給人数	62	29	0	3	2	96
3	加入人数	59	22	1	11	0	93
	支給人数	62	29	0	3	2	96
4	加入人数	60	18	1	9	0	88
	支給人数	62	29	0	3	2	96

第4節 医 療

1 重度心身障害者医療費助成

重度の心身障害者が疾病等によって医療費を支払う場合、その医療費の一部を助成し、障害者やその家庭の経済的、精神的負担の軽減を図るため昭和48年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

次に該当する障害者手帳を65歳未満で交付されたかた。

①身体障害者手帳1級、2級、3級

②療育手帳(A)、A、B

③精神障害者保健福祉手帳1級

※精神病床への入院費用は除きます。ただし、65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されている場合は精神病床への入院費用も対象となります。

④身体障害者手帳4級の音声・言語機能障害又は下肢機能障害1、3、4号（65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた）

⑤精神障害者保健福祉手帳2級（65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた）

(2) 支給方法

①現物給付：1ヶ月の自己負担が21,000円未満の場合、保険診療の自己負担分が無料になります。（平成19年4月より、川口市内の内科・歯科・調剤を対象。令和4年10月より、埼玉県内を対象）

②償還払い：毎月5日までの申請で、その月末に口座振替払いにより支給します。

(3) 所得制限（平成31年1月より導入）

本人（未成年者を含む）の所得が次表の所得制限基準額を超えるときは、次の9月まで支給停止となります。

扶養親族人数	0人	1人	2人以上1人増すごと
所得制限基準額	3,604,000円	3,984,000円	380,000円加算

①所得とは、諸控除後の額で、障害年金は所得に含みません。

②当該扶養親族が同一生計配偶者（70歳以上）又は老人扶養親族（70歳以上）の場合は、1人につき10万円、特定扶養親族（19歳以上23歳未満）又は控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は、1人につき25万円がさらに加算されます。

③毎年、所得審査を行い、毎年10月から翌年9月までの受給者証を交付します。

④所得制限基準額は、制度改正により変更されることがあります。

(4) 登録状況

年 度	30	元	2	3	4
身体障害者	7,542人	7,283人	6,955人	6,667人	6,415人
知的障害者	2,004人	2,036人	1,912人	1,951人	2,017人
精神障害者	131人	156人	335人	339人	341人
合 計	9,677人	9,475人	9,202人	8,957人	8,773人

(5) 支給状況

年 度	30	元	2	3	4
件 数	267,016	260,805	234,856	231,773	229,018
助 成 額(円)	1,182,556,043	1,153,373,187	1,057,040,831	1,025,830,787	979,467,524

2 更生医療給付

一般医療（いわゆる治療医学）により、すでに治癒した身体障害者に対して、その日常生活能力や職業能力を回復もしくは更生させることを目的として医療費の給付を実施しています。

年 度	30	元	2	3	4
実 人 数	590	694	764	855	929
給 付 件 数	7,633	8,828	9,641	10,982	12,050
支 給 額(円)	1,006,256,838	1,067,064,216	1,065,747,339	1,101,384,987	1,158,468,138

3 育成医療給付

障害児で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるかたに対して必要な医療費の給付を実施しています。

年 度	30	元	2	3	4
実 人 数	162	129	111	103	96
給 付 件 数	560	461	373	338	297
支 給 額(円)	14,937,990	11,262,902	8,717,006	8,775,749	8,026,826

第5節 給 付

1 補装具

身体の障害を補い、日常生活や職場での作業能力等向上のため、補装具の交付及び修理費を助成しています。

障害者総合支援法に基づく補装具交付修理状況

年 度	交 付		修 理		合 計	
	件 数	支 給 額 (円)	件 数	支 給 額 (円)	件 数	支 給 額 (円)
30	500	70,276,534	316	18,408,843	816	88,685,377
元	451	64,140,469	295	17,263,090	746	81,403,559
2	436	68,042,499	313	19,524,287	749	87,566,786
3	439	60,586,451	321	21,922,812	749	82,509,263
4	449	66,045,111	291	21,130,452	740	87,175,563

2 日常生活用具

在宅の重度障害者に対し、日常生活をより円滑にするため日常生活用具の給付を実施しています。

障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付状況

年 度	件 数	支 給 額 (円)
30	11,294	117,467,183
元	11,341	114,352,114
2	11,855	120,160,692
3	12,328	124,456,120
4	12,163	122,906,186

3 居宅改善費助成

重度身体障害者の居宅における玄関、浴室、便所等の環境改善整備を行う場合、その費用の一部を助成するもので、昭和47年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

身体障害者手帳1級若しくは2級の下肢、体幹機能障害者。

(2) 助成状況

年 度	1件当たり限度額(円)	件 数	助 成 額(円)
30	240,000	0	0
元	240,000	0	0
2	240,000	0	0
3	240,000	1	240,000
4	240,000	1	240,000

4 自動車改造費助成

障害者が就労等のために自らが所有し運転する自動車のアクセル、ブレーキ等を改造する場合、その費用の一部を助成するもので、昭和55年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けたかたで、運転免許証に改造を必要とする旨の条件が付記されており、前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えないかた。

(2) 助成状況

年 度	1 件当たり限度額(円)	件 数	助 成 額(円)
30	100,000	9	900,000
元	100,000	11	1,033,700
2	100,000	7	700,000
3	100,000	13	1,272,800
4	100,000	4	387,400

5 自動車運転免許取得費助成

障害者が就職等のため第1種普通自動車運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成するもので、昭和54年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたかたで、道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有し、前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えないかた。

(2) 助成状況

年 度	1 件当たり限度額(円)	件 数	助 成 額(円)
30	120,000	5	600,000
元	120,000	4	480,000
2	120,000	6	720,000
3	120,000	6	720,000
4	120,000	12	1,440,000

6 重度心身障害者福祉タクシー利用料助成

在宅の重度心身障害者が福祉タクシーを利用する場合、タクシー券を交付(一人当たり月3枚)することによって、その利用料の一部となる基本料金分を助成するもので、平成元年4月1日から実施しています。(令和元年度までは、月2枚)

(1) 対象者

身体障害者手帳1級、2級、療育手帳[㊤]、A又は精神障害者保健福祉手帳1級の障害に該当する重度心身障害者で、ガソリン券の交付を受けていないかた。

(2) 助成状況

年 度	交 付 者 数	使 用 枚 数	助 成 額(円)
30	6,239	67,453	55,839,300
元	6,285	64,693	53,724,580
2	6,202	65,804	39,483,600
3	5,935	66,801	40,083,000
4	5,190	59,029	37,860,640

7 重度心身障害者福祉ガソリン利用料助成

在宅の重度心身障害者が日常生活の用に供する自家用車を運行する場合、ガソリン券を交付(1人当たり月1枚)することによって、その利用料の一部(1枚当たり600円)を助成するもので、平成20年4月1日から実施しています。
(平成29年度までは、500円)

(1) 対象者

身体障害者手帳1級、2級、療育手帳[㊤]、A又は精神障害者保健福祉手帳1級の障害に該当する重度心身障害者で、タクシー券の交付を受けていないかた。

(2) 助成状況

年 度	交 付 者 数	使 用 枚 数	助 成 額(円)
30	2,822	27,073	16,243,800
元	2,877	27,211	16,326,600
2	2,928	27,533	16,519,800
3	2,981	28,821	17,292,600
4	2,775	28,518	17,110,800

第6節 サービス

1 入浴サービス

家庭において入浴が困難な重度身体障害者に対し、給湯設備のある車が家庭を訪問のうえ、必要な機器を搬入して行う巡回入浴サービスを平成元年4月1日から実施しています。

年 度	利用実人数	利用延べ回数	助成額(円)
30	28	1,268	12,680,000
元	27	1,205	12,050,000
2	25	1,244	12,440,000
3	25	1,233	13,994,550
4	24	991	11,247,850

2 紙おむつ支給

在宅で常時おむつを使用している障害者に対し、紙おむつを支給するもので、平成9年4月1日から実施しています。

年 度	30	元	2	3	4
利用延べ人数	1,367	1,332	1,308	1,274	1,193
助成額(円)	2,623,643	2,579,138	2,567,987	2,522,140	2,414,691

3 広報紙等点字訳・録音発行

視覚障害者に対し、広報紙等の点字訳、録音版を発行するもので、平成10年6月1日から実施しています。

年 度	30	元	2	3	4
点字訳発行数	211部	204部	205部	195部	197部
録音版発行数	755組	792組	657組	751組	627組

4 リフト付自動車貸出

在宅の重度身体障害者に対し、車いすで利用できるリフト付自動車を貸出するもので、平成10年6月1日から実施しています。

年 度	30	元	2	3	4
利用登録者数	19	13	17	21	20
利用延べ回数	20	11	7	24	26
利用延べ時間	340	215	83	668	379

5 障害児(者)生活サポート

在宅心身障害児(者)の地域の生活支援のため、民間登録団体において一時預かりや送迎、外出援助等のサービスを行うもので、平成11年10月1日から実施しています。

年 度	30	元	2	3	4
登録団体数	14	13	13	13	13
利用登録者数	174	193	195	186	193
利用延べ時間	5,330.5	5,566.0	4,563.0	5,529.5	5,658.5

6 生活ホーム

自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情等によってそれができない障害者を対象に、生活ホームの利用によって社会的自立の助長を図っている団体等に対し、運営費の一部を助成しています。

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地	入所者数	実施主体
かえでホーム	さいたま市	1	社会福祉法人鴻沼福祉会
生活ホーム上尾	上尾市	1	すみれ福祉会
計		2	

第7節 障害者自立支援事業

1 自立支援給付事業

(1) 介護給付費

(令和4年度)

サービス種別	利用事業所数(カ所)	利用人数(人)	支給額(円)
居宅介護	117	1,084	930,273,493
重度訪問介護	27	49	375,294,662
行動援護	23	134	151,470,298
同行援護	42	170	77,812,492
短期入所	46	344	129,285,880
生活介護	167	994	2,674,207,673
施設入所支援	96	345	613,066,872
療養介護	17	50	156,075,346
特定障害者特別給付費	94	330	36,599,418
計	629	3,500	5,144,086,134

上記内訳は埼玉県国民健康保険団体連合会からの請求実績に基づき作成しています。
(現年度・過年度分の差額調整を含む。)

(2) 訓練等給付費

(令和4年度)

サービス種別	利用事業所数(カ所)	利用人数(人)	支給額(円)
共同生活援助(グループホーム)	174	561	1,156,375,432
機能訓練	4	18	10,858,813
生活訓練	20	47	50,677,394
宿泊型自立訓練	2	2	3,629,173
就労移行支援	74	303	413,259,583
就労移行支援(養成施設)	1	2	9,687
就労継続支援(A型)	48	254	377,453,888
就労継続支援(B型)	137	1,026	1,121,796,668
就労定着支援	38	103	22,974,949
特定障害者特別給付費	171	543	54,013,309
計	669	2,859	3,211,048,896

第8節 行 事

1 「彩の国ふれあいピック」春季大会

障害者スポーツ大会の実施を通じて、障害者の体力の維持・増進を図るとともに、社会参加を促進し、障害者に対する理解の促進を図るため実施しています。埼玉県が主催で令和4年4月24日（日）から5月22日（日）、熊谷スポーツ文化公園陸上競技場・埼玉県障害者交流センター他で実施され、川口市から17名が参加しました。

2 「彩の国ふれあいピック」秋季大会

埼玉県が主催で令和4年9月18日（日）、熊谷スポーツ文化公園陸上競技場で実施され、川口市から4名が参加しました。

3 川口市障害者週間記念事業

障害者基本法に定められた12月3日から9日の「障害者週間」を記念し、市民の障害者に対する理解と認識を高め、同時に障害者の「完全参加と平等」の実現を目指して記念事業を開催しました。

- (1) 実施主体 川口市障害者週間推進委員会
- (2) 後援 川口市、川口市障害者団体連絡協議会、川口市婦人団体連絡協議会
- (3) 日程 令和4年11月19日（土）
- (4) 場所 キュポ・ラ広場
- (5) 事業内容 障害者作品展及びバザー・パネル展示・福祉相談コーナー
- (6) 場所 キュポ・ラ広場
- (7) 事業内容 障害者作品展及びバザー・パネル展示・福祉相談コーナー

第9節 住みよいまちづくり

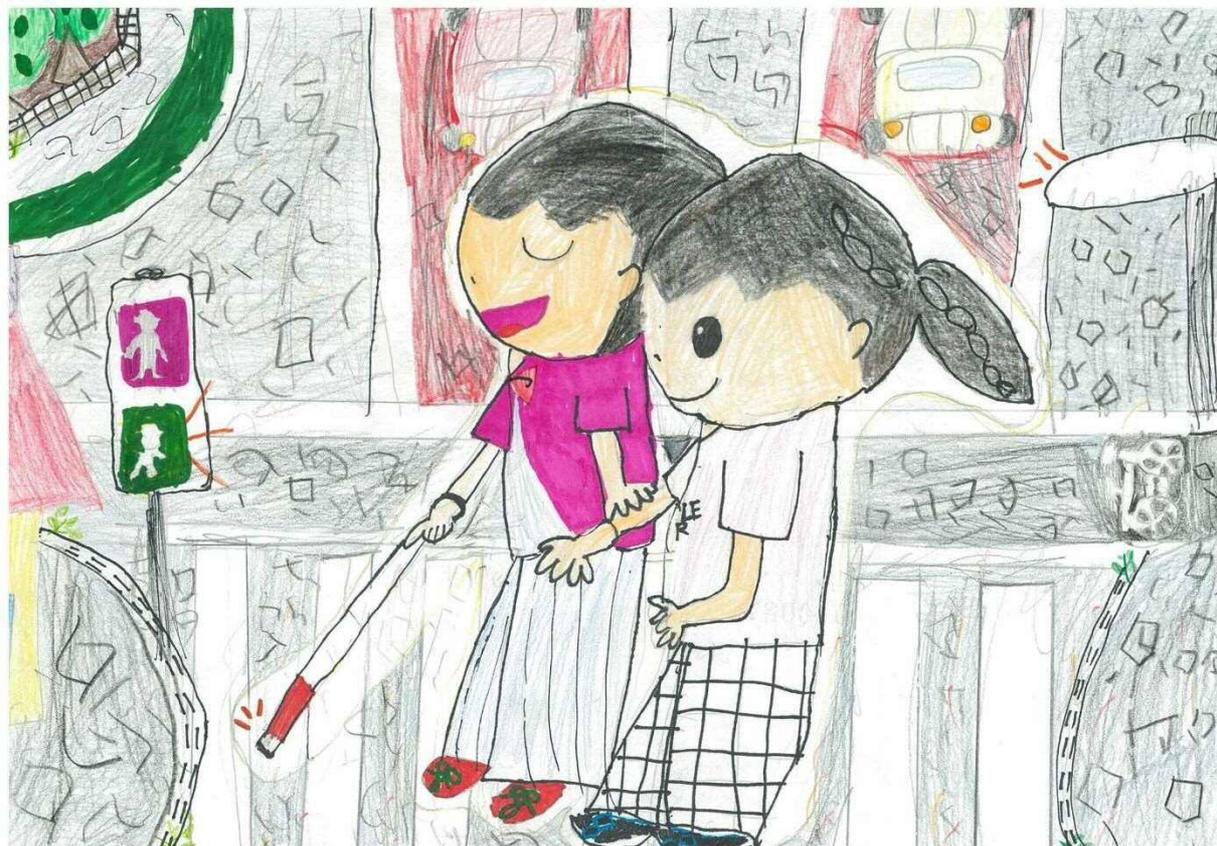
1 公共施設改修整備

障害者の社会参加促進のため、主要公共施設の出入口やトイレ等の改修整備を実施しています。

建物出入口		主たる出入口に段差がありません	
		出入口にスロープがあります	
		主たる出入口が自動ドア	
		主たる出入口に誘導チャイムがあります	
エレベーター		一般用エレベーター	一般のエレベーターがあります
		車イス対応エレベーター	車イス対応のエレベーターがあります
エスカレーター		一般用エスカレーター	一般のエスカレーターがあります
		車イス対応エスカレーター	車イス対応のエスカレーターがあります
母子用設備		乳幼児用ベッド	乳幼児用のベッドがあります
		授乳場所	授乳場所があります
		オムツ交換台	オムツ交換台があります
		乳幼児用イス	乳幼児を一時的に座らせておく乳幼児用イスがあります
駐車場		一般用駐車場	一般の駐車場があります
		障害者用駐車場	障害者用の駐車場があります
		おもいやり駐車場	おもいやり駐車場があります
点字情報		点字ブロック	出入り口付近に点字ブロックがあります
		点字案内表示	点字による案内板があります
		音声案内	音声案内設備があります
		点字メニュー	点字メニューがあります
だれでもトイレ 又は車椅子対応 トイレ		車イス対応トイレ	車イス対応トイレがあります
		オストメイト対応トイレ	オストメイト設備を備えています
		乳幼児用イス	乳幼児を一時的に座らせておく乳幼児用イスがあります
		オムツ交換台	オムツ交換台があります
		乳幼児用ベッド	乳幼児用のベッドがあります
		成人も使用できる大型ベッド	成人も使用できる大型のベッドがあります
その他		緊急時警報設備	緊急を知らせる呼び出しボタン(ランプ、ブザー等)があります
		電光掲示板	電光掲示板があります
		手話のできる職員	手話対応できる職員がいます
		補助犬を歓迎	補助犬を歓迎
		車イスの貸出し	車イスを貸出ししています
		車イス用公衆電話	車イス対応の公衆電話があります

第2章

心身障害福祉センター わかゆり学園



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 佳作 大槻夕夏

第2章 心身障害福祉センターわかゆり学園

第1節 心身障害福祉センターわかゆり学園

当園は昭和42年に知的障害児通園施設としてスタートしました。

現在は児童発達支援センター、児童発達支援事業所のほか、障害者総合支援法による就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護の3つの事業と、地域活動支援センターを合わせ6つの通所事業を行っています。

施設の種別	定員等	設立年月日	建設面積	敷地面積	所在地
児童発達支援センター	40人	S42.4.1 (H24.4.1)	1,286.40㎡	15,211.09㎡	赤井1227
児童発達支援事業所	30人	S47.5.9 (H24.4.1)	422.62㎡		
生活介護事業所	185人	S58.4.1 (H23.4.1)	3,956.85㎡		
就労移行支援事業所	6人	S46.12.10 (H23.4.1)	724.34㎡		
就労継続支援B型事業所	44人				
地域活動支援センター	20人	S58.4.1 (H25.4.1)	585.66㎡		

* 設立年月日の（ ）内は移行年月日を記載しております。

1 就労移行支援事業所・就労継続支援B型事業所及び生活介護事業所

(1) 事業所概要

就労移行支援事業所

一般就労等への移行に向けて、園内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや職場定着のための支援を行います。通所利用期間は24カ月以内です。

就労継続支援B型事業所

就労や生産活動の機会を提供し（雇用契約はありません）、生産活動における事業収入から相当する工賃を支払います。

生活介護事業所

ご本人の意向や心身の状況を踏まえ、第1、第2、第3生活介護施設及び草木の家において、各施設の作業班、グループに所属し、生産活動や創作活動を行います。

(2) 在園者の状況（令和5年4月1日現在）

就労移行支援事業所

程 度	最重度	重 度	中 度	軽 度	計
男	0人	0人	0人	0人	0人
女	0人	0人	0人	1人	1人
計	0人	0人	0人	1人	1人

年 齢	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	計
男	0人	0人	0人						
女	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
計	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人

就労継続支援B型事業所

程 度	最重度	重 度	中 度	軽 度	計
男	2人	7人	5人	0人	14人
女	2人	8人	9人	0人	19人
計	4人	15人	14人	0人	33人

年 齢	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	計
男	0人	0人	1人	0人	0人	1人	4人	8人	14人
女	0人	0人	1人	0人	0人	3人	2人	13人	19人
計	0人	0人	2人	0人	0人	4人	6人	21人	33人

生活介護事業所

程 度	最重度	重 度	中 度	軽 度	計
男	59人	20人	2人	0人	81人
女	27人	11人	1人	0人	39人
計	86人	31人	3人	0人	120人

年 齢	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	計
男	2人	6人	8人	14人	7人	12人	14人	18人	81人
女	0人	4人	5人	7人	2人	3人	11人	7人	39人
計	2人	10人	13人	21人	9人	15人	25人	25人	120人

(3) 作業内容

就労移行支援事業所

就労移行支援	刊行物等の発送準備作業・縫製手芸品の生産
	その他会社見学等を行い、就労意欲の向上を図る

就労継続支援B型事業所

就労継続支援	刊行物の折込み・帯封・封筒入れ・発送準備作業・灯油缶等のバリ取り作業
	袋物等縫製品の生産・販売

生活介護事業所

皮革工芸班	メガネスタンド・ネームホルダー等皮革工芸製品の製作・販売
縫製班	巾着・アームカバー等縫製手芸品の製作・販売
スリッパ班	家庭用スリッパの製作・販売
外作業班	椎茸の生産・販売
さくら班	デコクリップ・レジンのキーホルダー・組紐のブレスレット等の製作・販売
1班	さをりの製作・販売
2班	カッティングボード・コースター等木工製品の製作・販売
3班	さをりの製作・販売
草木の家	草木染めのハンカチ・バンダナ・くすみボタン・ポストカード等の製作・販売

2 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

(1) 特色及び支援内容

児童発達支援センター

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる歩行を獲得している満3歳以上の未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応、その他の必要な支援を行っています。

児童発達支援事業所

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる低年齢児から歩行獲得前の幼児に対して、日常生活における基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応、その他の必要な支援を行っています。

(2) 在園児の状況（令和5年4月1日現在）

児童発達支援センター

年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
男	0人	0人	3人	13人	14人	0人	30人
女	0人	0人	2人	1人	1人	0人	4人
計	0人	0人	5人	14人	15人	0人	34人

主な診断	人数
知的障害	11人
発達障害	5人
身体障害	0人
難病	3人
不明	15人
計	34人

児童発達支援事業所

年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	0人	6人	1人	4人	1人	12人
女	0人	5人	1人	1人	0人	7人
計	0人	11人	2人	5人	1人	19人

主な診断	人数
知的障害	0人
発達障害	0人
身体障害	2人
難病	8人
不明	9人
計	19人

3 地域活動支援センター

(1) 概要

- ・陶芸・組紐・書道の創作実技講習会や機能訓練等を行います。
- ・社会適応訓練事業、パソコン講習会、福祉関係団体への会場の提供を行います。

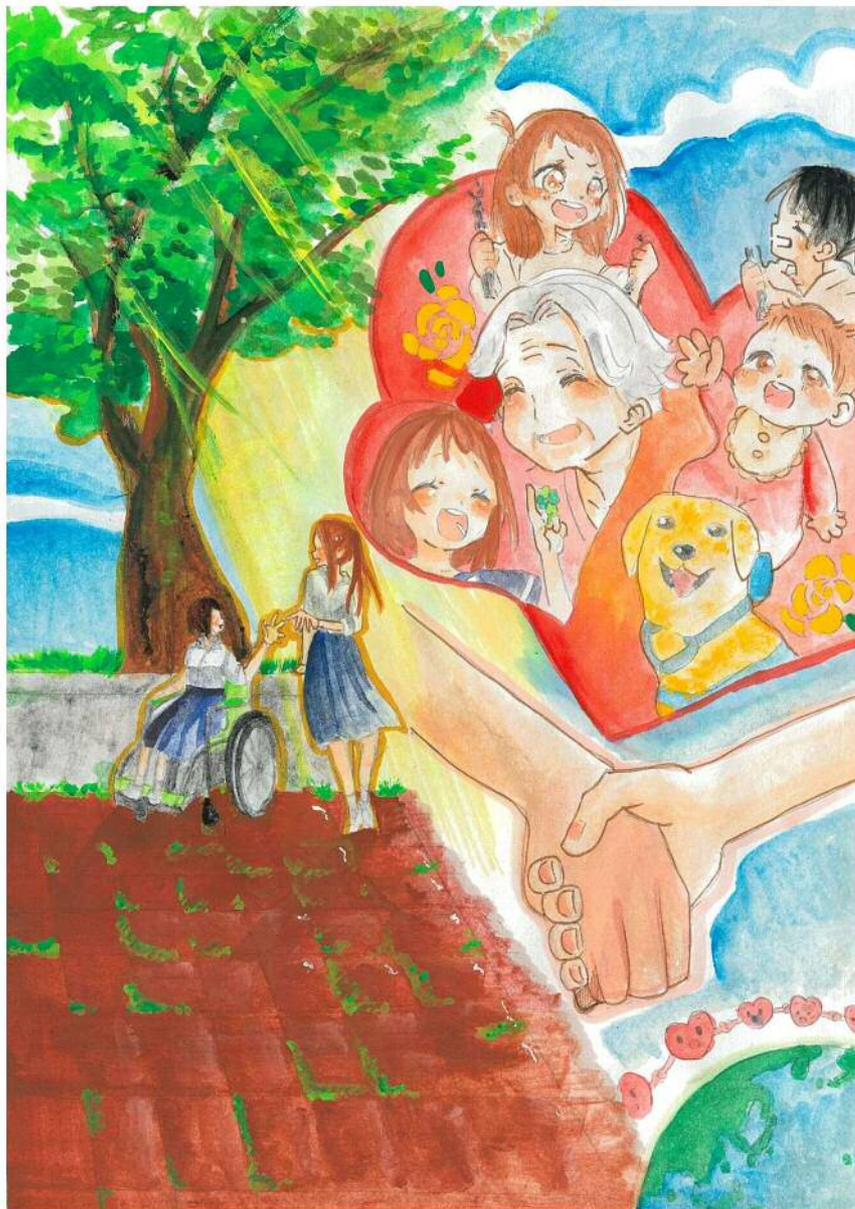
(2) 事業及び利用状況

事業	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
日常生活訓練	44回	249人	19回	77人	44回	200人	41回	206人
社会適応訓練	85回	433人	60回	218人	94回	325人	85回	259人
創作	209回	802人	118回	373人	207回	637人	218回	557人
その他	116回	599人	21回	151人	20回	62人	36回	79人
合計	454回	2,083人	218回	819人	365回	1,224人	380回	1,101人

(3) 利用者内訳

対象	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害者	366人	149人	288人	293人
聴覚障害者	56人	29人	0人	0人
肢体不自由者	1,011人	411人	606人	493人
その他の機能障害者	507人	218人	330人	315人
ボランティア	143人	12人	0人	0人
合計	2,083人	819人	1,224人	1,101人

第6部 児童福祉



「福祉の日デザイン画」 中学生・一般の部 優秀賞 槇山友萌

令和5年度児童

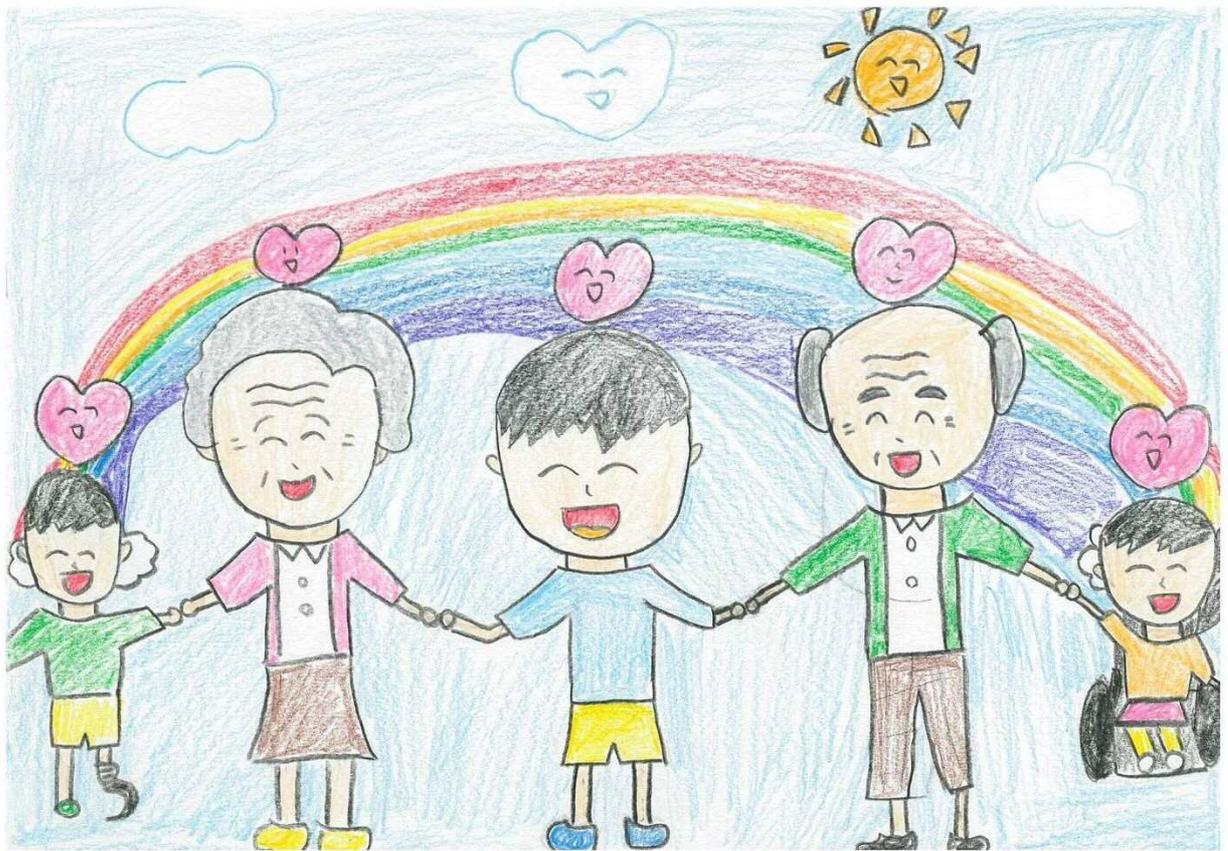
		事業名	予算額(千円)
児童福祉施策	保 育 所	保育所運営	17,025,416
		家庭保育室事業	7,147
		認可外保育施設事業	1,613
		子育て支援センター事業 (市)	6,070
	私 立 幼 稚 園	私立幼稚園支援事業	2,268,500
	児 童 健 全 育 成	児童センター	99,056
		アドベンチャープレイ事業 (市)	15,708
		おやこの遊びひろば事業	42,281
		子育てサポートプラザ事業	63,907
		ファミリー・サポート・センター事業	25,184
		鳩ヶ谷こども館事業	16,004
		子育て支援センター事業	10,034
緊急サポートセンター事業		3,250	
赤ちゃんにっこり応援事業		79,552	
病児・病後児保育事業		60,260	
訪問型病児・病後児保育利用助成制度 (市)	1,214		
児 童 手 当 制 度	児童手当支給事業	8,780,319	
子 ども 医 療 費	子ども医療費支給事業	2,094,192	
児 童 保 護	家庭児童相談事業	44,211	
	要保護児童対策地域協議会事業	1,640	
	子どものショートステイ事業	479	
	子どものトワイライトステイ事業	176	
	乳児家庭全戸訪問事業	1,935	
	ヤングケアラー支援事業	108,393	
	発達相談支援事業	50,236	
助 産 制 度	入院助産事業	14,280	
子 ども の 貧 困 対 策	子どもの生活・学習支援事業	89,755	
青 少 年 健 全 育 成	青少年センター (市)	6,064	
	野外活動施設 (市)	796	
	青少年体験活動事業 (市)	2,370	
	親子ふれあい事業 (市)	2,865	
	明るい街づくり推進事業 (市)	1,591	
	青少年団体活動支援事業 (市)	10,619	
い じ め 防 止	いじめ防止推進事業 (市)	2,497	
ひとり親家庭福祉施策	ひとり親家庭等医療費支給事業	227,121	
	母子生活支援施設入所委託事業	24,243	
	児童扶養手当支給事業	1,621,499	
	ひとり親家庭自立支援給付金事業	36,669	
	ひとり親家庭相談事業	9,668	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金 (市)	2,763	
	母子等緊急一時保護事業 (市)	1,900	

福祉事業予算の概要

(注) ㊦ は単独事業

事業内容
保育所等の運営に係る費用
家庭保育室の運営に係る費用
認可外保育施設に対する集団指導研修の実施や保育室（企業または病院内に設置され、国の企業主導型保育事業該当施設を除く）に対する運営経費の一部補助
公設公営保育所3カ所において、子育て親子の交流促進、育児相談、講習など子育て支援を行う事業
私立幼稚園37カ所及び保護者に対する補助
児童センター3カ所（南平・芝・戸塚）において実施している児童健全育成事業
前川第6公園・南平児童交通公園の2カ所において外遊びを通じ児童健全育成を図る事業
38カ所の地域施設の一室を利用して保育士を配置し、遊び場の提供、子育て相談などを行う事業
子育て親子の交流の促進、子育てに関する情報提供、育児相談、子育て講座などを行う事業
仕事と家庭の両立支援のための住民参加による有償・有料の相互援助活動の運営を行う事業
鳩ヶ谷武道場の1階部分で実施している児童健全育成事業
南鳩ヶ谷地域子育て支援センターにて実施する、遊び場の提供、子育て相談などの子育て支援事業
病気または病気回復期の児童や宿泊を伴う児童の預かりを支援する事業
1歳未満の乳児を持つ保護者に対し応援金を支給する事業
病気または病気回復期で集団保育の困難な児童を一時保育する事業
児童が病気又は病気の回復期に、ベビーシッター等の派遣を受けた保護者に対し、利用料の一部を助成する事業
中学校修了前（15歳年度末）までの児童を養育するかたへ手当を支給する事業
中学校修了前（15歳年度末）までの子どもを対象に、保険適用となる通院・入院医療費の一部を支給する事業
家庭児童相談室及び南平・芝児童センター内に設置している子ども家庭相談室の運営費等
要保護児童対策地域協議会の研修会及び児童虐待防止啓発活動の運営費等
保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を一時的に養育する事業
就業等により、夜間の養育が困難な児童を児童福祉施設等で夜間の養育をする事業
生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、養育環境の把握と子育てに関する相談と情報提供を行う事業
ヤングケアラーに関する相談への対応、及びヤングケアラーのいる家庭への家事支援等を行う事業
発達に特性のある児童及びその保護者、関係機関を対象に相談、施設等への訪問、親子教室等の支援を行う事業
児童福祉法第22条の規定に基づく制度
生活困窮世帯およびひとり親家庭の子どもに対する学習支援や食育支援を実施することで、子どもの生活向上を図る事業
市内8カ所において、青少年及び青少年を健全に育成することを目的とする団体の研修、集会等の場を提供する施設
市内2カ所において、テントを使用したキャンプや野外集会所ができる施設
青少年が生きる力を身に付け、将来、自立した社会生活が営めるよう、野外や地域における共同生活等の体験活動を実施する事業
青少年の育成の基本単位である家庭環境を望ましいものとするため、親子・家族を対象とした事業
市民組織の関係者が相互協力、連携のもと、愛情と熱意をもって、明るい街づくりの推進に向けた意識の高揚を図る事業
青少年の健全育成のための事業の実施や、体験活動の機会を提供する青少年団体等の活動を支援する事業
川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例に基づく、いじめの防止、早期発見、対応のための事業
所得が一定額未満のひとり親家庭等に医療費の一部を支給して、生活の安定と自立の支援を図る事業
保護すべき母子の保護及び生活支援を母子生活支援施設に委託する事業
所得が一定額未満のひとり親家庭等に手当を支給して、生活の安定と自立の促進に寄与する事業
ひとり親家庭の自立を支援するため、職業能力開発等に関する講座の受講経費の一部等を給付する事業
ひとり親家庭のかたからの相談や養育費の確保を支援する事業
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の財源としての繰出金
やむを得ない事情で緊急的に宿泊場所等を必要とする母子等を一時保護し、保護期間中に他施策を活用してそのやむを得ない事情の解消を図る事業

第1章 子ども育成



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 佳作 小島花音

第1章 子ども育成

第1節 児童健全育成

1 児童センター

(1) 目的

児童を対象に児童のあそびを指導する者(児童厚生員)が児童に健全な遊びを与え、個別及び集団指導を行うとともに、夏まつりの行事や、親子教室・各種クラブ等の事業を実施し、児童の健全な育成を図るものです。

(2) 実施場所及び運営形態

南平(指定管理者:社会福祉法人川口市社会福祉事業団 令和3年4月1日～令和8年3月31日)

芝(指定管理者:㈱コマーム 令和3年4月1日～令和8年3月31日)

戸塚(指定管理者:㈱コマーム 令和2年4月1日～令和7年3月31日)

2 アドベンチャープレイ事業

(1) 目的

近年、都市化・核家族化が進む中、遊べない子・遊ばない子が増え、また遊びそのものの貧困さも目立ち、子ども達の心身の発達に大きな影響が生じていることから、子ども達の中に、豊かな遊びを復活させるため、子ども達の冒険心・好奇心を刺激し、自主性・創造性・社会性を高めるアドベンチャープレイ事業を実施し、児童の健全な育成を図るものです。

(2) 実施場所及び開始日

前川第6公園(前川2-13) 平成 2年10月14日

南平児童交通公園(弥平2-3) 平成11年 5月 8日

(3) 実施方法

①プレイリーダーハウスを拠点とし、火・水・木・土曜の週4日(休日、年末年始を除く)活動しています。

②上記の目的に基づき、次の事業を実施しております。

- ・遊びの提供や遊具(竹馬、こま、ペイゴマなど)の貸し出し
- ・プレイリーダーによるイベントを市内各所で実施
- ・プレイリーダー養成講座・研修の実施

(4) 利用者数(令和4年度)

前川第6公園	14,837人		
南平児童交通公園	22,391人		
その他イベント	1,440人	計	38,668人

3 おやこの遊びひろば事業

(1) 目的

地域のコミュニティーづくりの拠点として、全ての実施場所において、子育ての専門家である保育士を配置し、保護者との交流などを通して子育ての不安解消に努め、子どもの健全な育成を図るものです。

(2) 開始年月日 平成12年 4月 1日

(3) 内容

①場 所 公民館など38カ所(中央ふれあい館・安行青少年センター・芝市民ホール・さくら・本町青少年センター・ワークファンルームを含む)

②実施時間 3時間または5時間(週1～3日)

③利用者数 25,809組・55,440人の親子(4年度)

4 子育てサポートプラザ事業

(1) 目的

つどいの広場事業、子育て支援総合コーディネート事業、利用者支援事業を実施するとともに、ファミリー・サポート・センター事業と連携し、子育てに関する情報の提供や、乳幼児を持つ保護者と子どもが気軽に集い情報交換や育児相談などを行う場の提供を行い、地域における子育て支援機能の充実を図るものです。

(2) 開始年月日 平成18年10月 2日

(3) 内容

- ①場所
 - ・「子育てサポートプラザ」
 - ・「子育てサポートプラザ『子育てひろばポッポ♡』」
- ②実施日 毎週月～金曜日(休日・年末年始・実施場所の休館日は除く)
- ③利用状況
 - つどいの広場事業
 - (4年度) ・子育てサポートプラザ
 - 延べ11,012人の親子が利用
 - ・子育てサポートプラザ『子育てひろばポッポ♡』
 - 延べ9,561人の親子が利用
 - 子育て支援総合コーディネート事業
 - 子育て音楽会 1回開催
 - 子育て講座 8回開催
 - 利用者支援事業
 - 個別相談年間利用件数 延べ3,335件

5 鳩ヶ谷こども館事業

(1) 目的

子育てにおける多くの親子の交流の場として、また、子どもたちの異年齢交流や各種体験活動の場として、当該事業の実施により、地域における子育て支援や児童健全育成を図るものです。

(2) 開始年月日 平成23年10月11日

(3) 内容

- ①場所 鳩ヶ谷武道場1階
- ②実施日 水～月曜日(休日・年末年始は除く)
- ③利用状況 利用者数11,759人(4年度)

6 南鳩ヶ谷地域子育て支援センター事業

(1) 目的

親子が気軽に集い、情報交換や育児相談ができるよう、子どもの遊び場の提供 や子育て相談などを実施し、子育てに対する不安を解消するとともに、子どもの健全育成を図るものです。

(2) 開始年月日 平成24年 5月 1日

(3) 内容

- ①場所 南鳩ヶ谷保育所2階
- ②実施日 月、水～土曜日(火曜・日曜・休日・年末年始は除く)
- ③利用状況 利用者数5,619組 12,231人
- (4年度) 登録数484組

7 ファミリー・サポート・センター事業

(1) 目的

安心して子育てができるよう、住民参加による有償・有料の相互援助活動を推進し、子育て中のかたが、子育ての援助を行えるかたに子どもを一時的に預かってもらえるサービスなどを実施することにより、地域の子育て環境の充実を図るものです。

(2) 開始年月日 平成13年 7月 1日

(3) 内容

生後6か月～小学校6年生までの子どもをお持ちのかたに対して次のような援助を行います。

- ・ 保育所・幼稚園などへの送迎やその前後の預かり
- ・ 保護者の求職活動中の預かり

(4年度)

○会員総数 2,452人 年間利用件数 延べ 6,173件 (成立件数)

8 緊急サポートセンター事業

(1) 目的

仕事と育児の両立を図るとともに、地域での子育て支援機能を強化し、親が安心して子育てができる環境の充実を図るものです。

(2) 開始年月日 平成24年 4月 1日

(3) 内容

- (センターの業務)
- ①会員の募集及び登録その他会員組織に関する業務
 - ②援助活動の調整に関する業務
 - ③会員に対する研修に関する業務及び講習会の開催
 - ④医療機関との連携体制整備
 - ⑤早朝・夜間等の体制整備

- (サポート内容)
- ①病児・病後児の預かり
 - ②宿泊を伴う子どもの預かり
 - ③早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
 - ④保育施設等の送迎

(4年度)

○会員総数 2,343人 年間利用件数 延べ387件 (成立件数)

9 病児・病後児保育事業

(1) 目的

保護者が就労している場合等において、児童が病気または病気の回復期であり、集団保育もしくは自宅での育児が困難な期間、一時的にその児童を預かる事業を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とするものです。

(2) 委託施設名

病児保育室 バンビ (医療法人久恩会 下条医院 平成26年4月開設)
病児保育室 ユーカリ (有限会社ロード ひふみクリニック 令和元年9月開設)
病児保育室 Sunny (Sunnyキッズクリニック 令和4年2月開設)

(3) 対象

生後8週から小学校6年生までの児童で、次の状況にあるかた。

① 病気または病気の回復期であり、かつ当面症状の急変は認められない場合において、医療機関による入院・治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるもので、保育所等において集団保育が困難なかた。

② 保護者が勤務等の都合により、家庭において保育が困難なかた。

(4) 利用状況 (各年度末現在)

施設名	年度	延べ利用児童数	延べ利用日数	うち利用料免除児童	左記延べ利用日数
バンビ	2	174人	121日	8人	8日
	3	521人	213日	1人	1日
	4	633人	224日	1人	1日
ユーカリ	2	80人	60日	0人	0日
	3	238人	140日	6人	6日
	4	200人	145日	0人	0日
Sunny	3	22人	15日	0人	0日
	4	799人	218日	8人	7日

10 訪問型病児・病後児保育利用助成制度

(1) 目的

児童が病気又は病気の回復期にあつて集団保育等を行うことが困難な時期にベビーシッター等の派遣を受けた保護者に対し、当派遣に要した利用料の一部を助成することにより、保護者の経済的な負担の軽減と子育て支援の充実を図ることを目的とするものです。

(2) 開始年月日 平成28年 4月 1日

(3) 助成額

1時間につき1,000円を上限とし、入会金・年会費・登録料・交通費・食費等、時間保育以外の経費を除いた額の1/2とのいずれか低い額。

(4) 助成の条件 (次のすべてに該当するかた)

- ア お子さんとその保護者とも利用時及び申請時に市内に住所を有すること。
- イ 利用時に0歳から小学校6年生までの児童であること。
- ウ 国が行う「ベビーシッター派遣事業」の対象として認定を受けている民間事業者が実施する訪問型病児・病後児保育及び「川口市緊急サポートセンター事業」における病児・病後児の預かりの利用であること。
- エ 原則ベビーシッター等の派遣前後7日以内に当該病気に関し医療機関で受診していること。
- オ 平成28年4月1日以降の利用であること。

(5) 実績

年度	延べ交付件数
2	26件
3	45件
4	60件

1.1 パパ・ママ応援ショップ事業

(1) 目的

県内の店舗・施設・企業等が割引やポイント・スタンプ等の優遇などの特典を提供することにより、子育て家庭を支援する事業です。地域・企業・行政が一体となって子育て家庭を応援しようという気運を盛り上げるとともに、子育て家庭が「地域・社会に支えられている」、「子どもを持ってよかった」と実感できる社会づくりを目的とするものです。

(2) 対象

- ・ 18歳に達した最初の3月末までの子どもがいるご家庭
- ・ 出産予定の妊婦のかたがいるご家庭

1.2 「赤ちゃんの駅」設置事業

(1) 目的

市の施設をおむつ替え又は授乳のできる施設として整備し、登録することにより、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを促進するものです。

(2) 開始年月日 平成22年 9月 1日

(3) 登録箇所数

年度	登録のある施設数	登録箇所数
4	77施設	152カ所

1.3 赤ちゃんにっこり応援事業

(1) 目的

子育て世代が住みやすいまちづくりの推進を目的とするものです。

(2) 開始年月日 平成27年12月 1日

(3) 支給額 対象乳児1人につき10,000円

(4) 対象

次のすべてに該当するかた。

ア 乳児・保護者ともに出生又は転入時に市内に住所を有するかた

イ 1歳未満の乳児の保護者

(5) 実績

(キャッシュバック方式)

年度	延べ申請・請求件数	登録認定件数(交付件数)
元	2,057件	1,679件 (1,282件)
2	3,618件	2,070件 (1,788件)
3	3,943件	2,041件 (1,963件)

※令和3年度まで、乳児の育児用品の購入等費用に対し支給するキャッシュバック方式としていた。

(現金給付方式)

年度	支給件数
4	4,830件 (744件)

※令和4年度より、現金での一律給付方式へと改正いたしました。

※()内の件数は、令和3年度までのキャッシュバック方式分となります。

14 子どもの生活・学習支援事業

(1) 目的

子どもの貧困対策の一環として、生活の困窮や様々な課題を抱えた本市に暮らす子どもに対し、健全な日常生活の維持、自己肯定感やコミュニケーション能力の向上を通じて、将来の社会参加に目標を持った人格の形成に資するべく、これまでの生活困窮者自立支援法の学習支援事業を拡充した支援体制を構築するものです。

(2) 開始年月日 平成29年 4月 1日

(3) 内容

- ア 学習教室の開催
- イ 学習教室に併せた食育支援
- ウ 家庭訪問、電話による相談支援

(4) 実施箇所数

市内16カ所(4年度)

第2節 児童手当制度

1 児童手当

(1) 目的

児童を養育しているかたに児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するものです。

(2) 対象者

川口市に住民登録があり、15歳到達後、最初の3月31日までの間にある（中学校修了前の）児童を養育し家計を主に支えているかたに支給します。

支払は、6月、10月、2月の年3回に分けて、前月（4月）までを支給します。

(3) 手当額

項目	年令・区分	児童手当
手当月額	0歳～3歳未満(一律)	15,000円
	3歳～小学生(第1子・第2子)	10,000円
	3歳～小学生(第3子以降)	15,000円
	中学生(一律)	10,000円
	特例給付【児童手当所得制限額以上の世帯の児童(一律)】	5,000円

(4) 所得制限

【所得制限限度額】一律控除の社会保険料相当額8万円加算済

扶養人数	0人	1人	2人
児童手当の所得制限限度額 (所得額)	630万円	668万円	706万円
特例給付の所得上限限度額 (所得額)	866万円	904万円	942万円

(5) 支給状況（令和4年度）

受給者数 42,963人	年令・区分	手当額	延支給児童数	支給金額
	0歳～3歳未満(一律)	15,000円	130,990人	1,964,850,000円
支給児童数 67,631人	3歳～小学生(第1子・第2子)	10,000円	414,407人	4,144,070,000円
	3歳～小学生(第3子以降)	15,000円	47,761人	716,415,000円
	中学生(一律)	10,000円	145,313人	1,453,130,000円
	特例給付	5,000円	72,242人	361,210,000円
	合計		810,713人	8,639,675,000円

第3節 子ども医療費

1 子ども医療費支給事業

(1) 目的

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るものです。

(2) 開始年月日 昭和48年 7月 1日

(3) 内容

各種医療保険に加入した子ども（中学校修了前（15歳年度末）まで）を養育している保護者に、子どもが医療機関にかかったときの保険医療の自己負担分（ただし、高額療養費、附加給付金、または他の法令に基づく公費負担額があるときは、支給額からその額を控除した額）を支給します。なお、入院時の食事療養費の負担は支給対象外です。

- ・平成14年1月1日診療分から入院の支給対象年齢を小学校就学前まで拡大。
- ・平成16年10月1日診療分から通院の支給対象年齢を小学校就学前まで拡大。
- ・平成19年4月1日診療分から市の指定した医療機関等での窓口払いを廃止。
- ・平成21年4月1日診療分から入院の支給対象年齢を15歳年度末（中学校3年生）まで拡大。
- ・平成24年10月1日診療分から通院の支給対象年齢を15歳年度末（中学校3年生）まで拡大。
※小・中学生にも受給資格証を交付
- ・平成25年10月から小・中学生を対象に所得制限及び税等の完納要件を導入。
- ・平成26年10月から小・中学生を対象に所得制限を廃止。
- ・令和4年10月から現物給付の適用範囲を県内保険医療機関等（医科・歯科・調剤）まで拡大。
- ・令和5年4月から市の指定した市内施術所等（柔道整復・あん摩マッサージ・はり・きゅう）での現物給付を実施。

(4) 支給状況年次推移

年 度	登 録 者 数		医 療 費 支 給 件 数	医 療 費 助 成 額
29	(就学前)	34,794人	648,883件	993,041,890円
	(小・中学生)	42,856人	524,012件	1,081,289,590円
	(合計)	77,650人	1,172,895件	2,074,331,480円
30	(就学前)	34,275人	635,885件	951,599,412円
	(小・中学生)	42,916人	524,393件	1,068,187,762円
	(合計)	77,191人	1,160,278件	2,019,787,174円
元	(就学前)	33,757人	620,017件	932,299,536円
	(小・中学生)	43,147人	528,218件	1,082,750,084円
	(合計)	76,904人	1,148,235件	2,015,049,620円
2	(就学前)	32,248人	424,511件	654,001,970円
	(小・中学生)	43,045人	418,988件	896,814,692円
	(合計)	75,293人	843,499件	1,550,816,662円
3	(就学前)	30,909人	504,825件	868,267,321円
	(小・中学生)	43,055人	465,096件	1,010,758,522円
	(合計)	73,964人	969,921件	1,879,025,843円
4	(就学前)	29,711人	512,254件	884,446,702円
	(小・中学生)	42,846人	499,023件	1,087,080,646円
	(合計)	72,557人	1,011,277件	1,971,527,348円

第4節 母子父子福祉

1 母子父子寡婦福祉資金貸付

(1) 目的

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦のかたの経済的自立の助成と、扶養している子の福祉増進のため、必要な資金の貸与を行っています。

(2) 対象者

20歳未満の子を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

(3) 資金の種類及び貸付限度額等

(令和5年4月1日現在)

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利率 年	貸付対象					
就学支度資金	小学校 64,300円	卒業後 6カ月	20年以内	無利子	子					
	中学校 81,000円									
	高校(国公立) 150,000円									
	高校(私立) 410,000円									
	大学(国公立) 410,000円									
	大学(私立) 580,000円 等									
修学資金	高校月額(自宅通学) (国公立) 27,000円 (私立) 45,000円	卒業後 6カ月	20年以内	無利子	子					
	大学月額(自宅通学) (国公立) 71,000円 (私立) 108,500円 等									
	修業資金					月額 68,000円 (車の免許) (460,000円)	知識技能習得後 1年	20年以内	無利子	子
	技能習得資金					月額 68,000円 (車の免許) (460,000円)	知識技能習得後 1年	20年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦
就職支度資金	通常 105,000円 (車の購入) (340,000円)	1年	6年以内	無利子または 1.0%	母・父・子・寡婦					
医療介護資金	(医療分) 通常 340,000円 非課税 480,000円 (介護分) 500,000円	医療介護 期間満了後 6カ月	5年以内	無利子または 1.0%	母・父・子・寡婦					
	生活資金					(技能習得分) 月額 141,000円 等	6カ月	20年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦
	転宅資金					260,000円	6カ月	3年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦
住宅資金	(通常) 1,500,000円 (災害等) 2,000,000円	6カ月	6年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦					
	7年以内									
結婚資金	310,000円	6カ月	5年以内	無利子または 1.0%	子					
事業開始資金	3,260,000円	1年	7年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦					
事業継続資金	1,630,000円	6カ月	7年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦					

(4) 貸付決定状況年次推移

(単位:千円)

年度 区分	30		元		2		3		4	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
就学支度	3	1,210	9	4,149	33	11,599	58	18,713	28	7,632
修学	5	14,286	15	39,690	38	101,340	67	226,989	36	138,966
修業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得	0	0	1	850	2	1,224	1	600	4	3,654
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活	0	0	1	100	2	625	2	1,372	3	2,212
転宅	1	100	0	0	1	150	0	0	3	770
住宅	1	1,499	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業開始	0	0	1	700	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	10	17,095	27	45,489	76	114,938	128	247,674	74	153,234

2 ひとり親家庭等医療費支給事業

(1) 目的

所得が一定額未満のひとり親家庭等に医療費の一部を支給することにより、その生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図るものです。

(2) 支給状況年次推移

年度	支給対象者数	医療費支給件数	医療費助成額
30	7,803人	98,480件	250,069,654円
元	7,359人	94,645件	239,784,576円
2	7,309人	79,639件	213,342,971円
3	6,944人	82,234件	220,779,976円
4	6,391人	82,217件	213,548,367円

3 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るものです。

(1) 対象者

次のいずれかに該当する18歳に達する年度末まで（一定の障害がある場合は20歳未満）の児童を養育している父、母又は養育者。

支払は、5月、7月、9月、11月、1月、3月の6回に分けて、前月分まで（2か月分）を支給します。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が一定の障害にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母から引き続き一年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が引き続き一年以上拘禁されている児童
- ・ 父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童
※平成24年8月1日から、法改正により手当の支給対象となりました。
- ・ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 母が懐胎した当時の事情が不明な児童

(2) 受給者数等年次推移

年度	受給者数	手 当 月 額					
		児童1人目		児童2人目		児童3人目以降	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
30	3,707人	42,500円	42,490円～10,030円	10,040円	10,030円～5,020円	6,020円	6,010円～3,010円
元	3,486人	42,910円	42,900円～10,120円	10,140円	10,130円～5,070円	6,080円	6,070円～3,040円
2	3,392人	43,160円	43,150円～10,180円	10,190円	10,180円～5,100円	6,110円	6,100円～3,060円
3	3,272人	43,160円	43,150円～10,180円	10,190円	10,180円～5,100円	6,110円	6,100円～3,060円
4	3,003人	43,070円	43,060円～10,160円	10,170円	10,160円～5,090円	6,100円	6,090円～3,050円

※手当額は年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて、その翌年の4月以降に改定されます。

4 ひとり親家庭自立支援給付金事業

(1) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

①目的

ひとり親家庭の母又は父が職業能力の開発のための講座を受講した場合に、その受講に要した費用の一部を給付し、もってひとり親家庭の自立の促進を図るものです。

(平成19年4月1日開始)

②給付対象者

児童扶養手当を受給しているか、又は同等の所得水準にあるひとり親家庭の母又は父で、職業能力の開発のための一定の講座を受講しようとするかた。

③給付内容

受講に要する経費の60%に相当する額を給付します。雇用保険法による教育訓練の受給資格を有しているかたは差額分のみ支給します。

(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

①目的

ひとり親家庭の母又は父が看護師等の一定の資格を取得するために養成機関で修業する期間のうち、一定期間について訓練促進給付金を支給することで、受講期間中の生活の安定と資格取得を支援し、もってひとり親家庭の自立の促進を図るものです。

(平成19年4月1日開始)

②給付対象者

児童扶養手当を受給しているか、又は同等の所得水準にあるひとり親家庭の母又は父で、看護師等一定の資格の取得のため、1年以上養成機関において修業するかたであって、就業又は育児と修業との両立が困難と認められるかた。

※令和3年度以降に修業を開始する場合、6か月以上の講座を受講するかたも含まれます。

③給付内容

修業期間中の全期間(上限4年)について訓練促進給付金月額100,000円(市民税均等割課税世帯については月額70,500円)を支給します。

なお、修業期間のうち、最後の12か月については4万円を増額して支給します。

また、修了後に修了支援給付金50,000円(市民税均等割課税世帯については25,000円)を給付します。

5 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(1) 目的

中卒者や高校中退者のひとり親家庭の母、父又は扶養する子どもに対し、より良い条件での就業等に向けた学び直しを支援するための給付金を支給します。

(2) 給付対象者

川口市に住所を有するかたで、20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母、父又はその家庭の20歳未満の子で、一定の要件を満たすかた。

(3) 給付内容

講座の受講にかかった経費の一部を対象に、講座を開始・修了、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、それぞれ割合に応じた給付金を支給します。

6 養育費確保支援事業

(1) 目的

養育費の取決めを行うひとり親家庭の母又は父に対し、養育費に関する公正証書等の作成や保証契約を締結した際の必要経費を補助することで、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るものです。

(2) 対象者

①公正証書等作成経費補助

養育費の取決めのための経費を負担するとともに債務名義を有し、対象児童を扶養しているかた。

②養育費保証契約締結経費補助

児童扶養手当を受給しているか、又は同等の所得水準にあるひとり親家庭の母又は父で、養育費の取決めのための経費と債務名義を有し、対象児童を扶養しているかた。

(3) 補助内容

①公正証書等作成経費補助

養育費の取決めに要した経費のうち、公証人手数料や調停又は裁判に要した収入印紙代等について43,000円を上限に補助金を交付します。

②養育費保証契約締結経費補助

保証会社と養育費保証契約締結に要した経費のうち、初回保証料として負担した費用について50,000円を上限に補助金を交付します。

7 母子・父子自立支援プログラム策定事業

(1) 目的

就労による自立に意欲がある児童扶養手当受給者を対象に、個々の状況やニーズに沿った自立支援プログラムを策定し、もってひとり親家庭の自立の促進を図るものです。

(2) 対象者

- ・ 川口市内で児童扶養手当を受給しているかた
 - ・ 配偶者からの暴力の被害者で、児童扶養手当の受給が見込まれるかた
- ※ 生活保護受給者は対象になりません。

第5節 施設

1 児童遊園

児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	内容	認可の有無
仁志町	西川口2-13	1,765.30	ブランコ・木製遊具・スベリ台・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・スプリング遊具・水飲み場	有
並木町	並木2-42	558.68	ブランコ・スベリ台・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・スパイラルカウンター・水飲み場	有
芝辻	大字芝5155-1	862.82	ブランコ・スベリ台・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・水飲み場・スプリング遊具	有
朝日町	朝日6-2	857.66	ブランコ・スベリ台・砂場・照明灯・ベンチ・水飲み場、便所	有
並木東	並木2-8	4,700.00	ブランコ・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・水飲み場・シーソー・便所	有
前川1丁目	南前川1-6	882.00	ブランコ・スベリ台・低鉄棒・水銀灯・砂場・水飲み場・雲梯・スプリング遊具	有

2 児童センター

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	構造	延床面積 (㎡)	開所年月日
南平児童センター	末広3-7-21	1,322.37	鉄筋コンクリート造2階建 2階部分	426.17	S 52.12. 4
芝児童センター	芝樋ノ爪1-12-8	1,527.46	鉄筋コンクリート造2階建 2階部分	453.81	S 59. 4. 1
戸塚児童センター	戸塚南4-10-2	11,494.95 (全体)	鉄筋コンクリート造4階建 4階部分の一部	582.63	H 17 .4. 1

第6節 青少年健全育成事業

1 青少年センター

(1) 目的

青少年及び青少年を健全に育成することを目的とする団体の研修、集会等の場を提供する施設として設置しています。

(2) 場所及び開所年月

西川口青少年センター	(西川口 6-16-29)	昭和 50 年 7 月
前川青少年センター	(前川 2-24-4)	昭和 52 年 2 月
元郷青少年センター	(元郷 2-1-11)	昭和 54 年 4 月
本町青少年センター	(本町 4-13-11)	昭和 54 年 5 月
並木青少年センター	(並木 3-20-1)	昭和 55 年 3 月
芝富士青少年センター	(芝富士 2-8-7)	昭和 55 年 10 月
安行青少年センター	(安行吉岡 1650-41)	昭和 57 年 5 月
栄町青少年センター	(栄町 1-2-19)	昭和 60 年 4 月

(3) 利用件数・利用者数 (令和4年度)

西川口青少年センター	172 件	1,284 人		
前川青少年センター	255 件	1,297 人		
元郷青少年センター	56 件	453 人		
本町青少年センター	269 件	2,294 人		
並木青少年センター	112 件	979 人		
芝富士青少年センター	77 件	635 人		
安行青少年センター	361 件	3,753 人		
栄町青少年センター	355 件	2,954 人	計 1,657 件	13,649 人

2 野外活動施設

(1) 目的

テントを使用したキャンプや野外集会ができる施設で、青少年が野外活動を通して自然の大切さを学び、基礎的な生活力を習得し、社会性を高めるとともに青少年の健全育成及び青少年団体活動の促進を目的としています。

(2) 場所

神根青少年野外活動広場	(木曾呂字弥右衛門堤下 1401~1404)
新郷自然の森	(東本郷 2-8)

(3) 利用件数・利用者数 (令和4年度)

神根青少年野外活動広場	36 件	1,528 人
新郷自然の森	6 件	251 人

3 青少年体験活動事業

(1) 目的

青少年が生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、野外や地域における共同生活等の体験事業を実施するものです。

(2) 内容

①子ども自然体験村（デイキャンプ）

野外生活を通して、自然や環境への理解を深めるとともに、異年齢の人たちとの交流の中で、自主性、協調性、忍耐力、社会性、思いやりの心を育むことを目的としています。

市内在学・在住の小学4、5、6年生を対象とし、デイキャンプを行います。

【実績】令和4年7月23日（土）20人、7月24日（日）22人、
令和4年8月20日（土）26人 神根青少年野外活動広場

②通学合宿

親元を離れ、共同生活をしながら通学することにより、家族の大切さを理解し、「生きる力」を身に付けることを目的としています。運営にあたっては、地域との連携を重視し、子どもたちが誇りや愛着を持てる地域づくりが実現できることを目指すものです。

市内の公民館地区2カ所を会場とし、小学4～6年生を対象として3泊4日の日程で公民館に寝泊りしながら学校に通学します。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

4 親子ふれあい事業

(1) 目的

青少年の育成の基本単位である家庭環境を望ましいものとするため、親子・家族を対象とした事業を実施するものです。

(2) 内容

①七つの祝い

来春、小学校に入学する子どもを招待し、青少年団体によるステージ等で、健やかな成長を祝福するものです。

【実績】令和4年10月10日（月） 川口市立グリーンセンター 737人

②親と子の音楽会

親子が音楽を通してふれ合うことにより、子どもの情操を養い、親子の信頼関係と温かい家庭環境の構築に資することを目的としています。

【実績】令和5年2月26日（日） 川口総合文化センター 517人

5 明るい街づくり推進事業

(1) 目的

市民組織の関係者が相互協力、連携のもと、愛情と熱意をもって、青少年の健全育成のため、明るい街づくりの推進に向けた意識の高揚を図ります。また、作文を通して、青少年が自らの存在や社会との関わりを認識するとともに、青少年に対する市民の理解を深めるものです。

(2) 内容

①明るい街づくり運動推進大会

青少年育成委員や青少年団体の指導者等が一堂に会し、青少年の健全育成と取組の一層の進展を期するものです。

【実績】 令和5年3月4日（土） 川口総合文化センター 270人
青少年保護育成本部表彰、記念講演他

②小・中学生作文コンクール

小・中学生が感じたことや日常考えていることを作文にまとめ、自分の存在や社会との関わりについて認識させるとともに、青少年に対する市民の理解を深めることを目的としています。

【実績】 令和4年度
テーマ 小学生 「こんな大人になりたい」「笑顔からうまれるもの」
中学生 「失敗して学んだこと」「私が考える多様性について」
応募者 小学生 470人
中学生 293人

6 青少年団体活動支援事業

(1) 目的

青少年の健全育成のための事業の実施や、体験活動の機会を提供する青少年団体等の活動を支援するものです。

(2) 内容

①青少年指導者養成講習会

青少年活動に役立つ技術講習を通して、指導者の能力と資質の向上を図り、地域の青少年団体のリーダーを養成し、青少年活動の活性化を図るものです。

【実績】 令和4年10月15日（土） 上青木公民館 10人

②青少年育成交付金

青少年の健全育成事業の推進や、市内、小・中学校、高校の連携を図り、児童・生徒の校外の補導活動を行う団体に交付するものです。

【実績】 32団体（令和4年度）

③青少年団体活動交付金・青少年相談員協議会活動助成金

青少年の健全育成を目的とした活動を支援するため青少年団体に交付するものです。

【実績】 11 団体（令和4年度）

④青少年野外活動助成金

青少年団体等に所属している団体に、ハイキング、施設見学その他野外活動に要する経費の助成を行い、団体の育成と活動の活発化を図ることを目的としています。

また、川口市の代表として全国大会・国際大会に出場する場合、国・県が実施している海外ボランティアに参加する場合も助成を行っています。

【実績】 72 件（令和4年度）

第7節 いじめ防止推進事業

1 いじめ防止推進事業

(1) 目的

「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」に基づき、いじめの防止、早期発見、対応のための「いじめから子どもを守る委員会」を設置し、いじめに関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行います。

(2) 開始年月日 平成29年4月1日

(3) 内容

- ア いじめ（いじめの疑いがある場合を含む）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと
- イ いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告または是正の要請を行うこと
- ウ 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと

(4) 相談状況（令和4年度）

学年 校種	ケース数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	2	3	4	0	2	2	13
中学校	2	2	2				6
高校	0	1	0				1
その他	0						0
							20

※うち委員面接相談実施 7ケース（延べ11回）

第2章 子育て相談



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 佳作 矢沼千尋

第2章 子育て相談

第1節 児童保護

1 家庭児童相談室（子ども家庭総合支援拠点）

子どもとその家庭や妊産婦などを対象に、その福祉に関し必要な支援にかかる業務全般を行います。令和4年度から、子ども家庭総合支援拠点として業務を実施しています。

（1）相談体制

担当職員 24名（うち13名が会計年度任用職員）

相談時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始休み）

（2）相談状況年次推移

（単位：件）

年度	養護		保健	障害						非行		育成				その他	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
30	265	590	2	2	0	5	0	3	28	6	0	97	27	1	100	45	1,171
元	372	1,056	7	0	0	3	0	3	27	1	1	96	37	5	175	12	1,795
2	332	851	4	0	0	6	0	0	19	5	1	81	55	10	189	35	1,588
3	356	885	5	0	0	4	1	2	19	0	2	66	64	4	148	37	1,593
4	368	836	6	0	0	1	3	4	15	3	4	84	58	4	159	40	1,585

（3）ペアレント・トレーニング

おさんの行動に困っていて、子育てを難しいと感じている保護者のために、子どもの行動の特徴を理解し、効果的で具体的な対応方法をグループ（6～8名）で学び練習する講座です。

（平成21年度～）

年度	前期	後期
30	7	8
元	8	8
2	中止	6
3	6	
4	6	

（単位：人）

（4）子育て練習講座 はっぴい♡ステップ ～おこってばかりにさようなら～

子育てに悩む保護者のために、適切なしつけ方をグループ（7～8名）で練習する講座です。

（平成26年度～）

年度	前期	後期
30	7	7
元	7	8
2	4	3
3	3	
4	4	

（単位：人）

2 子ども家庭相談室

(1) 趣旨

家庭における児童の養育に関する問題について、相談に応じるための「子ども家庭相談室」を身近なところで気軽に利用できるよう児童センター内に設置しています。

(2) 設置場所

- ①芝子ども家庭相談室(芝児童センター内) 芝樋ノ爪1-12-8 電話 268-7675
②南平子ども家庭相談室(南平児童センター内) 末広3-7-21 電話 225-6848

(3) 相談体制(全相談室共通)

相談日 土曜日(祝日を除く) 午前9時30分から午後4時30分

※相談員1名(会計年度任用職員)が、相談業務に当たります。

(4) 設置

- ①芝子ども家庭相談室(昭和61年4月1日)
②南平子ども家庭相談室(平成元年4月1日)

(5) 相談受付件数

年度	しつけ	人間関係	性格・行動	発達問題	その他	計
30	13	5	28	31	110	187
元	12	0	7	3	344	366
2	86	0	53	5	320	464
3	71	0	5	11	507	594
4	43	0	12	9	462	526

(単位:件)

(6) 相談指導取扱件数

年度	電話相談	来室相談	その他	計
30	39	140	8	187
元	27	339	0	366
2	46	418	0	464
3	44	550	0	594
4	107	348	71	526

(単位:件)

3 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童等を早期に発見し、適切な支援を行うため、「川口市子ども虐待防止ネットワーク」を再編し、「川口市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

(1) 設置年月日 平成18年12月25日

(2) 構成機関 福祉、保健、医療、教育、警察、司法等の17機関のほか、児童の健全育成のために必要とする関係者

(実施回数)

年度	代表者会議	実務者会議	個別検討会議	研修会
30	1	32	108	1
元	1	32	120	1
2	1	32	113	1
3	1	32	87	1
4	1	32	154	1

(単位:回)

4 子どものショートステイ事業

家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を1週間程度、児童福祉施設等において養育することにより、児童とその家庭の福祉の向上を図るものです。(平成8年4月1日開始)

(1) 委託施設 市内児童福祉施設1ヶ所、市外児童福祉施設2ヶ所、市内里親宅

実施日数

年度	日数
3	2
4	38

※平成24年度から令和2年度までは実施無し。

5 子どものトワイライトステイ事業

児童の保護者が仕事等で、夜間に児童の養育が困難になった場合に、一時的に児童福祉施設において養育することにより、児童とその家庭の福祉の向上を図るものです。(平成8年4月1日開始)

(1) 委託施設 市外児童福祉施設1ヶ所

6 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭(新生児訪問等を利用した家庭を除く)をこんにちは赤ちゃん訪問員(保育士・保健師)が訪問し、子育てに関する情報提供、不安や悩みの相談を行うものです。支援が必要な家庭に対しては、関係者が連携し、適切な支援に結びつけます。

(平成22年10月1日開始)

訪問結果

年度	訪問対象件数	訪問済件数	不在件数(里帰り等)
30	1,115	1,042	73
元	995	841	154
2	869	702	167
3	567	537	30
4	507	488	19

(単位:件)

7 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問支援員がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保するものです。

訪問結果

年度	訪問世帯数	延べ訪問世帯件数
30	118	539
元	132	657
2	155	327
3	144	714
4	169	634

8 ヤングケアラー支援事業

本来大人がすると想定されている家事等を日常的に担うヤングケアラーの負担を軽減するための支援を行います。

○主な支援内容

- ①相談専用ダイヤルの開設
- ②ヤングケアラー・コーディネーターの配置
- ③家事等支援事業
- ④ヤングケアラー支援金の給付

9 発達相談支援事業

子どもの発達に不安をもつ保護者が、相談先に迷うことなく、安心して相談できる相談機関として、令和2年4月、子ども発達相談センター「るるる」を開設しました。

福祉、教育、保健、医療が連携し、切れ目のない支援と、発達に特性のある子どもを、地域全体で支えるための基盤整備を行います。

(1) 実施事業

- ① 発達相談(電話、訪問、来所)
- ② 専門相談(児童の発達に精通した小児科医、公認心理師・臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士)
- ③ 親子教室(2歳児クラス、3歳児クラス、4・5歳児クラス)
- ④ 施設支援(関係機関訪問、巡回支援事業、小学校1年生訪問)
- ⑤ 親支援事業(親の会、ペアレント・プログラム、ペアレントトレーニング等)
- ⑥ 児童の発達の特性に係る理解の促進に関する事業

(2) 実績

① 相談業務

○発達相談支援事業

年度	電話相談		来所相談		訪問相談		医療相談	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
2	1,235	2,295	806	1,719	60	83	20	20
3	1,402	2,633	996	2,069	47	69	22	22
4	1,373	2,585	970	1,854	26	30	18	18

(単位:人)

○巡回支援事業

年度	訪問回数	延べ人数(人)
2	83	227
3	104	254
4	102	261

②親子教室

2歳児

年度	実施回数(回)	実人数(組)	延べ参加者数(組)
2	26	30	91
3	108	118	373
4	130	164	539

3歳児

年度	実施回数(回)	実人数(組)	延べ参加者数(組)
2	未実施		
3	20	33	95
4	36	55	167

4・5歳児

年度	実施回数(回)	実人数(組)	延べ参加者数(組)
2	17	26	69
3	40	64	178
4	47	81	229

第2節 助産制度

1 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院出産ができない妊産婦に対し、助産を行っています。

(1) 市内助産施設

施設名	定員	認可年月日
川口市立医療センター	5人	昭和49年6月1日
済生会川口総合病院	5人	昭和44年6月1日
埼玉協同病院	2人	昭和60年3月7日

(2) 適用状況年次推移

施設名	年度				
	30	元	2	3	4
川口市立医療センター	9	9	13	7	8
済生会川口総合病院	6	8	4	3	5
埼玉協同病院	3	10	3	9	10
その他市外施設	0	1	1	2	2
合計	18	28	21	21	25

(単位:件)

第3節 母子父子福祉

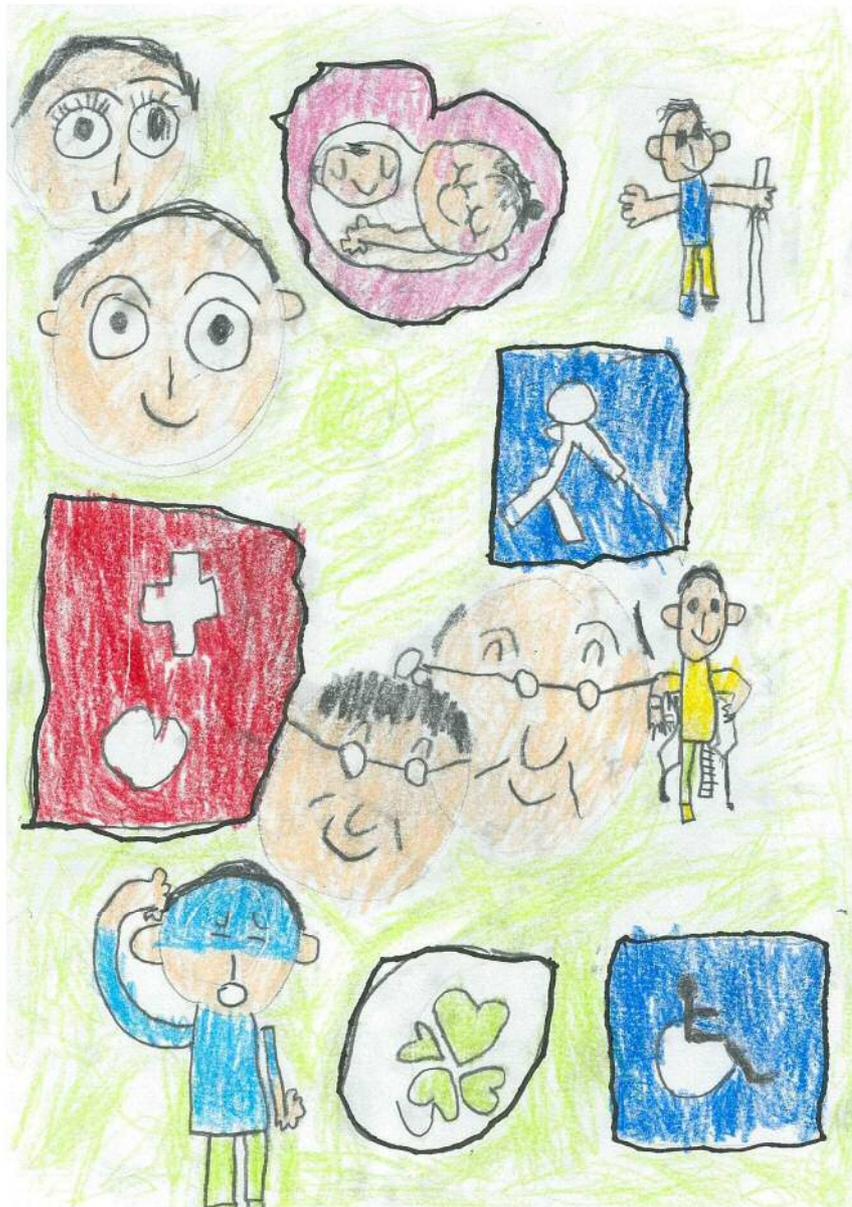
1 母子生活支援施設への入所

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けることがある場合に、その保護者と児童を母子生活支援施設において保護します。

2 母子等緊急一時保護

やむを得ない事情で住居等での居住が困難で、緊急的に宿泊場所等を必要とする母子等に、そのやむを得ない事情を解消するため、宿泊場所を提供して一時保護します。

第3章 保育



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 佳作 谷口瑛人

第3章 保 育

第1節 保 育

1 保育所等運営

保育所等199カ所（公設公営26カ所・公設民営15カ所・民設民営91カ所・地域型保育63カ所・認定こども園4カ所）設置されており、運営にあたっては国の示す基準等に準拠し、多様化する保育事業の内容の向上を図っています。

(1) 学令前児童数年次推移

（各年度4月1日現在）

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
元	4,696	4,950	5,077	5,173	5,144	5,110	30,150
2	4,592	4,837	4,937	5,040	5,140	5,111	29,657
3	4,150	4,577	4,707	4,747	4,922	5,078	28,181
4	3,974	4,189	4,500	4,601	4,683	4,861	26,808
5	3,822	4,051	4,188	4,435	4,574	4,660	25,730

(2) 保育所入所実施状況年次推移

（各年度4月1日現在）

年度	区 分	児 童 数					計		
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児		5歳児	
元	保育所	定員	611	1,243	1,512	6,052		9,418	
		入所数	586	1,334	1,568	1,842	1,818	1,725	8,873
		入所率	95.91	107.32	103.70	88.98			94.21
	地域型保育	定員	228	405	402				1,035
		入所数	175	391	385				951
		入所率	76.75	96.54	95.77				91.88
2	保育所	定員	646	1,332	1,606	6,419		10,003	
		入所数	617	1,421	1,699	1,965	1,900	1,841	9,443
		入所率	95.51	106.68	105.79	88.89			94.40
	地域型保育	定員	230	427	419				1,076
		入所数	151	402	390				943
		入所率	65.65	94.15	93.08				87.64
認定こども園	定員	9	23	23	75		130		
	入所数	9	22	23	27	38	35	154	
	入所率	100.00	95.65	100.00	133.33			118.46	
3	保育所	定員	692	1,391	1,664	6,546		10,293	
		入所数	557	1,445	1,719	1,961	1,943	1,888	9,513
		入所率	80.49	103.88	103.31	88.48			92.42
	地域型保育	定員	217	437	424				1,078
		入所数	128	374	391				893
		入所率	58.99	85.58	92.22				82.84
認定こども園	定員	9	28	34	120		191		
	入所数	9	28	34	40	44	52	207	
	入所率	100.00	100.00	100.00	113.33			108.38	
4	保育所	定員	710	1,434	1,706	6,717		10,567	
		入所数	584	1,465	1,716	1,983	1,959	1,931	9,638
		入所率	82.25	102.16	100.59	87.43			91.21
	地域型保育	定員	221	450	438				1,109
		入所数	134	359	387				880
		入所率	60.63	79.78	88.36				79.35
認定こども園	定員	15	43	52	174		284		
	入所数	14	43	52	49	57	49	264	
	入所率	93.33	100.00	100.00	89.08			92.96	
5	保育所	定員	716	1,442	1,716	6,813		10,687	
		入所数	588	1,467	1,734	1,975	2,000	1,966	9,730
		入所率	82.12	101.73	101.05	87.20			91.05
	地域型保育	定員	220	450	438				1,108
		入所数	119	383	390				892
		入所率	54.09	85.11	89.04				80.51
認定こども園	定員	21	55	64	234		374		
	入所数	15	54	57	78	76	84	364	
	入所率	71.43	98.18	89.06	101.71			97.33	

(3) 延長保育実施状況

通常の保育時間（短時間認定8時間、標準時間認定11時間）以降に延長保育を実施しています。

保育所名	延長保育 終了時間	在籍児童数 (4月1日現在)	延長利用者数 (4月末現在)	延長利用率
栄町保育所	午後7時00分	74	17	23%
横曽根保育所	午後7時00分	84	24	29%
仲町東保育所	午後7時00分	96	21	22%
南青木保育所	午後8時00分	129	33	26%
青木北保育所	午後7時00分	50	9	18%
上青木西保育所	午後7時00分	109	20	18%
前川保育所	午後7時00分	93	19	20%
前川南保育所	午後7時00分	83	23	28%
あさひ保育所	午後7時00分	68	13	19%
朝日北保育所	午後7時00分	63	12	19%
朝日西保育所	午後7時00分	107	29	27%
新郷峯保育所	午後7時00分	86	18	21%
根岸北保育所	午後7時00分	91	17	19%
芝保育所	午後7時00分	60	11	18%
芝園保育所	午後7時00分	74	11	15%
芝中央保育所	午後7時00分	98	20	20%
芝西保育所	午後7時00分	69	20	29%
芝北保育所	午後7時00分	90	25	28%
安行保育所	午後7時00分	108	28	26%
戸塚保育所	午後7時00分	120	31	26%
戸塚西保育所	午後8時00分	132	29	22%
桜保育所	午後8時00分	73	20	27%
里保育所	午後8時00分	99	29	29%
南鳩ヶ谷保育所	午後8時00分	103	27	26%
三ツ和保育所	午後8時00分	68	17	25%
戸塚しらぎく保育園	午後7時00分	103	33	32%
戸塚のぞみ保育園	午後7時00分	78	25	32%
並木南保育所	午後7時00分	97	22	23%
神根保育所	午後7時00分	115	29	25%
新郷保育所	午後7時00分	119	8	7%
青木保育所	午後7時00分	65	21	32%
芝高木保育所	午後7時00分	87	22	25%
川口駅前保育園	午後8時00分	132	57	43%
川口西保育園	午後8時00分	159	54	34%
本町保育所	午後8時00分	105	33	31%
上青木保育所	午後8時00分	106	24	23%
並木東保育園	午後7時00分	88	23	26%
南平保育園	午後7時00分	130	45	35%
芝南保育所	午後7時00分	121	33	27%
領家保育所	午後7時00分	81	9	11%

保育所名	延長保育 終了時間	在籍児童数	延長利用者数	延長利用率
安行東光保育園	午後7時00分	94	22	23%
アケボノ保育園	午後7時00分	50	6	12%
しいのみ保育園	午後7時00分	58	8	14%
レオ保育園 川口	午後7時00分	104	17	16%
カルチャー保育園	午後7時00分	55	8	15%
赤芝保育園	午後7時00分	66	12	18%
川口こども園	午後7時00分	95	19	20%
コンピプラザ川口東保育園	午後8時00分	67	9	13%
アスク東川口保育園	午後8時00分	90	29	32%
鳩笛保育園	午後7時00分	14	0	0%
ワールド保育園	午後7時00分	45	8	18%
あいう園	午後7時00分	38	7	18%
フォーマザー保育園(第1・2分園含)	午後8時00分	164	51	31%
川口リボンシティ保育園	午後8時00分	64	15	23%
ういず川口西口保育園	午後8時00分	70	25	36%
汽車ぼっぼ保育園	午後7時00分	48	8	17%
ういず戸塚安行駅前保育園	午後7時00分	49	9	18%
赤芝第二保育園	午後7時00分	56	11	20%
おさなご園	午後7時00分	94	10	11%
東川口鳩笛保育園	午後7時00分	65	13	20%
はとがや保育園	午後7時00分	79	22	28%
いちご保育園	午後7時00分	41	16	39%
どんぐり保育園	午後7時00分	66	8	12%
鳩ヶ谷めぐみ保育園	午後7時00分	67	5	7%
マリヤ保育園	午後7時00分	28	5	18%
いちごみなみ保育園	午後7時00分	57	8	14%
バンビ保育園	午後7時00分	58	13	22%
ういず川口本町保育園	午後8時00分	88	23	26%
ういず川口東口保育園	午後8時00分	58	27	47%
フォーマザー西立野保育園	午後7時00分	89	36	40%
まなびの森保育園 川口	午後8時00分	66	24	36%
ういず川口元郷駅前保育園	午後8時00分	74	26	35%
太陽の子川口幸町保育園	午後8時00分	64	28	44%
汽車ぼっぼ第2保育園	午後7時00分	68	11	16%
ステラ川口戸塚保育園	午後8時00分	76	22	29%
川口おおぞら保育園	午後8時00分	83	20	24%
かわぐちこころ保育園	午後8時00分	88	20	23%
太陽の子 南鳩ヶ谷駅前保育園	午後8時00分	70	25	36%
川口星の子保育園	午後7時00分	60	19	32%
みどりご園	午後7時00分	92	18	20%
川口すみれ保育園	午後8時00分	75	24	32%
保育所まあむ川口東口園	午後8時00分	47	10	21%
インフィニティ保育園 柳崎園	午後7時00分	37	5	14%
リトル宙保育園	午後8時00分	45	9	20%

保育所名	延長保育 終了時間	在籍児童数	延長利用者数	延長利用率
ブリスケール・ディゾ・アンジェ川口戸塚	午後8時00分	68	11	16%
川口まりーな保育園	午後7時00分	64	7	11%
西川口クマさん保育所	午後8時00分	100	31	31%
たいよう保育園中青木園	午後7時00分	79	20	25%
いちごひがし保育園	午後7時00分	54	14	26%
みらい保育園	午後7時00分	94	21	22%
バンビ保育園あさひ	午後7時00分	69	8	12%
うぐす保育園川口戸塚	午後7時00分	70	14	20%
川口きらら保育園	午後7時00分	64	14	22%
O H A N A 川口保育園	午後8時00分	43	14	33%
元郷まりーな保育園	午後7時00分	77	25	32%
キッズランド川口金山町園	午後7時00分	51	24	47%
あおい保育園	午後7時00分	88	17	19%
川口木曾呂ゆたか保育園	午後7時00分	55	12	22%
たいよう保育園東川口園	午後7時00分	90	26	29%
川口青木おおぞら保育園	午後8時00分	85	51	60%
彩の実保育園	午後7時30分	105	31	30%
スキップ川口保育園	午後7時00分	63	16	25%
正光寺保育園鳩ヶ谷園	午後7時00分	49	14	29%
はちまんぎ保育園	午後7時00分	71	8	11%
ふるーる保育園川口本町	午後7時00分	70	18	26%
はなにこ保育園	午後7時30分	29	2	7%
川口アイ保育園	午後7時30分	64	15	23%
かわぐち杜の保育園	午後7時00分	39	6	15%
さくらそう保育園元郷	午後7時00分	60	10	17%
川口くれよん保育園	午後7時00分	56	8	14%
東川口あら川保育園	午後7時30分	77	24	31%
ブリスケール・ディゾ・アンジェ戸塚安行	午後8時00分	26	4	15%
そよ風保育園戸塚園	午後7時00分	69	12	17%
アルタキッズ鳩ヶ谷園	午後7時00分	42	9	21%
みずほ保育園川口里	午後7時00分	88	26	30%
川口安行まりーな保育園	午後7時00分	78	16	21%
いろは園	午後7時00分	40	5	13%
Gakken ほいくえん 川口芝	午後8時30分	58	13	22%
鳩ヶ谷キッズランド	午後7時00分	95	29	31%
ブリスケール・ディゾ・アンジェ安行藤八	午後7時00分	67	11	16%
K I D S O N E 川口	午後7時00分	27	3	11%
西青木クマさん保育所	午後7時00分	99	22	22%
ひふみ保育園	午後7時00分	47	15	32%
ドルフィン・キッズ保育園川口	午後7時00分	45	9	20%
東かわぐちポポロ保育園	午後7時00分	55	10	18%
たいよう保育園川口本町園	午後7時00分	50	9	18%
なぎさ川口宮町保育園	午後7時00分	53	8	15%
汽車ぼっぼ保育園きぞろ	午後7時00分	63	8	13%
ミラッツ川口保育園	午後7時00分	61	3	5%
コマームナーサリー樹モール	午後8時00分	45	3	7%
コマームナーサリー本町	午後7時30分	13	4	31%
川口ふたばこども園	午後7時00分	129	36	28%
みのりこども園	午後7時00分	60	3	5%
認定こども園清泉幼稚園	午後7時00分	87	8	9%
認定こども園新郷南幼稚園	午後7時00分	88	3	3%
計		10,094	2,402	24%

(4) 障害児

保育を必要とする、障害の程度が中程度までで日々の通所及び集団保育が可能な児童を保育所で受け入れています。

入所実施年次推移

(各年度4月1日現在)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入所人数	326人	281人	184人	194人	250人

(5) 民設民営保育所等への補助

民設民営保育所等に対し各種補助を行っています。下記の事業を実施した場合、補助基準に従い補助金を交付します。

補助事業名	補助内容	補助基準 【負担割合】
一時預かり事業	家庭において一時的に保育が困難となった乳幼児について、保育所で預かるために必要な経費	年間延べ利用者数に応じて設定 年額2,751,000円(300人未満)～ 年額10,527,000円(3,900人以上4,500人未満) 【国縣市各1/3】
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供、子育て等の相談や情報提供、子育て支援に関する講習等の実施に必要な経費(専任職員2名以上配置)	・3～4日型 職員3名以上 年額5,940,000円 職員2名 年額4,392,000円 ・5日型 常勤1名以上 年額8,639,000円 非常勤職員のみ 年額5,391,000円 【国縣市各1/3】
延長保育事業	保護者の就労、残業、通勤の遠隔化等による延長保育の実施に必要な経費	・30分延長 年額300,000円 ・1時間延長 年額1,667,000円 ・2時間延長 年額2,640,000円 【国縣市各1/3】
保育体制強化事業	保育士の負担軽減、離職防止を図るため、保育支援者を配置するために必要な経費	・保育支援者の配置 月額100,000円 ・園外活動の見守り等 月額45,000円 ・スポット支援員の配置 月額45,000円 【国1/2 縣市各1/4】
保育士宿舍借り上げ支援事業	保育所の事業者が保育士用の宿舍を借り上げるために必要な経費	一戸あたり 月額75,000円 ※令和元年度から引き続き令和2年度において本事業の対象者であって、令和3年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舍に入居している場合は月額82,000円 【国1/2 県1/8か1/4か負担なし 市・事業者 3/16か1/8か1/4】
保育補助者雇上強化事業	保育士の勤務環境改善、保育人材確保を図るため、保育士資格のない保育補助者を雇い上げるために必要な経費(保育補助者は資格取得に努めるもの)	年額2,309,000円(利用定員が121人未満の施設) 年額4,618,000円(利用定員が121人以上の施設) 【国3/4 市1/4】
乳児用呼吸モニター購入費補助事業	0歳児(生後6ヵ月未満)の睡眠中の呼吸を常時測定する乳児用呼吸モニターの購入に必要な経費	1台につき80,000円 【国1/2 市・事業者各1/4】

補助事業名	補助内容	補助基準 【負担割合】
保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）	保育士の業務負担軽減を図るためのシステム導入に要した経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1機能の場合、1施設当たり20万円（併せて端末購入等を行う場合70万円） ・ 2機能の場合、1施設当たり40万円（併せて端末購入等を行う場合90万円） ・ 3機能の場合、1施設当たり60万円（併せて端末購入等を行う場合100万円） <p>【国1/2 市・事業者各1/4】</p>
一歳児担当保育士雇用事業	一歳児担当保育士1人につき1歳児4人以下での保育の実施に必要な経費	1歳児1人につき 月額20,000円 【市単独】
低年齢児途中入所促進事業	低年齢児担当保育士の雇用に係る経費のうち低年齢児の未充足により不足する経費	未充足0歳児1人につき月額80,000円 未充足1・2歳児1人につき月額50,000円 （対象月：4月～9月） 【市単独】
障害児保育事業	市が必要と認める児童	障害児担当保育士1人につき 月額230,000円 【市単独】
保育所等運営充実事業	保育所の運営を充実させ、公立保育所との格差を緩和し、保育内容の向上を図るために要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・施設割 年額 200,000円(認可定員90名まで) 年額4,000,000円(認可定員91名以上) ・児童割 在籍児童1人につき月額2,000円 ・嘱託医師雇用助成費 市基準と運営費算入額の差に対し年額上限84,590円 ・損害賠償保険料助成費 年額上限10,000円 <p>【市単独】</p>
保育士賃金補助事業	保育士確保のため、1日6時間かつ月20日以上雇用契約を締結する保育士若しくは月の労働時間が120時間以上となる雇用契約を締結する保育士への賃金補助に要した経費	補助対象経費（{保育士1人あたり月額2,000円から上限28,000円} ×実施月数）の3/4 ※2,000円単位 【市単独】
潜在保育士就職準備補助金事業	保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（潜在保育士）の再就職支援を図るため、再就職の準備に必要な経費を保育士に補助する。ただし、2年間保育士業務に従事するもの。	潜在保育士1人につき 100,000円 【市単独】

(6) 私立幼稚園

幼児が、生活や遊びの中で様々な体験を通して、情緒的・知的な発達と共に社会性を養い、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基盤を育み、学校教育の始まりである幼稚園で、基本的な生活習慣を身に付け、学習意欲を養い、小学校生活がスムーズにスタート出来るよう教育環境の整備をします。

(各年5月1日現在)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
幼稚園数(園)	41	40	39	38	37
定員(人)	11,260	10,740	10,600	10,120	9,910
在籍数(人)	9,189	8,519	7,870	6,935	6,213

(7) 私立幼稚園への補助

私立幼稚園に対し、教員の研修や幼児、教員の健康診断に対し補助を行っています。

また、保護者に対し保育料等の補助を行うことにより、経済的負担の軽減を図っています。

<園児保護者入園料補助金>

私立幼稚園及び認定こども園（教育保育給付認定1号）へ入園した園児の保護者に対して補助金を交付しています。

補助額：40,000円（一律）

<私立幼稚園設備資金借入利子助成>

対象 幼稚園施設設備の新設、改善等のため資金を借入れた幼稚園が対象です。

助成金額 借入額にかかわらず8,000万円を限度として、年利率1/2の利子助成しています

期間 10年以内

<私立幼稚園教育研修費補助金>

市内の私立幼稚園教員を対象として私立幼稚園協会に対し補助金を交付し、教育内容の充実と教員の資質の向上を図ることを目的としています。

<私立幼稚園幼児等健康診断補助金>

市内の私立幼稚園協会に対し補助金を交付し、市内私立幼稚園の幼児及び教職員の健康保持増進を図り、幼稚園教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的としています。

<私立幼稚園の長時間預かり保育推進事業補助金>

市が定める要件を満たし、かつ、11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後及び長期休業期間等に教育活動を行う市内の私立幼稚園に対し補助金を交付し、私立幼稚園における長時間預かり保育を推進し、保育所等の待機児童対策の推進を図ることを目的としています。

(8) 幼児教育・保育の無償化

<施設利用費>

- ・保育料に対する給付

施設等利用給付認定子どもの保護者に対して、施設利用費を給付しています。

- ・預かり保育利用料に対する給付

私立幼稚園の預かり保育を利用する、施設等利用給付認定子ども2号及び3号の保護者に対して、施設利用費を給付しています。

<副食材料費に係る実費徴収補足給付事業費補助金>

保護者が支払う私立幼稚園の給食費（副食費部分）に対して補助金を交付しています。

(9) 保育所の民営化について

多様化する保育ニーズに対して民間活力を導入し、より効果的・効率的な保育行政を行うことを目的として、平成16年度から公設民営方式による指定管理者制度を導入し、15保育所を公設民営化しました。

平成16年度	神根保育所、並木南保育所、戸塚しらぎく保育園、戸塚のぞみ保育園
平成17年度	新郷保育所
平成18年度	青木保育所、芝高木保育所、川口駅前保育園（新設）
平成19年度	川口西保育園（西保育所及び横曽根保育所を廃止し、新設）
平成20年度	本町保育所
平成24年度	上青木保育所
平成29年度	並木東保育園（新設）
平成30年度	南平保育園（末広保育所及び元郷保育所を廃止し、新設）
令和2年度	芝南保育所
令和4年度	領家保育所

2 家庭保育室

保育所の補完的制度として、生後8週過ぎから2歳（4月1日時点）までのお子さんの保育を行っています。

(1) 登録基準

設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児を保育するのに適した部屋を有すること ○衛生的な給食を提供できる設備を有すること ○敷地内又は付近に適当な広さの遊び場を有すること
資 格	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭保育室に保育士、保健師又は看護師の資格を有する心身ともに健康な保育者を2人以上置いていること ○乳幼児の保育に専念できること ○心身ともに健康であること

(2) 助成

ア 家庭保育室登録者

運営管理に必要な費用を助成します。

イ 保護者

基本保育料月額60,000円を限度として、保護者の所得税等課税額に応じた10階層区分に基づき助成します。

(3) 入所実施年次推移

(各年度3月1日現在)

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
入所人員	55人	49人	29人	27人	6人
保育室数	7室	5室	4室	3室	2室

3 認可外保育施設

(1) 立入調査・集団指導研修の実施

保育の質の向上及び安全性の確保を図るため、認可外保育施設（施設型）に対し立入調査を実施しています。また、認可外保育施設（居宅訪問型）に対し、立入調査に代わる集団指導研修を実施しています。

ア 立入調査実施施設数（対象：認可外保育施設（施設型））

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
施設数	64カ所	62カ所	10カ所	8カ所	44カ所

イ 集団指導研修受講施設数（対象：認可外保育施設（居宅訪問型））

年度	4年度
施設数	26カ所

(2) 企業内保育

企業及び病院等が、保育室を設け乳幼児を保育する場合、その運営に必要となる経費に対して、昭和51年度から補助金を交付し、児童福祉の推進を図っています。また、平成23年度より補助対象経費を運営補助から備品、消耗品の補助とし、効果的に多くの企業内保育施設に支援できるように改定しています。

ア 補助基準

対象	○法人の企業及び病院 (国の行う企業主導型保育事業に該当するものを除く。) ○就学前児童の定員が6人以上の施設
補助額	○1施設当たり年額78,000円を限度

イ 補助事業実績

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
施設数	13カ所	14カ所	11カ所	11カ所	11カ所

4 地域子育て支援センター・育児相談

子育て中の親子が気軽に集い、情報交換や育児相談を行えるよう、子どもの遊び場を提供するとともに、保育士を配置して、子育てに不安を持つ保護者の相談対応や子育てに関する情報発信を行うことで、子どもの健全育成を図る事業です。

名称	所在地	開始年月日
子育てサポートプラザ	本町3-6-30 本町三丁目分室4、5階	平18.10.2
子育てひろばポッポ	里1650-1 鳩ヶ谷駅地下1階	平23.10.11
南鳩ヶ谷地域子育て支援センター	南鳩ヶ谷6-6-18 南鳩ヶ谷保育所2階	平24.5.1
川口こども園「のびのび」	安行領根岸1291	平17.5.1
アスク東川口保育園	戸塚4-21-1	平17.4.1
川口駅前保育園	川口1-1-1 キュポ・ラ8階	平18.9.1
汽車ぼっぼ保育園「ぼけっと」	東川口6-8-19	平21.4.1
子育て支援センター・フォーマザー	東川口3-8-8 1階	平21.4.1
どんぐり保育園「風の子広場」	三ツ和1-21-21	平18.4.1
汽車ぼっぼ第2保育園「わらべ」	安行吉蔵334-1	平28.8.1
あいう園	幸町3-10-16 2階	平28.4.1
西川口クマさん保育所	並木2-9-9	平30.4.1
おさなご園「ベテル」	朝日5-7-15	令2.4.1
はなにご保育園「はなにご」	本町3-3-15 1階	令2.4.1
汽車ぼっぼ保育園きざろ「ばれっと」	木曾呂551-1	令4.6.1
なぎさ川口宮町保育園	宮町8-10	令4.7.29
南青木保育所	青木1-4-4	平12.4.1
戸塚西保育所	北原台3-18-10	平9.4.1
里保育所	里493-1	平14.4.1

第7部 外郭団体等

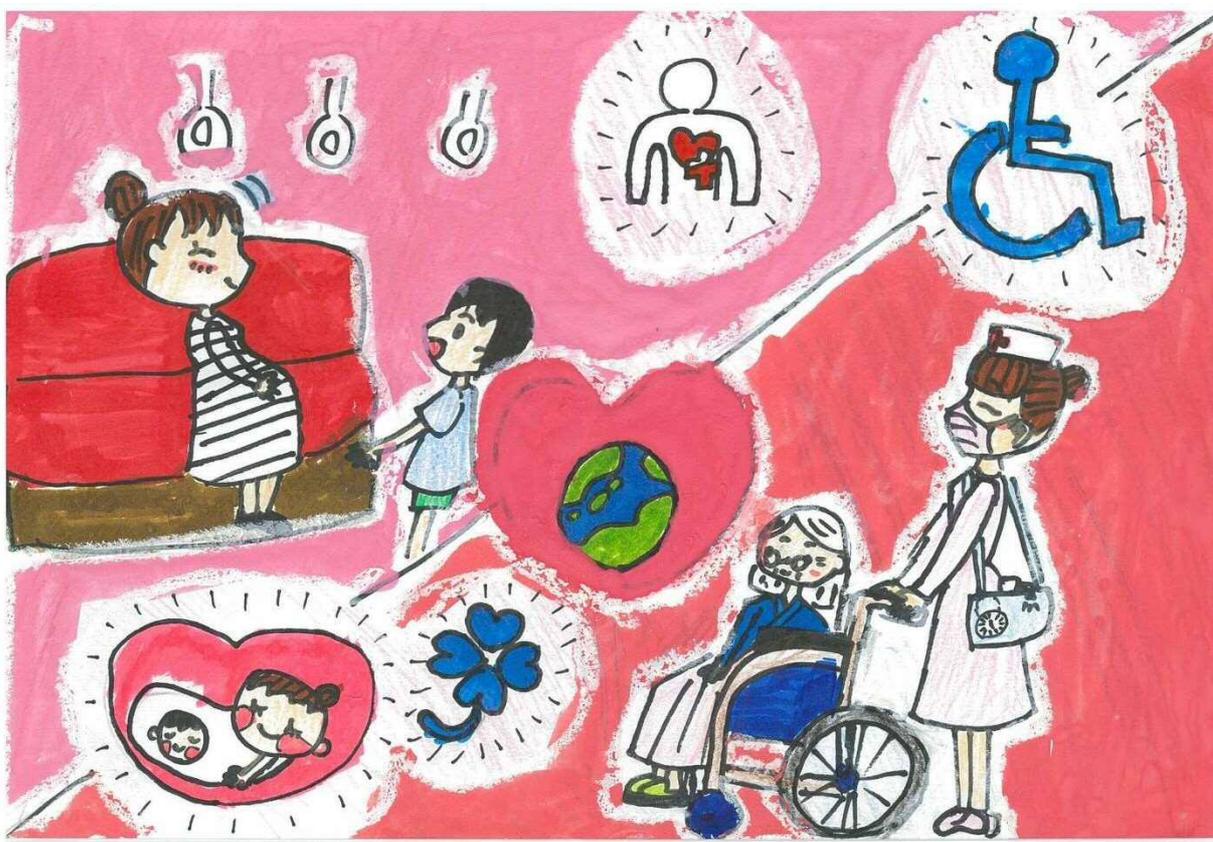


「福祉の日デザイン画」 中学生・一般の部 優秀賞 高坂侑季

第1章

社会福祉法人

川口市社会福祉協議会



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 佳作 秋山杏奈

令和5年度 社会福祉協議会

		事業名	予算額(千円)
地域福祉の推進		川口市地域福祉活動計画の推進、進行管理(補)	2,594
		地区社会福祉協議会の活動支援	8,502
		生活支援体制整備事業(託)	8,000
		多機関協働事業(託)	13,165
		アウトリーチ等継続的支援事業(託)	8,528
		参加支援事業(託)	6,294
		啓発事業	2,895
援護		生活福祉資金貸付事業	24,412
		生活困窮者自立相談支援事業(託)	31,390
高齢者福祉		さわやかコール(補)	719
		地域包括支援センター(託)	39,963
		老人福祉センター青木たたら荘(指)	18,194
ボランティア活動		ボランティア活動推進事業	4,910
		福祉教育事業	1,199
交通遺児支援		交通遺児育英事業	2,228
権利擁護		福祉サービス利用援助事業	6,446
		成年後見センター(託)	23,783
会館 在宅福祉		やすらぎ会館の運営(補)	6,831
		高齢者自立支援事業(託)	8,441
児童福祉		つどいの広場事業(託)	27,768
		子育て支援総合コーディネート事業(託)	17,709
		利用者支援事業(託)	14,425
		ファミリー・サポート・センター事業(託)	24,914
		放課後児童クラブ事業(託)	537,338
		手話通訳者派遣事業(託)	26,616
障害福祉		障害者相談支援事業(託)	15,500
		特定相談支援事業	2,983
		障害児相談支援事業	
		一般相談支援事業	
		障害支援区分認定調査(託)	132
共同募金		共同募金配分事業	13,403
		地域歳末たすけあい配分事業	7,515
住民参加型福祉サービス		住民参加型福祉サービス事業	4,010
居宅介護等事業		老人居宅介護等事業	130,937
		障害福祉サービス事業	32,097
		居宅介護支援事業	43,602
		要介護認定調査(託)	369
収益事業		収益事業	16,996

事業予算の概要・事業計画

(注) (託) は市の委託事業 (補) は市の補助事業 (指) は指定管理事業

事業内容
住民主体による地域福祉活動の推進を目的としたかわぐち市民活動プラン（川口市地域福祉活動計画）の進行管理と実施、市民団体及び地区社会福祉協議会が行う活動プランに関する事業などへの助成
地区社会福祉協議会活動費の交付、地区社会福祉協議会連絡協議会の開催、地域づくり支援（サロンに健康講師を派遣）など
高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実に向け、生活支援の担い手の発掘・養成、地域資源の把握・開発やネットワークの構築
重層的支援体制整備事業への移行準備事業における多機関協働事業の取組み（複合化・複雑化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、事例全体の調整機能）
支援関係機関や地域住民との連携により、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が行き届いていないケースを把握し、本人やその世帯との信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援
既存の社会参加に向けた事業では対応できないケースに対し、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向け、ニーズや状態に合った支援のマッチングやフォローアップなどの継続的な支援
ホームページ及びSNSなどによる啓発事業、社協だより発行、福祉協力店の実施など
生活福祉資金等の貸付・償還の書類の交付、受付業務（新型コロナウイルスの影響に伴う特例貸付を含む）
生活困窮者などに対する、個別的・継続的・包括的な相談支援
ひとり暮らし高齢者等に対する、電話による訪問活動の実施
青木地区の高齢者の介護、健康・福祉・医療や生活に関する包括的・継続的な支援
60歳以上のかたのレクリエーション・趣味・教養の場の提供とともに、各種相談を通じて心身の健康増進、外出する機会を増やすことを目的に実施
ボランティアの相談・育成・紹介、ボランティア講座、コミュニティソーシャルワーカーの配置による個別支援及び地域支援、青少年ボランティア育成事業の実施、障害者の社会参加と自立支援、災害ボランティアセンターに関すること
ボランティアマインド推進校指定事業、福祉教育事業の実施
交通遺児に対する支援金（年末・修学旅行・就職支度）及び小中学校・高等学校等・大学等入学時祝金の贈呈、高等学校等・大学等に在学時の奨学金の支給
判断能力が不十分なかたに対し、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等による権利の擁護
成年後見制度に関する広報・啓発・相談対応・申立の支援、市民後見人候補者の養成及び活動支援
集会室・会議室の貸出及び運営
おおむね65歳以上で、病気やケガにより一時的に日常生活に支障のあるかたに対し、自立生活支援のためのホームヘルパーを派遣
0～3歳児の親子を対象に、親子が交流を行う場として「つどいの広場」の運営
講座等の開催を通して子育て支援を図るとともに、子育て機関・施設や育児サークルの連携及び協働の体制づくり、子育てサポーターの派遣・調整、子育てに関するイベントの実施
子育ての不安の解消を図るため、電話及び個別による相談や、保育所、幼稚園、あそび場、育児サークル等の利用の案内、子育て情報の発信、相談者の属性や世代や内容に関わらない包括的な相談
地域における子育て支援を目的とした有償・有料の相互援助活動の実施、講座の開催
保護者が就労している小学校6年生までの児童等の健全な育成を目的とした適切な遊び場及び生活の場の提供による児童支援（22校、その内特別支援学級併設14校）
聴覚障害者のコミュニケーション・情報伝達の円滑化を目的とした手話通訳者の派遣
障害者や家族からの相談に応じ、生活や障害福祉サービスの利用に必要な情報を提供し、地域生活を支援（川口市障害者相談支援センター社協の運営）
障害福祉サービスを利用する上で必要なサービス等利用計画の作成及びその計画に沿った相談支援
障害児が障害児通所支援を利用するうえで必要なサービス等利用計画の作成及びその計画に沿った相談支援
障害者支援施設や精神科病院に入院している障害者等の地域生活への移行及び定着に向けた支援
障害支援区分認定調査の実施
赤い羽根共同募金の配分金をもとに、地区社会福祉協議会活動費の交付、ボランティア活動普及啓発等の事業の実施、社協だよりの発行、その他福祉に関する普及啓発
地区社会福祉協議会への歳末配分金の交付及び市社協による歳末たすけあい事業の実施
家事援助サービス、ちょこっと困りごとサポート、食事サービス、車いす貸出サービス、車いすステーション、福祉車両貸出サービス
介護保険法による訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業所の運営
障害者総合支援法による居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所の運営、移動支援事業の実施
介護保険法による居宅介護支援事業所の運営
要介護認定訪問調査の実施
オートレース場内、その他公共施設等における自動販売機の設置など

第1節 社会福祉協議会の概要

1 組織

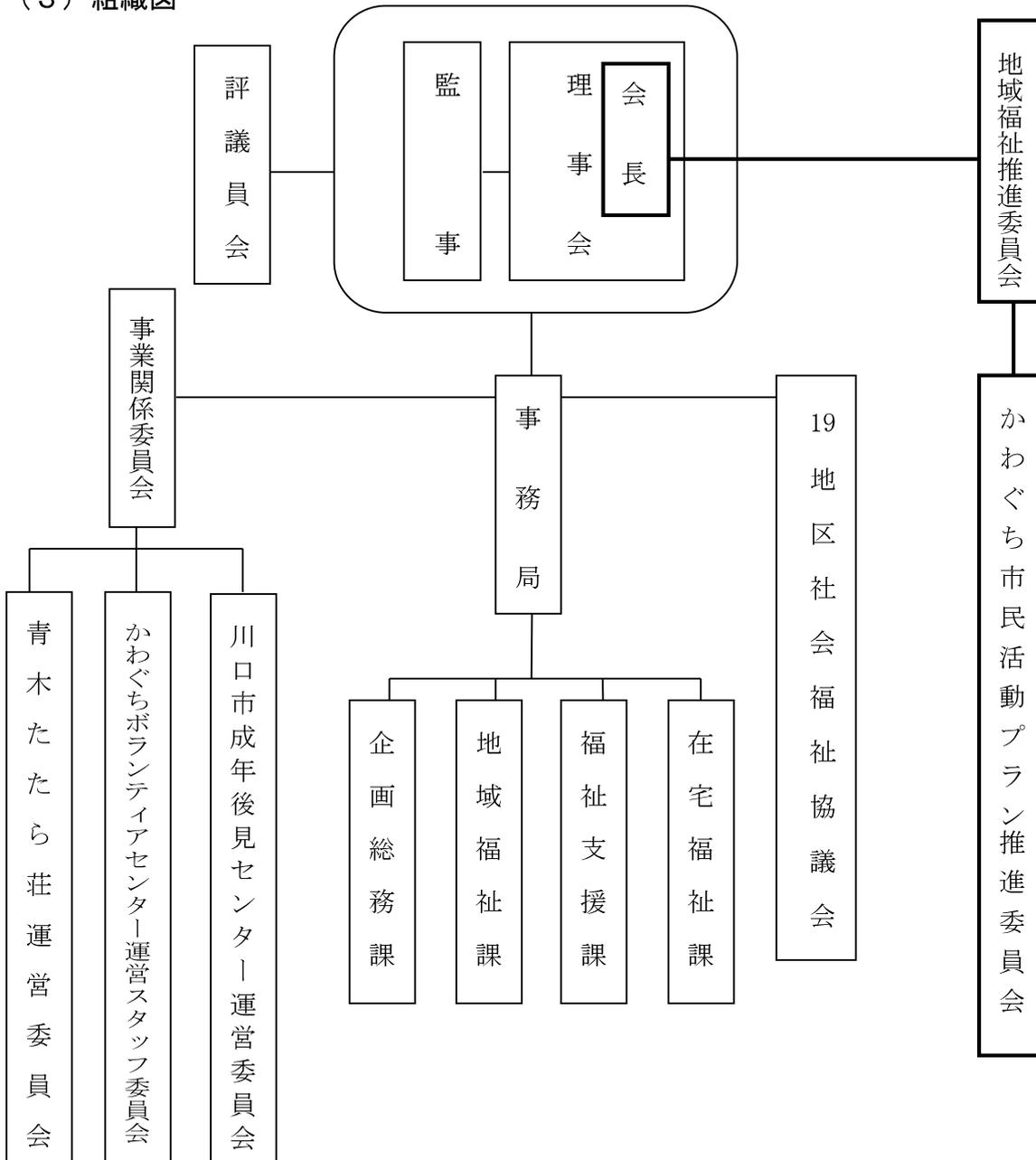
社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的とし、地域住民・社会福祉関係者等の参加と協力を得て、民間組織としての自主性と公共性を持ち、地域福祉活動の中核的役割を担い、各種福祉事業を推進している。

(1) 所在地 川口市青木3-3-1 青木会館内

(2) 沿革

昭和26年	4月1日	川口市社会福祉協議会発足
昭和53年	3月9日	社会福祉法人 川口市社会福祉協議会の設立認可
昭和53年	3月25日	社会福祉法人 川口市社会福祉協議会設立
昭和58年	4月1日	川口産業文化会館から青木会館へ移転
令和2年	6月1日	青木会館から川口市役所青木3丁目分室へ移転
令和4年	10月11日	川口市役所青木3丁目分室から青木会館へ移転

(3) 組織図



第2節 令和5年度当初予算

(単位：千円)

会 計 別	予 算 額	
1 社 会 福 祉 事 業 区 分	1,250,622	
拠点区分	(1) 法 人 運 営 事 業	321,895
	(2) 生 活 福 祉 資 金 貸 付 事 務 委 託	24,412
	(3) 高 齢 者 福 祉 事 業	719
	(4) ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 事 業	6,109
	(5) 交 通 遺 児 育 英 事 業	2,228
	(6) 福 祉 サ ー ビ ス 利 用 援 助 事 業	6,446
	(7) 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 事 業	537,338
	(8) 手 話 通 訳 派 遣 事 業	26,616
	(9) 共 同 募 金 配 分 事 業	20,918
	(10) 住 民 参 加 型 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	4,010
	(11) 老 人 居 宅 介 護 等 事 業	130,937
	(12) 障 害 者 相 談 支 援 事 業	18,615
	(13) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	32,097
	(14) 子 育 て サ ポ ー ト プ ラ ザ 事 業	59,902
	(14) -1 つ ど い の 広 場 事 業	27,768
	(14) -2 利 用 者 支 援 事 業	14,425
	(14) -3 子 育 て 支 援 総 合 コ ー デ ィ ネ ー ト 事 業	17,709
	(15) 自 立 支 援 事 業	8,441
(16) や す ら ぎ 会 館 事 業	6,831	
(17) フ ァ ミ リ ー サ ポ ー ト セ ン タ ー 事 業	24,914	
(18) 老 人 福 祉 セ ン タ ー 青 木 た た ら 荘	18,194	
2 公 益 事 業 区 分	175,094	
拠点区分	(1) 居 宅 介 護 支 援 事 業	43,971
	(2) 青 木 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	39,963
	(3) 成 年 後 見 セ ン タ ー	23,783
	(4) 生 活 困 窮 者 自 立 相 談 支 援 事 業	31,390
	(5) 生 活 支 援 体 制 整 備 事 業	8,000
	(6) 重 層 的 支 援 体 制 整 備 事 業	27,987
	(6) -1 多 機 関 協 働 事 業	13,165
	(6) -2 ア ウ ト リ ー チ 等 継 続 的 支 援 事 業	8,528
	(6) -3 参 加 支 援 事 業	6,294
計	1,425,716	

第3節 実施事業

1 会員募集と啓発事業

(令和4年度実績)

(1) 会員募集活動

幅広い市民の参加と協力を基盤とした社協運営を図るため会員制度を実施し、各会員の加入促進を図りながら募集活動を行っています。

会員種別	会費（1口）（円）	会員数（件）	口数（口）	金額（円）
個人会員	1,000	12,692	13,121	13,123,000
賛助会員	5,000	460	952	4,760,000
施設・団体会員	2,000	56	108	216,000
合計				18,099,000

※個人会員の金額には、500円×4件＝2,000円を含みます。

※個人会員会費と賛助会員会費の50%は、会員の居住地（所在地）の地区社会福祉協議会の福祉活動費として交付しました。（交付額8,749,500円）

(2) 広報誌「社協だより」の発行 776,000部（年4回、季刊発行）

(3) ホームページの公開及びSNS（Twitter）による福祉情報等の発信

①ホームページ年間閲覧数 60,266件

②Twitterによる情報発信

ツイート数 327回 新規フォロワー数 255件（総数 975件）

(4) マスコットキャラクター「社助」によるPR

・着ぐるみ出演及び貸し出し数（社協事業） 5回

(5) 社協PRブースの出展（川口市・市社協主催イベント等）

・第21回ボランティア見本市

・川口市市産品フェア2022

(6) 福祉協力店の実施

「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」を推進するため、市内に店舗を有する商店や企業、事業所の協力により、地域福祉の啓発及び推進を図ることを目的とする福祉協力店を設置しています。

単位：店舗

新規	終了	設置数（令和5年3月31日現在）
1	2	30

(7) 社会福祉士実習生の受け入れ

社会福祉士養成の指定科目である相談援助実習に協力し、養成校の実習生を受け入れています。

養成校名	人数（人）
公立大学法人埼玉県立大学	2
学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校	1

2 地区社協支援

(令和年4年度実績)

(1) 地区社会福祉協議会連絡協議会の開催

- ・令和4年 6月 9日(木) 出席者 18人
- ・令和4年10月27日(木) 出席者 17人
- ・令和5年 1月23日(月) 出席者 17人
- ・令和5年 3月 9日(木) 出席者 17人

(2) 地区社協活動交付金の交付

地区社会福祉協議会に対し、下表の内訳のとおり地区社協活動交付金を交付しました。

単位：円

内訳		第1期 (6月)	第2期 (9月)	第3期 (1月)	追加分	合計
A	令和4年度に地区で取りまとめた個人会員会費・賛助会員会費の50%	3,337,500	4,429,000	926,000	57,000	8,749,500
B	令和3年度に地区で取りまとめた赤い羽根共同募金実績額の39.5%	9,705,000	0	0	0	9,705,000
合計		13,042,500	4,429,000	926,000	57,000	18,454,500

※Aは第1期に5月までの実績分を、第2期は6月から8月の実績分を、第3期は9月から12月の実績分を交付しました。(1月以降の実績は、随時追加分として交付)

※Bは第1期に全額を交付しました。

(3) 地域福祉推進員の育成・活動支援

地域の多様な人材の発掘及び活用を図り、地域と密着して計画を推進する地域福祉推進員の配置を進めるとともに、その活動の支援を行っています。

①地域福祉推進員数

- ・19地区 計 166人(令和5年3月31日現在)

②第7期地域福祉推進員研修会

開催日	内 容	参加者数(人)
令和4年12月23日	令和4年度地域福祉推進員研修会 講義 ヤングケアラーの実態・支援について 講師 埼玉県社会福祉協議会 地域福祉部 主幹 大島 聡志 氏	79

3 地域福祉・ボランティア活動推進事業

かわぐちボランティアセンターを拠点として、小地域福祉活動やボランティア活動に対する市民の関心と理解を深めるとともに活動を支援し、魅力ある福祉のまちづくりを推進しています。

(1) 地域福祉活動の推進

①川口市地域福祉活動計画「かわぐち市民活動プラン」の推進・進行管理

かわぐち市民活動プランの推進状況に関する確認・評価と提言などを行う、かわぐち市民活動プラン推進委員会の運営を行っています。

- ・令和4年 7月20日(水) 出席者 7人
- ・令和4年11月 8日(火) 出席者 9人
- ・令和5年 3月17日(金) 出席者 10人

②地域福祉活動に対する助成

ア ふくしのまちづくり助成金

地域活動団体による第2期かわぐち市民活動プランの活動計画に関わる事業に対して助成金を交付しました。

コース	助成団体名	助成事業	助成額(円)
立ち上げ支援	任意団体 ラブグリーン	ラブグリ会	66,422
	宿題クラブ	学習支援	16,080
	フードドライブさんと〜く	フードドライブ事業	86,522
	いきいき元郷の会	いきいき元郷の会	73,100
継続支援	いきいき美活体操幸栄チーム	いきいき美活体操	30,000
	いきいき美活体操金山チーム	健康体操	29,858
	いきいき美活体操栄二チーム	いきいき美活体操栄二チーム	28,395
	川口自主夜間中学	川口自主夜間中学	30,000
	ぷらっとほーむ〜かわぐち不登校ネットワーク〜	不登校当事者と家庭への支援事業	30,000
	NPO木曜サロン	木曜サロン	29,480
	わくわくいきいき体操クラブ	わくわくいきいき体操クラブ	20,247
	根岸いきいきサロン	根岸いきいきサロン	30,000
	ぽっぽカフェ	ぽっぽカフェ	30,000
	盛人シニアライフサポーター協議会	里公民館サロン	30,000
	ふれあいいきいきサロン芝園	ふれあいいきいきサロン芝園	8,810
	中央きずなチーム	おしゃべりきずなサロン	13,734
	合計		

イ かわぐち市民活動プラン助成金

地区社会福祉協議会が行う地域拠点の整備に関わる事業に対して助成金を交付していますが、令和4年度は新型コロナウイルスの影響により地区社会福祉協議会の活動が休止となることが多く、申請はありませんでした。

③コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

地域づくりを進めるための専門職として、ボランティアセンターにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、南平エリアと中央エリアを中心に個別支援及び地域支援に取り組んでいます。

ア 個別支援

地域のなかで、制度の狭間にある課題や重層的な課題を抱えている世帯に対する支援を行います。

- ・新規個別支援世帯数 合計 37世帯

単位：世帯

	障害・病気	不登校・引きこもり	生活困窮	精神疾患
世帯数	8	7	6	5

複合	孤立	その他
3	3	5

- ・個別支援活動件数 合計 903件

単位：件

	個別支援（直接）	個別支援（間接）	その他
件数	546	266	91

イ 地域支援

個別支援を通じてコミュニティソーシャルワーカーが把握した地域課題の解決を図るために地域支援に取り組んでいます。

- ・地域拠点活動

個別支援により把握した、孤立感を感じているかたや不登校児童・生徒、困りごとを抱えているかたを対象に、モデルエリア内の居場所づくりの活動を開催しています。

	開催回数（回）	参加者延数（人）
「みんなの居場所 あつまれ！」（南平エリア）	27	309
「ラブグリサロン」（中央エリア）	21	42

- ・地域支援活動件数 合計 277件

地域で居場所づくり活動に取り組む団体等に対し支援を行っています。

単位：件

	活動相談	立ち上げ支援	運営支援	その他
件数	55	14	114	94

④こども食堂・フードパントリー実施団体への支援

社会的孤立の防止を目的に、市内で活動を行うこども食堂及びフードパントリー実施団体（24団体）が集う情報交換の場として、こども食堂・フードパントリーネットワーク会議を2回開催したほか、運営に関する相談やボランティア希望者の仲介等、活動の支援を行っています。

⑤フードドライブ

食品ロスの削減の促進並びに生活困窮者への支援を目的として、かわぐちボランティアセンターを窓口としてフードドライブを実施しています。

- ・提供件数 81件
- ・提供点数 1,817点

⑥地域づくり支援事業（健康講師派遣事業）

地域づくり支援事業のメニューのひとつとして、地区社協サロンやその他市民が集まる行事等に健康の維持・増進に関する講習等を行う講師を派遣・紹介する健康講師派遣事業を実施しています。

- ・講師登録数 26人
- ・派遣件数 7団体32件
- ・紹介件数 3団体 6件

(2) ボランティア活動の推進

①ボランティアセンターの運営

ア かわぐちボランティアセンター運営スタッフ委員会の開催

- ・令和4年 5月27日（金） 出席者 9人
- ・令和4年11月18日（金） 出席者 8人
- ・令和5年 3月 3日（金） 出席者 7人

イ かわぐちボランティアセンター運営スタッフ委員研修

開催日	内容	参加者数（人）
令和5年2月25日	・領家ボッチャ倶楽部の活動体験 ・施設見学	15

ウ ボランティア育成・啓発

ボランティアの育成のため体験講座を開催し、以後、参加者に対し体験の場を提供しています。また、ボランティアセンター登録者に対しステップアップ講座を開催しています。

①ボランティア体験講座

開催日	内容	参加者数（人）
令和4年11月11日	【講座】 ・ボランティアの心構え ・7団体のボランティア紹介	14
11月19日～12月21日 ※期間内で各1回実施	【ボランティア体験】 ・青空サロン「源吉」の手伝い ・領家ボッチャ倶楽部の手伝い ・オレンジタイム手とての手伝い ・もっとGO ボッチャ体験の手伝い ・ウォーキング受付の手伝い ・スマホ相談会の手伝い ・井戸端ミニルームの手伝い ・青木いきいきスマイル百歳体操の手伝い ・健康測定会の手伝い ・男の料理教室の手伝い	延13

②ステップアップ講座

開催日	内容	参加者数（人）
令和5年3月15日	・領家ボッチャ倶楽部の活動体験 ・交流会	15

エ ふれあいいきいきサロン

高齢者や障害者、地域住民等、誰でも自由に参加できる場所を提供し、ボランティア活動を通して社会参加を促すことを目的に開催しています。

(毎月第4木曜日 10時～12時)

場所	開催回数（回）	参加者数（人）
かわぐち市民パートナーステーション会議室	12	125

オ ボランティア相談

ボランティアコーディネーターが、ボランティア相談を行っています。

相談場所	相談日	開所日数（日）
かわぐちボランティアセンター	毎週 火～日曜日	297

・ボランティア相談 318件（その他の相談 1,429件）

カ ボランティアセンター利用状況

- ・登録ボランティア数（個人） 100人
- ・登録ボランティア数（団体） 209団体
- ・部屋利用件数（人数） 青木ボランティアルーム 36件（169人）
鳩ヶ谷ボランティアルーム 120件（528人）
- ※青木ボランティアルームは、青木会館への移転後、11月16日から貸出を開始

キ ボランティア保険

ボランティア活動中の様々な事故によるけがや賠償責任を補償するボランティア保険の加入手続き等を行っています。

- ・ボランティア活動保険 3,927人
- ・ボランティア行事用保険 250件 25,821人
- ・事故報告 15件

ク ボランティアの連携・ネットワーク支援

- ・福祉施設・関係機関ネットワーク会議 ※新型コロナウイルスの影響により中止
- ・川口市ボランティア団体連絡協議会に対する協力

②福祉教育の推進

ア ボランティアマインド推進校指定事業

ボランティアマインドの育成を図ることを目的に、市内の学校に対して助成金を交付しています。

- ・指定学校数 小学校 18校、中学校 2校 計20校
- ・助成金額 588,800円

イ 学校福祉体験授業への協力

- ・ボランティア学習・福祉教育情報連絡会議

川口市教育局との共催により市内の小・中学校の福祉教育担当教諭を対象とした会議を開催しています。

開催日	内容	参加者数 (人)
令和4年 5月	新型コロナウイルスの影響により書面開催	—
令和5年 2月 8日	事例発表 講師 鳩ヶ谷小学校 教諭 佐々木 善洋 氏 実践者講話 講師 川口市視覚障害者福祉協会 会長 大井田 弘子 氏 講話 「令和5年度ボランティア・福祉教育における方向性について」 講師 川口市教育局学校教育部指導課 指導主事 譜久村 航 氏	38

ウ 福祉教育推進員制度

市内の各校において福祉体験学習への指導・実施協力を行う福祉教育推進員に23人が登録しました。

- ・福祉教育推進員定例会 11回開催 参加者延数 172人
- ・ボランティア学習・福祉教育情報連絡会議の協力

エ 福祉体験学習への協力・援助

市内小・中・高等学校の総合的学習の時間や地域などで行う福祉体験（車いす・アイマスク・高齢者疑似体験、当事者講演など）の実施協力と援助を、福祉教育推進員とボランティア団体で行っています。

- ・福祉体験学習に関する相談・体験実施延数

種別	依頼件数 (件)	実施件数 (件)	参加体験者数 (人)
学校	58	58	7,259
企業・団体	1	1	61

- ・福祉体験への協力・援助活動回数

福祉教育推進員 (回)	ボランティア・当事者団体 (回)	当事者 (回)
23 (活動延人数 176人)	29 (活動団体数 4団体)	6 (活動人数 1人)

- ・福祉体験への協力・援助活動内訳

単位：件数

講話・STT 体験 (視覚障害)	講話・体験 (パラスポーツ)	車いす アイマスク	点字体験	手話体験	ボッチャ体験
11	6	23	5	7	6

- ・学校や団体等への備品貸し出し延数

車いす	234 台	アイマスク	2,717 枚
疑似体験用ベスト	126 着	点字器	594 器
足首おもり	177 個	白杖	47 本
ひじ・ひざサポーター	263 個		

オ 出前講座

市民が福祉について学ぶ機会を増やすことを目的に、市内の団体や企業、学校などにボランティアセンターの職員を派遣し、出前講座を行っています。

講座内容	実施件数 (件)
地域福祉入門	16
災害ボランティア	4
障害者スポーツ	3
合計	23

③青少年ボランティア育成委員会及びボランティア見本市実行委員会の運営・事業実施（市民と川口市協働推進課との協働事業）

ア 青少年ボランティア育成委員会及び青少年ボランティア育成事業

川口市社協（かわぐちボランティアセンター）と川口市（協働推進課）と市民の3者協働で「青少年ボランティア育成委員会」を設立し、次代を担う子どもたちのボランティアマインドの向上を目的に各種事業を実施しています。

- ・青少年ボランティア育成委員会 4回開催
- ・ボランティアスクール（彩の国ボランティア体験プログラム合同実施）

開催日	内容	参加者数 (人)
令和 4年 7月 23 日～ 8月 10 日	・青少年ボランティアスクール 中学・高校・専門・大学生など 25 歳以下の青少年を対象とした、施設・団体でのボランティア体験 (53 コース)	386
7月 26 日～ 8月 5 日	・夏休み子どもボランティアサロン 小学生を対象とした、ボランティア団体でのボランティア体験 (9 プログラム)	125

※川口市青少年ボランティア大会は、新型コロナウイルスの影響により中止し、動画と体験文集による振り返りを行いました。

・通年ボランティア事業の実施

開催日	対象	内容	参加者数 (人)
令和 4年 10月 23 日	小学生以上	・荒川のゴミ拾い活動 ゴミ拾いと生態調査や水質調査を通じた SDGs の観点での学習	7
11月 12 日	中学生以上	・ふれあい農園活動 高齢者施設の協力による農園での収穫作業と地域住民とのふれあい交流	7

・青少年ボランティア部

青少年のボランティア活動の場の確保や育成を目的に、令和4年10月に中学生から概ね25歳までを対象とした青少年ボランティア部を立ち上げました。

部員数 33人（中学生 16人、高校生 6人、大学生 9人、社会人 2人）

活動日	内容		参加者数 (人)
令和4年10月8日	定例活動	古切手の整理と交流	2
10月22日	ボランティア依頼	街頭募金活動	3
10月23日	ボランティア依頼	清掃中の手伝い	1
11月12日	定例活動	炊き出し訓練の手伝い	5
11月13日	ボランティア依頼	貿易ゲームの手伝い	8
12月3日	定例活動	街頭募金活動	5
12月17日	ボランティア依頼	街頭募金活動	1
令和5年1月14日	定例活動	カーレット体験と交流	5
2月18日	定例活動	簡単な手話を学ぶ	9
3月11日	定例活動	災害が起きた時どうする（クロスロード）と交流	10

イ ボランティア見本市

ボランティア団体が一堂に会し、それぞれの団体が活動の紹介とアピールを行うことで、市民のボランティア活動に対する関心の増進と参加のきっかけになるよう、市民によるボランティア見本市実行委員会を中心に、川口市社協（かわぐちボランティアセンター）と川口市（協働推進課）が協働して実施しています。

開催日時	参加団体	内容	来場者延数(人)
令和4年10月1日 10時～15時	・ボランティアブース 32団体 ・動画配信団体 15団体	1 ボランティア体験プログラム 2 盲導犬体験 3 ボランティアブース 4 クイズラリー 5 動画配信（ボランティア団体）	4,500

④青少年ボランティア育成委員会への助成

青少年ボランティア育成委員会に対し、青少年ボランティアの育成を目的とした総合的な事業を実施するための助成金を交付しています。

・助成金額 566,524円

⑤ボランティアに関する広報・情報発信

ア 情報紙「ぼらんていあ川口」の発行 6,050部（年4回発行）

市内の学校、支所、公民館、登録ボランティア、地域包括支援センター、福祉協力店、施設などへ配布しています。

イ ボランティアセンターホームページ

ボランティア募集や講座、イベント、助成金、登録団体の紹介などの情報を発信しています。

⑥災害ボランティアセンターに関すること

ア 災害ボランティア登録者の養成

被災時に災害ボランティアセンターを円滑かつ迅速に開設・運営できる体制作りを進めるため、登録者の養成講座を実施し、講座修了者のうち11人が登録しました。

・災害ボランティア登録者数 65人（令和5年3月31日現在）

開催日	内容	参加者数（人）
令和5年2月5日	講義 「災害ボランティアと災害ボランティアセンターについて」 講師 川口市社会福祉協議会 訓練 「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」 協力 川口市市民生活部 協働推進課 川口市危機管理部 危機管理課 第一生命保険株式会社 さいたま市社会福祉協議会 戸田市社会福祉協議会 蕨市社会福祉協議会	47

イ 災害ボランティア登録者のフォローアップ講座

災害ボランティア登録者の知識を深めるとともに、登録者同士のネットワーク形成・相互理解を図ることを目的に講座を実施しています。

開催日	内容	登録者数（人）
令和5年1月29日	講義 「令和4年9月台風15号災害における静岡県静岡市での災害ボランティアセンター運営支援について」 講師 川口市社会福祉協議会 訓練 「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」	災害ボランティア登録者 19

ウ 令和4年台風15号被害における災害ボランティアセンター運営支援

災害時の相互支援に関する協定に基づく埼玉県社会福祉協議会からの職員派遣依頼により、被災地への職員派遣を行いました。

派遣期間	派遣先	派遣職員数（人）
令和4年 10月12日～10月16日 10月24日～10月28日	静岡県静岡市清水区災害ボランティアセンター	2（各日程1人）

⑦障害者の社会参加促進を目的とした、障害者と市民の交流の場の提供及び自立の支援

障害者と市民の交流促進と障害者の自立支援を目的とする市内障害者施設・団体とボランティアによる協働事業である「カフェ&ふれあいショップふらっと」を支援し、喫茶コーナーや参加施設・団体の製作作品の展示・販売など運営の円滑化・適正化に協力しています。

〈令和4年度カフェ&ふれあいショップふらっと事業内容〉

ア 業務内容

場所	キュポ・ラ本館棟5階中央図書館内
営業日数	275日（月曜日、第3金曜日、年末年始を除く）
参加施設数	障害者施設：18施設
登録ボランティア数	5人
年間ボランティア活動人数	延 502人
取扱額	喫茶部門 3,429,170円 展示販売部門 6,364,914円 合 計 9,794,084円

イ 委員会等の開催

- ・カフェ&ふれあいショップふらっと運営委員会 3回
- ・カフェ&ふれあいショップふらっと実行委員会 12回

4 共同募金配分事業

前年度の赤い羽根共同募金及び当年度の地域歳末たすけあい運動の募金実績に基づく配分金により、配分事業を実施しています。

(1) 赤い羽根共同募金

町会・自治会・分区・各種団体・法人及び市民の協力を得て、毎年10月1日から共同募金運動を実施しています。

年度	目標額（円）	実績額（円）	達成率（%）
30	54,513,000	32,906,822	60.4
元	54,755,000	32,069,033	58.6
2	54,962,000	28,704,119	52.2
3	54,953,000	28,005,253	51.0
4	55,014,000	26,780,121	48.7

(2) 赤い羽根共同募金による事業

（令和4年度実績）

①地区社協活動交付金

地域福祉活動推進のため助成金を交付しています。 （19地区） 9,705,000円

②ボランティア活動普及啓発事業交付金

市民のボランティア活動に対する関心を高めるためボランティア見本市実行委員会に助成金を交付しています。 180,000円

(3) 地域歳末たすけあい募金

共同募金の一環として12月1日から31日まで地域歳末たすけあい募金運動を実施しています。

年度	募金実績額 (円)	地区社協配分金額 (円)	市社協配分金額 (円)
30	10,185,749	9,053,122	947,243
元	9,734,316	9,100,690	585,743
2	8,761,514	8,345,852	718,600
3	6,626,451	6,274,457	700,850
4	7,080,580	6,337,870	539,400

※配分金額は、募金実績額から埼玉県共同募金会の事務経費などが差し引かれています。

(4) 地域歳末たすけあい募金による事業

(令和4年度実績)

①地区社協に対する配分金の交付

地区社協に対し、歳末の各種世帯の支援やサロン活動などの福祉事業費として、地区における地域歳末たすけあい募金の実績に応じた歳末配分金を交付しています。 6,337,870円

②川口市社協による事業（歳末たすけあい事業）

- ・在宅単身の88歳以上のかたで、同一町会・自治会に親族等身寄りのないかたへ、お正月向け品物を贈呈しています。
- ・食事の支度ができず、家族などからの支援も困難なかたに、有料で栄養バランスがとれた昼食の配食を、安否確認も兼ねて年始に実施しています。

	品物の贈呈 (人)	配食サービス (人)
実績数	381	58

③災害たすけあい義援金

中央共同募金会及び被災地の共同募金会による義援金の開設にしたがって、周知と受付を行っています。

令和4年8月3日からの大雨災害義援金（中央共募） 義援金額 8,252円

5 放課後児童クラブ事業

(令和4年度実績)

川口市から委託を受け、市内の22校において放課後児童クラブを運営しています。

(1) 放課後児童クラブ利用児童数

放課後児童クラブ職員185人(支援員 92人、補助員 93人)

クラブ名	在籍延児童数(人)										3月末日現在 在籍児童数	出席延児童数(人)			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別 支援	計	月平均	平日		1日平均 (平日)	学校 休業日	1日平均 (学校休業日)	
1 幸町小	615	625	456	129	11	16	86	1,938	162	147	20,044	101	4,315	45	
2 仲町小	410	255	278	62	2	12	0	1,019	85	78	10,819	55	2,218	23	
3 元郷小	319	249	143	166	21	12	42	952	79	73	9,060	46	2,199	23	
4 青木北小	529	353	385	122	17	6	131	1,543	129	129	16,812	85	3,804	40	
5 十二月田小	700	707	447	127	40	8	0	2,029	169	167	18,837	95	4,401	46	
6 本町小	701	526	480	188	68	22	0	1,985	165	156	20,035	101	4,063	42	
7 芝中央小	273	256	165	143	14	0	0	851	71	70	8,661	44	2,032	21	
8 差間小	456	373	201	190	9	1	35	1,265	105	98	13,172	67	3,063	32	
9 上青木南小	297	341	148	142	30	12	0	970	81	77	11,265	57	2,279	24	
10 在家小	212	190	191	87	33	8	0	721	60	54	6,873	35	1,499	16	
11 戸塚東小	416	344	269	186	147	13	36	1,411	118	114	14,726	74	2,844	30	
12 安行東小	622	463	461	332	103	48	10	2,039	170	151	20,202	102	4,304	45	
13 飯塚小	427	574	232	119	93	0	0	1,445	120	118	15,482	78	3,524	37	
14 新郷東小	135	190	146	55	28	1	12	567	47	43	5,429	27	1,313	14	
15 戸塚北小	586	655	321	307	87	22	0	1,978	165	155	20,385	103	4,551	47	
16 木曾呂小	665	453	421	126	85	8	2	1,760	147	141	17,618	89	4,336	45	
17 飯仲小	480	351	196	116	18	0	6	1,167	97	85	12,820	65	2,453	26	
18 芝西小	547	347	251	82	26	13	0	1,266	106	97	12,773	65	2,992	31	
19 朝日西小	133	121	97	2	48	9	36	446	37	37	4,207	21	1,095	11	
20 新郷南小	351	225	223	85	19	8	17	928	77	66	8,716	44	2,080	22	
21 原町小	235	341	161	69	9	0	0	815	68	62	8,188	41	1,952	20	
22 上青木小	572	412	319	168	63	20	62	1,616	135	121	16,017	81	3,589	37	
合計	9,681	8,351	5,991	3,003	971	239	475	28,711	2,393	2,239	292,141	1,475	64,906	676	

(2) 放課後児童クラブ開室日数 294日(平日 198日、学校休業日 96日)

(3) 放課後児童クラブ支援員研修会

放課後児童クラブ支援員に対し、質の高い支援を目指すため研修会を開催しています。

開催日	内容	場所	参加者数(人)
令和4年5月17日	新人職員研修 講師 川口市社会福祉協議会	青木3丁目分室	3
6月27日	アレルギー研修会 講師 川口市立医療センター 山南 貞夫 氏	西スポーツセンター	21
9月22日	救急救命研修会 講師 川口市消防局 救急課 救急指導係	生涯学習プラザ	14
10月26日	防犯対策研修会 講師 川口市危機管理部防犯対策室 川口警察署 生活安全課 まちづくり担当	生涯学習プラザ	26
令和5年1月27日	要配慮児童理解研修会 講師 公認心理師・臨床心理士 小川 洸菜 氏	青木会館	43
2月22日	全体研修会 内容 接遇研修 講師 日本虐待防止研究・研修センター代表 桜美林大学/淑徳大学短期大学部兼任講師 梶川 義人 氏	青木会館	167

6 子育てサポートプラザ事業

(令和4年度実績)

川口市から委託を受け、乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、情報交換や育児相談などを行う場を設け、子育て支援機能の充実を図ることを目的に事業を実施しています。

(1) つどいの広場事業

0歳から3歳児の親子が相互に交流する場を開設するとともに、子育て相談や情報の提供等を通して地域における子育て支援の充実を図ることで、子育ての不安感等の緩和と子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、リリア2階「子育てサポートプラザ」及び鳩ヶ谷駅地下1階「子育てひろばポッポ♡」の運営を行っています。(子育てサポートプラザは、令和5年4月に川口市役所本町三丁目分室4・5階に移転)

	子育てサポートプラザ	子育てひろばポッポ♡
開所日数	237日	243日
利用者延数	11,012人	9,561人
新規登録者数	451人	273人
見学者・ボランティア	0人	0人
※ふれあい相談延件数	1,563件	1,114件

※子育て中の親が抱える身近な悩みや不安の軽減を図るため、つどいの広場内で子育てに関するふれあい相談を行っています。

①子育て講座

子育ての悩みや不安の解消を図れるよう、専門的な分野の講座を開催しています。

子育てサポートプラザ		
開催日	内容	申込者(人) ※子どもを含む
令和4年 4月 22日	離乳食のすすめ方 講師 管理栄養士 高橋 千恵子 氏	30
5月 17日	お口のケアと歯磨き 講師 歯科医師 河村 サユリ 氏	18
6月 16日	生活リズムとトイレトレーニング ～子どもの伸びようとする力を見つめて～ 講師 保育士 蔵持 康子 氏	29
7月 28日	母乳・卒乳～赤ちゃんにとってのおっぱい～ 講師 助産師 鶴野州 みどり 氏	28
8月 23日	子どものアレルギー～食べ物とスキンケア～ 講師 小児科医 山南 貞夫 氏	16
9月 16日	子どもの病気～受診の目安とホームケア～ 講師 小児科医 田中 秀朋 氏	22
10月 18日	乳幼児期に起きやすい事故・けがの対処法 講師 助産師 増淵 佳代子 氏	18
11月 15日	離乳食のすすめ方 講師 管理栄養士 高橋 千恵子 氏	52
12月 20日	子どもの心の育ちとかかわり方 ～人見知り・イヤイヤ・自我の芽生え～ 講師 臨床心理士 馬場 教子 氏	46
令和5年 1月 19日	おっぱい卒業と乳房自己触診 講師 助産師 増淵 佳代子 氏	34
2月 16日	生活リズムとトイレトレーニング ～子どもの伸びようとする力を見つめて～ 講師 保育士 大森 慶子 氏	21
3月 17日	ママのリンパストレッチ 講師 フィットネスインストラクター 寺本 和子 氏	12

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの実施

子育てひろばポッポ		
開催日	内容	申込者数(人) ※子どもを含む
令和4年 5月27日	子どもの病気～受診の目安とホームケア～ 講師 小児科医 田中 秀朋 氏	44
6月17日	ママのリンパストレッチ 講師 フィットネスインストラクター 寺本 和子 氏	18
8月18日	離乳食のすすめ方 講師 管理栄養士 高橋 千恵子 氏	38
10月21日	母乳・卒乳～赤ちゃんにとってのおっぱい～ 講師 助産師 鶴野州 みどり 氏	41
11月25日	生活リズムとトイレトレーニング ～子どもの伸びようとする力を見つめて～ 講師 保育士 大森 慶子 氏	31
12月15日	子どものアレルギー～食べ物とスキンケア～ 講師 小児科医 山南 貞夫 氏	54
令和5年 1月24日	お口のケアと歯の磨き方 講師 歯科衛生士 城 明妙 氏 増村 麻希子 氏	50
2月28日	子どもの心の育ちとかかわり方 ～人見知り・イヤイヤ・自我の芽生え～ 講師 臨床心理士 馬場 教子 氏	53
3月16日	乳幼児期に起きやすい事故・けがの対処法 講師 川口市地域保健センター鳩ヶ谷分室 保健師 菊地 みちる 氏	23

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの実施

②あそび講座（子育てサポートプラザ）

子育て中の親子に対し、「あそび体験」の機会を提供することにより、親子のあそびの幅を拓けるとともに、育児における孤独感の軽減を目的に開催しています。

開催日	内容	申込者数(人) ※子どもを含む
令和4年 5月24日	わらべうたと赤ちゃんママサロン	8
6月28日	お楽しみ会 ～手遊びとふれあい遊びがたくさん♪～	24
7月14日	ヒントがいっぱい！おうちde音あそび！ 講師 パーカッション奏者 野尻 小矢佳 氏	10
9月29日	わらべうたと赤ちゃんママサロン	8
10月25日	歌ってあそぼう！ ～親子でふれあい、おどろう！うたおう！～	12
11月22日	赤ちゃん和妈妈ヨガ 講師 ヨガインストラクター 畠山 恵美子 氏	12
12月16日	クリスマス	12
令和5年 2月21日	赤ちゃん抱っこでベビーダンス 講師 ベビーダンスインストラクター 橋本 のり子 氏	12

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため9月までオンラインでの実施

③あそぼう会（子育てひろばポッポ♡）

子育て中の親子に対し、「あそび体験」の機会を提供することにより、親子のあそびの幅を広げるとともに、育児における孤独感の軽減を目的に開催しています。

開催日	内容	申込者数（人）※子どもを含む
令和4年6月21日	リズムあそびではじめてのダンス♪ 講師 ベビーダンスインストラクター 橋本 のり子 氏	16
7月19日	赤ちゃん和妈妈ヨガ 講師 ヨガインストラクター 畠山 恵美子 氏	20
10月28日	ハロウィーン	12
11月18日	赤ちゃん抱っこでベビーダンス 講師 ベビーダンスインストラクター 橋本 のり子 氏	12
12月22日	クリスマス	12
令和5年2月17日	ヒントがいっぱい！音あそび！ 講師 パーカッション奏者 野尻 小矢佳 氏	12

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため7月までオンラインでの実施

④お父さんとあそぼう

父と子が一緒に遊ぶ場を提供するとともに、父親同士で情報交換をしながら、前向きに楽しく子育てができるよう支援することを目的に土・日で開催しています。

	開催回数（回）	参加者延数（人）※子どもを含む
子育てサポートプラザ	4	133
子育てひろばポッポ♡	4	118

⑤ボランティアグループによるイベント

ボランティアグループの協力を得て、オンラインでの絵本の読み聞かせや、玩具の修理などを行っています。

	イベント	開催回数（回）
子育てサポートプラザ	○あそび講座「わらべうたと赤ちゃんママサロン」 ・内 容 わらべうたや絵本の読み聞かせ ・協力団体 わらべうたと絵本の会ピコット	2
	○おもちゃの病院（毎月第3月曜日） ・内 容 壊れたおもちゃの修理 ・協力団体 おもちゃの病院	8
子育てひろばポッポ♡	○赤ちゃんママサロン「読み聞かせボランティアによるお話し会/おしゃべりタイム」 ・内 容 手遊びや絵本の読み聞かせ ・協力団体 おはなしじゅうたん かぶと虫の会	4

⑥赤ちゃんママサロン（子育てひろばポッポ♡）

保護者同士の交流や友達作り、親子のふれあい遊びを行うことを目的に開催しています。

・開催回数 4回 参加者延数 40人（子どもを含む）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため9月までオンラインでの実施

⑦青少年ボランティアスクール受入れ

	受入日数 (回)	受け入れ人数
子育てサポートプラザ	2	3
子育てひろばポッポ♡	2	3

(2) 利用者支援事業

「子育てサポートプラザ」及び「子育てひろばポッポ♡」において、子育て中のかたが地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように支援することを目的として、子育て支援サービス利用者の個別ニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用支援を行っています。また、令和4年度から相談者の属性や世代、内容に関わらず、包括的な相談を行っています。

①各種相談

ア 子育てに関する相談

子育て中の親が抱える悩みや不安の軽減を図るため、個別に面談・電話及びオンライン相談を行っています。

	相談者実人数 (人)	相談延件数 (件)
子育てサポートプラザ	1,113 (うち新規 803)	1,570 (電話 256・来所 1,314・オンライン 0)
子育てひろばポッポ♡	1,271 (うち新規 481)	1,765 (電話 258・来所 1,507・オンライン 0)

イ 包括的な相談

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的な相談を行っています。

	相談者実人数 (人)	相談延件数 (件)
子育てサポートプラザ	13(うち新規 10)	20 (電話 13 来所 7 オンライン 0)
子育てひろばポッポ♡	44(うち新規 3)	70 (電話 68 来所 2 オンライン 0)

②出張子育て相談

子育て支援拠点等への来所が難しい親子に対して、地域に出向いて子育て支援、相談を行いながら、地域の子育て支援の活性化を図ることを目的に開催しています。

	内容	参加者数（人） （同伴子ども）
子育てサポートプラザ	開催日 令和4年7月21日 場 所 上青木公民館 テーマ 「子どものためにパパができること ～子どもと楽しむ育児～」 講師 わかゆり学園 保育士 平池 厚作 氏	4 (4)
	開催日 令和4年9月14日 場 所 中央ふれあい館 テーマ 「ウェルカム赤ちゃん ～産後ドゥーラと話そう！～」 講 師 川口いちご助産院 助産師・産後ドゥーラ 石上 麻似 氏	3 (3)
	開催日 令和4年12月14日 場 所 西公民館 テーマ 「仕事復帰に向けて ～資源を活用しよう～」	9 (9)
子育てひろばポッポ♡	開催日 令和4年6月14日・28日 場 所 新郷南公民館 テーマ 「赤ちゃんママサロン ～お友だちをつくろう～」	各日4 (4)
	開催日 令和4年11月16日・30日 場 所 新郷南公民館 テーマ 「赤ちゃんママサロン ～お友だちをつくろう～」	各日7 (7)
	開催日 令和5年1月26日 場 所 鳩ヶ谷駅市民センターよりオンライン配信 テーマ 子育てミニ講座「子どもの言葉を育む子育て ～その子らしさを大切に～」 講 師 言語聴覚士 平井 由紀子 氏	19 (19)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模縮小及びオンラインでの実施

③周知活動及び子育てサロン等への協力

- ・育児サークル（子育て支援ボランティア団体・育児サークル連絡会議）
- ・「出張おやこの遊びひろば」でのブース出店（イオンモール川口前川）

④利用者支援事業担当者会議

利用者支援事業の円滑な運営を推進するために、川口市子育て支援課・青少年対策室及び市内3カ所の利用者支援事業担当者が集まり、地域における課題抽出・検討等を行っています。

- ・開催回数 1回

(3) 子育て支援総合コーディネーター事業

「子育てサポートプラザ」において、市内における子育て支援活動の展開を図ることを目的に、子育て関係機関との連携及び子育て資源の育成、社会資源の開発などを行っています。

①子育て音楽会

楽しく安心して子育てができるよう支援することを目的に、音楽会を開催しています。

開催日	内容	場所	参加者数(人) ※子どもを含む
令和4年9月10日	わくわく音楽会 演奏者 アンサンブル・ブーケ	芝市民ホール	40

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模縮小での実施

②子育て講演会

子育て中の親が、子どもとのより良い関係を作りながら、楽しく子育てをしていく方法を学ぶことを目的に講演会を開催しています。

開催日	内容	場所	参加者数(人) ※子どもを含む
令和5年1月28日	「はじめての防災～ちょっとの工夫で日頃から備えよう!～」 講師 川口市危機管理課防災係	鳩ヶ谷庁舎	8

③子育て講座（お母さん版NPプログラム）

カナダの親教育プログラム（NPプログラム）を参考に参加者が子育ての中で抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合い、自分に合った子育ての仕方を見出せるよう支援する連続講座を開催しています。

開催日	申込者数(人)	託児数(人)
令和4年10月13日～11月24日(全6回)	5	5

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模縮小での実施

④川口市子育て支援団体・関係機関連絡調整会議

関係機関や地域子育て拠点等との連携を図ることを目的に会議を開催しています。

	開催日	参加団体数(団体)	参加者数(人)
第1回	令和4年7月27日	38	55
第2回	令和4年10月21日	34	44
第3回	令和5年2月22日	34	38

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインと集合型のハイブリッド形式での実施

⑤子育て支援職員研修

市内子育て支援事業の支援員に対し、専門知識及び資質の向上を目的に研修を開催しています。

開催日	内容	参加団体数(団体)	参加者数(人)
令和4年 10月21日	講義 「身近な地域の資源を活用した支援について」 講師 川口市社会福祉協議会 地域福祉課 グループワーク	35	42
令和5年 2月22日	講義 「重層的支援体制整備事業について ～川口市の現状～」 講師 川口市福祉総務課 福祉相談支援担当 副主幹 石川 哲也 氏 グループワーク	38	47

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインと集合型のハイブリッド形式での実施

⑥子育てサポーターに関すること

地域における子育ての土壌づくりとして、子育てサポーターを養成するとともに、サポーターの派遣や調整についての業務を行っています。

ア 子育てサポーター養成講座

託児ボランティアを養成するとともに、子育て支援に関する理解を深めることを目的に講座を開催しています。

開催日	内容	参加者数(人)	託児数(人)
令和4年 6月8日	子どもの保育 子どものけがと病気の応急処置	8	0
6月15日	子どもの安全と心肺蘇生法、AEDについて	5	0
6月22日	子どものこころと身体の発達	7	0
6月29日	ボランティア活動の基本とかかわり方 活動の注意点 子育てサポーターの登録について	6	0
7月5日～7月22日	子育てサポートプラザでのふれあい体験 ※希望者のみ	4	0

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模縮小での実施

イ 子育てサポーターフォローアップ講習会

子育てサポーターのスキルアップ及び、サポーター同士の交流を図ることを目的に講習会を開催しています。(令和4年度は下記の行事での見守り活動をもって講習としました)

開催日	内容	参加者数(人)
令和4年 11月19日 11月20日	子育てはっぴータイム&すまいるコンサートに おける見守り活動	14

ウ 子育てサポーター登録数 102人

エ 子育てサポーター派遣延数 86人

⑦育児サークルに関すること

市内の育児サークルの活性化、連携を図ることを目的に、サークルの登録管理及び連絡会を開催しています。

ア 育児サークル登録数 52団体

イ 川口市子育て支援ボランティア団体・育児サークル連絡会議

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模縮小での実施。

開催日	内容	参加団体数	参加者数(人) (同伴子ども)
令和4年7月5日	講義 「広報活動のポイントを知ろう！」 講師 特定非営利活動法人 埼玉情報センター 事務局次長 秋本 創 氏	20	28 (13)

⑧職業体験・実習生等受入れ

・保育学科学生 3人

⑨子育てに関するイベントの開催

家族と一緒に遊べる場、子育てに向き合う機会を提供することにより、親子の遊びの幅を拓き、より良い子育ての一助となることを目的に、商業施設において子育て支援イベントを開催しています。

開催日	場所・イベント	参加者数(人)
令和4年11月19日	イオンモール川口前川 2階サイボーホール	コンサート 延べ 91
11月20日	子育てはっぴータイム&すまいるコンサート	ブース 延べ580

7 ファミリー・サポート・センター事業

(令和4年度実績)

川口市から委託を受け、子育ての援助を受けたいかたと子育ての援助を行いたいかたを会員として登録し、会員間による子育ての相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域の子育て支援機能の強化を図ることなどを目的に事業を実施しています。

(1) 会員数

	男(人)	女(人)	合計(人)
サポーター会員(提供会員)	22	247	269
サービス利用者会員(依頼会員)	146	1,863	2,009
両方会員(提供・依頼会員)	2	172	174
合計	170	2,282	2,452

(2) 事前打ち合わせ件数 222件

援助活動を開始するにあたり、アドバイザーとサービス利用者会員、援助対象児、サポーターとで、事前に顔合わせと援助内容の詳細を確認するための打ち合わせを行っています。

(3) 来所登録対応件数 94件

窓口にてサービス利用者会員の登録を受け付けています。

(4) 講習会の実施 (入会希望者対象)

内容	開催回数 (回)	参加者延数 (人)	子ども・同伴者延数 (人)
サポーター (両方会員) 講習会(3日間)	3	22	3

(5) 行事の実施 (会員対象)

内容	開催回数 (回)	参加者延数 (人)	子ども・同伴者延数 (人)
フォローアップ講習会	7	69	6
事故防止に関する講習会	5	45	1
全体交流会	1	27	34

(6) 出張登録会

地域のかたがたに事業を認知していただくことを目的に市内商業施設にて出張登録会を開催しています。

開催日	場所	登録者数 (人)
令和4年 11月19日 11月20日	イオンモール川口前川 ※子育てサポートプラザが実施した 「子育てはっぴータイム&すまいるコンサート」でのブース運営	9
令和5年 3月25日	ララガーデン川口	10

(7) サブリーダー会議

アドバイザー及びサブリーダーによる定例的な会議を実施し、援助活動の報告やセンター事業の企画運営について意見交換などを行っています。

- ・ 3回開催 参加者延数 14人

(8) 情報紙の発行

- ・ ファミサボ通信 1回発行

(9) 活動状況

内容	援助活動件数 (件)
保育所・幼稚園の援助 (送迎)	1,270
保育所・幼稚園の援助 (預かり)	3
保育所・幼稚園の援助 (複合)	474
学校の登校前の援助 (送迎)	106
学校の登校前の援助 (預かり)	2
学校の登校前の援助 (複合)	381
学校の放課後の援助 (送迎)	25
学校の放課後の援助 (預かり)	4
学校の放課後の援助 (複合)	67
放課後児童クラブの援助 (送迎)	475
放課後児童クラブの援助 (複合)	417
送迎施設の顔合わせ (送迎)	14
子供の習い事等の場合の援助 (送迎)	1,797
子供の習い事等の場合の援助 (複合)	170
保育所・学校等休み時の援助 (送迎)	1
保育所・学校等休み時の援助 (預かり)	155
保育所・学校等休み時の援助 (複合)	14
保育所等施設入所前の援助 (送迎)	0
保育所等施設入所前の援助 (預かり)	0
保育所等施設入所前の援助 (複合)	1
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助 (送迎)	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助 (預かり)	134
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助 (複合)	37
保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の援助 (送迎)	0
保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の援助 (預かり)	5
保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の援助 (複合)	0
保護者等の外出の場合の援助 (送迎)	0
保護者等の外出の場合の援助 (預かり)	382
保護者等の外出の場合の援助 (複合)	82
保護者等の病気、その他急用の場合の援助 (送迎)	1
保護者等の病気、その他急用の場合の援助 (預かり)	147
保護者等の病気、その他急用の場合の援助 (複合)	8
その他の活動 (送迎)	1
その他の活動 (預かり)	0
その他の活動 (複合)	0
合計	6,173

8 高齢者福祉事業

(令和4年度実績)

高齢者福祉の向上を目的として、次の事業を実施するとともに、市内団体の高齢者福祉事業に協力、助成しています。

(1) 金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚賀詞贈呈事業

金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚を迎えたご夫婦を祝うため、川口市社会福祉大会において賀詞を添えた記念品を贈呈しています。

・贈呈式 令和4年10月22日(土)

単位：組

金婚	109	ダイヤモンド婚	42	プラチナ婚	1
----	-----	---------	----	-------	---

(2) さわやかコール事業

高齢者の孤独感を和らげるとともに健康状態及び安否を確認することを目的に、ボランティアが定期的なひとり暮らしの高齢者に対して電話訪問を実施しています。

利用者数(人)	電話ボランティア登録者(人)	通話回数(回)
76	52	3,640 (うち社協通話回数242回)

9 老人居宅介護等事業

(令和4年度実績)

介護保険法に基づき、川口市の指定を受け訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業所を運営しています。

(1) 訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業

「いつも笑顔で安心介護」の理念をモットーに、居宅サービス計画書(ケアプラン・予防プラン)等に基づいた①身体介護 ②生活援助 ③訪問型サービスを実施しています。

訪問介護件数及び時間数

単位：件(上段)、時間(下段)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	186	188	196	192	189	188	186	191	188
時間数	1,890.0	1,953.9	1,992.2	1,862.1	1,897.5	1,929.8	1,808.5	1,818.1	1,767.1

1月	2月	3月	合計	平均
176	170	168	2,218	184.8
1,545.5	1,640.4	1,875.0	21,980.1	1,831.7

介護予防・日常生活支援総合事業件数及び時間数

単位：件(上段)、時間(下段)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	78	79	76	75	69	67	66	67	66
時間数	345.5	358.3	346.4	327.2	317.2	304.1	274.5	312.0	309.0

1月	2月	3月	合計	平均
66	66	66	841	70.1
283.0	281.2	311.2	3,769.6	314.1

(2) 在宅自立支援訪問介護（院内介助）サービス事業 ※介護保険外

介護保険適用外の有料の訪問介護サービスとして、院内介助を実施しています。

在宅自立支援訪問介護件数及び時間数

単位：件（上段）、時間（下段）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	5	14	10	7	5	8	8	8	10
時間数	8.0	12.0	15.0	13.5	6.5	14.5	11.0	12.0	15.0

1月	2月	3月	合計	平均
7	10	8	100	8.3
10.5	16.0	10.5	144.5	12.0

10 高齢者自立支援事業

（令和4年度実績）

川口市から委託を受け、川口市内に住所を有するおおむね65歳以上で病気やけがにより一時的に日常生活に支障のあるかたに対して、6カ月を限度に自立生活支援員（ホームヘルパー）を派遣しています。

自立生活支援員活動状況訪問延件数（同行訪問含む）

単位：件

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
訪問延件数	120	100	91	88	72	82	72	75	56

1月	2月	3月	合計	平均
73	81	97	1,007	83.9

11 障害福祉サービス事業

（令和4年度実績）

障害者総合支援法に基づき、川口市の指定を受け居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所を運営しています。また、川口市の地域生活支援事業である移動支援事業を行っています。

(1) 障害福祉サービス事業件数及び時間数

単位：件（上段）、時間（下段）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	43	41	45	47	41	44	41	46	44
時間数	460.6	464.7	501.2	487.1	487.6	497.3	456.0	472.7	491.6

1月	2月	3月	計	平均
41	41	41	515	42.9
424.5	442.9	500.0	5,686.2	473.9

(2) 移動支援事業件数及び時間数

単位：件（上段）、時間（下段）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	3	3	2	2	2	2	2	2	2
時間数	18.5	20.5	18.0	15.5	13.5	16.0	14.5	15.0	11.5

1月	2月	3月	計	平均
2	2	2	26	2.2
11.5	15.0	16.0	185.5	15.5

1.2 障害者相談支援事業

(令和4年度実績)

障害者（児）に関する相談窓口として事業を実施しています。また、川口市からの委託による障害支援区分認定調査の実施や関係機関との会議等に参加しています。

(1) 川口市障害者相談支援事業（委託事業）

川口市の委託を受け、地域で生活する障害のあるかたやその家族、関係機関からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことで、自立した日常生活及び社会生活が送れるように総合的・継続的に支援を行っています。

①支援方法 合計 5,269件

単位：件

	電話 (メール含む)	来所	訪問	同行	個別支援 会議	関係機関	その他
件数	4,175	278	344	92	49	182	149

②支援内容 合計 10,790件

単位：件

	福祉 サービス	障害・ 病状理解	健康・医療	不安解消・ 情緒安定	保育・教育	家族・ 人間関係
件数	2,790	208	1,722	1,553	85	1,132

	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・ 余暇	権利擁護	その他
	653	1,801	735	26	63	22

③新規相談受理件数 134件

(2) 特定相談支援事業

障害サービスを利用するうえで必要なサービス等利用計画の作成及びその計画に沿った相談支援を行っています。

① 契約件数 45件（令和5年3月31日現在）

②支援方法 合計 1,531件

単位：件

	電話 (メール含む)	来所	訪問	同行	個別支援 会議	関係機関	その他
件数	1,031	26	233	15	10	211	5

③支援内容 合計 2,986件

単位：件

	福祉 サービス	障害・ 病状理解	健康・医療	不安解消・ 情緒安定	保育・教育	家族・ 人間関係
件数	1,341	36	525	200	15	278

	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・ 余暇	権利擁護	その他
	111	354	93	23	7	3

(3) 障害児相談支援事業

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用するうえで必要な障害児支援利用計画の作成及びその計画に沿った支援を行っています。

①契約件数 2件（令和5年3月31日現在）

②支援方法 合計 132件

単位：件

	電話 (メール含む)	来所	訪問	同行	個別支援 会議	関係機関	その他
件数	83	12	8	3	2	24	0

③支援内容 合計 260件

単位：件

	福祉 サービス	障害・ 病状理解	健康・医療	不安解消・ 情緒安定	保育・教育	家族・ 人間関係
件数	128	2	6	2	105	15

	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・ 余暇	権利擁護	その他
	0	2	0	0	0	0

(4) 障害支援区分認定調査 28件

(5) 会議等への参加

支援の充実を図るため、関係機関との会議等に参加し、情報交換及び連絡調整を行っています。

主な会議・連絡会名	概要	開催・参加回数(回)
川口市自立支援協議会	関係機関が集まり、「障害者福祉計画」や「自立支援福祉計画」、「障害児福祉計画」の進捗状況の確認や評価、地域ニーズの把握、ネットワーク作り等を行う会議に参加した。	本会議 2 むすぶ部会 3
川口市障害者差別解消支援地域協議会	地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、差別解消に向けた取組みを効果的かつ円滑に行うための会議に参加した。	2
川口市障害者相談支援事業所連絡会(10支援連絡会)	川口市内10カ所の委託相談支援事業所と川口市障害福祉課による、情報の共有・連携を図ることを目的とした連絡会に参加した。	12
川口市自立支援協議会・川口市障害者相談支援事業所連絡会事務局会議	川口市自立支援協議会及び川口市障害者相談支援事業所連絡会の事務局会議に参加した。	1
南地区計画相談に関する情報交換会	川口市障害福祉課と青木、鳩ヶ谷、南平、中央地区の委託相談支援事業所及び特定相談支援事業所が集まり、事例検討や情報交換を行った。	48
権利擁護・意思決定支援担当	障害者の権利擁護と意思決定支援の充実を目的に相談支援事業所等向けの「障害者虐待防止・啓発ガイド」の作成作業を行った。	4

(6) 障害者に対する事業への協力

川口市等が主催する研修やセミナー等への協力として、パネルの貸出やパンフレットの提供をしています。

1.3 手話通訳者派遣事業

(令和4年度実績)

川口市から委託を受け、聴覚障害者の日常生活支援を目的に、情報伝達やコミュニケーションの仲介を行う手話通訳者派遣事業を実施しています。

(1) 派遣実績

川口市登録手話通訳者、専任手話通訳者対応

単位：件

生活	医療	職業	教育	その他	計
207	1,088	10	22	76	1,403

※オンラインでの通訳

- ・会議等 4件
- ・講演会(オンデマンド配信) 2件

(2) 登録手話通訳者 22人

(3) 登録手話通訳者研修会

①社協主催研修 4回開催

開催日	研修名	参加者 (人)
令和4年 5月25日	新人研修 読み取り通訳・電話通訳	5
7月31日	オンラインにて 「オンライン通訳等について」	17
11月27日	講義「今、通訳者に求められるもの」 講師 江原 こう平 氏 (手話通訳士、国立リハビリテーション学院教官)	19
令和5年3月9日	令和4年度反省会	17

②埼玉聴覚障害者情報センター等主催 2回参加

開催日	研修名	参加者数 (人)
令和4年 9月6日～11月20日	埼玉聴覚障害者情報センター 「市登録手話通訳者研修 事例討議」	21
令和5年2月18日	埼玉手話通訳問題研究会 埼玉集会	11

③東京手話通訳等派遣センター主催 5回参加

開催日	研修名	参加者数 (人)
令和4年5月14日	技術 「聞き取りのコツをつかもう」 講師 飛山 将紀 氏 講義 「私たちの求める手話通訳制度と課題」 講師 中西 久美子 氏	10
9月18日	講演 「手話通訳者のあり方」 講師 川根 紀夫 氏	11
11月23日	技術 「読み取り」 講師 原田 洋行 氏 講義 「手話通訳とろうあ相談員との連携のあり方」 講師 植野 慶也 氏	5
11月27日	技術 「読み取ってみよう」 講師 中島 純子 氏 技術 「手話表現～伝わる工夫～」 講師 鈴木 義雅 氏	3
令和5年2月12日	講演 「聴覚障害者の免許取得運動」 講師 黒崎 信幸 氏 技術 「聞き取り通訳」 講師 高井 洋 氏	7

(4) 聴覚障害者と手話通訳者の交流会

新型コロナウイルスの影響により中止しました。

(5) 登録手話通訳者定例会等

意見・情報交換及び事例検討を行い、登録通訳者が通訳場面での対応においてルールの徹底や通訳技術の研鑽等を図りました。(4月～9月オンラインにて開催、10月～2月オンラインと集合型のハイブリッド形式にて開催、委嘱式は集合型で開催。)

開催日	内容	参加者数(人)
令和4年4月22日	活動状況について、グループ討議	18
5月27日	活動状況について、派遣連絡会に関して、グループ討議	16
6月15日	活動状況について、派遣連絡会に関して、グループ討議	19
7月22日	活動状況について、派遣連絡会報告、グループ討議	21
9月21日	活動状況について	17
10月28日	活動状況について、派遣連絡会に関して	17
11月25日	活動状況について、派遣連絡会報告、グループ討議	19
令和5年1月27日	活動状況について	18
2月15日	活動状況について、グループ討議	17
3月24日	委嘱式	19

(6) 手話通訳者派遣事業啓発

開催日	依頼	内容
令和4年6月29日	青木地域包括支援センター ケアマネ座談会	「聴覚障害のかたの対応・支援について」
6月29日	障害福祉課 手話通訳者養成講座 通訳Ⅰコース	特別講演 「手話通訳者の基礎知識と心構え」
9月14日	社協在宅福祉課 障害者居宅サービス技術援助事業	「聞こえない人・聞こえない生活とは ～聴覚障害のあるかたへの支援に役立つ コミュニケーション方法～」
令和5年1月19日	障害福祉課 手話通訳者養成講座 通訳Ⅱコース	特別講演 「手話通訳者登録制度の概要 手話通訳 者の健康管理」
2月24日	安行地域包括支援センター ケアマネ勉強会	耳の聞こえないかたへの支援 手話通訳者派遣事業概要説明

1.4 障害者居宅サービス技術援助事業

(令和4年度実績)

川口市から委託を受け、障害者の自立と社会復帰を促進し福祉の増進を図るとともに、居宅サービスを提供する事業所及びヘルパーの支援技術向上を目的として障害者居宅サービス技術援助事業を行っています。

(1) 居宅サービス内容検討会(オンライン)

事例を通して、ヘルパーや専門職種での意見交換を実施し、個々のスキルアップを図っています。

開催日	内容	参加者数(人)
令和4年 6月22日	テーマ 「日常生活自立支援事業～あんしんサポートねっとについて～」 講師 社会福祉法人川口市社会福祉協議会 あんしんサポートねっと担当者	36
7月13日	テーマ 「孤立を防ぐために～コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の取り組みについて～」 講師 社会福祉法人川口市社会福祉協議会 かわぐちボランティアセンター担当者	41
8月25日	テーマ 「大人の発達障害 ～知っておきたい利用者・家族との向き合い方のポイント～」 講師 NPO法人えじそんくらぶ 代表 高山 恵子 氏	26
9月14日	テーマ 「聞こえない人・聞こえない生活とは？ ～聴覚障害のあるかたへの支援に役立つコミュニケーション方法～」 講師 社会福祉法人川口市社会福祉協議会 手話通訳者派遣事業担当者	18
11月16日	テーマ 「実践例から学びあう感染症対策」 講師 公益社団法人埼玉県看護協会鳩ヶ谷訪問看護ステーション 所長 白石 恵子氏	26

(2) 障害者ホームヘルパー研修会(オンライン)

専門職からの講義を行うことで、障害者に対する基本的な知識を学び、理解を深めています。

開催日	内容	参加者数(人)
令和4年 12月21日	テーマ 「精神障害の理解と在宅支援」 講師 埼玉協同病院 精神科 医師 荻野 マリエ 氏	31
令和5年 1月26日	テーマ 「知的障害者の在宅支援」 講師 わかゆり学園 生活介護第1係 第3生活介護 サービス管理責任者 徳永 素子 氏	29

(3) スキルアップ研修(オンライン)

専門医等から、より専門的な障害等の知識及び対応方法を学び、スキルアップを図っています。

開催日	内容	参加者数(人)
令和4年 10月19日	テーマ 「虐待防止」 講師 深谷駅前法律事務所 弁護士 小屋野 匡 氏	38
令和5年 2月15日	テーマ 「成年後見制度と民事信託」 講師 司法書士 行政書士 押井崇事務所 押井 崇 氏	27

(4) ゲストワークショップ

ゲストから提供されるテーマ等を題材に、助言なども得ながら参加者全体で知識を深めています。

開催日	内容	参加者数(人)
令和5年 3月14日	講義 「セルフケアについて」 講師 特定非営利活動法人埼玉カウンセリングセンター 代表理事 高倉 恵子 氏	12

15 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

（令和4年度実績）

埼玉県社会福祉協議会から委託を受け、認知症高齢者、障害者等のひとりで生活していくには不安があるかたの権利を擁護することを目的として、福祉サービス利用援助、日常生活に伴う金銭管理などを行う「あんしんサポートねっと」事業を実施しています。

（1）利用者数（令和5年3月31日現在）

対象者	人数（人）
認知症高齢者等	8
精神障害者	10
知的障害者	6
その他	1
合計	25

（2）生活支援員活動時間

対象者	活動時間（時間）
認知症高齢者等	80.5
精神障害者	146.5
知的障害者	84.0
その他	7.5
合計	318.5

（3）支援内容

①問合せ・初回相談

対象者	件数（件）
認知症高齢者等	50
精神障害者	10
知的障害者	4
その他	1
合計	65

②訪問・相談援助

対象者	件数（件）
認知症高齢者等	341
精神障害者	356
知的障害者	228
その他	9
合計	934

③書類等預かりサービス（令和5年3月31日現在）

対象者	件数（件）
認知症高齢者等	0
精神障害者	1
知的障害者	0
その他	0
合計	1

(4) 生活支援員 23人

①生活支援員定例会（任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

実施日	内容	参加者数 (人)	場所
令和4年6月20日	・令和3年度事業報告 ・情報交換	6	やすらぎ会館 2階集会室
令和5年1月30日	「公的年金制度について」 講師 社会保険労務士 浅井 ひとみ 氏	11	青木会館 3階会議室C (川口市成年後見センター と同時開催)

②生活支援員養成講座

生活支援員の増員を目的に養成講座を開催しました。

開催日	内 容	参加者数(人)
令和4年 11月14日	講義 川口市社会福祉協議会について 福祉サービス利用援助事業について 講師 川口市社会福祉協議会 福祉支援課 職員	5
	講義 生活支援員の活動について①「事業の概要・体験発表」 講師 生活支援員	
11月15日	講義 認知症高齢者の理解 講師 青木地域包括支援センター 職員	5
	講義 知的障害・精神障害について 講師 障害者相談支援センター社協 職員	
	講義 生活支援員の活動について②「関係づくりについて」 講師 特定非営利活動法人 埼玉カウンセリングセンター 代表理事 高倉 恵子 氏	

③生活支援員委嘱式（任期：令和5年2月22日～令和6年3月31日）

実施日	場所	参加者数(人)	委嘱者数(人)
令和5年2月22日	青木会館 2階会議室1	5	5

16 生活福祉資金貸付事業

(令和4年度実績)

埼玉県社会福祉協議会から委託を受け、所得の少ない世帯、高齢者世帯、障害者世帯を対象に、生活福祉資金の貸付窓口業務を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、一時的に資金が必要なかたへ特例貸付窓口業務を実施しました。

なお、特例貸付申請受付については、令和4年9月30日をもって終了となっています。

(1) 生活福祉資金

①問い合わせ・相談件数 423件

②貸付件数・金額（利子含む）等

区分	種類	貸付件数（件）	貸付合計額（円）
総合支援資金	生活支援費	0	0
	住宅入居費	0	0
	一時生活再建費	0	0
福祉資金	福祉費	13	6,723,000
	緊急小口資金	19	1,627,000
教育支援資金	教育支援費	12	6,355,000
	就学支度費	7	1,706,000
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	1	13,510,000
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	2	17,150,000
臨時特例つなぎ資金		0	0
合計		54	47,071,000

(2) 特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）

①問い合わせ・相談件数 6,208件

②申請件数・金額等

区分	種類	申請件数（件）	申請金額（円）
総合支援資金	(特例) 生活支援費	773	391,895,000
福祉資金	(特例) 緊急小口資金	779	151,980,000
合計		1,552	543,875,000

17 やすらぎ会館事業

(令和4年度実績)

市民の文化の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的に、会議室の貸し出しを実施しています。

(1) 会議室等の貸出の実績

単位：件

集会室	中会議室	小会議室	合計
245	481	341	1,067

会場使用料	1,005,980円
自動販売機収入	77,770円

18 住民参加型福祉サービス事業

(令和4年度実績)

(1) 家事援助サービス・ちょこっと困りごとサポート

①家事援助サービス

家事を行うことが困難になり、介護保険などの公的サービスや家族等からの支援も受けられないかたを対象に、地域の協力員がご自宅に訪問し、家事などを有料で実施しています。

		利用者数 (人)		利用時間	利用料 (円)		
		実人数	延人数		協力員活動費	事務手数料	合計
種別	高齢者	89	730	2,652 時間 24 分	1,884,100	146,000	2,030,100
	障害者	3	16	27 時間 10 分	20,300	3,200	23,500
	病気・けが	2	15	42 時間 26 分	33,250	3,000	36,250
	産前・産後	20	88	424 時間 17 分	306,950	17,600	324,550
	その他	1	1	1 時間 30 分	1,050	200	1,250
合計		115	850	3,147 時間 47 分	2,245,650	170,000	2,415,650
月平均			71	262 時間 19 分	187,138	14,167	201,305

		登録人数 (人)	派遣人数 (人)		
			実人数	延数	月平均
協力員		114	74	589	49

②ちょこっと困りごとサポート

高齢者や障害者の日常生活のちょっとした困りごとを、地域の協力員がご自宅に訪問し、有料でサービスを実施しています。

		利用者数 (人)		利用件数 (件)	利用料 (円)
		実人数	延人数		
種別	高齢者	41	53	62	45,150
	障害者	6	13	14	7,700
合計		47	66	76	52,850
月平均			6	6	4,404

		登録人数 (人)	派遣人数 (人)		
			実人数	延数	月平均
協力員		125	24	55	5

③研修会・交流会

協力員の知識及び資質の向上を目的に、研修会を実施しています。

催事名	開催日	内容	場所	参加者数 (人)
協力員入門講座	令和4年 8月2日	・住民参加型福祉サービス事業の概要説明 ・体験談発表	リリア 中会議室	7
協力員研修会	令和5年 2月14日	講義「騙されない！高齢者の詐欺被害を防ごう」 講師 埼玉県消費生活支援センター 消費生活相談員 木下 久美子 氏	青木会館 会議室 ABC	25
新規協力員研修会	3月7日	・家事援助サービスの説明 ・意見交換	青木会館 コミュニティ イルーム	9

④有償型在宅福祉サービス団体情報交換会（オンライン会議）

実施月	内容	参加者数 (人)
令和5年2月1日	市内の有償型在宅福祉サービス団体（6団体）と 活動内容について情報共有と意見交換	12

(2) 食事サービス

①食事の支度が困難になり、家族などからの支援も受けられないかたを対象に、健康維持に必要な栄養バランスのとれた昼食の配食（日曜日を除く週6日）を安否確認も兼ねて実施しています。

		利用者数 (人)		配食延数 (食)
		実人数	延人数	
種 別	高齢者	133	970	16,354
	障害者	21	172	3,134
	病気・けが	9	81	1,339
	産前・産後	19	42	571
合計		182	1,265	21,398
月平均			105	1,783

②委託業者を集めて検食や情報交換等、食事サービス品質向上会議を実施しています。

・令和5年 1月26日 (木)

(3) 車いす貸出サービス・車いすステーション

①車いす貸出サービス

自宅で車いすが一時的に必要なかたに、車いすの貸し出しを実施しています。

- ・貸出件数 361件 (青木3丁目分室 147件、青木会館 164件、やすらぎ会館 50件)
- ・利用料金 65,600円

②車いすステーション

一週間以内で車いすの貸出が必要なかたに対し、より身近な地域で利用できるよう、市内の企業や事業所の協力により、車いすステーションの設置を実施しています。

新規	終了	設置数 (令和5年3月31日現在)
1	0	18

・貸出件数 293件

(4) 福祉車両貸出サービス

常時車いす利用者または歩行困難なかたに対し、福祉車両 (スロープ式) の貸し出しを実施しています。

		利用件数 (件)	登録者数 (人)	登録金額 (円)
種別	高齢者	138	35	35,000
	障害者	27	6	6,000
	病気・けが	0	0	0
合計		165	41	41,000
月平均		14		

19 交通遺児育英事業

(令和4年度実績)

交通遺児の健全育成を図るため、市民の皆様から寄せられる指定寄附金を財源に、関係機関の協力のもと次の事業を実施しています。

(1) 奨学金

区分	支給額		申請者数	合計
高校等在学者	前期(9月)	50,000円	3世帯 4人	200,000円
	後期(3月)	50,000円	3世帯 4人	200,000円
大学等在学者	前期(9月)	75,000円	2世帯 2人	150,000円
	後期(3月)	75,000円	2世帯 2人	150,000円
合計			5世帯 6人	700,000円

(2) 入学時祝金

区分	支給額	申請者数	合計
小学校入学者	20,000円	0世帯 0人	0円
中学校入学者	30,000円	1世帯 1人	30,000円
高校等入学者	50,000円	0世帯 0人	0円
大学等入学者	100,000円	1世帯 1人	100,000円
合計		2世帯 2人	130,000円

(3) 年末支援金

区分	支給額	申請者数	合計
満18歳まで	30,000円	5世帯 8人	240,000円

(4) 修学旅行支援金

区分	支給額	申請者数	合計
小学校在学者	20,000 円	1 世帯 1 人	20,000 円
中学校在学者	30,000 円	0 世帯 0 人	0 円
高校等在学者	50,000 円	2 世帯 2 人	100,000 円
合計		3 世帯 3 人	120,000 円

(5) 就職支度金

区分	支給額	申請者数	合計
高校等卒業生	100,000 円	1 世帯 1 人	100,000 円
大学等卒業生		0 世帯 0 人	0 円
合計		1 世帯 1 人	100,000 円

20 老人福祉センター青木たたら荘

川口市から指定管理を受け、令和4年10月12日より開所し、60歳以上のかたのレクリエーション・趣味・教養の場として利用いただくとともに、各種相談を通じて心身の健康増進、外出する機会を増やすことを目的に事業を実施しています。

(1) 開所日数 134日

単位：日

4月	5月	6月	7月	8月	9月
—	—	—	—	—	—

10月	11月	12月	1月	2月	3月
17	24	23	22	22	26

(2) 利用人数 2,739人(内：利用料免除者数190人)

単位：人

4月	5月	6月	7月	8月	9月
—	—	—	—	—	—

10月	11月	12月	1月	2月	3月
147	413	429	479	559	712

(3) 健康相談 9人

単位：人

4月	5月	6月	7月	8月	9月
—	—	—	—	—	—

10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	1	2	2	2	2

(4) 実施講座

健康の保持増進		
ボッチャ	フラダンス教室	元気アップ体操
やさしいイスヨガ	血液循環ロコモ体操	脳トレ&体操
体を動かすレクリエーション	卓球	—

生きがいづくり		
ナツメロを生演奏で楽しみましょう	生け花教室	音楽をたのしもう
アロマと香りの講座	おしゃれブローチ作り	トーンチャイムを楽しもう
光と花のハーモニーハーバリウム教室	折り紙教室	ゲームとぬり絵
カラーセラピー講座	手作りアームバンド	かんたん脳トレ
洋裁のじかん	ハンドクリーム作り講座	おとなゲーム
おとなのぬり絵	手芸のじかん	若返りメイクアップ講座
かるた大会	手作り簡単ブローチ	手芸教室
アロマスプレー作り講座	—	—

イベント講座		
クリスマスリース作り	クリスマスマジックショー	おひなさま作り
コーヒー教室	—	—

2.1 居宅介護支援事業

(令和4年度実績)

介護保険法に基づき、川口市の指定を受け居宅介護支援事業所を運営し、居宅サービス計画書(介護ケアプラン・介護予防ケアプラン)の作成等を行っています。また、川口市から委託を受け、要介護認定申請者に対し訪問調査を行っています。

(1) 介護ケアプラン作成件数

単位：件

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	189	195	197	194	216	227	214	213	212

1月	2月	3月	合計	平均
206	218	213	2,494	207.8

(2) 介護予防ケアプラン作成件数

単位：件

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	31	33	31	34	31	31	30	31	29

1月	2月	3月	合計	平均
31	29	31	372	31

(3) 介護保険要介護認定訪問調査

単位：件

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	2	9	2	5	2	11	6	2	5

1月	2月	3月	合計	平均
9	9	6	68	5.7

2.2 地域包括支援センター

(令和4年度実績)

川口市から委託を受け、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の中核機関として、次の事業を実施しています。

また、生活支援コーディネーターを中心に、住み慣れた場所で安心して暮らし続けられる地域を目指し、関係機関や地域住民と共にネットワークの構築を図っています。

(1) 総合相談支援事業

相談件数 7,610件

(電話 5,813件、来所 415件、訪問 876件、文書 506件)

(2) 介護予防ケアマネジメント事業

① 予防給付

予防給付ケアプラン作成 1,060件 (自社 329件、委託 731件)

② 介護予防ケアマネジメント

・ 予防ケアマネジメントA 831件 (自社 230件、委託 601件)

・ 予防ケアマネジメントC 19件

(3) 権利擁護事業

① 成年後見

相談件数 124件 ※新規 11件

② 虐待

相談件数 152件 ※新規 12件

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

①ケアマネ会議

地域の介護支援専門員に対する支援の一環として青木地区内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員を対象とした会議を開催しています。

実施月	内容	参加者数 (人)
令和 4 年 4 月 21 日	第 1 回 青木ケアマネ座談会 家族対応について	9
5 月 19 日	第 2 回 青木ケアマネ座談会 高齢者とペット	12
6 月 16 日	第 3 回 青木ケアマネ座談会 聴覚障害のかたの支援について	9
9 月 22 日	第 4 回 青木ケアマネ座談会 認知症のかたの家族の支援 ～虐待防止のために出来る事～	6
10 月 27 日	第 5 回 青木ケアマネ座談会 情報交換会・他事業所のケアマネに聞きたいこと	8
11 月 17 日	第 6 回 青木ケアマネ座談会 介護予防事業の活用	6
12 月 15 日	第 7 回 青木ケアマネ座談会 青木地区の現状と地域資源	4
令和 5 年 3 月 16 日	青木主任ケアマネ 企画検討会 青木ケアマネ座談会の評価 今後の研修の企画・運営方法について	7

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの実施

②日常的相談

相談件数 ケアマネジャー相談 138件、サービス事業者相談 10件

(5) 会議等の開催

①地域ケア会議

ア 個別支援会議 3回

- ・令和4年 7月14日(木) 参加者 3人
- ・令和4年12月 8日(木) 参加者 4人
- ・令和5年 3月22日(水) 参加者 6人

イ 自立支援型地域ケア会議 2回

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの実施

- ・令和4年 8月19日(金) 参加者 26人
- ・令和5年 2月16日(木) 参加者 30人

ウ ネットワーク会議 1回

高齢者の見守り支援体制を構築するとともに、生活支援体制整備業務として住民同士が助け合い、支え合う地域づくりを進めていくため、地域住民や関係機関とのネットワーク構築を目的に実施しています。

実施日 (会場)	内容	参加者数 (人)
令和4年11月30日 (青木会館)	認知症のかたとその家族の支援について	35

②地域ケア会議以外

- ・ネットワークを構築するための会議 1回
- ・出前講座等実施数 3回
- ・その他 (運営推進会議等) 21回

(6) 生活支援体制整備事業

①第2層協議体

開催日 (会場)	内容	参加者数 (人)
令和4年5月24日 (青木東公民館)	集いの場の継続支援について	11
令和5年3月2日 (青木会館)	集いの場の継続支援について	10

②介護予防サポーターに関すること

ア 介護予防サポーター養成講座

地域住民が主体となって介護予防に取り組むことが出来るよう、リーダー役の養成を行っています。

- ・令和4年10月21日 (金) ~ 12月16日 (金) (全8回)
参加者21人 (うち修了者16人)

イ 介護予防サポーターフォローアップ研修

- ・令和4年10月20日 (木) 参加者 18人

ウ 介護予防サポータースタートアップ集会

- ・令和5年 1月25日 (水) 参加者 17人

(7) 認知症地域支援推進事業

①認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識の普及・啓発、認知症の当事者やその家族の抱える思いの理解を深めるため、地域住民、団体等の依頼や本センターの主催により、認知症サポーター養成講座を開催しています。

開催日 (会場)	主催者	参加者数 (人)
令和4年12月1日 (青木会館)	青木地域包括支援センター	17
12月23日 (青木会館)	青木地域包括支援センター	10

②認知症カフェ（ケアする人とされる人へ オレンジタイム手とて）

認知症となっても地域で安心して暮らせるよう、認知症の当事者、家族、地域のかたが情報共有するとともに、当事者、家族同士がお互いの悩みを共有できる場として位置づけ、開催しています。

- ・10回（屋外 3回 屋内 5回 郵便 2回）

2.3 成年後見センター

（令和4年度実績）

川口市から委託を受け、認知症や知的障害、精神障害により判断能力が十分でないかたが、成年後見制度を円滑に利用できるよう成年後見センター事業を実施しています。

(1) 川口市成年後見センター運営委員会

川口市成年後見センターの業務の適正な運営を図ることを目的に、専門職や行政職員等を委員とし、運営委員会を開催しています。

- ・令和4年 5月23日（月）出席者 10人
- ・令和4年 7月21日（木）出席者 11人
- ・令和4年 9月27日（火）出席者 11人
- ・令和4年11月21日（月）出席者 11人
- ・令和5年 2月 7日（火）出席者 11人
- ・令和5年 3月29日（水）出席者 10人

(2) 相談対応・支援

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用に関する相談・助言を行っています。

- ・相談件数 1,829件

①相談方法

単位：件

	電話	来所	訪問等
件数	1,315	290	224

②相談者

単位：件

	本人	親族	隣人知人	包括・ケアマネ	障害相談等	病院	行政	銀行等	後見人等	その他
件数	194	682	27	348	166	38	148	3	24	199

③対象者

単位：件

	高齢者	知的障害者	精神障害者	匿名・不明	その他
件数	1,213	313	182	69	52

(3) 成年後見制度の普及啓発に関すること

① 支援者向け成年後見制度基礎研修の実施

成年後見制度の正しい理解を介護支援専門員や相談支援専門員等に周知することを目的として開催しています。

開催日	内容	参加者数(人)
令和4年 8月30日	講義 成年後見制度の概要 任意後見制度等の活用例 講師 コスモス成年後見サポートセンター 埼玉県支部 行政書士 花村 奈生子 氏	57

② 成年後見制度の普及啓発に関する出前講座の実施

市内各団体等からの依頼に基づき、制度の普及啓発を目的に職員や法人後見支援員による制度説明等を実施しています。法人後見支援員による寸劇は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっています。

- ・実施件数 9件
- ・参加者数 延べ150人

③ 成年後見制度市民向け講座の開催

各専門職団体等に講師を依頼し、市民を対象とした講座を開催しています。

開催日	内容	参加者数(人)
令和4年 5月28日	講義 老後に向けて出来ること ～任意後見制度を知っていますか～ 講師 コスモス成年後見サポートセンター埼玉県支部 行政書士 宗像 亜矢子 氏	12
7月30日	講義 成年後見制度と民事信託 講師 成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部 司法書士 押井 崇 氏	12
9月17日	講義 成年後見制度の概要・具体的な役割 講師 埼玉弁護士会 弁護士 水内 麻起子 氏	10
11月24日	講義 障害者の親なき後への備えで知っておきたいこと 講師 埼玉親なき後総合サポートセンター 行政書士 熊谷 洋平 氏 行政書士 花村 秋洋 氏 行政書士 篠原 雄太郎 氏	12
令和5年 1月28日	講義 消費者被害と成年後見制度 講師 金融広報アドバイザー 司法書士 秋浦 良子 氏	12
3月25日	講義 認知症支援と成年後見制度 講師 埼玉県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとあ埼玉 社会福祉士 井上 利美 氏	12

④成年後見制度出張相談会

アウトリーチ活動の一環として、市民の利便性に配慮した出張型の相談会を、神根支所・安行支所・新郷支所の3会場で開催しています。

- ・相談件数 4件
- ・参加者数 8人

(4) 関係機関との連携に関すること

①成年後見制度関連機関情報交換会

市民がより制度を円滑に利用できるように、成年後見の相談業務に携わっている団体や機関が一堂に会することにより、各々の事業内容を把握し、連携を深めていくことを目的に実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

②障害者相談支援センター（権利擁護・意思決定支援担当）との連携

障害者相談支援センターとともに「障害者虐待防止・啓発ガイド」の作成作業を行っています。

(5) 川口市市民後見人候補者養成研修

市民後見人として必要な知識等の習得を目的に開催しています。

開催日	内容	参加者数（人）
令和4年 12月8日	川口市市民後見人候補者養成研修 事前説明会 講演 なぜ、市民後見人が求められているのか 講師 （社福）埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長 小川 晴司 氏 説明 市民後見人候補者養成研修について	11
令和5年 1月13日 ～2月10日	川口市市民後見人候補者養成研修 本研修 ・全7日間	7

(6) 法人後見・後見監督の受任に関すること

法人後見支援員が市民後見人として家庭裁判所から選任されるための活動・経験の場を提供することを目的に法人として成年後見人等を受任し、財産管理や身上監護を実施しています。また、市民後見人が選任された後は、後見監督人として活動を支援しています。

- ・受任件数 法人後見件数 12件（後見9件 保佐2件 補助1件）
後見監督件数 6件（後見6件）※市民後見人へ移行
(令和5年3月31日現在)

①法人後見支援件数 1,381件

単位：件

	電話	来所	訪問	その他
件数	781	45	552	3

②後見監督支援件数 269件

単位：件

	電話	来所	訪問	その他
件数	161	60	47	1

(7) 法人後見支援員に関すること

①法人後見支援員の委嘱

川口市市民後見人候補者養成研修修了者のうち、市民後見人として活動を希望するかたに対し、本会が法人後見支援員を委嘱しています。

・委嘱人数 33人

②定例会・フォローアップ研修の開催

法人後見支援員同士の情報交換及び資質向上を目的に、定例会及びフォローアップ研修を開催しています。

開催日	内容	参加者数(人)
令和4年 5月24日 5月25日	第1回法人後見支援員定例会 ・法人後見の受任状況について	28
7月26日 7月28日	第1回フォローアップ研修 講義 生活保護について 講師 川口市役所 生活福祉課 係長兼査察指導員 坂本 浩昭 氏 ※NPO法人市民後見かわぐちとの合同開催	32
9月29日 9月30日	第2回法人後見支援員定例会 ・法人後見の受任状況について ・川口市市民後見人活動の手引きについて	26
11月29日	第3回法人後見支援員定例会 ・法人後見の受任状況について(グループワーク)	20
令和5年 1月30日	第2回フォローアップ研修 講義 公的年金制度について 講師 社会保険労務士 浅井 ひとみ 氏 ※福祉サービス利用援助事業と合同開催	28
3月22日 3月23日	第4回法人後見支援員定例会 ・緊急時対応の事例紹介	23
3月24日	委嘱式	5

2.4 生活困窮者自立相談支援事業

(令和4年度実績)

川口市から委託を受け、生活困窮者からの相談に対して、個々の状況に応じた情報提供を行うとともに、支援が必要なかたには、自立に向けた支援プランを作成し、関係機関と連携しながら、生活困窮者の自立の促進を図っています。

(1) 事業内容

①課題に応じた個別的・継続的・包括的な相談支援

②自立支援プランの作成等

③自立支援プランに関する支援調整会議の開催

④関係機関・団体との連携及びネットワークの構築

⑤自立相談支援機能の強化(訪問相談による早期的支援、職域のフードドライブ実施、出張相談会の実施)

(2) 新規相談件数 単位：件

本受付	798
仮受付	171
合計	969

(3) 相談者の性別・年齢構成 単位：人

年齢	男性	女性	その他	計
10代	5	0	0	5
20代	50	39	1	90
30代	62	50	0	112
40代	95	58	0	153
50代	117	56	0	173
60代	69	47	0	116
70代	63	52	0	115
80代	16	14	0	30
90代	1	3	0	4
100歳以上	0	0	0	0
合計	478	319	1	798

(4) 相談経路 単位：件

直接相談	784
関係機関・関係者からの紹介	14
合計	798

(5) 初回面談時の主訴

単位：件

病気や健康、障害のこと	35
住まいについて	71
収入・生活費について	487
家賃やローンの支払いのこと	50
税金や公共料金等の支払いについて	16
債務について	2
仕事探し、就職について	79
仕事上の不安やトラブル	2
地域との関係について	1
家族との関係について	7
子育てのこと	3
介護のこと	3
ひきこもり・不登校	2
DV・虐待	2
食べるものがない	18
その他	20
合計	798

(6) 初回面談時のスクリーニング（分類）結果

単位：件

継続支援し、プラン策定予定	93
情報提供・相談対応のみで終了	619
福祉事務所（生活保護）へのつなぎ	41
他制度・他機関等へのつなぎ	44
本人未同意、同意に向けて取り組む	1
スクリーニング判断前に中断・終了	0
合計	798

(7) 困りごと相談会（出張相談会）の開催

アウトリーチ活動の一環として、市民の利便性に配慮した出張型の「困りごと相談会」を臨時（12月～3月）で開催しています。

開催場所	開設日数（日）	相談件数（件）
芝支所	1	3
戸塚支所	1	0
新郷支所	1	0
鳩ヶ谷支所	1	2
合計	4	5

(8) フードドライブの実施

職域(市社協職員)のフードドライブを実施し、食べるものがなく困窮している相談者に提供しています。

単位：点

令和4年 6月13日～6月24日	134
9月12日～9月22日	129
12月12日～12月23日	189
令和5年 3月13日～3月24日	323
合計	775

(9) 支援調整会議の開催

支援調整会議を定期的に行い、相談支援員が作成した自立支援プラン案の適切性の協議及び共有、プラン終結時等の評価を行っています。

①支援調整会議開催回数 23回

②プラン作成件数 新規プラン 107件 再プラン 30件

③プラン終結件数 110件

(10) 研修・会議等への参加

支援の充実を図るため研修・会議等に参加し、知識・援助技術の習得や情報交換を行っています。

開催日	研修・会議名	場所
令和 4 年 6 月 15 日	第 1 回包括的な支援体制検討会議専門部会	市役所第二庁舎
6 月 22 日	第 1 回包括的相談支援業務研修会	人財育成センター
6 月 29 日	第 13 回生活困窮者支援ネットワーク協議会	済生会川口総合病院
8 月 24 日	第 2 回包括的な支援体制検討会議専門部会	市役所第二庁舎
9 月 21 日～11 月 30 日	自立相談支援事業従事者養成研修【相談支援員養成研修】	オンデマンド配信
9 月 27 日	第 16 回生活困窮者支援ワーキング・グループ	オンライン
10 月 1 日～ 2 月 28 日	伴走型支援基礎講座	オンデマンド配信
10 月 3 日～10 月 21 日	職員研修「情報セキュリティに関する基本事項について」	オンデマンド配信
10 月 6 日	第 1 回生活困窮者自立支援事業受託社協連絡会議	オンライン
10 月 18 日	第 14 回生活困窮者支援ネットワーク協議会	済生会川口総合病院
10 月 21 日	自立相談支援事業従事者養成研修【相談支援員養成研修】	オンライン
10 月 25 日～11 月 7 日	個人情報保護研修	オンデマンド配信
11 月 12 日	第 9 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会（全体会 1）	オンライン
11 月 16 日	第 1 回精神保健福祉事例検討会	生涯学習プラザ
11 月 19 日	第 9 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会（分科会 2）	オンライン
11 月 27 日	第 9 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会（分科会 9・全体会 2）	オンライン
11 月 28 日	第 2 回包括的相談支援業務研修会	青木会館
11 月 30 日	第 3 回包括的な支援体制検討会議専門部会	市役所第二庁舎
令和 5 年 2 月 9 日	埼玉県孤独・孤立対策官民連携 プラットフォームキックオフイベント	オンライン
2 月 28 日	第 17 回生活困窮者支援ワーキング・グループ	オンライン
3 月 2 日	第 2 回生活困窮者自立支援事業受託社協連絡会議	オンライン
3 月 27 日	埼玉県南 4 市まちづくり協議会 福祉・医療専門部会研修会	青木会館
3 月 29 日	第 4 回包括的な支援体制検討会議専門部会	市役所第二庁舎

2.5 生活支援体制整備事業

(令和4年度実績)

川口市から委託を受け、第1層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の発掘、地域資源の把握・ネットワークの構築を図っています。

(1) 地域におけるネットワークの構築

第2層生活支援コーディネーターとの連携により、12地区23回の第2層協議体、地域ネットワーク会議に参加し、ネットワーク構築の支援及び事業周知を行いました。

また、コーディネーター同士の連携強化を目的とした、第1層・第2層生活支援コーディネーターオンライン座談会を2回開催しました。

(2) 第1層協議体の開催

- ・令和4年 6月28日(火) 出席者 6人
- ・令和4年11月30日(水) 出席者 6人
- ・令和5年 3月 7日(火) 出席者 6人

(3) 生活支援コーディネーターに係る研修への参加

開催日	研修名
令和4年 6月 9日	令和4年度生活支援コーディネーター・行政担当者基礎研修
8月31日	令和4年度生活支援コーディネーターブロック別連絡会議
10月21日	企業等における高齢者の生活支援に係る取り組み事例紹介及び情報交換会
令和5年1月10日	令和4年度生活支援コーディネーター課題別研修
1月25日	生活支援コーディネーター研究協議会
2月 1日	埼玉県生活支援コーディネーター協議体委員等情報交換会

(4) 川口市高齢者サービス情報検索サイト かわぐち元気ナビの運用協力

川口市長寿支援課が運用する「かわぐち元気ナビ」に掲載する地域資源情報の更新に協力しています。

(5) 川口市長寿支援課との連携

川口市長寿支援課と協働での事業展開にあたり、進捗状況の確認と意見交換を目的とした打ち合わせを7回行いました。

(6) 第2層生活支援コーディネーターとの情報交換会

第2層生活支援コーディネーターとの情報交換会に3回参加し、第1層協議体で協議された内容や進捗状況について情報提供を行いました。

(7) 県南5市生活支援コーディネーター情報交換会

戸田市・蕨市・草加市・越谷市の生活支援コーディネーターとの情報交換会を1回開催しました。

(8) 事業周知

①市内各団体等からの依頼に基づく事業説明

- ・介護予防サポーター養成講座 3回
- ・川口市民生委員児童委員協議会 生活福祉部会 3回

②広報誌の発行

あいのある街かわぐち通信 2回発行

③小さなやさしさプロジェクトの開催

生活支援体制整備事業イメージソングを通して、ともに育ち、ともに生きるための福祉のこころを育むことを目的に新郷地区社会福祉協議会と共催で開催しました。

- ・日時 令和4年12月 8日(木)
- ・場所 川口市立新郷東小学校

④第2層生活支援コーディネーターイベント開催協力 1件

(9) モデル事業の実施

地域住民の声を聞きながら、住民主体の団体の立ち上げを目指し、通いの場の効果を測ることを目的に、生活支援体制整備事業のモデル事業として開催しました。

開催日	内容	参加者延数(人)
令和4年11月27日～ 令和5年1月26日 (全6回)	講義 「健康姿勢管理教室」 講師 特定非営利活動法人健康姿勢管理 代表 大谷 友希 氏	58

2.6 多機関協働事業

川口市から委託を受け、複雑化・複合化した事例に対し、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等、ケース全体の調整を行っています。

(1) 事業内容

- ①複合的な課題への対応
- ②重層的支援会議の運営等、ケース全体の調整機能
- ③社会資源の把握・提供

(2) 新規相談件数 66件

(3) 主たる対象者の性別・年齢構成

単位：人

年齢	男性	女性	不明	計
10歳未満	1	1	0	2
10代	3	2	0	5
20代	0	1	0	1
30代	2	2	0	4
40代	3	5	0	8
50代	6	6	0	12
60代	4	1	0	5
70代	4	4	0	8
80代	3	10	0	13
90代	0	2	0	2
100歳以上	0	0	0	0
不明	2	1	3	6
合計	28	35	3	66

(4) 世帯類型

単位：件

単身世帯 (65歳未満)	12
単身世帯 (65歳以上)	12
夫婦のみ世帯 (夫婦どちらかが65歳未満)	0
夫婦のみ世帯 (夫婦ともに65歳以上)	0
夫婦と未婚の子のみの世帯	14
配偶者のいない65歳以上の者と18歳以上の未婚の子のみの世帯	11
ひとり親世帯 (配偶者のいない65歳未満の者と18歳未満の子のみ)	5
三世代世帯 (直系三世代以上)	4
その他世帯 (上記以外)	5
不明	3
合計	66

(5) 相談経路

単位：件

障害部署（行政）	1
高齢部署（行政）	1
子ども部署（行政）	2
生活保護部署（行政）	4
教育部署（行政）	1
保険部署（行政）	2
地域包括支援センター	19
障害者相談支援センター	7
利用者支援事業	1
社会福祉協議会	3
保健所	3
医療機関	5
その他の機関・者（近隣住民等）	17
合計	66

(6) 事例に関わる課題と特性

単位：件

病気	19
けが	1
障害（手帳有）	19
障害（疑い）	13
自死企図	4
メンタルの課題（うつ・依存症など）	19
住まい不安定	4
ホームレス	0
経済的困窮	25
（多重・過重）債務	3
家計管理の問題	9
就職活動困難	1
就職定着困難	1
生活習慣の乱れ	0
社会的孤立（ニート・ひきこもり等）	12
家族関係・家族の問題	21
介護	17
子育て	6
不登校	1
非行	0
中卒・高校中退	1
ひとり親	6
DV・虐待	9
本人の能力の問題（識字・言語・理解等）	5
被災	0
その他	14
合計	210

(7) 重層的支援会議等の開催

単位：回

重層的支援会議	2
支援会議（ケース共有会議）	11
個別ケース会議（担当者会議）	19
合計	32

(8) 支援関係機関及び市職員への研修の開催

支援関係機関及び市職員を対象に重層的支援体制整備事業に関する知識及び能力を取得することを目的とした研修会を実施しています。

対象	回数（回）	参加者数（人）
市職員	6	60
支援関係機関	3	96
合計	9	156

(9) 支援関係機関との連携強化

多機関協働事業を円滑に実施するため、各支援関係機関の会議等に参加し連携の強化を図っています。

分野	回数 (回)
高齢分野	21
障害分野	15
子ども分野	20
その他	8
合計	64

第2章

社会福祉法人 川口市社会福祉事業団



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 佳作 菊池颯介

令和5年度 社会福祉

		事業名	予算額(千円)
福 祉		本 部 事 務 局 (補)	182,182
高 齢 福 祉		特 別 養 護 老 人 ホ ー ム (指)	550,413
		シ ョ ー ト ス テ イ (指)	80,646
		養 護 老 人 ホ ー ム (指)	137,246
		ケ ア ハ ウ ス (指)	130,233
		安 行 ・ 神 根 ・ 芝 ・ 新 郷 ・ 仲 町 た た ら 荘 (指)	109,690
		老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー (指)	603,057
		社 会 福 祉 セ ン タ ー ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 支 援 事 業 (指)	29,248
		老 人 福 祉 セ ン タ ー (補)	65,222
		や す ら ぎ の 家 (補)	2,373
		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	170,280
		鳩 ヶ 谷 福 祉 セ ン タ ー (補)	28,844
児 童 福 祉		南 平 児 童 セ ン タ ー (指)	20,846
		地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業 (指)	3,359
障 害 福 祉		地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 事 業 (指)	48,300
		生 活 介 護 夢 工 房	74,851
		障 害 者 相 談 支 援 セ ン タ ー き ら り (記)	22,174
		生 活 介 護 き じ ば と (指)	84,543
		就 労 継 続 支 援 き じ ば と (指)	39,453
介 護 保 険		地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー (記)	219,300

事業団事業予算の概要

※ ①は市の委託事業 ②は市の補助事業 ③は指定管理者

事業内容
各施設の中核として受託経営施設及び自主経営施設の効果的な管理運営
要介護状態にある高齢者で常時介護を必要とするかたが入居する施設の管理運営
在宅で要介護高齢者を介護することが困難な場合に短期間受け入れを行う施設の管理運営
65歳以上で経済的理由等のため居宅において養護が困難なかたが入居する施設の管理運営
60歳以上で在宅生活を営むのに支障のあるかたが低額な料金で入居する施設の管理運営
受託しているたたら荘5カ所の管理運営(安行・神根・芝・新郷・仲町)
要介護状態にある高齢者の通所介護サービスの提供(横曽根・新郷・芝・芝南・鳩ヶ谷・神根)
ボランティア活動をしているかたへの支援事業
自主事業のたたら荘4カ所の管理運営(本町・芝中央・南平・前川)
やすらぎの家2カ所の管理運営(並木・元郷)
居宅サービス計画の作成及び介護予防サービスの支援を行う(横曽根・新郷・芝・鳩ヶ谷・神根)
高齢者の各種相談や集会のための施設提供を行う施設の管理運営
児童健全育成の目的で設置した児童センターの管理運営
子育て親子に対する相談支援を行う
障害者の自立と社会参加を図ることを目的とした施設の管理運営
障害者の社会参加を促進するため、自立訓練や授産活動の場を提供する施設の管理運営
在宅の障害者(児)に対する相談支援を行う
障害者の社会参加を促進するため、自立訓練や授産活動の場を提供する施設の管理運営
障害者の就労指導、生活指導、社会学習を実施する施設の管理運営
地域福祉の中核機関として高齢者の状態の変化に応じたサービスの提供を包括的に行う (神根・新郷・芝伊刈・西・鳩ヶ谷東部・新郷東)

第2章 社会福祉法人川口市社会福祉事業団

第1節 社会福祉事業団の概要

1 組織等

(1) 設立の趣旨

川口市が設置した福祉施設の受託管理業務を行うとともに、自ら市民の福祉ニーズにこたえるため、社会福祉法に基づき、福祉施設を設置運営することを目的に設立されました。

(2) 事務所 事務局 川口市大字赤井1055番地

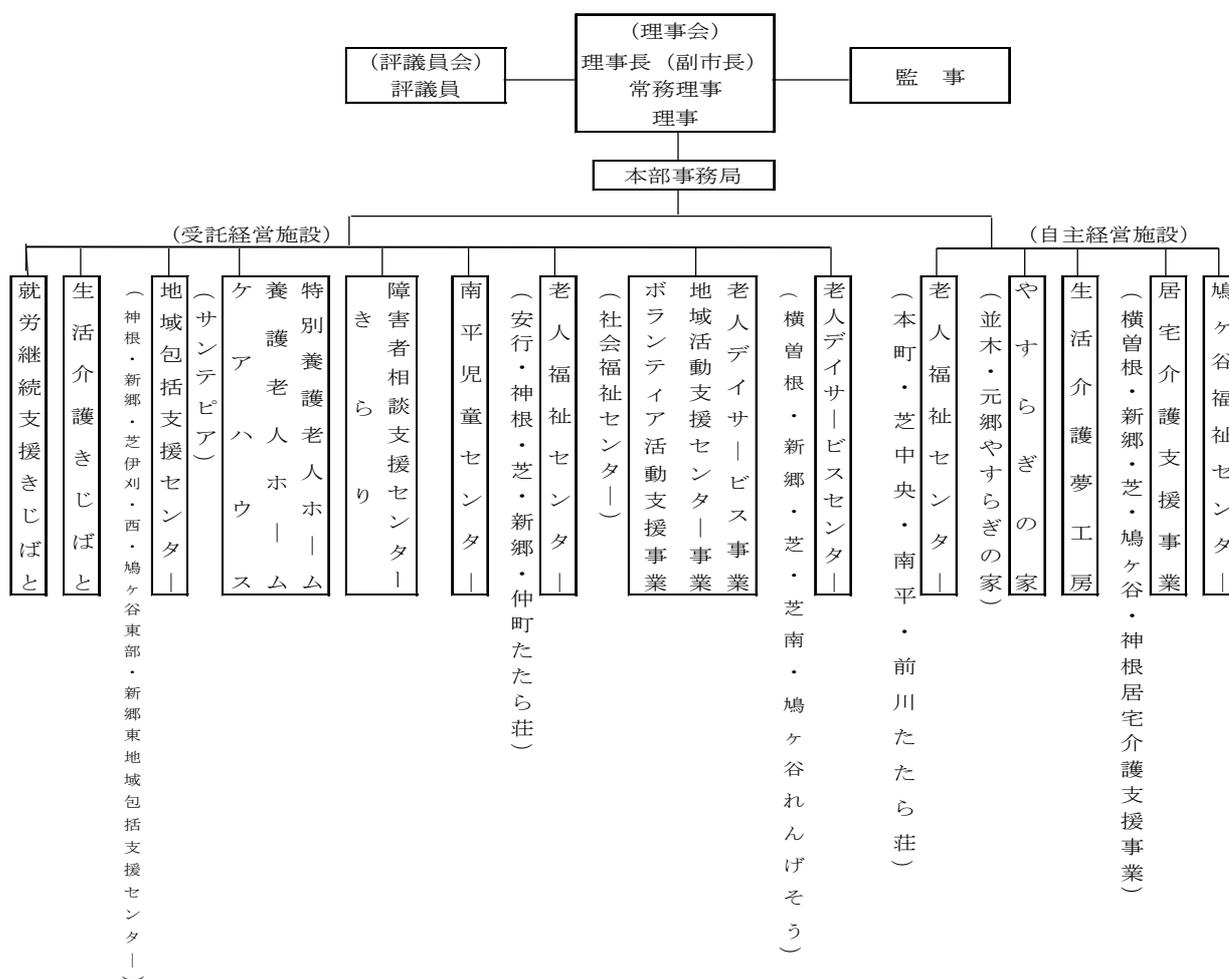
(3) 沿革 昭和59年3月1日 社会福祉法人川口市社会福祉事業団の設立認可
昭和59年4月1日 社会福祉法人川口市社会福祉事業団設立

(4) 職員の配置 (令和5年4月1日現在)

職員298人を施設に配置し、業務に従事しています。

(5) 組織

本社会福祉事業団は、社会福祉法の規定に基づく社会福祉法人です。業務の決定は理事会及び評議員会によって行われ、理事会、評議員会の決定事項は、事務局または施設により処理をしています。この関係を図に表すと次のとおりになります。



2 令和5年度当初予算

(単位:千円)

事業区分	拠点区分	サービス区分	予算額		
社会福祉事業	1	1	法人本部	182,182	
		2	特別養護老人ホーム	550,413	
		3	ショートステイ	80,646	
		4	老人デイサービスセンター新郷れんげそう	140,588	
		5	新郷居宅介護支援事業所	38,927	
		6	新郷地域包括支援センター	37,496	
		7	新郷東地域包括支援センター	35,609	
	2	サンデピア養護老人ホーム	8	養護老人ホーム	137,246
	3	サンデピアケアハウス	9	ケアハウス	130,233
	4	神根福祉センター	10	老人デイサービス事業	118,601
			11	老人福祉センター神根たたら荘	24,392
			12	ボランティア活動支援事業	29,248
			13	神根居宅介護支援事業所	20,108
			14	神根地域包括支援センター	36,400
	5	神根福祉センター地域活動支援センター事業	15	地域活動支援センター事業	48,300
	6	高齢者在宅サービスセンター	16	老人デイサービスセンター横曽根れんげそう	99,339
			17	横曽根居宅介護支援事業所	40,452
			18	西地域包括支援センター	34,733
	7	芝福祉センター	19	老人デイサービスセンター芝れんげそう	130,697
			20	老人福祉センター芝たたら荘	25,490
			21	老人デイサービスセンター芝南れんげそう	27,001
			22	芝居宅介護支援事業所	42,570
			23	芝伊刈地域包括支援センター	35,922
	8	鳩ヶ谷れんげそう	24	老人デイサービスセンター鳩ヶ谷れんげそう	86,831
	9	老人福祉センター	25	老人福祉センター	65,222
			26	老人福祉センター安行たたら荘	22,039
			27	老人福祉センター新郷たたら荘	18,881
			28	老人福祉センター仲町たたら荘	18,888
	10	生活介護夢工房	29	生活介護夢工房	74,851
	11	鳩ヶ谷きじばと福祉センター	30	生活介護きじばと	84,543
			31	障害者相談支援センターきらり	22,174
	12	就労継続支援きじばと	32	就労継続支援きじばと	39,453
	13	南平児童センター	33	南平児童センター	20,846
			34	地域子育て支援拠点事業	3,359
小 計			2,503,680	2,503,680	
公益事業	14	やすらぎの家	35	やすらぎの家	2,373
	15	鳩ヶ谷社会福祉センター	36	鳩ヶ谷福祉センター	28,844
			37	鳩ヶ谷東部地域包括支援センター	39,140
			38	鳩ヶ谷居宅介護支援事業所	28,223
小 計			98,580	98,580	
合 計			2,602,260	2,602,260	

第2節 老人福祉施設

1 老人福祉センター「たたら荘」

60歳以上のかたに対して、各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等を供与し、高齢者が健康で明るい生活ができるよう努めています。

※たたら荘の運営は、昭和59年4月1日から川口市社会福祉事業団が行っています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積(㎡)	床面積(㎡)	開所年月日	種別
本町たたら荘	本町1-5-22	593.48	330.48	S44. 1. 6	B型
芝中央たたら荘	大字芝3905	2,500.68 の一部	335.95	S46. 6. 13	B型
南平たたら荘	末広3-7-21	1,322.37	588.43	S52. 12. 4	A型
前川たたら荘	前川4-12-12	1,258.97	611.08	S57. 1. 8	A型
安行たたら荘	大字安行1194	2,612.17	684.70	H4. 4. 7	A型
神根たたら荘	大字道合1421	3,234.25	1,035.89	H9. 4. 10	A型
芝たたら荘	大字伊刈20	2,298.58	922.00	H10. 12. 1	A型
新郷たたら荘	大字東本郷1000	2,461.39 の一部	488.13	H30. 4. 1	B型
仲町たたら荘	仲町15-15	1,636.11 の一部	493.51	H31. 4. 1	B型

※A型 床面積が495, 5㎡以上の規模の建物

※B型 床面積が165㎡以上495, 5㎡未満の規模の建物

(2) 利用状況(9カ所)

年 度	利用日数 (日)	団 体		個人(人)	計(人)	利用料(円)	健康相談	
		回数(回)	人員(人)				回数(回)	人員(人)
30	2,357	328	8,861	166,085	196,549 (21,603)	17,494,600	342	6,283
元	2,389	291	7,762	147,292	174,161 (19,107)	15,505,400	336	5,354
2	1,593	0	0	7,921	7,921 (861)	706,000	0	0
3	2,202	0	0	13,059	13,059 (1,148)	1,191,100	155	630
4	2,628	21	118	19,241	21,088 (1,729)	1,935,900	211	1,284

※利用料は1人100円(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたは免除)

※()内は利用者の内、利用料免除者の人数

2 高齢者総合福祉センター「サンテピア」（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス・老人デイサービスセンター・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター）

高齢者総合福祉センター「サンテピア」は、高齢者のニーズに合わせたサービスの充実を図るため、要介護状態で常時介護が必要な高齢者を対象とした特別養護老人ホームや心身機能の減衰等のために日常生活に支障があり、自宅において適切な介護を受けられない高齢者を対象とした養護老人ホーム、自炊ができないなど心身機能の低下や高齢のため独立して生活できない高齢者のためのケアハウスといった入居型施設と老人デイサービスセンター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターを併設した高齢者総合福祉施設です。

また、社会的理由等により高齢者を介護できない場合、一時的に保護し介護者の負担を軽減する短期入所生活介護も行っています。

（１）施設概要

種 別	定員	開所年月日	敷地面積	構造	床面積	所在地
特別養護老人ホーム	100人	H9. 4. 1	7,602.39 m ²	鉄筋 コンクリート造 地上6階 地下1階	延床面積 14,444.48 m ²	大字赤井 1055
短期入所生活介護	20人					
養護老人ホーム	50人					
ケアハウス	50人					
新郷れんげそう	50人					

（２）入居及び利用状況

○特別養護老人ホーム

（単位：人）

年齢 年度	60～ 64歳	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～ 89	90～ 94	95～ 99	100 以上	計	男性	女性	平均 年齢 (歳)
4	1	4	6	16	13	27	19	8	2	96	27	69	84.7

○養護老人ホーム

（単位：人）

年齢 年度	60～ 64歳	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～ 89	90～ 94	95～ 99	100 以上	計	男性	女性	平均 年齢 (歳)
4	1	0	2	8	5	7	3	0	0	26	7	19	81.4

○ケアハウス

（単位：人）

年齢 年度	60～ 64歳	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～ 89	90～ 94	95～ 99	100 以上	計	男性	女性	平均 年齢 (歳)
4	1	2	3	7	13	13	5	0	0	44	18	26	82.3

※老人デイサービスセンターについては、「4 老人デイサービスセンター」の項を参照。居宅介護支援事業所については、「5 居宅介護支援事業所」の項を参照。地域包括支援センターについては、「7 地域包括支援センター」の項を参照。

3 やすらぎの家

60歳以上のかたに憩いの場を提供し、心身の健康保持及びレクリエーション等を供与し、高齢者が健康で明るい生活ができるよう努めています。

やすらぎの家の運営は、昭和61年4月1日から川口市社会福祉事業団が行っています。

(1) 施設概要

名称	所在地	敷地面積	構造	床面積	開所年月日
並木 やすらぎの家	並木4-22-1	690.00 m ²	鉄骨造平屋建	延床面積 161.76 m ²	S54. 1. 8
元郷 やすらぎの家	元郷3-15-19	旧元郷保育所敷地内 354.92 m ²	木造平屋建	延床面積 147.40 m ²	S58. 2. 3

※利用料は無料

(2) 利用状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用日数	357日	328日	210日	299日	357日
利用者人数	延 9,605人	延 7,609人	延 1,282人	延 1,581人	延 2,639人

4 老人デイサービスセンター「れんげそう」

川口市から委託を受け、老人福祉法及び介護保険法に基づき、在宅で要介護状態の高齢者に対して、通所により各種サービスを提供し、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図っています。

(1) 施設概要

名称	所在地	敷地面積	構造	床面積	開所年月日	定員
横曽根 れんげそう	川口6-5-14	850.88 m ²	鉄筋コンクリート造 3階建	延床面積 1,175.85 m ² 内 479.79 m ²	H7. 1. 17	40
新郷 れんげそう	大字赤井1055	7,602.39 m ²	鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階	延床面積 14,444.48 m ² 内 917.38 m ²	H9. 4. 1	50
芝 れんげそう	大字伊刈20	2,298.58 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	延床面積 1,797.45 m ² 内 742.14 m ²	H10. 12. 1	45
芝南 れんげそう	芝3-17-1	芝南小学校敷地内 10,683.00 m ²	鉄筋コンクリート造 4階建1階一部	206.59 m ²	H10. 11. 9	15
鳩ヶ谷 れんげそう	八幡木1-19-5	944.84 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	延床面積 737.50 m ² 内 377.50 m ²	H23. 11. 1	35

(2) サービス内容及び利用状況

○横曽根れんげそう

(単位：人)

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業1	事業2	要支援1	要支援2	1	2	3	4	5	計			
30	9,246	—	—	181	559	2,362	1,482	1,289	722	715	7,409	14,530	7,343	5,580
元	9,522	—	—	151	708	2,149	1,574	1,417	1,136	529	7,664	14,825	7,573	5,798
2	9,001	0	0	185	678	1,880	1,843	1,237	763	593	7,179	13,987	7,156	5,437
3	8,348	0	0	176	331	2,017	1,722	1,674	425	314	6,659	12,988	6,604	4,775
4	6,692	0	0	130	180	2,128	1,604	982	502	221	5,747	11,389	5,687	4,237

※事業1・2 … 第1号通所事業対象者(要支援1相当・要支援2相当)

○新郷れんげそう

(単位：人)

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業1	事業2	要支援1	要支援2	1	2	3	4	5	計			
30	12,847	—	—	125	390	2,362	3,493	1,799	1,453	740	10,362	15,887	7,973	8,918
元	12,508	—	—	295	471	2,239	3,566	1,609	1,120	843	10,143	15,859	7,971	8,356
2	12,450	0	1	311	553	1,866	3,515	1,982	873	825	9,926	15,656	7,874	7,765
3	12,155	0	0	382	722	1,545	3,207	2,271	1,027	950	10,104	16,121	8,118	7,622
4	12,240	0	0	392	784	1,889	2,742	2,631	1,130	570	10,138	16,047	8,021	7,884

※事業1・2 … 第1号通所事業対象者(要支援1相当・要支援2相当)

○芝れんげそう

(単位：人)

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業1	事業2	要支援1	要支援2	1	2	3	4	5	計			
30	11,884	—	—	120	617	2,671	2,880	2,204	963	359	9,882	19,569	9,827	8,339
元	11,661	—	—	368	608	2,598	2,660	1,384	985	683	9,286	18,507	9,237	7,501
2	11,267	0	0	140	690	2,681	2,375	1,041	1,213	672	8,812	17,539	8,790	7,105
3	10,072	0	0	107	486	2,546	2,399	1,188	1,034	545	8,305	16,516	8,302	6,580
4	10,040	0	0	129	454	2,588	1,896	1,733	834	369	8,803	16,098	7,969	6,528

※事業1・2 … 第1号通所事業対象者(要支援1相当・要支援2相当)

○芝南れんげそう

(単位：人)

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業1	事業2	要支援1	要支援2	1	2	3	4	5	計			
30	3,407	—	—	45	79	508	1,029	667	291	187	2,855	5,673	2,821	—
元	2,922	—	—	98	27	463	884	638	92	279	2,481	4,949	2,464	—
2	3,023	0	0	91	0	653	602	810	148	206	2,510	5,006	2,495	—
3	1,462	0	0	84	1	242	321	274	140	62	1,124	2,241	1,071	—
4	1,492	0	0	7	66	322	182	356	75	103	1,111	2,201	1,005	—

※事業1・2 … 第1号通所事業対象者(要支援1相当・要支援2相当)

○鳩ヶ谷れんげそう

(単位：人)

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業1	事業2	要支援1	要支援2	1	2	3	4	5	計			
30	8,753	—	—	309	375	1,764	1,618	1,689	1,096	429	7,280	14,450	7,066	5,709
元	8,318	—	—	236	474	1,679	1,494	1,741	678	618	6,920	13,803	6,750	5,517
2	7,536	0	0	154	714	1,154	1,199	1,447	616	817	6,101	12,121	6,071	5,075
3	6,862	0	0	97	605	1,239	1,190	1,583	604	590	5,908	11,750	5,812	5,077
4	6,463	0	0	99	685	990	1,438	1,390	378	434	5,414	10,796	5,369	4,785

※事業1・2 … 第1号通所事業対象者(要支援1相当・要支援2相当)

5 居宅介護支援事業所

介護保険制度の情報提供及びケアプラン作成を行い、制度の円滑な推進に努めています。

(1) 施設概要

名称	所在地	敷地面積	構造	床面積	開所年月日
横曽根居宅介護支援事業所	川口 6-5-14	850.88 m ²	鉄筋コンクリート造 3階建	延床面積 1,175.85 m ² 内 31.30 m ²	H7. 4. 1
新郷居宅介護支援事業所	大字赤井1055	7,602.39 m ²	鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階	延床面積 14,444.48 m ² 内 30.60 m ²	H9. 4. 1
芝居宅介護支援事業所	大字伊刈20	2,298.58 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	延床面積 1797.45 m ² 内 33 m ²	H10. 12. 2
鳩ヶ谷居宅介護支援事業所	桜町 6-4-5	1,247.08 m ²	鉄筋コンクリート造 1階部分	延床面積 1,185.81 m ² 内 19.33 m ²	H18. 5. 1 (H27. 4. 1 現所在地に移転)
神根居宅介護支援事業所	大字道合 1421	3,234.25 m ²	鉄筋コンクリート造 3階建	延床面積 2,739.74 m ²	R4. 4. 1

(2) 相談件数

○横曽根居宅介護支援事業所

(単位：件)

年度	認定調査	月平均	ケアプラン作成	月平均
30	262 (15)	22	2,281	190
元	217 (0)	18	2,776	217
2	107 (0)	9	2,543	212
3	120 (0)	10	2,513	209
4	87 (0)	7	2,068	172

※ () 内は他市町村からの委託件数

○新郷居宅介護支援事業所

(単位：件)

年度	認定調査	月平均	ケアプラン作成	月平均
30	268 (41)	22	3,356	280
元	303 (0)	25	3,755	303
2	144 (26)	14	3,267	272
3	173 (38)	14	3,302	275
4	124 (18)	10	2,575	215

※ () 内は他市町村からの委託件数

○芝居宅介護支援事業所

(単位：件)

年度	認定調査	月平均	ケアプラン作成	月平均
30	235 (11)	20	2,613	212
元	280 (0)	23	2,900	242
2	94 (1)	8	2,914	243
3	132 (1)	11	2,911	243
4	117 (0)	10	2,282	190

※ () 内は他市町村からの委託件数

○鳩ヶ谷居宅介護支援事業所

(単位：件)

年度	認定調査	月平均	ケアプラン作成	月平均
30	188 (19)	16	1,596	133
元	196 (4)	16	1,856	155
2	72 (7)	7	1,655	138
3	111 (6)	9	1,644	137
4	89 (4)	7	1,580	132

※ () 内は他市町村からの委託件数

○神根居宅介護支援事業所

(単位：件)

年度	認定調査	月平均	ケアプラン作成	月平均
30	—	—	—	—
元	—	—	—	—
2	—	—	—	—
3	—	—	—	—
4	66 (6)	6	1,014	85

※ () 内は他市町村からの委託件数

※令和4年4月1日より開所

6 社会福祉センター（神根福祉センター）

川口市から委託を受け、地域における福祉活動の拠点として地域住民の福祉のニーズに応じたサービスの提供を行うとともに、老人デイサービス事業・地域活動支援センター事業・ボランティア活動支援事業の管理運営を行い、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の向上を図っています。

(1) 施設概要

種 別	定員	開所年月日	敷地面積	構造	床面積	所在地
老人デイサービス事業	50人	H9.4.1	3,234.25 m ²	鉄筋コンクリート造 3階建	延床面積 2,739.74 m ²	大字道合 1421
ボランティア活動支援事業	—					
地域活動支援センター事業	15人					
(神根たたら荘)	—					

※地域活動支援センター事業については、「第5節障害福祉施設」、神根たたら荘については、「第2節老人福祉施設」を参照。

(2) 利用及び活動状況

○老人デイサービス事業

(単位：人)

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業1	事業2	要支援1	要支援2	1	2	3	4	5	計			
30	12,358	—	—	154	611	2,403	3,561	2,157	1,121	450	10,457	20,818	10,335	8,111
元	11,523	—	—	190	796	2,288	3,289	1,781	1,245	286	9,875	19,685	9,784	7,855
2	11,113	0	96	209	531	2,406	2,526	1,690	550	348	8,356	16,722	8,356	6,556
3	9,736	0	100	238	210	2,368	2,208	1,603	567	170	7,464	14,904	7,423	6,028
4	9,391	0	103	190	363	2,508	1,974	1,384	643	244	7,409	14,752	7,406	5,882

※事業1・2 … 第1号通所事業対象者(要支援1相当・要支援2相当)

○ボランティア活動支援事業

事業名	活動内容	参加者				
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
会食サービス	神根地区で一人暮らしの高齢者(70歳以上)を対象とした昼食サービス	83名	69名	0名	0名	0名
ボランティア交流	意見交換・アンケート等	25名	10名	0名	0名	0名
関連団体への支援	介護者研修室、調理実習室の貸出	196回	202回	75回	117回	144回

ボランティア活動に関する相談や福祉・家事援助体験研修を行っています。

7 地域包括支援センター

川口市から委託を受け、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活のために必要な援助及び支援を目的とし、地域の中核機関として高齢者の状態の変化に応じ

たサービスの提供を包括的に行い、高齢者が住みなれた地域で安定した生活をおくることができるよう努めています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構 造	床面積	開所年月日
神根地域包括支援センター	大字道合 1421	3,234.25 m ²	鉄筋コンクリート造 3階建1階部分	延床面積 2,739.74 m ² 内 16.44 m ²	H18. 4. 1
新郷地域包括支援センター	大字赤井 1055	7,602.39 m ²	鉄筋コンクリート造 6階建1階部分	延床面積 14,444.48 m ² 内 63.8 m ²	H21. 1. 1
芝伊刈地域包括支援センター	大字伊刈 20	2,298.58 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建1階部分	延床面積 1,797.45 m ² 内 56.25 m ²	H21. 6. 1
西地域包括支援センター	川口 6-5-14	850.88 m ²	鉄筋コンクリート造 3階建2階部分	延床面積 1,175.85 m ² 内 43.6 m ²	H22. 6. 1
鳩ヶ谷東部地域包括支援センター	桜町 6-4-5	1,247.08 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建1階部分	延床面積 1,185.81 m ² 内 30 m ²	H25. 4. 1
新郷東地域包括支援センター	大字峯 901	※	鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建1階部分	63.50 m ²	H27.10. 1

※新郷東地域包括支援センターに関しては、建物の一部を賃借しているため詳細不明。

8 鳩ヶ谷福祉センター

地域の高齢者のかたが各種の集まりや研修会等に利用できる大小の会議室を1階に設置し、健康増進及びレクリエーションのために利用できる施設として「は～とふる鳩ヶ谷」を2階に設置し、それぞれ利便性に配慮した施設運営に努めています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構 造	床面積	開所年月日
鳩ヶ谷福祉センター	桜町 6-4-5	1,247.08 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	延床面積 1,185.81 m ²	H23. 10. 11

(2) 利用状況

(単位:人)

年度	会 議 室		は～とふる鳩ヶ谷利用者数 (人)	合 計	
	団体数 (件)	利用者 (人)		団体数 (件)	利用者数 (人)
元	972	18,072	16,475	972	34,547
2	228	2,986	241	228	3,227
3	462	6,354	791	462	7,145
4	533	9,246	1,120	533	10,366

(3) 施設利用料金

○会議室

(単位:円)

区分	時間区分			
	午前9時～午前12時	午前12時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後9時
大会議室	410	1,370	1,650	3,430
小会議室	210	680	830	1,720

※は～とふる鳩ヶ谷 1人100円 (身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたは免除)

第3節 児童福祉施設

1 児童センター

川口市から委託を受けて、地域児童に健全な遊びを提供し、個別的集団的に指導して、その健康を増進し情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等、児童組織活動の育成助長を図る総合的な機能を有した児童厚生施設です。また、平成22年度に更新した児童用パソコンで機器の操作を取得しながら自然に学習ができる等の事業を実施しています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構 造	床面積	開所年月日
南平 児童センター	末広 3-7-21	1,322.37 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建 2階部分	延床面積 1,195.47 m ² 内 426.17 m ²	S 52. 12. 4

(2) 年間行事

- ①恒例行事…児童センターまつり、親子ふれあいランド、なかよしキッズ、
にこにこ赤ちゃん広場、卓球大会等
- ②製作教室…夏休み工作、かんたん工作、母・父の日プレゼント等
- ③そ の 他…簡単なお料理教室、リサイクルバザー等

(3) クラブ

- ①母親…おはなし会、人形劇等
- ②子供…ハンドベル教室

(4) 利用状況

(単位：人)

年度	利用日数	幼 児	小学生	中学生	一般(高校)	計
30	291日	11,328	10,187	1,049	10,716	33,280
元	263日	8,922	8,423	1,064	8,874	27,283
2	242日	2,764	1,012	199	2,459	6,434
3	292日	3,870	1,294	140	3,737	9,041
4	290日	4,520	1,440	176	4,517	10,653

第4節 障害福祉施設

1 相談支援事業

川口市に居住する在宅障害者（児）及び家族等に対し介護相談、情報の提供を行い、生活の支援を図っています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構 造	床面積	開所年月日
障害者相談支援センターきらり	八幡木 1-19-5	944.84 m ²	鉄筋 コンクリート造 2階建	延床面積 737.50 m ² 内 22.89 m ²	H7.4.1

2 地域活動支援センター事業

川口市から委託を受け、障害者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図るため、各種のサービスを提供し障害者の福祉の増進を図っています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構 造	床面積	開所年月日	定員
地域活動支援センター事業 (社会福祉センター)	大字道合 1421	3,234.25 m ²	鉄筋 コンクリート造 3階建	延床面積 2,739.74 m ² 内 1,703.85 m ²	H9.5.6	15人

(2) 利用状況

(単位：人)

年 度	登録者数	利用者数	サービス内容及び利用者数						
			機能訓練	創作活動	健康チェック	生活更生相談	送 迎	給 食	入 浴 (特浴)
30	3,634	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	5,749	3,127	980 (925)
元	3,552	3,079	3,079	3,079	3,079	3,079	5,662	3,079	1,121 (824)
2	3,488	2,647	2,647	2,647	2,647	2,647	4,787	2,647	896 (713)
3	3,383	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655	4,917	2,655	806 (654)
4	3,262	2,453	2,453	2,453	2,453	2,453	4,547	2,453	414 (544)

3 生活介護事業

在宅の障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に提供しています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構造	床面積	開設年月日	定員
生活介護 夢工房	西青木 1-5-1	6,365.92 m ²	鉄筋 コンクリート造 2階建	延床面積 6,060.08 m ² 内 492.35 m ²	H 2 3 . 4 . 1 (H 2 6 . 4 . 7 現所在地に移転)	25 人
生活介護 きじばと	八幡木 1-19-5	944.84 m ²	鉄骨造 2階建	延床面積 737.50 m ² 内 360 m ²	H 2 3 . 4 . 1	30 人

4 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかったかたに、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練及びその他必要な支援の提供に努めています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構造	床面積	開設年月日	定員
就労継続支援 きじばと	大字里 1125	356 m ²	鉄骨造 2階建	延床面積 356 m ² 内 189.05 m ²	H 2 3 . 4 . 1	20 人

福祉関係 団体名簿



「福祉の日デザイン画」 小学生の部 佳作 峯村空良

川口市社会福祉審議会委員

(任期R4.4.1～R6.3.31)

◎ 委員長

○ 副委員長

区分 ※1	氏名	選出母体	専門分科会※2				部会※3		
			民生	障害	児童	地域	障害 審査	児童 認可	子ども 条例
議員	◎福田 洋子	川口市議会	○			○			
社福	宇佐美 徳紀	川口市民生委員児童委員協議会	○			○			
社福	石山 則廣	川口地区保護司会	○			○			
社福	田中 勉	社会福祉法人川口市社会福祉協議会	○			○			
社福	漆山 隆	新郷地区社会福祉協議会	○			○			
学識	鈴木 真理子	川口商工会議所	○			○			
学識	鹿嶋 広久	川口市医師会				○			
学識	吉井 正俊	川口歯科医師会		○		○			
学識	浅見 まゆみ	川口薬剤師会				○			
社福	小山 圭三	埼玉県老人福祉施設協議会北足立支部				○			
学識	須賀 幸太郎	芝塚原町会				○			
社福	松本 保子	公募委員				○			
学識	岡田 貢司郎	公募委員				○			
学識	田中 恵美子	東京家政大学		○					
学識	新谷 仁	川口市医師会		○			○		
学識	岡本 和久	桐和会グループ		○					
学識	庄司 正樹	埼玉県南児童相談所		○					
学識	谷 史夫	川口市立小学校長会		○					
学識	土田 幸生	川口公共職業安定所		○					
社福	小川 礼子	社会福祉法人あみくる Days		○		○			
社福	松本 哲	社会福祉法人みぬま福祉会		○					
社福	高山 久美子	社会福祉法人川口市社会福祉協議会		○					
社福	小巻 喜一	川口市障害者団体連絡協議会		○					
社福	吉田 優	社会福祉法人ひふみ会		○					
社福	片山 理	川口市精神障害者の会よつば		○					
社福	森田 かよ子	NPO法人川口市障害難病団体協議会		○					
社福	田中 眞弓	公募委員		○					
社福	羽場 ひで子	公募委員		○					
学識	○加藤 邦子	浦和大学			○			○	

委員
(臨時委員含む)

	区分 ※1	氏名	選出母体	専門分科会※2				部会※3		
				民生	障害	児童	地域	障害 審査	児童 認可	子ども 条例
委員 (臨時委員含む)	学識	佐藤 陽	十文字学園女子大学			○	○			
	学識	剣持 浩	埼玉県保育協議会			○				
	社福	糸永 悦史	埼玉県南児童相談所			○				
	学識	岩井 正明	川口市立小学校長会			○				
	学識	山南 貞夫	川口市立医療センター			○				
	社福	飯塚 仁美	埼玉県助産師会川口地区			○				
	社福	根本 智可子	川口市私立幼稚園協会			○				
	社福	辻 智歌子	川口市保育連絡協議会			○				
	学識	岡田 真理子	川口市民生委員児童委員協議会			○				
	学識	宮崎 清人	川口市子ども会連絡協議会			○				
	学識	長沢 英俊	連合埼玉川口・戸田・蕨地域協議会			○				
	社福	竹田 智恵子	川口市社会福祉協議会			○				
	学識	笹川 綿子	公募委員			○				
	学識	水越 俊行	公募委員			○				
	学識	柏 奉子	川口市立南平幼稚園						○	
	学識	大西 優子	川口市保育所長研修会						○	
	学識	増井 真也	(有)ますいいリビングカンパニー						○	
	社福	小田中 秀憲	川口市社会福祉協議会							○
	学識	石井 幸雄	川口市青少年団体連絡協議会							○
	学識	蒲山 俊夫	川口市医師会【視覚機能障害】					○		
	学識	堤内 亮博	川口市医師会【聴覚等機能障害】					○		
	学識	新井 嘉容	川口市医師会【肢体不自由】					○		
	学識	古屋 徳郎	川口市医師会【肢体不自由】					○		
	学識	立花 栄三	川口市医師会【心臓機能障害】					○		
	学識	須田 雅一	川口市医師会【じん臓機能障害】					○		
	学識	羽田 憲彦	川口市医師会【呼吸器機能障害】					○		
学識	佐藤 雅彦	川口市医師会【ぼうこう・直腸機能障害】					○			
学識	松井 茂	川口市医師会【肝臓機能障害】					○			

※1 「議員」は市議会議員、「社福」は社会福祉事業従事者、「学識」は学識経験者を表す。

※2 専門分科会における「民生」は民生委員審査専門分科会、「障害」は障害者福祉専門分科会、「児童」は児童福祉専門分科会、「地域」は地域福祉専門分科会を表す。

※3 「障害審査」は障害者福祉専門分科会審査部会、「児童認可」は児童福祉専門分科会施設認可部会、「子ども条例」は児童福祉専門分科会（仮称）子ども条例検討部会を表す。

民生委員推薦会委員

(任期R3.4.1～R6.3.31)

◎ 委員長 ○ 副委員長

選出区分	氏名	職務
民生委員	○ 厚川 葉子	川口市民生委員児童委員協議会副会長
	高橋 登美雄	上青木地区民生委員児童委員協議会会長
社会福祉事業の実施 に関係のある者	中牟田 雅子	川口地区保護司会 事務局 会長
	◎ 漆山 隆	新郷地区社会福祉協議会会長
	坂本 裕一	川口市福祉部長
市町村の区域を単位 とする社会福祉関係 団体の代表者	宮崎 勲	一般社団法人川口市身体障害者 福祉会 代表理事
教育関係者	三浦 伸之	川口市立西中央小学校
学識経験者	野尻 由香	国際医療福祉大学大学院准教授
	荻島 正擴	西川口駅周辺地区 まちづくり協議会 会長
	濱田 由美	前川口市民生委員児童委員 協議会 主任児童委員会 会長

身体障害者・知的障害者相談員

身体障害者相談員 (任期R4.4.1～R6.3.31)	知的障害者相談員 (任期R4.4.1～R6.3.31)
氏 名	氏 名
小巻 喜一	柴田 俊枝
中山 勝人	沼口 英子
寺藪 正明	羽場 ひで子
國仙 繁則	折笠 京子
東海林 明	池田 敬子
片桐 孝	山下 恵津子
山本 高恵	芳賀 トリ
宮崎 勲	小杉 千絵
千島 達雄	川和 麻希
小熊 雅美	大津 千晶
土屋 洋子	
大井田 弘子	
荒金 弘子	

川口市介護保険運営協議会委員

(任期R3.4.1～R6.3.31)

◎ 会長

○ 副会長

区分	氏名	
知識経験者	◎ 吉田英司	川口市議会議員
	北沢小枝子	川口市民生委員協議会 児童委員協議会
保健・医療・福祉関係者	長谷達也	川口市医師会
	○ 渡辺隆志	川口歯科医師会
	金子裕子	川口薬剤師会
	小川由美	埼玉県看護協会
	山本明美	埼玉県介護支援専門員協会
	梅田成道	川口市介護事業者協議会
	高木輝久	埼玉県老人福祉施設協議会
	吉田夢花	川口市内障害者施設運営団体連絡会
被保険者	内田まさ子	川口市老人クラブ連合会
	榎本美知子	川口市婦人団体 連絡協議会
	木藤由理子	川口市食生活改善 推進員協議会
	長谷部正子	川口CEW女性会議
	町田君子	公募委員

川口市社会福祉協議会役員

(任期R5.6.23～R7の定時評議員会の終結時まで)

理事 14名

◎ 会長

○ 副会長

△ 常務理事

役員の資格等	氏名	公職等
その他	◎ 奥ノ木信夫	川口市市長
	野村洋子	川口CEW女性会議理事
事業の区域における福祉に関する実情に通じている者	宇佐美徳紀	川口市民生委員児童委員協議会会長
	○ 平柳清	朝日東地区社会福祉協議会会長
	荻島正拡	前西川口地区連合町会会長
	○ 山喜光明	川口地区保護司会会長
	羽場ひで子	川口市障害者団体連絡協議会副会長
	宗像和子	川口市ボランティア団体連絡協議会会長
	島永幸一	川口市老人クラブ連合会理事
	中田裕之	川口市教育委員会委員
社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	△ 福田亨	川口市社会福祉協議会
	熊井初雄	鳩ヶ谷商工会会長
	飯塚元一	川口商工会議所副会頭

監事 2名

役員の資格等	氏名	公職等
財務管理について識見を有する者	秋元三記	税理士
社会福祉事業について識見を有する者	守谷茂幸	元埼玉県共同募金会事務局長

社会福祉法人川口市社会福祉事業団役員

(任期 令和5年6月28日から令和7年6月定時評議員会終了まで)

役 職	氏 名	公 職 等
理事長	清 水 竹 敏	川口市副市長
常務理事	池 田 誠	川口市社会福祉事業団
理 事	吉 田 英 司	川口市議会議員
理 事	松 本 進	川口市議会議員
理 事	岡 崎 俊 哉	川口市医師会（上青木中央醫院）
理 事	小 川 由 美	川口訪問看護ステーション所長
理 事	田 中 宣 充	川口商工会議所副会頭
理 事	岩 澤 勝 徳	川口市老人クラブ連合会会長
理 事	鈴 木 浩 幸	川口市社会福祉事業団 川口市高齢者総合福祉センターサンテピア所長兼 川口市特別養護老人ホーム所長
理 事	漆 山 隆	新郷地区社会福祉協議会会長
監 事	小 川 勇 太 郎	元川口市社会福祉事業団常務理事
監 事	長 谷 川 優 子	税理士

川口市福祉の日推進委員

(任期 R4. 4. 1～R6. 3. 31)

令和5年7月1日時点

役職	氏名	備考
会長	奥ノ木信夫	市長
副会長	北原伸泰	モラロジー会員
副会長	坂本裕一	川口市福祉部長
	渡邊進	川口グランドワーク運営委員
	橋本有子	NPO法人輝け盛人
	立石孝子	公募（傾聴ボランティア）
会計	佐多薩雄	血液循環ロコモ体操指導協会理事
監事	湯本孝子	元市民後見人
会計	神田美代子	西川口を活性化させる会
監事	金丸貴邦	川口柳崎郵便局長
	大房明美	主任児童委員
	武井悦子	朝日西小学校教諭
	鈴木和子	学識経験者
	萩原実	青少年ボランティア育成委員
	田村伊佐雄	川口市子ども部長

社会福祉関係団体

名 称	会員数	代 表 者
川 口 地 区 保 護 司 会	5. 4. 1 現在 113	山 喜 光 明
川 口 地 区 更 生 保 護 女 性 会	5. 4. 1 現在 98	中 牟 田 雅 子
川 口 市 遺 族 会	5. 4. 1 現在 229	片 野 誠 治
川 口 市 民 生 委 員 会 児 童 委 員 協 議 会	5. 4. 1 現在 598	宇 佐 美 徳 紀
川 口 市 聴 力 障 害 者 協 会	5. 4. 1 現在 55	阿 曾 浩 幸
一 般 社 団 法 人 川 口 市 身 体 障 害 者 福 祉 会	5. 4. 1 現在 95	宮 崎 勲
川 口 市 視 覚 障 害 者 福 祉 協 会	5. 4. 1 現在 22	大 井 田 弘 子
川 口 あ さ ひ 福 祉 会	5. 4. 1 現在 128	柴 田 俊 枝
川 口 市 障 害 者 団 体 連 絡 協 議 会	5. 4. 1 現在 24 団 体	小 卷 喜 一
川 口 市 精 神 障 害 者 家 族 会	5. 4. 1 現在 43	谷 久 子
川 口 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	5. 4. 1 現在 10,868	岩 澤 勝 徳
川 口 市 ボ ラ ン テ ィ ア 団 体 連 絡 協 議 会	5. 4. 1 現在 10 団 体	宗 像 和 子
川 口 市 プ レ イ リ ー ダ ー 協 議 会	5. 4. 1 現在 45	岸 本 英 樹

川口市青少年問題協議会

(任期R5.6.1～R7.5.31)

職	氏名	役職等
委員長	小野寺 秀明	川口市青少年団体連絡協議会
副委員長	伊藤 正樹	川口機械工業協同組合
委員	林 美恵子	公募市民
〃	渡邊 香織	公募市民
〃	丸山 智也	川口市民生委員児童委員協議会
〃	近藤 智明	川口市PTA連合会
〃	森元 秀樹	川口地区保護司会
〃	菊地 美代子	川口商工会議所女性会
〃	江原 均	川口商工会議所青年部
〃	富田 政弘	川口市少年軟式野球連盟
〃	小柳 美佐子	川口市青少年育成推進員協議会
〃	稲澤 慎司	川口警察署生活安全課長
〃	梅田 英良	武南警察署生活安全課長
〃	小野 毅	川口市立中学校長会
〃	三浦 大助	川口市立小学校長会

川口市いじめから子どもを守る委員会

(任期R5.4.1～R7.3.31)

職	氏名	区分
委員長	星野 崇啓	子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者
委員	宮下 聡	教育関係者
委員	宮崎 裕悟	学識経験者

川口市民憲章

昭和42年4月1日 制定

“鑄物のまち”としての長い伝統の上に各種産業を加えて、躍進を誇るわが川口市は、新しい時代のいぶきのもと近代都市として大きな発展を期しています。これが市民ひとりひとりの理想であります。

わたくしたちはここに誇りを感じ、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市民の願いをこめて、この憲章を定めました。

わたくしたちは、

- 1 すすんで環境を浄化し、
きれいな家庭・美しいまちをつくりましょう。
- 1 いつも健康で元気よく働き、
しあわせな家庭・豊かな都市をつくりましょう。
- 1 互いにきまりを守り、助け合って、
なごやかな家庭・明るい社会をつくりましょう。
- 1 文化を育て、教養を高めて、
楽しい家庭・住みよい郷土をつくりましょう。
- 1 力いっぱい両手をひろげ、
伸びゆく家庭・理想の大川口市をつくりましょう。

令和5年度版 川口市の福祉

発行 川口市

編集 川口市福祉部福祉総務課

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048(259)7929